AppleソフトウェアまたはAppleサービスをダウンロードまたは使用する前に、以下のApple Developer Program使用許諾契約（Appleデベロッパプログラム使用許諾契約）の各条項をよくお読みください。これらの各条項は、デベロッパとAppleとの間の法的な契約を構成します。

Apple Developer Program使用許諾契約（Appleデベロッパプログラム使用許諾契約）

目的

デベロッパは、Appleブランド製品用の1つまたは複数のアプリケーション（以下に定義します）を開発する目的で、Appleソフトウェア（以下に定義します）を使用することを希望しています。Appleは、本契約に記載された条件に基づき、デベロッパのアプリケーションの開発およびテストを行うために本プログラムに基づきデベロッパに提供されるAppleソフトウェアおよびAppleサービスを使用するための限定的ライセンスをデベロッパに付与する意志があります。

本契約に基づき開発したiOS、iPadOS、macOS、tvOS、visionOS、およびwatchOS向けアプリケーションは、(1) App Storeを通じた配布（Appleにより選ばれた場合）、(2) 登録デバイス（以下に定義します）での限定的な使用のための配布、(3) TestFlightでのベータ版テストのための配布が可能です。iOS、iPadOS、macOS、およびtvOS向けに開発したアプリケーションは、カスタムアプリの配信を通じて配布することも可能です（Appleにより選ばれた場合）。さらに、macOS向けに開発したアプリケーションは、本契約に記載されているように別個で配布することもできます。

Appleの「ドキュメントおよびプログラム要件」に適合するアプリケーションは、Appleが、App Storeもしくはカスタムアプリの配信経由での配布、またはTestFlight経由でのベータテストの目的で審査できるように、これを提出することができます。デベロッパによって提出されAppleによって選定された場合、デベロッパのアプリケーションは、Appleによって電子的に署名され、該当する場合は配布されます。App Storeまたはカスタムアプリの配信経由での無償のアプリケーション（無償コンテンツを配布するためにIn-App Purchase APIを使用するアプリケーションを含みます）の配布は、本契約の別紙1に記載された配布条件に従うものとします。デベロッパが料金を請求するアプリケーションを配布したい場合、または有料コンテンツを配布するためにIn-App Purchase APIを使用したい場合は、Appleと別途契約（別紙2）を締結しなければならないものとします。デベロッパがカスタムアプリの配信経由で有料アプリケーションを配布したい場合、デベロッパは、Appleとの間で、別途契約（別紙3）を締結するものとします。また、デベロッパは、本契約に基づきiOSまたはwatchOSで使用するためにパス（以下に定義します）を作成し、ウォレットで使用するためのパスを配布することができます。

1. 本契約の受諾、定義

1.1 受諾

AppleソフトウェアおよびAppleサービスを使用するには、デベロッパは、本契約に同意する必要があります。本契約に同意しない、または同意できない場合には、AppleソフトウェアまたはAppleサービスを使用することはできません。その場合は、AppleソフトウェアまたはAppleサービスをダウンロードまたは使用しないでください。デベロッパは、以下のいずれかを行うことで、デベロッパ自身のため、および／またはデベロッパ企業、組織、教育機関、もしくは連邦政府の省庁、機関もしくは部局から授権された法定代理人として当該団体のために、本契約の条項を受諾し同意したことになります。

(a)本契約の末尾に記載されたボックスにチェックマークを付けること(デベロッパが本契約をAppleのウェブサイト上で読んでいる場合)
(b)「同意する」またはそれに類するボタンをクリックすること(Appleがこの選択肢を提供している場合)

1.2 定義

本契約において先頭が大文字で表記されている用語(英語の場合)は、常に以下の定義が適用されます。

「**アクセサリデータトランスポート拡張機能**」とは、デベロッパのアプリケーションの一部としてバンドルされる拡張機能を意味し、その唯一の目的は、エンドユーザーのAppleブランドデバイスと許可済みターゲットアクセサリとの間で、情報を安全に直接共有することです。

「**Accessory Notifications Framework**」および「**Accessory Live Activities Framework**」とは、それぞれのフレームワークのDocumented APIであり、エンドユーザーが自身のiPhone上のデベロッパのアプリケーションに対し、当該フレームワークを使用してほかのアプリケーションからの転送情報にアクセスし、その情報をデベロッパの当該許可済みターゲットアクセサリと共有することを明示的に許可している場合に、デベロッパのアプリケーションに当該情報の共有機能を提供するものをいいます。

「**Ad Network API**」とは、暗号化された署名とAppleへの登録処理の組み合わせを使用して、サポートされているAppleブランド製品で広告活動がコンバージョンに結び付いたことを検証するための方法を提供するDocumented APIのことをいいます。

「**Ad Support API**」とは、広告識別子およびトラッキング設定を提供するDocumented APIのことをいいます。

「**アダプタ**」とは、Foundation Models Framework Acceptable Use Requirementsで許可されている目的のために、Foundation Modelsフレームワークによりアクセスされるモデルを微調整するモデルアダプタのことをいいます。

「**広告識別子**」とは、特定のAppleブランドデバイスと関連付けられ、かつAppleが書面で明示的に別段の許可をしない限り、広告目的にのみ使用されるAd Support APIを通じて提供される、個人を特定しない一意の非永続的な識別子のことをいいます。

「**本契約**」とは、本Apple Developer Program使用許諾契約のことをいい、ここで参照することにより組み込まれる付属書、別紙1、およびその他の添付書類も含まれます。疑義を避けるために明記すると、本契約は、iOS Developer Program License Agreement(あらゆる付属書、別紙1およびそれらのあらゆる添付書類を含みます)、Safari Extensions Digital Signing Agreement、Safari Extensions Gallery Submission Agreement、ならびにMac Developer Program License Agreementに優先するものとします。

「**APN API**」とは、デベロッパがデベロッパのアプリケーションに対してプッシュ通知を送信するために、または本契約において別途許容された利用のために、APNを使用できるようにするDocumented APIのことをいいます。

「**App Intent**」とは、デベロッパのアプリケーションが、スキーマ、アプリのショートカット、アプリのエンティティ、ドネー

ションおよびその他の関連する実装を含む、App Intentフレームワークやその他の関連機能にアクセスすることを可能にするDocumented APIのことをいいます。

「**アプリ交換エンタイトルメント**」とは、デベロッパの交換用アプリケーションの初回起動時に、エンドユーザーが以前インストールしたデベロッパの元のアプリケーションからデータと設定を移行し、その元のアプリケーションを削除することを選択できるシステムシートを表示する、文書化されたエンタイトルメントのことをいいます。

「**App Store**」とは、Apple、Apple子会社、またはその他のAppleの関連会社がブランド化、所有および／または管理し、それらを経由してライセンスアプリケーションが取得できる、電子ストアおよびそのストアフロントのことをいいます。App Storeは、iOS、iPadOS、macOS、tvOS、visionOS、およびwatchOS向けにそれぞれ存在します。

「**App Store Connect**」とは、アプリケーションのための、Appleが所有するオンラインコンテンツ管理ツールのことをいいます。

「**Apple**」とは、One Apple Park Way, Cupertino, California 95014, U.S.A.に主たる事務所を有するカリフォルニア州法人であるApple Inc.のことをいいます。

「**Apple証明書**」または「**証明書**」とは、本プログラムに基づいてAppleがデベロッパに提供する、Apple発行のデジタル証明書のことをいいます。

「**Apple Maps Server API**」とは、デベロッパがデベロッパのアプリケーション、ウェブサイト、ウェブアプリケーションに、サーバ間のマッピング機能または機能性を追加できるようにするDocumented APIのことをいいます。

「**Appleマップサービス**」とは、MapKit APIおよび／またはApple Maps Server API経由でAppleが提供するマッピングプラットフォームおよびマップデータ、マッピングプラットフォームで使用または表示される、Appleが提供するマップデータ、および／またはMapKit JS経由でAppleが提供する、マッピングプラットフォームおよびマップデータ、ならびにマップコンテンツを取得するための関連ツール（例えばMapSnapshotter）のことをいいます。Appleマップサービスは、デベロッパがデベロッパのアプリケーション、ウェブサイト、またはウェブアプリケーションに関してのみ使用することを目的としたものです。

「**Apple Music Feed API**」とは、Apple Musicのアルバム、曲、アーティストのメタデータを含むデータフィードのことをいいます。

「**Apple Musicフィードコンテンツ**」とは、Appleが提供し、Apple Music Feed APIを通じてレンダリングされたアルバムアートワーク、曲、ミュージックビデオのプレビューのことをいいます。

「**Apple Pay API**」とは、エンドユーザーが、アプリケーションもしくは対象製品により、またはこれらを通じて行う支払い手続きに使用するために、サポート対象のAppleブランド製品上に保存した支払い情報を当該アプリケーションまたは対象製品に送信することを可能にするDocumented APIのことをいいます。これには、ドキュメントに記載されているその他の支払い関連機能が含まれます。

「**Apple Payペイロード**」とは、支払い手続きの一環として、AppleソフトウェアおよびApple Pay APIを通じて提供されるカスタマーデータパッケージ（例えば、氏名、Eメール、請求先住所、送付先住所、およびデバイスアカウント番号）のことをいいます。

「**Apple Push Notification Service**」または「**APN**」とは、デベロッパがデベロッパのアプリケーションに対して、もしくはMDMプロトコル経由でプッシュ通知を送信できるようにするために、または本契約で別途許容された利用のために、Appleがデベロッパに対して提供できるAppleプッシュ通知サービスのことをいいます。

「**Appleサービス**」または「**サービス**」とは、デベロッパが取扱製品または対象製品と共に使用するため、もしくはデベロッパが開発で使用するため、Appleが提供できる、またはAppleソフトウェアを通じてもしくは本プログラムの一部としてAppleが利用可能にすることができる、デベロッパサービスのことをいいます。これには、本プログラムに基づきAppleがデベロッパに提供できる、それらのあらゆるアップデート（存在する場合）も含まれます。

「**Appleソフトウェア**」とは、Apple SDK、iOS、watchOS、tvOS、iPadOS、visionOS、および／またはmacOS、プロビジョニングプロファイル、FPS SDK、FPS導入パッケージ、および本プログラムに基づきAppleがデベロッパに提供するその他のあらゆるソフトウェアのことをいいます。これには、本プログラムに基づきAppleがデベロッパに提供できる、それらのあらゆるアップデート（存在する場合）も含まれます。

「**Apple SDK**」とは、本契約に基づき提供されるApple専有ソフトウェア開発キット（SDK）のことをいい、iOS、watchOS、tvOS、iPadOS、visionOS、またはMac SDKの一部としてラベル付けされ、それぞれiOS、watchOS、tvOS、iPadOS、visionOS、および／またはmacOSを実行するAppleブランド製品を対象とする目的でXcodeデベロッパツールパッケージおよびSwift Playgroundに含まれているヘッダーファイル、API、ライブラリ、シミュレータ、ならびにソフトウェア（ソースコードおよびオブジェクトコード）を含みますが、これらに限定されません。

「**Apple子会社**」とは、発行済み株式または証券（取締役またはその他の管理機関の選挙の投票権を表す）の少なくとも50%を、直接的または間接的にAppleに保有または支配されており、App Store、カスタムアプリの配信、TestFlightの運営に関わっている、またはそれらと提携しており、本契約において言及されている（例：付属書4）会社のことをいいます。

「**Apple天候データ**」とは、WeatherKit APIを通じて提供されるあらゆるコンテンツ、データ、または情報のことをいい、天候アラート、一般的な天気予報、およびその他の天候データを含みますが、これらに限定されません。

「**適用される欧州の法律**」とは、いずれかの当事者に適用される可能性がある場合に、欧州関係に関連する、または関連すると申し立てられるEU法またはEU加盟国の法律（いずれの場合も、改正、拡張、または再制定を含み、随時策定されるすべての実施法令を含む）のことをいいます。これには、規則および条約が含まれますが、これらに限定されるものではありません。

「**アプリケーション**」とは、デベロッパ自身の商標またはブランドで配布するために、かつ該当するiOS、iPadOS、macOS、tvOS、visionOS、またはwatchOSを実行するAppleブランド製品で特に使用するために、「ドキュメントおよびプログラム要件」に従い、デベロッパが開発した1つ以上のソフトウェアプログラム（1つのソフトウェアバンドルに同

梱される拡張機能、メディアおよびライブラリを含みます）のことをいい、そのソフトウェアプログラムのバグ修正、アップデート、アップグレード、修正、改良、補足、改訂、新規リリースおよび新バージョンを含むものとします。

「**認定デベロッパ**」とは、デベロッパの従業員および外部契約者、デベロッパの組織のメンバー、またはデベロッパが教育機関である場合にはデベロッパの教職員および認定学生デベロッパで、(a)各々Appleにおける有効なAppleデベロッパアカウントを有し、(b)取扱製品または対象製品の開発およびテスト目的で、Appleソフトウェアの情報または使用を明らかに必要としていると認められ、かつ、(c)当該個人がApple秘密情報に接する機会を有する限りにおいて、各々Apple秘密情報の不正使用および開示を防ぐため法的拘束力のある書面による合意をデベロッパと締結している者のことをいいます。

「**認定学生デベロッパ**」とは、デベロッパが大学である場合にはデベロッパの学生で、認定デベロッパとなる要件も満たしている者のことをいいます。

「**認定テストユニット**」とは、本プログラムに基づきデベロッパが所有または管理し、デベロッパがデベロッパ自身のテストおよび開発を行う目的で指定するAppleブランドのハードウェアユニットをいい、ならびにデベロッパが許可する場合に、当該ユニットがデベロッパのためのテストおよび開発を行う目的で使用される限りにおいて、デベロッパの認定デベロッパが所有または管理するAppleブランドのハードウェアユニットのことをいいます。または、デベロッパが大学である場合には、本契約で許可される限りにおいて、デベロッパが教育目的で指定し、デベロッパまたはデベロッパの認定学生デベロッパが所有または管理するAppleブランドのハードウェアユニットのことをいいます。

「**許可済みターゲットアクセサリ**」とは、エンドユーザーが自身のAppleブランドデバイス上で、デベロッパのアプリケーションが当該アクセサリと安全にペアリングし、以下を共有することを明示的に許可した、デベロッパのアクセサリのことをいいます。(i) Wi-Fi Infrastructure Frameworkの目的におけるWi-Fiネットワーク共有情報、ならびに／または(ii)該当する場合、Accessory Notifications FrameworkおよびAccessory Live Activities Frameworkの目的における転送情報。

「**Background Assets Framework**」とは、ユーザーによるアプリケーションの初回起動前、および初回起動後のほかのタイミングにおいて、バックグラウンドでダウンロード処理を実行する機能をアプリケーションに提供するDocumented APIのことをいいます。

「**ベータ版テスター**」とは、デベロッパが、デベロッパのアプリケーションのプレリリース版をテストするためにTestFlightにサインアップするよう勧誘し、かつTestFlightアプリケーションの利用規約に同意したエンドユーザーのことをいいます。

「**ClassKit API**」とは、デベロッパが、学校が管理する環境で使用するために学生進捗データを送信することを可能にするDocumented APIのことをいいます。

「**CloudKit API**」とは、デベロッパのアプリケーション、ウェブソフトウェア、および／またはデベロッパのエンドユーザー（デベロッパが当該エンドユーザーを許可した場合）による、iCloudのパブリックまたはプライベートコンテナからの構造化データの読み取り、書き込み、クエリ、および／または取得を可能にするDocumented APIのことをいいます。

「**構成プロファイル**」とは、Apple Configuratorもしくはその他の類似のApple製のソフトウェアツール、Eメール、ウェブページ、もしくはワイヤレスでの導入を通じて、またはモバイルデバイス管理（MDM）により、互換性のあるApple

製品への設定情報（例：VPNまたはWi-Fi設定）およびデバイス機能の制限情報（例：カメラの無効化）をデベロッパが配布できるXMLファイルのことをいいます。

「**対象製品**」とは、デベロッパのウェブサイト、ウェブアプリケーション、またはデベロッパのソフトウェアアプリケーションのその他のバージョンのことをいいます。

「**取扱製品**」とは、本契約に基づき開発されたデベロッパのアプリケーション、ライブラリ、パス、Safari Extension、Safariプッシュ通知、および／またはFPS実装のことをいいます。

「**Critical Messaging API**」とは、デベロッパのアプリケーションが、緊急時においてSMS経由でメッセージを送信できるようにするDocumented APIのことをいいます。

「**カスタムアプリの配信**」とは、Apple Business Manager、Apple School Managerの使用を通じて、またはその他Appleが許可する通り、ユーザーに対し、ライセンスアプリケーションを取得することを可能にするストアまたはストアフロントの機能をいいます。

「**Customer Engagement API**」とは、取引業者がデベロッパのアプリケーションの使用を通じて顧客エンゲージメントインタラクションを実行することを可能にするDocumented APIのことをいいます。

「**顧客エンゲージメントデータ**」とは、顧客エンゲージメントインタラクションの一環として、Appleソフトウェアおよび Customer Engagement APIを通じて提供される、(a)取引業者のデータパッケージ（例：ショッピングカートの内容、取引領収書）、または(b)取引業者の顧客のデータパッケージ（例：氏名、送付先住所、電話番号）のことをいいます。

「**顧客エンゲージメントインタラクション**」とは、取引業者と顧客の間におけるデバイスベースの対面インタラクティブセッションのことをいい、取引業者と顧客のデバイス間での顧客エンゲージメントデータの送信を含みますが、これに限定されません。

「**Declared Age Range API**」とは、エンドユーザーまたはエンドユーザーの親もしくは保護者が、デベロッパのアプリケーションへのデータ提供を許可した場合、または法令により要求される場合に、デベロッパのアプリケーションが、自身のApple Accountに基づくエンドユーザーの年齢層情報を受信することを可能にするDocumented APIのことをいいます。

「**Default Dialer API**」とは、アプリケーションがデフォルトのダイヤルアプリとして設定されている場合に、通信事業者ベースの通話発信を行い、当該アプリケーションで行われた通信事業者ベースの発信の会話履歴にアクセスすることを可能にするDocumented APIのことをいいます。

「**DeviceCheck API**」とは、サーバサイドAPIを含むAPIセットのことをいい、デベロッパはこれらのAPIを使用して、デバイスに関連付けられた2ビットのデータ、および当該ビットが最後にアップデートされた日付を設定およびクエリできます。

「**DeviceCheckデータ**」とは、DeviceCheck APIを通じて保存および返却されたデータのことをいいます。

「**ドキュメント**」とは、Appleソフトウェア、Appleサービス、Apple証明書に関連して、または本プログラムの一部として使用するためにAppleがデベロッパに提供する、技術的またはその他の仕様書または文書のことをいいます。

「**Documented API**」とは、Appleが文書化し、Appleドキュメントとして公開しているアプリケーションプログラミングインターフェイスのことをいい、Appleソフトウェアに含まれています。

「**EnergyKit**」とは、アプリケーションが電力に関するガイダンスおよびインサイトを受信することを可能にするDocumented APIのことをいいます。

「**欧州関係**」とは、本契約、Appleソフトウェア、Appleハードウェア、またはその他のいずれに起因するかを問わず、以下の(i)および／または(ii)に関連する、Appleおよび／またはApple Distribution International Ltd.とデベロッパとの関係のことをいいます。(i)EU加盟国または地域のApp Storeを通じてエンドユーザーに配布される、または配布されることを意図されている限りにおけるアプリケーション、ライセンスアプリケーション、および／またはカスタムアプリケーション、(ii)EUに所在するエンドユーザーによってiOSまたはiOSデバイスで使用される、または使用されることを意図されている限りにおける、アプリケーション、ライセンスアプリケーション、および／もしくはカスタムアプリケーション、その他のソフトウェア(取扱製品および／または対象製品を含むがこれらに限定されない)、および／またはApple以外のブランドのハードウェア。

「**欧州関係に関する申し立て**」とは、契約上の申し立て、適用される欧州の法律に基づく申し立て、暫定的救済の申し立て、および契約に基づかない申し立てを含むがこれらに限定されない、欧州関係に関連する範囲の(およびその範囲に限る)すべての申し立てまたは訴訟のことをいいます。

「**顔データ**」とは、人間の顔に関連する情報(例えば、アップロードされた写真を含む、顔のメッシュデータ、フェイシャルマップデータ、フェイスモデリングデータ、フェイシャルコーディネートまたはフェイシャルランドマークデータ)であり、ユーザーのデバイスから、および／またはAppleソフトウェアの使用(例えば、ARKit、Camera APIまたはPhoto APIの使用)を通じて入手されたもの、またはアプリケーション内で、もしくはアプリケーション経由でユーザーが提供した情報(例えば、顔分析サービスのためのアップロード)のことをいいます。

「**Family Controls Framework**」とは、デベロッパのアプリケーションがAppleブランド製品上でアプリおよびウェブサイトの使用コントロールを提供できるようにするDocumented APIのことをいいます。

「**転送情報**」とは、それぞれAccessory Notifications FrameworkまたはAccessory Live Activities Frameworkを通じて提供される、またはこれらを介して送信される、あらゆるコンテンツ、データまたは情報を含む、あらゆる通知のことをいい、あらゆるアプリケーションからの通知、または当該通知から派生したその他の情報(復号化、ハッシュ化、再暗号化、サイズ変更、再フォーマット、要約された情報など)が含まれます。

「**FOSS**」(無償オープンソースソフトウェア)とは、使用、複製、修正、再配布の条件として、当該ソフトウェアおよび／またはその二次的著作物がソースコードで公開または配布され、二次的著作物を創作する目的でライセンスが付与される、または無償で再配布される条件に従うソフトウェアのことをいい、GNU General Public LicenseまたはGNU Lesser/Library GPLに基づき配布されるソフトウェアを含みますが、これらに限定されません。

「**Foundation Models Framework Acceptable Use Requirements**」とは、https://developer.apple.com/jp/apple-intelligence/acceptable-use-requirements-for-the-foundation-models-frameworkに記載されている要件のことをいいます。この要件は、適宜更新される場合があります。

「**Foundation Models Framework**」とは、デベロッパによるFoundation Modelsフレームワークへのアクセス、プロンプトの入力、またはその他の方法での利用を可能にするDocumented APIのことをいいます。これには、アダプタを介してアクセスされるものも含め、本フレームワークからアクセスされるモデルも含まれます。

「**Foveated Streaming Framework**」とは、ローカルまたはリモートのストリーミングエンドポイントからApple Vision Proにコンテンツ、データ、または情報をストリーミングするためのセッションを確立する機能をアプリケーションに提供するDocumented APIのことをいいます。

「**Foveated Streaming情報**」とは、Foveated Streaming Frameworkの使用を通じて提供される、またはこれらを介して送信されるあらゆるコンテンツ、データ、または情報のことをいい、エンドユーザーが見ているおおよその領域などの情報を含みますが、これらに限定されません。

「**FPS**」または「**FairPlay Streaming**」とは、FPS SDKに記載のAppleのFairPlayストリーミングサーバのキー配信メカニズムのことをいいます。

「**FPS導入パッケージ**」とは、Appleがデベロッパに提供する場合の、FPSの商用導入のためのD機能仕様書、D機能リファレンス実装、FPSサンプルコード、およびデベロッパが特にFPS実装で使用するための固有プロダクションキーセットのことをいいます。

「**FPS SDK**」とは、Appleがデベロッパに提供する、FPS仕様書、FPSサーバリファレンス実装、FPSサンプルコード、およびFPS開発キーのことをいいます。

「**Game Center**」とは、デベロッパのデベロッパアカウントに関連付けられたデベロッパのアプリケーションに関してデベロッパが使用するためにAppleが提供するゲームコミュニティサービスおよび関連するAPIのことをいいます。

「**HealthKit API**」とは、Appleのヘルスケアアプリケーションにおけるエンドユーザーの健康および／またはフィットネス情報の読み取り、書き込み、クエリ、および／または取得を可能にするDocumented APIのことをいいます。

「**HomeKitアクセサリプロトコル**」とは、HomeKit APIと連携するように設計されたホームアクセサリ（例：ライトやロック）が、互換性のあるAppleブランド製品と通信できるようにするAppleの独占的所有に帰するプロトコルで、かつMFi Programの下でライセンスが付与されるもののことをいいます。

「**HomeKit API**」とは、エンドユーザーのホーム構成、またはAppleのHomeKitデータベースのエンドユーザーが指定したエリアからのホームオートメーション情報の読み取り、書き込み、クエリ、および／または取得を可能にするDocumented APIのことをいいます。

「**HomeKitデータベース**」とは、エンドユーザーのライセンスHomeKitアクセサリおよび関連情報に関する情報を保存および管理するためのAppleのリポジトリのことをいいます。

「**iCloud**」または「**iCloudサービス**」とは、リモートオンラインストレージを含む、Appleが提供するiCloudオンラインサービスのことをいいます。

「**iCloud Extended Share Access API**」とは、アプリケーションがエンドユーザーの情報にアクセスし、アクセスリクエストおよびワンタイムリンクを共有することを可能にするDocumented APIのことをいいます。

「**iCloud Storage API**」とは、iCloudの使用を通じて、アプリケーションおよびウェブソフトウェアに対して、ユーザーが作成したドキュメントおよびその他のファイルの保存および／または取得、ならびにキー値データ（例えば、ファイナンスアプリの株式リストや、特定のアプリの設定）の保存または取得を可能にするDocumented APIのことをいいます。

「**ID Verifier API**」とは、デベロッパおよび／または取引業者が、デベロッパのアプリケーションの使用を通じてエンドユーザーの年齢またはIDの情報を確認することを可能にするDocumented APIのことをいいます。

「**ID確認データ**」とは、年齢確認または本人確認のプロセスの一環として、AppleソフトウェアおよびID Verifier APIを通じて提供されるエンドユーザーのデータパッケージのことをいいます。

「**In-App Purchase API**」とは、追加料金の有無を問わず、アプリケーション内で使用するために受け取りまたは利用することができる、追加コンテンツ、機能、またはサービスの提供を可能にするDocumented APIのことをいいます。

「**仲介者**」とは、(a)アプリケーションまたは対象製品の外部でApple Payエンドユーザーの支払い手続きを処理するために当該エンドユーザーのApple Payペイロードを取引業者に提供する者、または(b)取引業者によるタッチ決済取引の実行、もしくは顧客エンゲージメントインタラクションの実行を可能にするためにアプリケーションを開発して利用できるようにする者のことをいいます。

「**iOS**」とは、デベロッパのアプリケーションの開発およびテストに関して、デベロッパのみが使用するためにAppleが提供するiOSオペレーティングシステムソフトウェアおよびそのあらゆる後継バージョンのことをいいます。

「**知的財産権**」とは、世界のどの場所であるか、登録されているかどうか、または登録可能かどうかを問わず、著作権、商標、プライバシーとパブリシティに関わる権利、営業秘密、特許、または類似もしくは関連する性質のその他の知的財産権または法的権利（音楽の作曲権または演奏権、ビデオ権、写真または画像の権利、ロゴ権、第三者のデータ権など）のことをいい、すべての申請と前述のいずれかを申請する権利を含みます。

「**iPadOS**」とは、デベロッパのアプリケーションの開発およびテストに関して、デベロッパのみが使用するためにAppleが提供するiPadOSオペレーティングシステムソフトウェアおよびそのあらゆる後継バージョンのことをいいます。

「**iPodアクセサリプロトコル**」または「**iAP**」とは、対応するAppleブランド製品との通信を目的にAppleが独占所有権を有するプロトコルであり、MFi Programの下でライセンス付与されます。

「**Creator Studio API**」とは、エンドユーザーがデベロッパのアプリケーションまたは対象製品でCreator Studio文書をPDF形式に書き出すことを可能にする、「Creator Studio Document Exporting API」と呼ばれるDocumented APIのことをいいます。

「**Journaling Suggestions API**」とは、ジャーナリングの提案の表示を可能にするDocumented APIのことをいいます。

「**ライブラリ**」とは、アプリケーションとは切り離してインストールまたは実行することができないコードモジュールのことをいい、Appleブランド製品と共に使用するためにのみ、「ドキュメントおよびプログラム要件」に従ってデベロッパが開発したものをいいます。

「**ライセンスアプリケーション**」とは、(a)すべての「ドキュメントおよびプログラム要件」を満たし、準拠するアプリケーションで、かつ、(b)Appleが配布するために選定してデジタル署名したアプリケーションのことをいいます。これには、In-App Purchase APIを使用するアプリケーション内でデベロッパが提供する、あらゆる追加的に許諾される機能、コンテンツ、サービスが含まれます。

「**ライセンスアプリケーション情報**」とは、別紙1または適用がある場合には別紙2もしくは別紙3に従って利用する目的で、デベロッパがAppleに提供するライセンスアプリケーションに関するスクリーンショット、画像、イラスト、プレビュー、アイコン、および／またはその他のテキスト、記述、表示、情報のことをいいます。

「**ライセンスHomeKitアクセサリ**」とは、HomeKitアクセサリプロトコルをサポートする、MFi Programに基づきライセンスが付与されるハードウェアアクセサリのことをいいます。

「**Live Assistance API**」とは、アプリケーションまたは対象製品がエンドユーザーのFaceTime通話に接続できるようにするDocumented APIのことをいいます。

「**ローカル通知**」とは、事前に決められた時間に、またはデベロッパのアプリケーションをバックグラウンドで実行しながら別のアプリケーションをフォアグラウンドで実行している際に、デベロッパのアプリケーションがエンドユーザーに提供するメッセージ(コンテンツまたはデータを含みます)のことをいいます。

「**Location Push Service Extension**」とは、本契約に準拠してCore Location APIで使用するためのプッシュ通知を通じてオンデマンドの位置情報更新を実現する方法をアプリケーションに提供するソフトウェア拡張機能のことをいいます。

「**macOS**」とは、デベロッパが使用するためにAppleが提供するmacOSオペレーティングシステムソフトウェアおよびその後継バージョンのことをいいます。

「**管理対象Apple Account**」とは、組織が従業員または学生のために作成し、当該組織のIT管理者が管理するApple Accountのことをいいます。

「**マップデータ**」とは、画像、地形データ、緯度と経度の座標、交通機関データ、見どころおよび交通量データを含む(がこれらに限定されない)、Appleマップサービス経由で提供されるあらゆるコンテンツ、データ、または情報のことをいいます。

「**MapKit API**」とは、デベロッパがアプリケーションにマッピング機能またはその機能性を追加できるようにした、クライアントサイドのDocumented APIのことをいいます。

「**MapKit JS**」とは、デベロッパがデベロッパのアプリケーション、ウェブサイト、またはウェブアプリケーションにマッピング機能または機能性を追加できるJavaScriptライブラリのことをいいます。

「**MDM互換製品**」とは、MDMプロトコル（Appleがデベロッパに任意で提供する場合があります）を使用して、サポートされているAppleブランド製品の管理を可能にするエンタープライズサーバソフトウェア製品のことをいい、その主な目的はエンタープライズのデバイス管理です。疑義を避けるために明記すると、Appleが書面で明示的に許可している場合を除き、消費者使用または個人使用の製品はMDM互換製品から除外されます。

「**MDM顧客**」とは、デベロッパのMDM互換製品の顧客である企業組織などの営利団体、教育機関、または政府機関のことをいいます。疑義を避けるために明記すると、MDM顧客は、Appleが書面で明示的に許可した場合を除き、消費者または個人ユーザーを明確に除外するものとします。

「**MDMプロトコル**」とは、Appleが任意で本契約に基づいてデベロッパに提供する独自のプロトコル文書のことをいい、本契約で明示的に許可されている通りに、デベロッパがサポート対象のAppleブランド製品とやり取りし、管理、設定、クエリできるようにするものです。

「**Media Device Extension**」とは、デベロッパのアプリケーションの一部としてバンドルされている拡張機能であり、その唯一の目的が、エンドユーザーによって許可されたMedia Device Extension Frameworkを使用して、エンドユーザーのiPhoneまたはiPadからほかのデバイスへコンテンツを送信することであるものをいいます。

「**Media Device Extension Framework**」とは、エンドユーザーのiPhoneまたはiPadからほかのデバイスへコンテンツを送信する機能を提供する、Media Device Extension内で使用するためのDocumented APIのことをいいます。

「**取引業者**」とは、(a) Apple Pay支払い手続きを処理する者、(b) TTP APIを使用し、自身の名前、商標、またはブランドで、デベロッパのアプリケーションを通じて支払いの受付、取引の実行、および関連サービスへのアクセスを行う者（例えば、その名がエンドユーザーのクレジットカード利用明細書に表示される者）、(c) ID Verifier APIを使用し、デベロッパのアプリケーションを通じて年齢確認もしくは本人確認を実行する者、または (d) Customer Engagement APIを使用し、顧客エンゲージメントインタラクションを実行する者のことをいいます。

「**MFiアクセサリ**」とは、MFi Programの下でライセンス付与された技術を使用して、Appleブランド製品とインターフェイス接続、通信、または連携する、もしくはサポート対象のAppleブランド製品をコントロールする（iPodアクセサリプロトコルを通じてサポート対象のAppleブランド製品をコントロールするなど）、Apple以外のブランドのハードウェアデバイスのことをいいます。

「**MFiライセンシー**」とは、MFi Programに基づきAppleからライセンスを付与された当事者のことをいいます。

「**MFi Program**」とは、選定されたAppleブランド製品とのインターフェイス接続、通信、もしくは連携を行う手段として、または当該Appleブランド製品をコントロールする手段として、特定のAppleテクノロジーをハードウェアアクセサ

リもしくはデバイスに組み込むため、またはこれらと共に使用するためのライセンスを、その他の項目と共にデベロッパに提供する、独立したAppleプログラムのことをいいます。

「**モバイルデバイス管理**」(MDM)とは、Appleが提供するデバイス管理機能および関連APIのことをいい、MDMプロトコルおよびApple発行のデジタル証明書を使用して、サポートされるAppleブランド製品のリモート管理および設定を行うことができます。

「**Motion & Fitness API**」とは、エンドユーザーが当該データへのアクセスを無効化しない限り、互換性のあるAppleブランド製品におけるモーションとフィットネスのプライバシー設定によりコントロールされ、かつモーションおよびフィットネスのセンサーデータ(例えば、身体運動、歩数、上った階数)へのアクセスを可能にするDocumented APIのことをいいます。

「**マルチタスク**」とは、ほかのアプリケーションの実行中に、バックグラウンドでの実行を可能にするアプリケーションの機能のことをいいます。

「**MusicKit API**」とは、Apple Musicユーザーが、デベロッパのアプリケーションを通じて、またはドキュメントでAppleが許可したその他の方法で、サブスクリプションにアクセスできるようにするAPI一式のことをいいます。

「**MusicKitコンテンツ**」とは、MusicKit APIを通じて表示される音楽、ビデオ、および／またはグラフィックコンテンツのことをいいます。

「**MusicKit JS**」とは、デベロッパのアプリケーション、ウェブサイト、またはウェブアプリケーションを通じて、Apple Musicユーザーが自身のサブスクリプションにアクセスできるようにするJavaScriptライブラリのことをいいます。

「**Network Extension Framework**」とは、互換性のあるAppleブランド製品の特定のネットワーク機能をカスタマイズ(Wi-Fiホットスポットの認証プロセス、VPN機能、コンテンツフィルタリングメカニズムのカスタマイズなど)する機能をアプリケーションに提供するDocumented APIのことをいいます。

「**Now Playing API**」とは、アプリケーションで現在再生中のメディアに関する情報およびメタデータをAppleブランド製品で表示できるようにするDocumented APIのことをいいます。

「**パス**」とは、本契約に基づき、デベロッパ自身の商標またはブランドとしてデベロッパが開発し、デベロッパのPass Type IDによって署名される、あるいはドキュメントに従ってデベロッパが開発する、1つ以上のデジタルパス(映画チケット、クーポン、ポイントカード、搭乗券、会員カードなど)のことをいいます。

「**パス情報**」とは、デベロッパが、パス上でまたはパスに関連してデベロッパのエンドユーザーに対して提供する、またはデベロッパのエンドユーザーから受け取るパスに関するテキスト、記述、表示、情報のことをいいます。

「**Pass Type ID**」とは、Apple証明書とPush Application IDを組み合わせたものであり、デベロッパはこのIDを使用して自身のパスに署名したり、APNと通信したりします。

「**決済サービスプロバイダ**」とは、(a)直接的か間接的かを問わず、取引業者のTTPデータの処理を伴う決済処理サービスを提供するプロバイダで、かつ、(b)ドキュメントで規定されているプロバイダのことをいいます。

「**本プログラム**」とは、本契約で意図されるAppleの全体的な開発、テスト、デジタル署名、および配布プログラムのことをいいます。

「**プログラム要件**」とは、Appleが定義する技術、ヒューマンインターフェイス、デザイン、製品カテゴリ、セキュリティ、パフォーマンス、その他の基準および要件のことをいいます。これには、**第3.3条**に定義される現行の要件が含まれますが、それらに限定されません。各基準および要件は、本契約に従い、Appleによって適宜修正される可能性があります。

「**プロビジョニングプロファイル**」とは、デベロッパのアプリケーション開発およびテストに関連したデベロッパによる使用のため、ならびに登録デバイスおよび／または認定テストユニットにおけるデベロッパのアプリケーションの限定配布のためAppleが提供するファイル（適用されるエンタイトルメントまたはその他の識別子を含みます）のことをいいます。

「**Push Application ID**」とは、APNへのアクセスと使用、またはMDMでの使用を許可するためにアプリケーション、パス、サイトにAppleが割り当てる一意の識別番号またはその他の識別子のことをいいます。

「**プッシュ通知**」または「**Safariプッシュ通知**」とは、デベロッパが、デベロッパのアプリケーションおよびデベロッパのパスで配布するためにエンドユーザーに配信する通知、および／またはmacOSの場合はmacOS上のSafariを介してかかるメッセージを受信することを選択したデベロッパのサイトのユーザーのmacOSデスクトップに配信する通知、および／またはMDMを使用して配信される通知のことをいい、コンテンツもしくはデータを含むものをいいます。

「**登録デバイス**」とは、本プログラムに基づき当該製品がAppleに特に登録されている場合に、デベロッパが所有または管理する、またはデベロッパの関係者である個人が所有するAppleブランドのハードウェアユニットのことをいいます。

「**Roster API**」とは、学校のIT管理者がデベロッパのアプリケーションまたは対象製品で学生、教師および職員の名簿データを受け取ることができるようにしている場合に、当該学校からのこうしたデータの共有を可能にするDocumented APIのことをいいます。

「**名簿データ**」とは、Roster APIの使用を通じて、その使用に関連して、またはその使用から取得、収集するあらゆるユーザーデータまたはトークンのことをいいます。これには、特定の個人に関するデータ、個人の特定が可能なデータ、またはそうした個人に関連付けられているか関連付け可能なデータが含まれます。

「**Safari Extension**」とは、本契約に従い、Safariで使用する目的でのみ、本契約に基づきデベロッパが開発した1つまたは複数のソフトウェア拡張機能のことをいいます。

「**セキュリティソリューション**」とは、FairPlayとして販売されているApple専有のコンテンツ保護システムのことをいいます。App Storeで配信されるライセンスアプリケーションに適用され、ライセンスアプリケーションに関するAppleの標準使用規定を施行するもので、当該システムおよび規定は必要に応じてAppleによって変更されるものとします。

「**Sensitive Content Analysis Framework**」とは、アプリケーションにコミュニケーションの安全性および／または不適切なコンテンツの警告を実装し、ユーザーがデベロッパのアプリケーションで送受信する画像およびビデオに

ヌードもしくは性的に露骨なマテリアル、または暴力的な描写もしくはゴア表現が含まれているかどうかをデバイス上で判断できるようにするDocumented APIのことをいいます。

「**ShazamKit API**」とは、デベロッパが音声ベースの認識機能または機能性をデベロッパのアプリケーションおよび対象製品に追加できるようにするDocumented APIのことをいいます。

「**ShazamKitコンテンツ**」とは、Appleが提供し、ShazamKit APIを通じて表示されるメタデータ、音楽、および／またはグラフィックコンテンツのことをいいます。これにはMusicKitコンテンツが含まれますが、これに限定されません。

「**Appleでサインイン**」とは、デベロッパが、ユーザーによるApple Accountまたは匿名化された認証情報を使用したデベロッパのアプリケーション（および対象製品）へのログインを可能にするDocumented APIおよびJavaScriptライブラリのことをいいます。

「**Appleでサインイン（勤務先と学校）**」とは、ユーザーが所属する組織のIT管理者によるアクセスの管理を条件として、デベロッパが、ユーザーによる管理対象Apple Accountを使用したデベロッパのアプリケーション（および対象製品）へのログインを可能にするDocumented APIおよびJavaScriptライブラリのことをいいます。

「**Significant App Update Topic API**」とは、App Storeで配信されるデベロッパのアプリケーションが、重要な更新が行われた場合に、エンドユーザーの親または保護者に対し、当該アプリケーションの継続利用に関する同意を取得することを可能にするDocumented APIのことをいいます。

「**SiriKit**」とは、ドキュメントに記載されているように、デベロッパのアプリケーションが、SiriKitドメイン、インテント、ショートカット、ドネーション、およびその他の関連する機能にアクセスすること、または提供することを可能にするAPI一式のことをいいます。

「**サイト**」とは、デベロッパ自身の名称、商標、ブランドで、デベロッパが提供するウェブサイトのことをいいます。

「**シングルサインオン仕様書**」とは、本契約に基づき、Single Sign-On APIのためにAppleが提供する、随時更新されるドキュメントのことをいいます。

「**Spatial Audio Extension API**」とは、デベロッパのBluetoothヘッドフォンからのみ、かつデベロッパのBluetoothヘッドフォンに空間オーディオ体験を提供する目的にのみ、ヘッドトラッキングテレメトリを受信する機能を、デベロッパのアプリケーションおよびその拡張機能に提供するDocumented APIのことをいいます。

「**Suggested Actions API**」とは、サポートされているコンテンツに基づいて推奨アクションを提供するDocumented APIのことをいいます。

「**Tap to Payデータ**」または「**TTPデータ**」とは、取引の一環として、AppleソフトウェアおよびTap to Pay APIを通じて提供される取引業者の顧客のデータパッケージ（例：主要アカウント番号、取引金額）のことをいいます。

「**Tap to Pay API**」または「**TTP API**」とは、取引業者がデベロッパのアプリケーションの使用を通じて取引を実行することを可能にするDocumented APIのことをいいます。

「**TelephonyMessagingKit API**」とは、アプリケーションがデフォルトの通信事業者ベースのメッセージアプリとして設定されている場合に、SMS、MMS、およびRCSを介して通信事業者ベースのメッセージを送受信し、そのアプリケーションで送受信されたかかるメッセージの履歴にアクセスすることを可能にするDocumented APIのことをいいます。

「**契約期間**」とは、**第11条**で定義される期間のことをいいます。

「**TestFlight**」とは、AppleのTestFlightアプリケーションを通じて利用できる、プレリリース版アプリケーションのためのAppleのベータテストサービスのことをいいます。

「**TestFlightアプリケーション**」とは、TestFlightを通じて、（TestFlightデベロッパウェブサイトで指定された）限定された人数の認定デベロッパおよび限定された人数のベータ版テスターに対して、デベロッパのアプリケーションのプレリリース版を配信できるようにするAppleのアプリケーションのことをいいます。

「**トラッキング設定**」とは、エンドユーザーによる広告トラッキング設定を可能にするAppleの設定のことをいいます。

「**Trust Insights API**」とは、デベロッパのアプリケーションがTrust Insightsデータにアクセスできるようにする Documented APIのことをいいます。

「**Trust Insightsデータ**」とは、Trust Insights APIを通じて提供される、エンドユーザーの活動の正当性に関する評価をまとめたデータパッケージのことをいいます。

「**TV App API**」とは、TVアプリ仕様書に記載された、デベロッパがAppleにTVアプリのデータを提供できるようにするAPIのことをいいます。

「**TVアプリのデータ**」とは、TVアプリ仕様書に定義された、TV App APIを通じてAppleに提供するデータのことをいいます。

「**TVアプリの機能**」とは、TVアプリまたはtvOS、iOS、iPadOS、および／またはmacOSデバイスを通じて利用することができ、ユーザーがコンテンツに関するカスタマイズされた情報およびおすすめを閲覧すること、ならびにユーザーのアプリケーションを通じて当該コンテンツにアクセスすることを可能にし、および／またはユーザーが以前視聴したコンテンツの視聴を継続することを可能にする機能のことをいいます。

「**TVアプリ仕様書**」とは、本契約に基づき、TV App APIのためにAppleが提供する、随時更新されるドキュメントのことをいいます。

「**tvOS**」とは、tvOSオペレーティングシステムソフトウェアおよびその後継バージョンのことをいいます。

「**アップデート**」とは、Appleソフトウェアや Appleサービス、またはAppleソフトウェアやAppleサービに含まれる部分に対する、バグ修正、更新、アップグレード、修正、改良、補足、新規リリース、新規バージョンのことをいいます。

「**visionOS**」とは、visionOSオペレーティングシステムソフトウェアおよびその後継バージョンのことをいいます。

「**ウォレット**」とは、iOS、iPadOS、watchOS、またはmacOSのSafariで使用するためのパスを保存および表示できるようにする機能を備えたAppleのアプリケーションのことをいいます。

「**WatchKit Extension**」とは、watchOS上でWatchKitアプリケーションを実行および表示するためにiOS上のWatchKitフレームワークにアクセスする、デベロッパのアプリケーションの一部としてバンドルされる拡張機能のことをいいます。

「**watchOS**」とは、watchOSオペレーティングシステムソフトウェアおよびその後継バージョンのことをいいます。

「**天候アラート**」とは、気象機関からWeatherKit APIを通じて随時提供される、所在地における特定の天候条件を説明する、天候に関するあらゆる警告またはその他のアラートのことをいいます。

「**WeatherKit API**」とは、デベロッパが天候に関する機能または機能性をデベロッパのアプリケーションまたは対象製品に追加できるようにするDocumented APIのことをいいます。

「**ウェブソフトウェア**」とは、デベロッパのライセンスアプリケーションと同一のタイトルおよび実質的に同等の機能ならびに特性を有するデベロッパのソフトウェアアプリケーションのウェブベースバージョン（例：機能パリティ）のことをいいます。

「**Website Push ID**」とは、デベロッパのサイトの登録バンドルに署名するため、および／またはAPNと通信するために、デベロッパが使用するApple証明書とPush Application IDとの組み合わせのことをいいます。

「**Wi-Fi Aware Framework**」とは、Wi-Fi Aware対応デバイス間でWi-Fi Aware接続を行う機能をアプリケーションに提供するDocumented APIのことをいいます。

「**Wi-Fi Aware情報**」とは、Wi-Fi Aware FrameworkまたはWi-Fi Awareプロトコルを通じて提供または経由して送信されるコンテンツ、データ、または情報のことをいいます。これには、デバイス間でやり取りされる識別子などの識別情報や、ペアリング、認証、または暗号化に使用されるセキュリティ情報、その他のキーおよびデバイス情報が含まれますが、これらに限定されません。

「**Wi-Fi Infrastructure Framework**」とは、AppleブランドデバイスからWi-Fi対応アクセサリへWi-Fiネットワーク共有情報を共有する機能をアプリケーションに提供するDocumented APIのことをいいます。

「**Wi-Fiネットワーク共有情報**」とは、Wi-Fi Infrastructure Frameworkを介して提供または送信されるあらゆるコンテンツ、データ、または情報を指します。これには、ネットワークおよびデバイスの情報と識別子（SSID、MACアドレス、デバイス間で交換されるその他の識別子など）、ならびに認証に使用されるセキュリティ情報、パスワード、暗号鍵、デバイス情報、またはそこから派生したあらゆるその他の情報（復号化、ハッシュ化、再暗号化された情報など）が含まれます。

「**Xcode Cloud**」または「**Xcode Cloudサービス**」とは、Appleのクラウドでホストされた、継続的インテグレーションサービス、継続的デリバリーサービス、および関連するテクノロジーのことをいいます。

「**Xcode Cloudコンテンツ**」とは、Xcode Cloudサービスにアクセスまたは使用する際に投稿または利用可能にする、ソフトウェア、テスト、スクリプト、データ、情報、テキスト、図形、ビデオ、またはその他のコンテンツ（デベロッパがログイン資格情報を提供するソースコードリポジトリに保存されているソフトウェアを含む）のことをいいます（デベロッパにライセンスが付与されたAppleのマテリアルを除く）。

「**デベロッパ**」および「**デベロッパの**」とは、自身のデベロッパアカウントで本契約を受諾した、およびAppleソフトウェアを使用している、またはその他本契約に基づく権利を行使する個人もしくは法人（例：会社、組織、教育機関、政府機関、機関、部門）のことをいいます。

注意：疑義を避けるために明記すると、デベロッパは、自身のために外部契約者にアプリケーションを開発させることができますが、当該アプリケーションは、デベロッパが所有し、デベロッパが自身のデベロッパアカウントで提出し、かつ本契約で明示的に許諾された場合に限りアプリケーションとして配信するものとします。デベロッパは、デベロッパのアカウントで行われる自身の外部契約者の行為（例えば、デベロッパのチームに外部契約者を加えて開発業務を遂行させること）、および外部契約者による本契約の遵守について、Appleに対して責任を負うものとします。本契約から生じる、デベロッパの外部契約者によってなされたあらゆる行為はデベロッパ自身によってなされたとみなされるものとし、かつデベロッパは（デベロッパの外部契約者に加えて）、かかる行為のすべてについてAppleに対して責任を負うものとします。

2. 内部使用ライセンスおよび制限

2.1 許可された使用と制限、プログラムサービス

本契約の条項を前提として、Appleはデベロッパに対し、本契約期間中、以下に定める制限付き、非独占的、一身専属的、取り消し可能、サブライセンス不可、かつ譲渡不能なライセンスを、ここに付与します。

(a) 本契約で別途明示的に許可される場合を除き、該当するAppleブランド製品上で動作するよう設計された取扱製品の開発またはテストのみを目的として、デベロッパまたはデベロッパの認定デベロッパによる内部使用のために、デベロッパが所有または管理するAppleブランド製品上に、本プログラムに基づきデベロッパに提供されるAppleソフトウェアの合理的な数のコピーをインストールすること。
(b) 本契約で別途明示的に許可される場合を除き、ドキュメントの合理的な数のコピーを作成し、認定デベロッパによる内部使用のみ、および取扱製品の開発またはテストのみを目的として認定デベロッパに配布すること。
(c) 本契約で別途明示的に許可される場合を除き、デベロッパのアプリケーションの開発およびテストのみを目的として、デベロッパまたはデベロッパの認定デベロッパが内部使用のために、デベロッパの各認定テストユニットに、デベロッパが登録し、ライセンスを取得した認定テストユニット数を上限として、プロビジョニングプロファイルをインストールすること。
(d) デベロッパが登録およびライセンスを取得した登録デバイスの上限数を限度として、登録デバイスでのデベロッパアプリケーションの配布および使用を可能にすることのみを目的として、各登録デバイスにプロビジョニングプロファイルをインストールすること。
(e) デベロッパのアプリケーション、パス、Safari Extension、Safariプッシュ通知にデジタル署名する目的、およびその他本契約で明示的に許可されている目的で、本契約に従いデベロッパに対して発行されたApple証明書を組み入れること。

Appleは、各ライセンシーが本プログラムの下でAppleに登録してライセンスを取得することのできるAppleブランド製品の上限数を設定する権利を留保するものとします（以下「**登録デバイスライセンス承認数**」といいます）。Appleが書面による別段の合意をした場合を除き、**第7.3条（Ad Hoc配布）**に基づき登録デバイスで限定的な配布をするために、各会社、組織、教育機関またはグループは、登録デバイスライセンス承認数1件のみを取得することができるものとします。デベロッパは、故意に、同一の会社、組織、教育機関またはグループで使用するために、1件を超える登録デバイスライセンス承認数を取得したり、または他者に取得させたりしてはならないものとします。

Appleは、本プログラムによって、または本プログラムを介して、デベロッパが自身のデベロッパアカウントで使用するサービス（デバイスやアプリのプロビジョニング、チームまたはその他アカウントリソースの管理など）へのアクセスを提供することがあります。デベロッパは、（Appleのデベロッパ向けウェブサイトからアクセスできる）プログラムのウェブポータル、またはプログラムと連携して動作するように設計されたAppleブランド製品（例：Xcode、App Store Connect、Swift Playground）を通じてのみ、かつAppleの承認を受けた場合に限り、当該サービスにアクセスすることに同意するものとします。デベロッパ（またはデベロッパの認定デベロッパ）がそうしたほかのAppleブランド製品を経由してデベロッパアカウントにアクセスする場合、デベロッパは、デベロッパアカウントのいかなる使用にも、また、この方法で（例えばApple証明書およびプロビジョニングプロファイルは、本契約で許可された限定的な方法においてのみ使用できるなど）デベロッパ（またはデベロッパの認定デベロッパ）に使用可能となるプログラムのいかなる機能または機能性にも、本契約が継続して適用されることを認め、これに同意するものとします。デベロッパは、本プログラムにより、または本プログラムを介して提供されるサービスを使用して、もしくはかかるサービスにアクセスして、代替または類似するサービスを作成しないこと、または作成を試みないことに同意するものとします。Appleがデベロッパのアプリケーションに電力およびパフォーマンス指標を提供する場合、デベロッパは、当該指標をデベロッパ自身の内部使用のためにのみ使用することができ、（**第2.9条**に定める場合を除き）いかなる第三者にも提供してはならないことに同意するものとします。また、デベロッパは、自身のデベロッパアカウントに関連付けられたApple Accountまたは認証情報（キー、トークン、パスワードなど）を使用して当該サービスにアクセスすることができ、デベロッパはデベロッパのApple Accountおよび認証情報を不正利用から守り、Appleが認証した方法でのみ使用すること、また、本契約の規定（**第2.8条**および**第5条**を含むがそれらに限定されない）に従って使用することについて全責任を負うものとします。本契約で別途明示的に許可される場合を除き、デベロッパは、全部または一部を問わず、デベロッパのチームの認定デベロッパ以外のいかなる者に対しても、デベロッパのデベロッパアカウントまたはそれと共に提供されるあらゆるサービスへのアクセスを共有、販売、再販売、レンタル、リース、貸与またはその他の提供をしないことに同意し、かつ、デベロッパはApple Developer Programのメンバーに対して、そのApple Account、認証情報、および／または関連のアカウント情報およびマテリアル（例えば、App StoreまたはTestFlightに配布または提出するために使用されるApple証明書など）を提供するよう依頼または要請しないことに同意するものとします。デベロッパは、各チームメンバーが、デベロッパのアカウントにアクセスするためには各々のApple Accountまたは認証情報を保有していなければならないことを理解しているものとします。またデベロッパのアカウントを通じて、またはこれに関連して行われたあらゆる行為について、アカウントの所有者であるデベロッパが全責任を負うものとします。デベロッパがAppleのmacOS ServerまたはXcode Server（以下「**本サーバ**」といいます）が搭載されたAppleブランドコンピュータを所有またはコントロールし、かつそれを当該プログラムに関するデベロッパ自身の開発目的で使用したい範囲内において、デベロッパは、かかる本サーバ用のデベロッパ自身のApple Accountまたはほかの認証情報を使用することに同意し、かつ、かかる本サーバによってなされるあらゆる行為について責任を負うものとします。

2.2　認定テストユニットとプレリリース版Appleソフトウェア

認定テストユニットにAppleソフトウェアのプレリリース版が含まれているか、または認定テストユニットがAppleサービスのプレリリース版を使用している限り、デベロッパは、当該認定テストユニットへのアクセスを認定デベロッパに限定すること、また、当該認定テストユニットを第三者に開示、表示、レンタル、リース、貸与、販売その他の方法により譲渡しないことに同意するものとします。また、デベロッパは、すべての認定テストユニットを紛失または盗難から保護すべく、合理的な予防措置を講じ、デベロッパの認定デベロッパにも、かかる保護をするように指示することに同意するものとします。さらに、本契約の条項に従い、デベロッパは、デベロッパの認定デベロッパに対し、デベロッパ自身の内部テストおよび開発目的で、限定された数の認定テストユニット上で使用するために、デベロッパのアプリケーションを導入することができます。

デベロッパは、デベロッパの認定テストユニットにプレリリース版Appleソフトウェアをインストールすること、またはデベロッパの認定テストユニットでプレリリース版サービスを利用することにより、これらの認定テストユニットがテストモードに「ロック」され、原状に復帰させることができなくなる場合があることについて認めるものとします。プレリリース版Appleソフトウェアまたはプレリリース版サービスの利用は、評価および開発目的でのみ行うものとし、商用運用環境で使用したり、重要なデータと共に使用したりしてはならないものとします。プレリリース版Appleソフトウェアまたはプレリリース版サービスを利用する場合、あらかじめデータをバックアップするものとします。Appleは、デベロッパの認定テストユニットおよび登録デバイスのプロビジョニング、デベロッパの取扱製品の開発、または本Appleソフトウェアもしくはプレリリース版Appleサービスのインストールもしくは使用の結果として、デベロッパが費用、経費、その他の債務（これには設備の損害、またはソフトウェアや情報もしくはデータの損害、喪失または破壊を含みますが、これらに限定されません）を被った場合でも、一切責任を負わないものとします。

2.3　プレリリース版AppleソフトウェアおよびAppleサービスの秘密性

Appleは、本契約期間中、適宜、デベロッパに対して、Apple秘密情報を構成するプレリリース版のAppleソフトウェアまたはAppleサービスを提供することがあり、その場合、本契約において別段の定めがある場合を除き、本契約の秘密保持義務が適用されるものとします。当該プレリリース版AppleソフトウェアおよびAppleサービスは、最終リリース版の商用グレード製品と同様に機能するものと信頼されるべきでなく、十分かつ定期的にバックアップされていないデータと共に使用されるべきではなく、また、まだ利用できないソフトウェアまたはサービスに関する機能、機能性、APIを含んでいることがあります。デベロッパは、Appleがプレリリース版AppleソフトウェアまたはAppleサービスの可用性について公表していない場合があること、Appleがデベロッパに対して、当該プレリリース版AppleソフトウェアまたはAppleサービスが将来公開されることまたは利用できることについて約束または保証をしていないことを認め、同意するものとします。またデベロッパは、Appleがデベロッパに対して、当該ソフトウェアもしくはサービス、またはこれらと類似性もしくは互換性のある技術を公開または市販する明示的または黙示的な義務を負わないことに同意するものとします。デベロッパは、プレリリース版AppleソフトウェアまたはAppleサービスについてデベロッパが行うリサーチまたは開発は、すべてデベロッパ自身の責任で行われることについて、明示的に認め、同意するものとします。

2.4　複製

デベロッパは、本契約に基づきデベロッパによる作成が許可されるAppleソフトウェアおよびドキュメントのすべての複製・コピーにおいて、Appleの著作権、免責条項その他の知的財産権の表示（提供されるAppleソフトウェアおよびドキュメントに表示されるもの）を、すべて保持および複写することに同意するものとします。

2.5　所有権

Appleは、本契約に基づいてデベロッパに提供されるAppleソフトウェア、サービス、およびあらゆるアップデートに関して、すべての権利、権原および利益を留保します。デベロッパは、AppleソフトウェアおよびAppleサービスに対するAppleの所有権を保持するためにAppleに協力することに同意するものとします。また、デベロッパは、AppleソフトウェアまたはAppleサービスに関する権利の主張を認識した場合、速やかにAppleに伝えるための合理的な努力を払うことに同意するものとします。両当事者は、本契約はAppleに対して、デベロッパの取扱製品または対象製品に関するいかなる所有者としての利益も与えていないことを認めるものとします。

2.6　その他の許可される使用の不存在

本契約で特段の定めのない限り、デベロッパは、Appleソフトウェア、Apple証明書、またはあらゆるサービスの全部または一部について、レンタル、リース、貸与、ウェブサイトもしくはサーバへのアップロード、ウェブサイトもしくはサーバ上でのホスティング、販売、再配布、または再使用許諾を行わないこと、また、他者がこれらの行為を行うことを可能ならしめないことに同意するものとします。デベロッパは、該当するすべての付属書および別紙を含む本契約で明示的に許可されていない目的のために、本契約に基づき提供されるAppleソフトウェア、Apple証明書、またはサービスを使用することはできません。デベロッパは、Apple SDKをAppleブランドでないコンピュータでインストール、使用もしくは実行しないこと、iOS、iPadOS、macOS、tvOS、visionOS、watchOS、およびプロビジョニングプロファイルをAppleブランド製品以外のデバイスで、またはAppleブランド製品以外のデバイスに関連して、インストール、使用または実行しないこと、および他者がこれらの行為をすることを可能ならしめないことに同意するものとします。デベロッパは、Appleソフトウェア、Apple証明書、またはAppleソフトウェアもしくはその他本契約に基づいて提供されるサービス、またはこれらの一部について、複製（本契約に基づき明示的に許可される場合を除きます）、逆コンパイル、リバースエンジニアリング、逆アセンブル、ソースコード取得の試み、改変、復号、または二次的著作物の創造を行うことはできないものとし、これらの行為を行わないこと、および他者がこれらの行為を行うことを可能ならしめないことに同意するものとします（ただし、上記の制限が適用法により禁止される場合、およびAppleソフトウェアに含まれるオープンソースのコンポーネント、またはサンプルコードの使用に適用されるライセンス条件により許可される場合のみを除きます）。デベロッパは、あらゆるAppleソフトウェア、Apple証明書、または本契約に基づき提供されるサービスを、許可されていない方法（ネットワークへの不正侵入やネットワーク容量への過重負荷、または当該Appleソフトウェア、Apple証明書もしくはサービスにより提供されるデータの収集もしくは不正使用をすることを含みますが、これらに限定されません）で利用しないことに同意するものとします。このような行為を試みることは、AppleソフトウェアまたはAppleサービスに関するAppleおよびそのライセンサーの権利を侵害することになります。デベロッパが上記の制限に違反した場合、訴追および損害賠償請求を受ける恐れがあります。本契約で明示的に付与されていない一切のライセンスはAppleに留保され、Appleは、黙示、明示を問わずその他のいかなるライセンス、免責または権利も、暗示、禁反言その他により付与するものではありません。本契約は、Appleに帰属する何らかの商標、ロゴ、サービスマークを使用する権利をデベロッパに付与するものではありません。これにはiPhoneまたはiPodのワードマークを含みますが、これに限定されません。デベロッパがAppleの製品や技術に言及する場合、またはAppleの商標を使用する場合、https://www.apple.com/legal/intellectual-property/guidelinesfor3rdparties.htmlに公開されているガイドライン（Appleにより随時変更される場合があります）の遵守に同意しているものとみなされます。

2.7　FPS SDKおよびFPS導入パッケージ

デベロッパは、デベロッパのアプリケーション経由でデベロッパが（またはデベロッパのために）ストリーミングするビデオ、またはデベロッパのアプリケーション経由で閲覧するためにダウンロードするビデオと共に使用する目的でのみ、iOS、iPadOS、および／またはtvOSで、もしくはmacOSのSafari経由で、またはその他Appleが書面で許可する場合に、FPSのサーバ側実装を開発およびテストするためにFPS SDKを使用することができます（以下「**認定FPSアプリケーション**」と

総称します)。デベロッパは、FPSの業務利用または商業利用をする前に、本プログラムウェブポータル上で、デベロッパが、FPS導入パッケージをリクエストする必要があることを理解しているものとします。かかるリクエストの一部として、デベロッパは、リクエストするFPSの使用に関する情報を提出することが必要になります。Appleは、デベロッパのリクエストを審査し、Appleの自由裁量により、デベロッパにFPS導入パッケージを提供しない権利を留保します。この場合、デベロッパはFPSを導入することができません。デベロッパがFPS SDKで行ういかなる開発およびテストも、デベロッパ自身の危険負担および費用負担の下で行われるものとし、Appleがデベロッパに対して、かかる使用に対する負担義務、またはデベロッパの業務環境または商業環境でFPSの使用リクエストが却下された場合の負担義務を負うことは一切ありません。

Appleがデベロッパに FPS導入パッケージを提供する場合、デベロッパは、Appleが許可した通りにのみ、かつ、認定FPSアプリケーションにデベロッパが(もしくはデベロッパのために)ストリーミングするビデオコンテンツ、またはデベロッパの認定FPSアプリケーション経由で閲覧するためにダウンロードするビデオコンテンツに関してのみ、そのパッケージを使用することに同意するものとします。**第2.9条(第三者サービスプロバイダ)**で許可される場合を除き、デベロッパは、Appleの書面による事前の同意を得ることなく、いかなる第三者にもFPS導入パッケージを提供せず、また、いかなる第三者にもFPS導入パッケージまたはFPS SDK(またはこれらのあらゆる実装)を再使用許諾、販売、再販売、リース、開示または再配布しないものとします。

デベロッパは、FPS導入パッケージ(FPSプロダクションキーセットを含みます)が、**第9条(秘密保持)**で定める通り、Apple秘密情報であることを認め、これに同意するものとします。さらに、当該FPSキーは、デベロッパ企業または組織に固有のものであり、かつ、それらの保管および保護に関して、デベロッパが単独で責任を負うものとします。デベロッパは、デベロッパの認定FPSアプリケーション経由での視聴目的で、デベロッパが認定FPSアプリケーションにストリーミングする、またはダウンロードするビデオコンテンツを復号するために使用されるデベロッパのコンテンツキーを配布および保護する目的でのみ、当該FPSキーを使用することができます。Appleは、FPSキーに対する、またはFPSに関連する本契約に基づいてストリーミングされる、またはその他の方法で提供されるあらゆるコンテンツに対する不正アクセスまたはその使用について、一切の責務または責任を負いません。デベロッパのFPSキーが開示、露見、悪用された場合または紛失した場合、デベロッパは、product-security@apple.com宛てにメールを送信し、当該キーを無効にするようAppleに求めることができます。またデベロッパは、Appleがデベロッパに対して、代替キーを提供する義務を負わないことを理解しているものとします。Appleは、デベロッパが要求する場合、デベロッパが本契約に違反した場合、その他Appleが妥当もしくは合理的とみなす場合、または本契約の期間満了もしくは解除時に、デベロッパのFPSキーをいつでも取り消す権利を留保します。

デベロッパは、Appleが、いつでもその自由裁量により、デベロッパによるFPSへのアクセスおよびその使用(またはそれらの一部)を取り消すか、削除する権利を留保することを認め、同意するものとします。さらに、Appleは、FPS導入パッケージまたはFPS SDKのいかなる修正、アップデートまたは後継バージョンもデベロッパに提供する義務を一切負わず、かつ、旧バージョンとの互換性を維持する義務を一切負いません。Appleが、FPS導入パッケージまたはFPS SDKの新バージョンをデベロッパに対して利用可能にした場合、デベロッパは、Appleからアップデートを要求された場合は、合理的な期間内に新バージョンにアップデートすることに同意するものとします。

2.8 Appleサービスの利用

Appleは、AppleソフトウェアのAPI経由でデベロッパの取扱製品または対象製品が要求し得るAppleサービス、および/またはAppleがその他のメカニズム(本プログラムに基づいてAppleがデベロッパにアクセスを許可するキーの使用など)を通じてデベロッパが利用できるようにするAppleサービスへのアクセスを提供することがあります。デベロッパは、当該アクセスのためにAppleが提供するメカニズム経由でのみ、かつ、Appleブランド製品で使用するために

のみ、かかるAppleサービスにアクセスすることに同意するものとします。**第2.9条（第三者サービスプロバイダ）**で許可される場合またはその他本契約で定める場合を除き、デベロッパは、Appleサービスを使用するために、Appleがデベロッパに提供するメカニズムへのアクセスを第三者と共有しないことに同意するものとします。さらに、デベロッパは、Appleサービスの使用またはアクセスを通じて、代替もしくは類似サービスを作成しないことまたは作成を試みないことに同意するものとします。

デベロッパは、かかるサービスを使用する資格を有するデベロッパの取扱製品または対象製品向けのサービスおよび機能を提供するために必要な範囲内でのみ、かつ、Appleがドキュメントを含む書面で許可する場合にのみ、かかるサービスにアクセスして使用することについて同意するものとします。デベロッパは、本契約の条項と矛盾する方法、第三者もしくはAppleの知的財産権を侵害する方法、または、適用法令もしくは規制に違反するいかなる方法でもAppleサービスを使用しないものとします。デベロッパは、Appleサービスが、Appleおよびそのライセンサーが所有し、かつ、適用のある知的財産およびその他の法令で保護される専有コンテンツ、情報およびマテリアルを含むものであることに同意するものとします。デベロッパは、本契約に基づくAppleサービスの許可された使用またはその他Appleが書面で同意する場合を除き、方法の如何を問わず、かかる専有コンテンツ、情報、およびマテリアルを使用することはできません。

デベロッパは、デベロッパとデベロッパのエンドユーザーの双方につき、Appleサービスに関する保存容量、送信、および／または取引上の上限があり得ることを理解するものとします。デベロッパまたはデベロッパのエンドユーザーがかかる上限に達した場合、デベロッパまたはデベロッパのエンドユーザーは、Appleサービスを使用できなくことがあるか、デベロッパの取扱製品や対象製品経由または適用されるエンドユーザーアカウント経由で当該Appleサービスにアクセスすること、または当該Appleサービスからデータを読み出すことができなくなることがあります。デベロッパは、デベロッパの取扱製品または対象製品経由でのAppleサービスへのアクセスもしくはその使用、またはその中で提供されるいかなるコンテンツ、データもしくは情報のみについていかなる料金もエンドユーザーに請求しないことに同意するものとし、かつ、デベロッパは、方法の如何を問わず、Appleサービスへのアクセスを販売しないことに同意するものとします。デベロッパは、エンドユーザーアカウントを不正に作成しないこと、または自身に適用されるエンドユーザー規約もしくはAppleとのサービス契約に反するよう、もしくはかかるエンドユーザーサービスに関するApple利用ポリシーに反するようエンドユーザーを促さないことに同意するものとします。本契約で明示的に定める場合を除き、デベロッパは、エンドユーザーのかかるサービスへのいかなるアクセスまたはその使用も阻害しないことに同意するものとします。

Appleは、いつでも、予告なく、Appleサービスまたはその一部へのアクセスを変更、停止、廃止、拒否、制限、または無効化する（サービスへのアクセスを可能にする権利の剥奪またはそうしたサービスへのアクセスを可能にするAppleソフトウェアにおけるAPIの変更、またはデベロッパに権利を付与しないことを含みますが、それらに限定されません）権利を留保します。いかなる場合も、Appleは、前述のいずれの削除または前述のいずれへのアクセスの無効化についても、一切責任を負いません。Appleは、いつでも、デベロッパへの予告なくまたは責任を負うことなく、自らの自由裁量で、Appleサービスの使用もしくはアクセスに関する上限および制限を課し、Appleサービスを無期限に削除し、デベロッパのAppleサービスへのアクセスを剥奪し、またはAppleサービス（またはその一部）を取り消すことがあります。

Appleは、あらゆるAppleサービスにより表示されるいかなるデータまたは情報の可用性、正確性、完全性、信頼性または適時性も保証しません。デベロッパが、デベロッパの取扱製品または対象製品で、Appleサービスの利用を選択する範囲内において、デベロッパは、かかるデータまたは情報をデベロッパ自身が信頼したことについて責任を負うものとします。デベロッパは、AppleソフトウェアおよびAppleサービスのデベロッパ自身による使用について責任を負い、かつ、デベロッパがかかるサービスを使用する場合に、サービスのデベロッパによる使用の一部として、ホスティングのためにデベロッパがAppleに提供するあらゆるコンテンツを含む（これらに限定されません）、あらゆるデベロッパのコ

ンテンツ、情報、およびデータの適切な代替のバックアップを維持することに責任を負うものとします。デベロッパは、本契約の期間満了または解除時に、デベロッパが、特定のAppleサービスにアクセスできない場合があること、およびAppleが、本契約に基づき提供されたかかるサービスのデベロッパによる使用を通じて、デベロッパまたはデベロッパの取扱製品もしくは対象製品が保存したコンテンツ、データまたは情報へのアクセスを停止し、または削除する権利を留保することについて理解し、同意するものとします。デベロッパは、Appleサービスを利用する前に、Appleが掲載するドキュメント、およびポリシー通知を確認する必要があるものとします。

Appleサービスは、すべての言語、または国もしくは地域で利用できるわけではなく、Appleは、いかなる特定の地域における使用もしくはいかなる特定の製品の使用についても、かかるサービスが適切、正確、利用可能であると表明しないものとします。デベロッパが、デベロッパのアプリケーションで、Appleサービスの利用を選択する範囲内において、デベロッパは、デベロッパ自身の自発性に基づきかかる行為をなすものとし、かつ、あらゆる適用法令の遵守について責任を負うものとします。Appleは、デベロッパによるAppleサービスの利用につき料金を課す権利を留保します。Appleは、Appleサービスの料金または料金の改定につき、Eメールでデベロッパに通知します。かつ、かかる料金に関する情報は、本プログラムウェブポータル、App Store ConnectまたはCloudKitコンソールに掲載されます。Appleサービスの可用性と料金設定は、適宜変更される場合があります。さらに、Appleサービスは、すべての取扱製品または対象製品に対して利用可能であるとは限らず、かつ、すべてのデベロッパが利用できるとは限りません。Appleは、いつでも、その自由裁量で、一部またはすべてのデベロッパに対して、Appleサービスを提供しない（または提供を中止する）権利を留保します。

2.9　第三者サービスプロバイダ

ドキュメントまたは本契約でAppleが特に禁止しない限り、デベロッパは、本契約に基づき提供されるAppleソフトウェアおよびサービスの利用において支援を受けるため、第三者（以下「**サービスプロバイダ**」といいます）を雇用または起用することが許可されます。これには、当該サービスプロバイダが、デベロッパに代わってデベロッパのアプリケーションのサーバを維持および管理することが含まれますがこれらに限定されません。ただし、当該サービスプロバイダによるAppleソフトウェアおよびサービスまたはこれらに関連するあらゆるマテリアルの使用は、デベロッパに代わってのみ、かつ本条件に準拠する場合に限って、行われるものとします。前記の定めに関わらず、デベロッパは、App Storeにアプリケーションを提出するために、またはデベロッパの代わりにTestFlightを使用するために、サービスプロバイダを使用しないものとします。デベロッパは、本契約に含まれるものと最低限同程度に、制限的かつAppleを保護する条項を有する、デベロッパのサービスプロバイダとの、法的拘束力のある書面による契約を締結することに同意するものとします。デベロッパのアプリケーション、またはAppleソフトウェアもしくはAppleサービスの使用に関する、および／または本契約に起因する、かかるサービスプロバイダが行うあらゆる行為はデベロッパが行った行為とみなされ、かつ、（サービスプロバイダに加えて）デベロッパは、Appleに対して、すべてのかかる行為（またはあらゆる不作為）につき責任を負うものとします。サービスプロバイダによる作為または不作為が本契約に対する違反を構成する、または、その他のあらゆる損害を引き起こす場合に、Appleは、デベロッパに対し、かかるサービスプロバイダの使用の中止を要求する権利を留保します。

2.10　アップデート、サポートおよびメンテナンスの否定

Appleは、いつでも予告なく、本契約に基づいて提供されるAppleソフトウェアまたはAppleサービス（もしくはそれらの一部）を拡張、改良またはその他の方法により改変することができますが、AppleソフトウェアまたはAppleサービスのいかなるアップデートもデベロッパに提供する義務は負わないものとします。アップデートがAppleから提供された時は、当該アップデートが別個のライセンスを伴う場合（その場合は当該ライセンスの条項が適用されるものとします）を除き、当該アップデートには本契約の条項が適用されるものとします。デベロッパは、かかる改変によってデベロッパにデベロッパの取扱製品または対象製品の変更またはアップデートが要求される場合があることについて理解するものとします。また、デベロッパは、かかる改変がAppleソフトウェアおよびAppleサービスの使用、アクセス、または連携

に関するデベロッパの能力に影響を与える場合があることを認め、これに同意するものとします。Appleは、Appleソフトウェアまたは Appleサービスについて、メンテナンスサポート、テクニカルサポート、その他のサポートを提供する義務を負いません。デベロッパは、Appleが、将来いかなる者に対しても、Appleソフトウェアまたは Appleサービスのアップデートを発表または提供する、明示的または黙示的な義務を負わないことを認めるものとします。アップデートが利用可能になった場合、本契約に基づいてライセンス供与される Appleソフトウェアまたは本契約に基づいて提供されるサービスに含まれるものとは異なるAPI、機能、サービス、または機能性が含まれる場合があります。

3. デベロッパの義務

3.1 一般

デベロッパはAppleに対し、以下のすべての事項を保証し、同意するものとします。

(a) デベロッパは、その居住する法域における法律上の成人(多くの国または地域では18歳以上)であり、本契約を自ら締結する権利および権限を有すること、または、デベロッパが所属する会社、組織、教育機関、または連邦政府の省庁、機関もしくは部局を代表して本契約を締結する場合は、当該団体または組織を本契約の条項および義務に法的に拘束する権利および権限を有すること。デベロッパが大学である場合、デベロッパの認定学生デベロッパは、デベロッパが居住する法域における法律上の成人(多くの国または地域では18歳以上)であり、デベロッパの大学に現在就学中であること。

(b) デベロッパが本契約に関連してAppleまたはエンドユーザーに提供するすべての情報は、最新のものであり、真実で正確かつ裏付け可能で完全なものとすること。これには、デベロッパの身元情報、および/またはデベロッパの取扱製品もしくは対象製品に関する情報(ライセンスアプリケーション情報もしくはパス情報を含むが、これらに限定されない)が含まれます。また、デベロッパは、当該情報に変更があった場合に、その旨を速やかにAppleに通知する義務があることを認め、これに同意するものとします。デベロッパは、デベロッパが提供した情報に関するAppleからの質問(デベロッパの身元情報に関する質問を含む)に速やかに対応し、Appleがデベロッパによる本契約(**第3.1条**および**第14.8条**を含む)の遵守状況を確認できるようにすることにも同意するものとします。デベロッパは、これを行わないことが、デベロッパの本プログラムのメンバーシップ、ならびにAppleソフトウェアおよびAppleサービスへのアクセスを無効化または終了する根拠となる場合があることを認め、これに同意するものとします。さらに、デベロッパは、Appleが当該情報(Eメールアドレスや郵送先住所など)を関連する目的(知的財産権に関する質問、カスタマーサービスへの問い合せ、規制当局や銀行パートナー、支払い処理業者からの質問など)で知る必要がある第三者に共有する場合があることに同意するものとします。

(c) デベロッパは、本契約の各条項を遵守すると共に、デベロッパの認定デベロッパによるAppleソフトウェアおよびAppleサービスの使用について要求されるあらゆる同意を取得することを含む、本契約に基づくその義務を履行すること。また、デベロッパは、デベロッパの認定デベロッパによるかかる使用のすべておよび本契約の条項の遵守について監視すると共に、かかる使用および遵守について一切の責任を負うことに同意すること。

(d) デベロッパは、Appleソフトウェア、Appleサービス、認定テストユニット、登録デバイス、デベロッパの取扱製品、対象製品、およびデベロッパによるこれらに関連する開発作業および配布の努力(これにはデベロッパがサービスを利用する際に関連する、あらゆる開発努力、ネットワークおよびサーバ機器、インターネットサービス、またはデベロッパが使用するあらゆるその他のハードウェア、ソフトウェア、もしくはサービスを含みますが、これらに限定されません)に関して、デベロッパおよび認定デベロッパに発生したすべての費用、経費、損失、および債務、ならびに前記に関してデベロッパおよびデベロッパの認定デベロッパが行った活動について、単独で責任を負うこと。認定学生デベロッパは、Appleが書面で許可しない限り、Appleがデベロッパに提供するいかなるエンタイトルメントプロファイルにもアクセスできません。

(e)別紙1(該当する場合)において、デベロッパは、AppleおよびApple子会社を、デベロッパのライセンスアプリケーションの配布に関するデベロッパの全世界における代理人として指名するために必要な権利を所有またはコントロールしていること、ならびにAppleおよびApple子会社が前記の指名を果たすことが第三者の権利を妨害または侵害しないことを、表明および保証すること。
(f)デベロッパは、デベロッパが負う既存の義務もしくは責務と抵触する態様、またはそのような義務もしくは責務を妨げる態様で行為しないこと。ならびにデベロッパがこれまでに締結した契約は、本契約に基づくデベロッパの義務の遂行を妨げないこと。

3.2 AppleソフトウェアおよびAppleサービスの使用

AppleソフトウェアおよびAppleサービスを使用する条件として、デベロッパは以下のすべての事項に同意するものとします。
(a)デベロッパは、Appleソフトウェアおよびあらゆるサービスを、本契約により明示的に許可された目的のためにのみ、本契約により明示的に許可された方法により、適用されるすべての法令に従って、使用すること。
(b)デベロッパは次のことを行うために、AppleソフトウェアまたはいかなるAppleサービスも使用しないものとすること。(1)非合法もしくは違法な行為をなすため、または犯罪やその他の不法行為、非合法もしくは違法な行為に関与するもしくはそうした行為を促進する可能性がある取扱製品または対象製品を開発するため、(2)暴力行為、テロリズム、その他の重大な害を及ぼすと脅す、そそのかす、もしくは促すため、または(3)子どもを性的に搾取もしくは虐待することを助長するコンテンツや活動を作成もしくは配信するため。
(c)デベロッパのアプリケーション、ライブラリ、および／またはパスは、「ドキュメントおよびプログラム要件」(現行規定は下述の**第3.3条**に定めるもの)を遵守して開発されること。
(d)デベロッパの知る限りにおいて、デベロッパの取扱製品または対象製品、ライセンスアプリケーション情報、Xcode Cloudコンテンツ、およびパス情報は、第三者またはAppleの著作権、商標、プライバシーとパブリシティに関わる権利、営業秘密、特許その他の知的財産権もしくは法的権利(例えばデベロッパのアプリケーションに含まれることのあるコンテンツとマテリアルのための楽曲に関する権利や実演化権、映像化権、写真または画像に関する権利、ロゴの権利、第三者のデータに関する権利など)を妨害、不正使用、または侵害しておらず、今後も侵害しないこと。
(e)Appleソフトウェア、Apple証明書、Appleサービスまたはその他の方法を通じて、次のことを行う取扱製品、対象製品、またはその他のコードまたはプログラムを作成しないこと。(1)無効化、ハッキング、またはその他の手段で、iOS、iPadOS、macOS、tvOS、visionOS、watchOS、Appleソフトウェア、もしくはあらゆるサービスもしくはその他のAppleソフトウェアやテクノロジーに実装されている、セキュリティソリューション、またはあらゆるセキュリティ、デジタル署名、デジタル著作権管理、検証もしくは認証メカニズムを妨害すること、またはAppleによる書面の許可がある場合を除き他者がそうした妨害を行うことができるようにすること、(2)あらゆるユーザー、ネットワーク、コンピュータ、通信システムのセキュリティ、整合性、可用性を侵害すること、(3)製品、コード、またはプログラムの識別情報、目的、もしくは挙動について、審査後の改変によるものも含め、エンドユーザーまたはAppleを含む他者に害を及ぼす方法で欺くこと、(4)Appleまたは第三者になりすまして、資格情報やその他の機密情報を取得しようとすること、(5)セキュリティまたはプライバシー保護を、意図的に弱める方法、または記載内容と一致しない方法で実装すること、(6)デベロッパ自身のコードまたは他者のコードを通じて、同意を求めた際に開示した範囲を超えてユーザーデータにアクセス、収集、もしくは送信すること、または(7)エンドユーザーのデバイスやネットワークリソースを、ユーザーの事前の明示的な同意なしに第三者へのサービス提供に利用すること。
(f)デベロッパは、直接または間接を問わず、いかなるAppleソフトウェアもしくはサービス、本契約の目的、またはAppleの商行為を阻害することを目的とするあらゆる行為に関与しないこと。これには、App Store、カスタムアプリの配信、TestFlight、Xcode Cloud、Ad Hoc配布、またはプログラムの性能もしくは使用目的を妨害する行為(例えば、デベロッ

パ自身のアプリケーションまたは第三者のアプリケーションの不正なレビューを提出すること、消費者による混同をもたらす目的で第三者のアプリケーションの名称と実質的に類似するデベロッパのアプリケーションの名称を選択すること、または第三者による適法な使用を妨害する目的で当該アプリケーションの名称を保持し続けること）が含まれますが、これらに限定されません。さらにデベロッパは、デベロッパの取扱製品または対象製品に関して、いかなる不法、不公平、誤解を生じる、詐欺的、不適切、または誠実でない行為または商業慣行にも関与しないこと、または他者の関与を促さないこと（例えば、おとり価格、消費者に対する不正表示、詐欺的な商業慣行、またはほかのデベロッパとの不公平な競争など）。

(g) Appleソフトウェアを用いて開発されたiOS、iPadOS、tvOS、visionOS、およびwatchOS向けアプリケーションは、本契約に定める通り、Appleにより、その自由裁量で、選択された場合に限り、App Store経由の配布、TestFlight経由のベータ版配布、またはAd Hoc配布を通じて配布されること。iOS、iPadOS、macOS、およびtvOS向けアプリケーションは、カスタムアプリの配信経由で配布することもできること。Appleソフトウェアを用いて開発されたパスは、付属書5を含む本契約の条件に従い、デベロッパのエンドユーザーに対し、Eメール、ウェブサイトまたはアプリケーションを経由して配布できること。Apple証明書で署名されたSafari Extensionは、付属書7を含む本契約の条件に従い、デベロッパのエンドユーザーに配布できること。またmacOS用アプリケーションは、**第5.3条**および**第5.4**条の規定に従い、Apple証明書および／またはチケットを用いてApp Store外で配布できること。

(h) デベロッパは、(1) 違法、有害、またはAppleもしくは他者の権利を侵害、不正使用もしくはこれらに抵触するコンテンツを生成する、または生成することを目的としていることを知りながら、または当然知っているはずでありながら、AppleソフトウェアまたはAppleサービスを使用しない、または稼動させないこと、(2) Appleのモデルから生成された出力を使用して、ほかの人工知能モデルのトレーニング、微調整、もしくは改善を行わないこと、または (3) 明示的に許可されている場合を除き、AppleソフトウェアもしくはAppleサービスを通じてプログラムによるAppleのモデルへのアクセスもしくはその使用を行わないこと。さらに、デベロッパは、AppleソフトウェアまたはAppleサービスに入力した情報を当該ソフトウェアおよびサービスで使用するために必要なすべての権利およびライセンスを有することを保証すること。

3.3 プログラム要件

App Store、カスタムアプリの配信、もしくはTestFlightに提出され、または、Ad Hoc配布を通じて配布されるいかなるアプリケーションも、**第3.3条**で以下に定めるプログラム要件を含め、ドキュメントおよび本契約に従って開発されなければならないものとします。また、対象製品、ライブラリおよびパスは、同様の要件に従うものとします。

3.3.1 API、機能、およびユーザーインターフェイス

A. Documented API

アプリケーションは、Appleが規定する方法でのみDocumented APIを使用でき、プライベートAPIを使用または呼び出すことはできません。さらに、App Storeで配布するためにAppleに提出されるmacOSアプリケーションは、macOSのデフォルトインストールに含まれているか、XcodeおよびMac SDKにバンドルされているか、またはSwift PlaygroundにバンドルされているDocumented APIのみを使用することができ、サポート終了予定の技術（Javaなど）を使用することはできません。

B.　　実行コード

次の段落に定める場合を除き、アプリケーションは実行可能コードをダウンロードまたはインストールすることはできません。インタープリター型コードは、アプリケーションにダウンロードできる場合がありますが、当該コードが、(a)アプリケーションの意図された目的および宣伝された目的と合致しない機能または機能性を提供することによってアプリケーションの主要な目的を変更せず、(b)署名、Sandbox、またはOSのその他のセキュリティ機能を回避せず、かつ(c)App Storeで配信されるアプリケーションについて、ほかのアプリケーション用のストアまたはストアフロントを作成しない場合に限ります。

プログラミング方法の学習に使用することを目的とするプログラミング環境のアプリケーションは、次の条件を満たす場合に限り、実行コードをダウンロードして実行することができます。(i)ドキュメントで別途許容される場合を除き、実行コードによって占有されるアプリケーションの表示領域または画面が80%以下であること、(ii)アプリケーションは、ユーザーがプログラミング環境にいることについて、アプリケーション内で合理的にユーザーの目につく表示をしなければならないこと、(iii)アプリケーションは、ほかのコードまたはアプリケーション用のストアまたはストアフロントを作成しないこと、ならびに、(iv)アプリケーションが提供するソースコードは、完全に閲覧が可能で、かつユーザーによる編集も可能でなければならないこと(例えば、ダウンロードされたコードにプリコンパイルライブラリまたはフレームワークが含まれていないこと)。

C.　　追加的な機能または機能性

Appleの書面による事前の承認がある場合、または**第3.3.9条(A)(In-App Purchase API)**で許諾されている場合を除き、アプリケーションは、App Store、カスタムアプリの配信、またはTestFlight以外の配布メカニズムにより、追加的な機能または機能性を提供し、解除し、または有効化してはなりません。

D.　　指定コンテナ領域、macOSアプリケーション

Appleが別途定める場合を除き、iOS、watchOS、iPadOS、tvOS、またはvisionOS向けアプリケーションは、デバイス上で当該アプリケーションの指定コンテナ領域のみからデータを読み取り、または当該領域のみへデータを書き込むことができます。App Storeで配布するためにAppleに提出されるmacOSアプリケーションについて、次の事項に従う必要があります。(a)macOSでアプリケーションを実行するために必要なすべてのファイルが、Appleに提出されるアプリケーションバンドルに含まれていなければならず、かつApp Storeによりインストールされなければならないこと、(b)すべてのローカリゼーションが同じアプリケーションバンドルに含まれていなければならず、かつ独立のアプリケーションの組み合わせまたは集積が単一のアプリケーションバンドルに含まれていてはならないこと、(c)macOSのネイティブユーザーインターフェイス要素または動作(例えば、システムメニュー、ウインドウサイズ、色など)が改変、修正、またはその他変更されないこと、(d)デベロッパは、Appleの書面による許可またはドキュメントにおける明記がない限り、かかるアプリケーションで、デジタル著作権管理またはその他の複製もしくはアクセスコントロールメカニズムを使用しないこと、(e)**第3.3.9条(A)(In-App Purchase API)**による別段の許可がなされる場合を除き、当該アプリケーションは、ソフトウェアのディストリビューションメカニズムとして機能してはならないこと、かつ、当該アプリケーション内にソフトウェア配布のためのソフトウェアストア、ディストリビューションチャネルまたはその他のメカニズムを作成する、または可能にする機能もしくは機能性を含めてはならないこと(例えば、オーディオアプリケーションは、当該アプリケーション内にオーディオフィルタプラグインストアを設けてはならない)。

E. iPadOS上での互換モード

iOS向けアプリケーションは、ユーザーがiPadOS上で互換モードで実行する際に最低限同一の機能および特性を有する必要があります（例えば、iPad上でiPhoneと同等のサイズのウインドウで実行するiPhoneアプリは、iPhone上で起動する時と実質的に同一の方法で機能しなければなりません。ただし、この義務は、カメラを搭載していないデバイスのビデオ録画機能など、特定のハードウェアデバイスではサポートされない機能または特性には適用されません）。また、デベロッパは、互換モードでデベロッパのアプリケーションを運用することを妨害しないこと、またはかかる妨害を試みないことに同意するものとします。

F. マルチタスク

デベロッパは、ドキュメントに記載された本来の目的のためにのみマルチタスクサービスを使用することができます。

G. ドキュメント

アプリケーションは、Appleが提供するヒューマンインターフェイスガイドライン（HIG）およびその他のドキュメントに準拠する必要があります。デベロッパは、Appleブランド製品の設計と互換性のあるデベロッパのアプリケーション用の適切なユーザーインターフェイスおよび機能を開発するため、HIGに従うことに同意するものとします（例えば、watchOSアプリはHIGのwatchOS設計テーマに沿った迅速なインタラクション向けに設計されたユーザーインターフェイスを有している必要があります）。

3.3.2 法令遵守

デベロッパは、適用されるあらゆる規制における要件を満たすものとします。これには、米国におけるデベロッパのアプリケーションの製造、マーケティング、販売、および配布に関連する、すべての適用される法律、規則、および施策の完全な遵守、特に米国食品医薬品局（以下「FDA」といいます）、ならびにFAA、HHS、FTC、およびFCCなどのその他の米国規制当局の要件、かつ、デベロッパが使用、またはデベロッパのアプリケーションを利用可能とするあらゆる国、領土または地域における法律、規則、およびその他の適用される規制当局（例えばMHRA、CFDA）の施策が含まれます。ただし、デベロッパは、Apple製品が規制対象とみなされる、またはAppleに義務や制限を課す可能性があるマーケティングに関する規制上の許可を求めたり、いかなる決定を下したりしないことに同意するものとします。デベロッパは、配布のために選別されることを目的としてAppleにデベロッパのアプリケーションを提出することによって、米国、およびデベロッパがデベロッパのアプリケーションを利用可能とすることを予定しているその他の国、領土または地域における、デベロッパのアプリケーションの製造、マーケティング、販売、および配布に関連する、適用されるあらゆる法律、規則、および施策（FDAのすべての法律、規則、および施策を含むが、これらに限定されない）を遵守していることを表明および保証したものとみなされます。また、デベロッパは、デベロッパのアプリケーションを、認可または承認された意図する用途／適応のためにのみ、かつ適用される規制上の要求事項に厳密に準拠してのみマーケティングすることを表明し、保証するものとします。Appleが要求する場合、デベロッパは、デベロッパのアプリケーションの市販の根拠となる許認可に関する書面を速やかに提供することについて同意するものとします。FDAまたは規制上の審査プロセスの一環としてデベロッパのアプリケーションを審査またはテストする必要があるほかの政府当局から要求された場合、デベロッパは審査目的で当該当局にデベロッパのアプリケーションを提出することができます。デベロッパは、Appleに対して、当該規制上の要件に関連する、デベロッパのアプリケーションに関するあらゆる苦情または苦情の恐れに関して、**第14.5条**で定める手順に従って、速やかに告知することについて同意するものとします。また、その場合、Appleは当該デベロッパのアプリケーションの配布を停止することができるものとします。

3.3.3 データとプライバシー

A. 記録等

デベロッパのアプリケーションが、ビデオ、マイク、スクリーン、またはカメラでキャプチャまたは記録を行う場合、デバイスに保存されるかサーバに送信されるかを問わず（例えば、画像、写真、音声、またはスピーチのキャプチャもしくはその他の記録）（以下「**記録等**」と総称します）、記録等が行われていることを示すため、アプリケーションの一部として、明らかに目につく聴覚的、視覚的、またはその他のインジケータをユーザーに示す必要があります。デベロッパのアプリケーションは、他者の認識なく、当該他者の記録等を容易にするように設計されてはなりません。

- さらに、デベロッパのアプリケーションによって、デベロッパのアプリケーションを通じて、またはデベロッパのアプリケーションに関連して実行されるデータ、コンテンツまたは情報の収集、処理、メンテナンス、アップロード、同期、保存、送信、共有、開示、または使用の形式は、すべての適用されるプライバシー関連の法律および規制、および関連するすべてのプログラム要件（通知または同意の要件を含みますが、これらに限定されません）に準拠する必要があります。

B. データ収集およびデータ使用

デベロッパおよびデベロッパのアプリケーション（およびデベロッパが広告の提供を契約した第三者）は、ユーザーから直接取得されたデータであるか、Appleソフトウェア、Appleサービス、またはApple SDKを使用して取得されたデータであるかに関わらず、事前のユーザーの同意なしにユーザーまたはデバイスのデータを収集してはならず、アプリケーションの使用に直接関連するサービスまたは機能を提供するため、または**第3.3.3条(E)**に従って広告を提供するためにのみ収集することができます。デベロッパは、データ収集の拡張または変更に関するユーザーの事前の同意なくして、以前に収集されたユーザーデータまたはデバイスデータの使用範囲を拡大またはその他の方法で変更することはできません。デベロッパおよびデベロッパのアプリケーションは、デバイスを一意に識別する目的で、永続的なデバイスベースの識別子またはそれから派生したデータを使用しません。デベロッパまたはデベロッパのアプリケーションのいずれも、デバイスまたはユーザーを一意に識別する目的で、デバイスからいかなるデータも抽出してはなりません。

デベロッパは、第三者のSDK（Appleが提供するSDKではないもの）およびデベロッパが契約しているあらゆるサービスを含め、デベロッパのアプリケーションが本契約およびドキュメントに準拠していることを確認する責任を負うものとします。デベロッパのアプリケーションがドキュメントで説明されている特定のAPIを使用している場合、デベロッパのアプリケーションのメタデータに、デベロッパによるかかるAPIの使用およびその使用のために抽出されたデータを正確に反映している、1つまたはそれ以上の許可された理由を明記する必要があります。デベロッパは、かかるAPIおよびその使用により抽出されたデータを、明記された理由のためにのみ使用することができます。さらに、デベロッパのアプリケーションに、よく使用されるものとしてドキュメントに記載されている第三者のSDKが含まれている場合、デベロッパは、かかる第三者のSDKがSDKプロバイダによって署名されていること、かつ、ドキュメントで説明されている必要なメタデータが含まれていることを確認しなければなりません。

C. ユーザーへの開示

デベロッパはユーザーデータまたはデバイスデータの収集、使用、開示に関する明確で完全な情報をユーザーに提供する必要があります。例えば、App Store上のアプリケーションの説明におけるユーザーデータおよびデバイスデータのデベロッパによる使用に関する記述です。さらに、デベロッパは、第三者による不正な使用、開示、またはアクセスから当該データを保護するための適切な措置を講じなければなりません。ユーザーがデベロッパによるデバイスデータまたはユーザーデータの収集、使用、または開示に同意することを取り止めた場合、または積極的に同意を撤回した場合、デベロッパ（およびデベロッパが広告をするために契約を締結したあらゆる第三者）は当該データの使用すべてをただちに中止しなけれ

ばなりません。また、デベロッパは、デベロッパのアプリケーション、App Store上、および／またはデベロッパのウェブサイト上において、デベロッパによるユーザーデータもしくはデバイスデータの収集、使用、開示、共有、保持、および削除を説明するプライバシーポリシーを提供しなければなりません。デベロッパは、デベロッパのアプリケーションから収集されたユーザーデータが侵害された場合、適用法に従って、デベロッパのユーザーに通知すること（例えば、ユーザーデータの意図しない開示または不正使用があった場合、ユーザーに通知するEメールを送信します）に同意するものとします。

D.　　法的要件およびその他の要件

アプリケーションは、適用されるすべての刑事法、民事法、および制定法ならびに規制に準拠しなければなりません。これには、アプリケーションが提供または利用可能になる法域の法律および規制も含まれます。また、以下についても確認してください。

- デベロッパおよびアプリケーションは、ユーザーデータまたはデバイスデータ（例えば、ユーザーのIPアドレス、ユーザーのデバイスの名前、およびユーザーに関連したインストール済みアプリケーション）の収集、使用、または開示に関する、適用されるすべての個人情報やデータ収集に関する法律および規則を遵守しなければならないこと。

- アプリケーションを、ハラスメント、濫用、スパム、ストーキング、脅迫、またはその他の方法による他者の法的権利（プライバシーおよびパブリシティ権など）の侵害を目的として設計または販売してはならないこと。

- デベロッパおよびデベロッパのアプリケーションは、当該サービスに関してAppleがデベロッパに対して明示的に提供または利用可能にしたデータを除き、Appleまたはそのライセンサーにより提供されたソフトウェア、データまたはサービスを、スクレイピング、マイニング、検索、キャッシュ、分析するために、もしくはインデックスを作成するために、または当該データを取得するために（もしくは取得を試みるために）、機能を動作させたり、コンテンツ、サービス、情報またはデータにリンクさせたり、ロボット、スパイダー、サイト検索またはその他の検索用アプリケーションもしくはデバイスを使用したりしてはならないこと。デベロッパは、当該データを不正な目的で収集、流布、または使用しないことに同意すること。

- デベロッパのアプリケーションが人体の研究を目的としている場合、または個人データを含む可能性のある医療や健康に関連した使用のためHealthKit APIを使用する場合（例えば健康記録の保存）、デベロッパは、参加者に対して、その研究または医療や健康に関連した使用の一環として参加者の個人情報を使用する目的および開示について通知し、かかる研究または医療や健康に関連した目的のためにデベロッパのアプリケーションを使用する、かかる参加者（またはその保護者）の承諾を得ることに同意すること。さらに、デベロッパは、デベロッパが匿名化またはコード化された情報を提供する第三者に対して、参加者の承諾なく、かかる情報を使用して参加者を再特定する（または再特定を試みる）ことを禁止するものとし、また、当該第三者に対して、匿名化またはコード化された情報を受領するその他一切の者に前記の制限を課すべき旨を要求することに同意すること。

- Appleが書面で明示的に別段の許可をしない限り、デベロッパは、「保護された健康情報」（45 C.F.R § 160.103にて別途定義）を含む、センシティブな個人を識別できる健康情報を、作成、受領、保持、または転送するために、Appleソフトウェアまたはサービス（iCloud、iCloud Storage API、CloudKit API、またはこれらのコンポーネントもしくは機能を含む）を使用せず、または、Apple（もしくはApple子会社）をデベロッパまたは第三者の「取引先」（45 C.F.R. § 160.103で別途定義）にするいかなる方法でも、Appleソフトウェアまたはサービスを使用しないこと。デベロッパは、本条違反に起因する法律または契約に基づく報告要件の遵守について、単独で責任を負うことに同意するものとします。

E.　　広告識別子およびトラッキング設定、Ad Network API

デベロッパおよびデベロッパのアプリケーション（ならびにデベロッパが広告の提供を契約した第三者）は、広告の提供のみを目的として、広告識別子、および広告識別子を使用して取得した情報を使用することができます。ユーザーが広告識別子をリセットした場合、そのあと、デベロッパは、直接または間接を問わず、以前の広告識別子および派生情報とリセットされた広告識別子との結合、相関、リンクまたはその他の関連付けをしないことについて同意するものとします。Ad Support APIへのアクセスを提供するAppleブランド製品用にコンパイルされたアプリケーションについては、デベロッパは広告識別子を使用して広告を提供する前にユーザーのトラッキング設定を確認することに同意し、広告識別子の使用、および追跡を目的としたその他のユーザーデータまたはデバイスデータの使用に関してユーザーが設定したトラッキング設定に従うことに同意するものとします。

さらに、デベロッパは、アプリケーション広告のコンバージョンイベントを追跡するためにAd Network APIを使うよう要請することができます。デベロッパが、Ad Network APIの使用許可を与えられている場合であっても、広告のコンバージョンイベントの一環として広告検証情報を検証する以外の目的のために、当該API、またはAd Network APIの使用を通じて取得した情報を使用しないことに同意するものとします。デベロッパは、Ad Network APIの使用を通じて広告検証の一環として提供された情報を、直接または間接を問わず、デベロッパがユーザーについて有するほかの情報との結合、相関、リンクまたはその他の関連付けをしないことに同意するものとします。Appleは、自身の単独の裁量により、Ad Network APIを使用するいかなるリクエストも拒否する権利を留保します。

F.　　位置情報およびマップ、ユーザーの同意

(i)　　位置情報に基づくAPI（例：Core Location、MapKit API、Apple Maps Server API）を使用するか、またはその他の方法で位置情報に基づくサービスを提供するアプリケーションは、車両の動作の自動もしくは自律制御のため、または緊急もしくは人命救助のために設計または販売してはなりません。

(ii)　　位置情報サービスまたは機能を提供する、またはAppleソフトウェアまたはAppleサービスの使用を通じてほかの方法でユーザーの位置を取得するアプリケーションは、当該アプリケーションによりユーザーの位置情報データが収集、送信その他の方法により使用される前に、当該ユーザーに通知し、その同意を得なければならず、そうしたデータはユーザーが同意した方法で、かつ本契約で許可された方法で使用される必要があります。例えば、ユーザーの位置データを継続的に収集して使用する目的でデベロッパがデベロッパのアプリケーションで「常に」位置オプションを使用する場合は、明確に定義された正当な理由およびユーザーのメリットを提供しなければならず、そうした提供は許可を得る際にユーザーに対して表明する必要があります。

(iii)　　デベロッパが、Appleマップサービスを通じて提供されるAppleマップと併用して、デベロッパ自身の位置情報サービス、データ、および／または情報の提供を選択する場合（例えば、Appleマップの上に、デベロッパが作成したマップまたはルートをオーバーレイすること）、デベロッパは、デベロッパのサービス、データ、および／または情報が、使用されているAppleマップと正確に整合するようにすることについて単独で責任を負うものとします。リアルタイムナビゲーション用位置情報対応APIを使用するアプリケーションの場合（ターンバイターン方式のルートガイダンスまたはその他センサーを用いてナビゲーションする方式を含みますが、これらに限定されません）、デベロッパは、以下の告知が含まれているエンドユーザー使用許諾契約を締結する必要があります：このリアルタイムルートガイダンスアプリケーションを利用する場合、ご自身の責任で利用してください。位置情報データは、正確でない可能性があります。

(iv)　アプリケーションは、Appleが実装したシステムアラート、警告、表示パネル、同意パネル等を無効化、オーバーライド、またはその他妨害してはならないこと。これにはユーザーの位置情報データ、アドレス帳データ、カレンダー、写真、音声データ、および／またはリマインダーが収集、送信、保持、処理、もしくは使用される旨をユーザーに通知することを目的とするもの、または当該使用についての同意を得ることを目的とするものを含みますが、これらに限定されません。また、デベロッパがそうしたアラート、警告、および表示パネルに説明（例えば、Camera API用の目的文字列の中の情報）を追加することができる場合、そうした説明は正確でなければならず、使用範囲を不正確に伝えるものであってはなりません。同意が拒否または撤回された場合、アプリケーションは、ユーザーが同意を拒否もしくは撤回したかかるデータの収集、送信、維持、処理、使用、またはその他の行為をしてはなりません。

(v)　アプリケーション（または該当する場合はウェブサイトまたはウェブアプリケーション）がiOSバージョン6以降を実行しているデバイスからMapKit API、Apple Maps Server API、またはMapKit JSを使用またはアクセスする場合、アプリケーション（または該当する場合はウェブサイトまたはウェブアプリケーション）は、Appleマップサービスにアクセスし、それを使用します。MapKit API、Apple Maps Server API、MapKit JS、Appleマップサービスのすべての使用は、（プログラム要件を含む）本契約および付属書6（Appleマップサービスの利用に関する付加条件）の条件に従う必要があります。

(vi)　デベロッパのアプリケーションでは、Location Push Service Extensionを、(a)エンドユーザーが明示的に承認したほかのユーザーと位置情報を共有できるようにすること、または(b)時間的制約のある医療上の緊急事態について最寄りの救急隊員に通知することのいずれかの目的で使用できます。Location Push Service Extensionは、デベロッパのアプリケーション内でこれらの目的にのみ使用できます。デベロッパのアプリケーションにこの機能を追加することにより、デベロッパは、デベロッパのアプリケーションが本条およびドキュメントで定める要件を満たしていることを表明および保証するものとします。

デベロッパは、ドキュメントで定められている通り、デベロッパおよびデベロッパのエンドユーザーの両方に対して、Location Push Service Extensionの使用量に運用上の上限があることを理解するものとします。デベロッパまたはデベロッパのエンドユーザーがかかる上限に達した場合、デベロッパまたはデベロッパのエンドユーザーは、デベロッパまたはデベロッパのエンドユーザーの使用量がサポートされるレベルに戻るまで、Location Push Service Extensionを使用できなくなることがあります。

G.　Network Extension Framework

デベロッパのアプリケーションは、デベロッパのアプリケーションが主としてネットワーキング機能を提供するために設計され、かつ、デベロッパがAppleからかかるアクセスの権限を受領している場合を除き、Network Extension Frameworkにアクセスしてはなりません。デベロッパがかかる権限を得る場合、デベロッパは以下の事項に同意するものとします。

- デベロッパは、エンドユーザーに対し、どのようにデベロッパおよびデベロッパのアプリケーションがエンドユーザーのネットワーク情報を使用するのか、および該当する場合に、どのようにエンドユーザーのネットワークデータをフィルタリングするのかに関して、明確に開示することに同意し、かつ、デベロッパは、エンドユーザーから明示的に同意を取得し、本契約で明示的に許可された方法でのみ、かかるデータおよび情報を使用することに同意すること。

- デベロッパは、安全かつ適切な方法で、エンドユーザーからのネットワーク情報またはデータを保存、および通信することに同意すること。

- デベロッパは、非開示の、不適切な、または誤解を招く手段（例えば広告収入を得るため、またはウェブサイトのなりすましのためにウェブサイト経由のフィルタリングをするなど）で、エンドユーザーのネットワークデータまたは情報を転用しないことに同意すること。

- デベロッパは、エンドユーザーの設定を迂回または無効化するためにエンドユーザーからのネットワークデータまたは情報を使用しないことに同意すること（例えばエンドユーザーがデベロッパのアプリケーション向けの位置情報サービスを無効にしている場合に、エンドユーザーの所在地を特定するために、デベロッパがエンドユーザーのWi-Fiネットワークの利用を追跡しないことなど）。

- **第3.3.3条（B）**に反対の規定があったとしても、デベロッパおよびデベロッパのアプリケーションは、デベロッパのアプリケーションに関するネットワーキング機能を提供すること以外の目的で、Network Extension Framework、およびNetwork Extension Framework経由で取得されるデータまたは情報を使用しないこと（例えば、広告を提供するために、またはその他の方法で広告のためのユーザープロファイルを構築するために、エンドユーザーのインターネットトラフィックを使用しないことなど）。

Appleは、その自由裁量で、デベロッパにNetwork Extension Frameworkを使用する権限を提供せず、かつ、いつでもかかる権限を取り消す権利を留保します。加えて、デベロッパが、Access Wi-Fi Information API（接続されているデバイスにWi-Fiネットワークを提供するもの）の使用を希望する場合、デベロッパはかかる使用についてAppleから権限を得るようリクエストしなければならず、また、**第3.3.3条（B）**に反対の規定があったとしても、デベロッパは、アプリケーションに直接関連したサービスまたは機能の提供のためにのみ（例えば広告を提供するためでなく）、かかるAPIを使用することができます。

H. HealthKit API、Motion & Fitness API、Journaling Suggestions API

デベロッパのアプリケーションは、HealthKit APIまたはMotion & Fitness APIの使用が健康、運動、および／またはフィットネスの目的である場合を除き、HealthKit APIまたはMotion & Fitness APIにアクセスしてはなりません。また、Journaling Suggestions APIの使用がジャーナリングの目的である場合を除き、デベロッパのアプリケーションはJournaling Suggestions APIにアクセスしてはなりません。かかる使用は、マーケティングテキストとユーザーインターフェイスで明確に示されている必要があります。また、以下についても確認してください。

- **第3.3.3条（B）**に反対の規定があったとしても、デベロッパおよびデベロッパのアプリケーションは、デベロッパのアプリケーションに関する健康、運動、および／またはフィットネスサービスを提供すること以外の目的で、HealthKit APIもしくはMotion & Fitness API、またはHealthKit APIもしくはMotion & Fitness API経由で取得されるいかなる情報も使用してはならないこと（例えば、広告提供目的ではないことなど）。さらに、デベロッパおよびデベロッパのアプリケーションは、デベロッパのアプリケーションに関連してジャーナリングサービスを提供する以外の目的で、Journaling Suggestions APIを使用したり、Journaling Suggestions API経由で情報を収集したりしてはなりません。

- デベロッパは、エンドユーザーの事前の明示的な同意なく、エンドユーザーの健康、運動、フィットネス、および／またはジャーナリングの提案に関する情報を第三者に開示または提供するために、これらのAPIまたはこれらのAPI経由で入手した情報を使用してはならず、第三者が本契約で許可されている方法で健康、運動、フィットネス、ジャーナリングサービスを提供できるようにする目的でのみ使用すること。例えば、デベロッパは、これらのAPI経由で収集した情報を、広告プラットフォーム、データブローカー、または情報再販業者に共有したり販売したりしてはなりません。疑義を避けるために明記すると、デベロッパは、エンドユーザーが医学研究のために、HealthKit APIまたはMotion & Fitness API経由で収集されたデータを第三者と共有することに同意することを許可することはできます。

- デベロッパは、デベロッパおよびデベロッパのアプリケーションがどのようにエンドユーザーの健康、運動、フィットネス、および／またはジャーナリングの提案に関する情報を使用するのかについて、エンドユーザーに明確に開示すること、かつ、エンドユーザーが明示的に承諾して本契約で明示的に許可されている場合に限り、かかる情報を使用することに同意すること。

I. HomeKit API

デベロッパのアプリケーションは、ライセンスHomeKitアクセサリについて、ホームコンフィギュレーションサービスまたはホームオートメーションサービス（例：電気を点けたり、ガレージのドアを持ち上げたりすることなど）を提供することを主目的として設計され、かつ、この使用方法がデベロッパのマーケティングテキストおよびユーザーインターフェイスに明確に示されていない限り、HomeKit APIにアクセスしてはなりません。デベロッパは、ライセンスHomeKitアクセサリとのインターフェイス接続、通信、相互運用、もしくはコントロール以外の目的で、またはHomeKitデータベースの使用以外の目的でHomeKit APIを使用しないことに同意し、かつ、その使用はデベロッパのアプリケーションに関連するホームコンフィギュレーションまたはホームオートメーション目的に限定されることに同意するものとします。また、以下についても確認してください。

- デベロッパのアプリケーションは、Appleがドキュメントで明示的に別段の許可をしない限り、HomeKit APIおよび／またはHomeKitデータベースから入手された情報を、互換性のあるAppleブランド製品上でのみ使用することができ、かつ、該当する製品からかかる情報をエクスポート、リモートアクセス、または転送してはならないこと（例えば、ロックパスワードは、Apple以外のデータベースに保存するためにエンドユーザーのデバイスに送信してはならない、など）。

- **第3.3.3条（B）**に反対の規定があったとしても、デベロッパおよびデベロッパのアプリケーションは、デベロッパのアプリケーションに関するホームコンフィギュレーションまたはホームオートメーションサービスを提供することまたは改善すること以外の目的で（例えば、広告提供目的ではないことなど）、HomeKit API、またはHomeKit API経由もしくはHomeKitデータベース経由で取得されるいかなる情報も使用できないことに同意すること。

J. アドレス帳

デベロッパのアプリケーションがAddress Book API経由でエンドユーザーのアドレス帳のデータにアクセスする場合、デベロッパは、デベロッパのアプリケーションがエンドユーザーのアドレス帳データにアクセスする前に、またはかかるデータを使用する前に、当該エンドユーザーへの通知およびエンドユーザーの同意の取得をする必要があります。また、デベロッパのアプリケーションは、エンドユーザーデバイスの外部に、エンドユーザーのアドレス帳のFacebookデータ部分のみをすべて、自動的に送信するメカニズムを提供してはなりません。疑義を避けるために明記すると、これは、ユーザーへの通知およびユーザーの同意の要件が満たされている限り、ユーザーのアドレス帳のすべてを包括的に自動送信することを禁止するものではありません。また、ユーザーがユーザーのアドレス帳データの一部を手動で送信する

こと(例えば、切り取って貼り付けるなど)、またはユーザーが送信する特定のデータ項目を個別に選択することを可能にすることを禁止するものではありません。

K. 顔データ

デベロッパが提供するアプリケーションが顔データにアクセスする場合、デベロッパは、アプリケーションの使用に直接関連するサービスや機能を提供するためだけに、それらにアクセスしなければならないこと、および、デベロッパは、デベロッパのアプリケーションが顔データを使用、開示することをユーザーに対して通知し、ユーザーの明確かつ確実な同意を得てから、顔データの収集または使用を開始することに同意するものとします。**第3.3.3条(B)**に反対の規定があったとしても、デベロッパ、デベロッパのアプリケーション(または広告を提供するために契約した第三者)も、広告を提供するため、またはその他の無関係な目的で顔データを使用することはできません。また、以下についても確認してください。

- デベロッパは、デベロッパのユーザー(またはあらゆる第三者)の法的権利を損なう方法で、または、違法な、不公平な、誤解を招く、不正な、不適切な、搾取的な、または好ましくないユーザー体験を提供するために顔データを使用することはできず、ドキュメントに沿った方法でのみ使用できること。

- デベロッパは、認証、広告、マーケティング、その他類似の方法でエンドユーザーを対象にして、顔データを使用することはできないこと。

- デベロッパは、ユーザープロファイルの構築を目的として顔データを使用することはできず、または、その他顔データに基づいて匿名ユーザーを特定もしくはユーザープロファイルを再構築することを試み、促し、第三者に推奨することはできないこと。

- デベロッパは、広告プラットフォーム、分析プロバイダ、データブローカー、情報再販業者、およびその他の類似の者に対して顔データを譲渡、共有、販売、またはその他の手段で提供することはできないこと。

- デベロッパは、譲渡につきユーザーの明確かつ確実な同意を得ない限り、顔データをユーザーのデバイス外に共有または譲渡することはできず、かつ、顔データは、デベロッパが提供するアプリケーション固有のサービスまたは機能を達成する目的のみに使用しなければならないこと(例えば、アプリケーション内でユーザーの画像を表示する目的で顔メッシュを使用することなど)。また、使用方法が、本契約とドキュメントに準拠していなければならないこと。デベロッパは、使用するサービスプロバイダに対して、ユーザーが同意する範囲かつ本契約の条項に沿う方法に限定して、顔データを使用するよう要求することに同意するものとします。

L. Background Assets Framework

デベロッパは、App Storeを通じて配布されたデベロッパのアプリケーション向けまたはTestFlight経由でのベータ版テスト向けの追加アセットをダウンロードするためにのみ、Background Assets Frameworkを使用でき、その他の使用が許可されないものとします。デベロッパは、ユーザーもしくはデバイスの特定を目的としてデータを収集もしくは送信するため、または広告もしくは広告に関する測定を行うために、Background Assets Frameworkを使用できないものとします。デベロッパによるBackground Assets Frameworkおよびダウンロードしたアセットの使用は、App Reviewガイドラインを含みますがこれに限定されない、本契約の条項に準拠していなければならないものとします。

M. ID Verifier API

デベロッパのアプリケーションは、デベロッパのアプリケーションを通じてエンドユーザーの年齢確認または本人確認を行えるようにする目的でのみ、ID Verifier APIを使用することができます。さらに、デベロッパは次を認め、これに同意するものとします。

- AppleがID Verifier APIの使用を通じて実行される年齢確認または本人確認の当事者ではなく、かかる確認（なりすましを含むがこれらに限定されない）については一切責任を負わないこと。

- デベロッパは、適用されるすべての法律およびドキュメントに従い、かつ、安全な方法（例えば、サーバ上での暗号化）で、デベロッパによるID Verifier APIの使用の一環として、デベロッパに対して提供されるプライベートキーおよびID確認データを保存すること。

- デベロッパのアプリケーションを通じてエンドユーザーの年齢確認または本人確認を行えるようにする以外の目的で、ID Verifier APIを呼び出したり、その他の目的でID Verifier APIを通じて情報を取得しようとしたりしないこと。

- ID Verifier APIによって実行される年齢確認または本人確認がエンドユーザーによって適切に認識され、同意されていることを確認する責任をAppleが負わないこと。Appleは、いかなる場合においても、年齢確認または本人確認に関する不正や詐欺について責任を負わないこと。

- デベロッパが取引業者に代わってID Verifier APIを使用するためにAppleに証明書リクエストを送信する場合、デベロッパは取引業者の代理人としてそれを行う明示的な権限を有していることを表明および保証し、かつ取引業者がAppleの適格な依拠当事者に関するID確認利用規約に同意済みであることを確認すること。デベロッパは、デベロッパまたは取引業者のみが、デベロッパのID確認アプリを使用して本人確認を行うことができることを表明および保証すること。

N. Sensitive Content Analysis Framework

デベロッパは、画像やビデオにヌードもしくは性的に露骨なマテリアル、または暴力的な描写もしくはゴア表現が含まれていることがSensitive Content Analysis Frameworkによって特定されたかどうかに関するいかなる情報も、ユーザーのデバイスから送信することはできません。

O. Declared Age Range APIおよびSignificant App Update Topic API

デベロッパのアプリケーションは、デベロッパのアプリケーションにおいて、年齢に応じたコンテンツおよび／または機能をエンドユーザーに提供する目的、またはデベロッパのアプリケーションが年齢範囲情報を取得することを法令により求められている場合に限り、Declared Age Range APIにアクセスして、ユーザーの年齢層をリクエストすることができます。デベロッパは、Declared Age Range APIからのデータが、エンドユーザーまたはその親もしくは保護者によりAppleに申告された情報に基づくものであり、クレジットカードなどの支払い方法、政府発行の身分証明書、またはその他の方法を用いて確認される場合があることを理解するものとします。デベロッパは、このAPIから取得したユーザーデータを、データブローカーまたは情報再販業者に共有または販売することはできません。デベロッパは、デベロッパに適用される可能性のある関連法令を確実に遵守する責任を単独で負い、デベロッパによるDeclared Age

Range APIおよびSignificant App Update Topic APIの使用は**第10条（補償）**の対象であることを理解するものとします。

P. Family Controls Framework

Family Controls Frameworkを使用するには、デベロッパのアプリケーションの主たる目的が、(1)ファミリー共有を通じて、親および保護者が子どものアプリの使用状況を監督するためのファミリーコントロールを提供すること、ならびに／または(2)集中コントロール、タイマーおよびタスク管理、もしくは個人のデバイス使用状況管理を通じて、集中力および生産性を高めるために個人が自身のデバイスを管理できるようにすることでなければなりません。Family Controls Frameworkは、広告ブロックなどのその他の目的、組織環境、または別の成人である個人のデバイスを管理する目的で使用することはできません。Family Controls Frameworkを通じて受け取ったデバイスデータまたは使用状況データは、ファミリーコントロールまたは個別デバイス管理を提供する目的でのみ使用できます。デベロッパおよびデベロッパのアプリケーションは、Family Controls Frameworkを通じて、またはその他の方法で受け取ったデバイスデータまたは使用状況データを、それぞれ、デベロッパが提供するファミリーコントロール、または当該個人およびそのデバイスの範囲を超えて共有してはなりません。デベロッパは、広告または広告に関する測定の目的で当該デバイスデータまたは使用状況データを使用または共有してはならず、また、デバイスデータまたは使用状況データをデータブローカーと共有してはなりません。

Q. Suggested Actions API

デベロッパのアプリケーションは、サポートされているコンテンツがデベロッパのアプリケーションによって送受信またはその他の方法で直接関連付けられている場合に、当該コンテンツに応じてユーザーにUIアクションを表示する目的に限り、Suggested Actions APIにアクセスすることができます。デベロッパは、いかなる目的であっても、アクション、またはそのアクションに関係もしくは関連する情報をユーザーのデバイス外に送信することはできません。

R. Trust Insights Framework

デベロッパは、Trust Insightsデータを、そのTrust Insightsデータを受領した特定の取引において、デベロッパのアプリケーション内でエンドユーザーの活動の正当性を判断する目的にのみ使用するものとします。正当性を判断するための唯一の情報源として、Trust Insightsデータに依拠することはできません。デベロッパは、Trust Insightsデータを、行動ターゲティング広告またはその他の対象を絞ったコミュニケーションを目的とする場合を含め、エンドユーザーのプロファイリングのために使用することはできません。Trust Insights APIを使用するには、デベロッパによるTrust Insights APIの使用に関するフィードバックを、ドキュメントに記載の通り、Appleに提出しなければなりません。

デベロッパは、以下を行うことはできません：(a)ドキュメントで別途許可されている場合を除き、Trust Insightsデータを操作、結合、または処理すること、または(b)Trust Insightsデータを第三者（関連会社、広告プラットフォーム、データブローカー、情報再販業者など）に共有、販売、譲渡、開示、流布、またはその他の方法で利用可能にすること。ただし、**第2.9条**に基づきサービスプロバイダに共有、譲渡、もしくは開示する場合、または法律により求められている場合を除きます。

3.3.4 コンテンツの権利とライセンス

A. コンテンツとマテリアル

(i) デベロッパのアプリケーション内に収録されているマスターレコードおよび楽曲は、デベロッパにより完全に所有されているか、料金、ロイヤリティ、および／または金銭を以後Appleがデベロッパもしくは第三者に支払う必要がないよう、対価全額払込済みの状態でデベロッパにライセンスが付与されている必要があります。さらに、デベロッ

パのアプリケーションが米国外で配布される場合、デベロッパのアプリケーションに収録されているマスターレコードおよび楽曲は、(a)現在または将来において、録音権または演奏権／通信権を収集またはライセンス管理している組織のレパートリーに該当してはならず、(b)ライセンスが付与されている場合は、デベロッパのアプリケーションに対して、該当する各著作権の所有者によって独占的にライセンスが付与されている必要があります。

(ii)　デベロッパのアプリケーションにほかのコンテンツが含まれている場合、または含まれる予定の場合、デベロッパは、そのようなすべてのコンテンツを所有するか、コンテンツ所有者からデベロッパのアプリケーションでそのコンテンツを使用する許可を得る必要があります。

(iii)　アプリケーションに、Appleの合理的な判断で好ましくない、または不適切であると判断されるコンテンツまたはマテリアル(テキスト、グラフィック、画像、写真、音声など)、例えば、猥褻、ポルノ、中傷的とみなされるマテリアルなどが含まれている場合、そのアプリケーションは却下される可能性があります。

(iv)　アプリケーションには、Appleソフトウェア、Appleサービス、Apple製品、またはその他のソフトウェア、ファームウェア、ハードウェア、データ、システム、サービス、またはネットワークに損害を与えたり、破壊したり、悪影響を与えたりする可能性のあるマルウェア、悪意のあるコード、有害なコード、プログラム、またはその他の内部コンポーネント(例:コンピュータウイルス、トロイの木馬、「バックドア」)が含まれていてはなりません。

(v)　デベロッパのアプリケーションまたは対象製品にFOSSが含まれる場合には、デベロッパは、適用されるすべてのFOSSのライセンス付与条件を遵守することに同意するものとします。また、デベロッパは、デベロッパのアプリケーションまたは対象製品の開発において、AppleソフトウェアのFOSS以外の部分がFOSSのライセンス条件または義務の対象となるような方法でFOSSを使用しないことに同意するものとします。

(vi)　デベロッパがプロモーションの唯一のスポンサーであり、デベロッパおよびデベロッパのアプリケーションが適用法を遵守し、デベロッパがアプリケーションを利用可能にし、プロモーションが行われる国、領土、または地域で適用される登録要件を満たしている場合、デベロッパのアプリケーションには、プロモーションの懸賞またはコンテスト機能を含めることができます。デベロッパは、自身が一切のプロモーションおよび賞金について単独で責任を負うことに同意するものとします。かつ、各プロモーションについて、Appleが当該プロモーションのスポンサーではなく、その実施について一切責任を負わないことを、法的拘束力のある正式な規定に明記することに同意するものとします。

(vii)　デベロッパは、デベロッパのアプリケーションに、エンドユーザーが寄付を行うことができるデベロッパのウェブサイトのページに直接誘導するリンクを含めることができるものとします。ただし、デベロッパが、適用されるすべての法律(領収書の発行が含まれる場合があります)を遵守し、かつ、当該寄付を行うことができるようにする国、領土または地域において適用のある規制または登録要件をすべて満たしていることが必要です。また、デベロッパは、Appleが寄付金の募集者ではないことを明示することに同意するものとします。

(viii)　デベロッパは、エンドユーザーが、個人的なアクセシビリティ目的(字幕や翻訳の生成、テキストの要約、フォントサイズの変更、色の変更など)(以下「アクセシビリティ変更」といいます)のために、デベロッパのアプリケーションに収録されているコンテンツまたは当該アプリケーションを通じてアクセスできるコンテンツの二次的著作物を作成するために、AppleソフトウェアおよびAppleサービスを使用することができることを理解し、これに同意するものとします。デベロッパは、アクセシビリティ変更を制限なく許可するため、かつ料金、ロイヤルティ、および／または金銭をAppleが

デベロッパまたは第三者に支払う必要のない方法で、コンテンツに関する十分な権利を有していることを表明および保証するものとします。

B. Spotlight画像検索サービス

デベロッパが、AppleのSpotlight画像検索サービスに対し、デベロッパのライセンスアプリケーションに関連付けられたデベロッパのドメイン（以下「関連ドメイン」といいます）へのアクセスを提供する場合、デベロッパは、本契約をもって、Appleに対し、本条項で定める目的で、関連ドメイン内のコンテンツ（以下「ライセンス対象コンテンツ」といいます）をクロール、スクレイプ、コピー、送受信、および／またはキャッシュする許可を付与します。ライセンス対象コンテンツは、本契約において、ライセンスアプリケーション情報として取り扱われるものとします。また、デベロッパは、本契約をもって、Appleに対し、（ファイルサイズの低減、サポートされるファイルの種類への変換、および／またはサムネイル表示の目的で）ライセンス対象コンテンツを使用、作成し、作成させ、複製、トリミングし、および／またはライセンス対象コンテンツのファイル形式、解像度、および外観を変更するライセンス、ならびに、ライセンス対象コンテンツを公に表示、公に実行、統合、組み込み、および配布することで、Appleのメッセージ機能におけるライセンス対象コンテンツの検索、検出、およびエンドユーザーへの配布の機能を強化するライセンスをさらに付与するものとします。理由の如何を問わず、本契約の解除時に、Appleブランド製品のエンドユーザーは、当該解除前にAppleブランド製品の使用を通じて取得したあらゆるライセンス対象コンテンツを継続して使用および配布することを許可されます。

3.3.5 エンタープライズテクノロジーおよび教育テクノロジー

A. 構成プロファイル

構成プロファイルは、Wi-Fi、APN、VPN、もしくはMDM設定の構成を目的とする場合を除き、またはその時点で最新の構成プロファイル参照ドキュメントにおいてAppleが明示的に別段の許可をした場合を除き、ユーザーに配布することはできません。デベロッパは、構成プロファイルの使用につながるユーザーアクションが行われる前に、収集するユーザーデータの種類、および収集したユーザーデータがどのように使われるかを、アプリケーション画面またはその他の通知メカニズム上で明確に表示しなければなりません。デベロッパは、構成プロファイル経由で取得したユーザーデータを、広告プラットフォーム、データブローカー、または情報再販業者に共有または販売することはできません。さらに、デベロッパは、構成プロファイルの同意パネル、または構成プロファイルのその他のいかなるメカニズムもオーバーライドすることはできません。

B. ClassKit API、Roster API

デベロッパのアプリケーションが教育サービスを提供することを主目的として設計されており、かかる使用がデベロッパのマーケティングテキストおよびユーザーインターフェイスに明確に記載されている場合を除き、デベロッパのアプリケーションにClassKit APIを含めることはできません。デベロッパは、ClassKit APIを通じて、誤った、もしくは不正確なデータを送信しないこと、またはClassKit APIを通じて送信されたデータに割り当てられたデータカテゴリの再定義を試みないことに同意するものとします（例えば、学生の位置情報データはサポート対象のデータタイプではなく、送信することはできない）。

デベロッパは、名簿データをいかなる第三者（例えば、関連会社、広告プラットフォーム、データブローカー、情報再販業者）にも共有、販売、譲渡、または開示することはできません。デベロッパは、名簿データを教育目的で処理する場合は必ず、学校のIT管理者の指示に従わなければなりません。デベロッパは、名簿データの契約を更新しないこと、または名簿データの使用に対する学校の同意を撤回することについて、学校のIT管理者の選択に従わなければなりません。学校のIT管理者が学校の名簿データについて契約を更新しない場合、またはその名簿データへのデベロッパのアクセス権を取り

消した場合、デベロッパは、自身が保有している当該学校の名簿データを30日以内に破棄しなければなりません。デベロッパは、自身によるRoster APIの使用に関連して適用されるすべての法的要件を遵守する責任を負うものとします。

C. Appleでサインイン、Appleでサインイン（勤務先と学校）

デベロッパは、自身による使用がデベロッパのアプリケーションにおいて「Appleでサインイン」または「Appleでサインイン（勤務先と学校）」を含めることと同等である限りにおいて、デベロッパの対象製品で「Appleでサインイン」または「Appleでサインイン（勤務先と学校）」をそれぞれ使用できます。デベロッパは、「Appleでサインイン」または「Appleでサインイン（勤務先と学校）」経由で取得したユーザーデータを、広告プラットフォーム、データブローカー、または情報再販業者に共有または販売することはできません。

Appleでサインインのユーザーが Appleでサインインの一環としてユーザーデータを匿名化することを選択した場合、デベロッパは、事前にユーザーの同意を取得することなく、Appleでサインイン外において取得した、個人を直接特定できる情報に当該匿名化データを紐づけることを試みないことに同意するものとします。

デベロッパは、「Appleでサインイン（勤務先と学校）」から自身が受け取ったデータを処理する場合は必ず、その組織のIT管理者の指示に従わなければなりません。

本**第3.3.5条（C）**の目的でのみ、デベロッパの対象製品は、デベロッパのライセンスアプリケーションと同一のタイトルおよび実質的に同一の機能を有していなければなりません。デベロッパは、「Appleでサインイン」をデベロッパの対象製品で使用するために、ウェブサイトおよびその他のプラットフォームの利用に関するガイドライン（https://developer.apple.com/sign-in-with-apple/usage-guidelines-for-websites-and-other-platforms/）に従うことに同意するものとします。本契約において、ウェブサイトその他のプラットフォームの利用に関するガイドラインにおける「ウェブサイトまたはアプリ」の意味には、「Appleでサインイン」のAPIを使用するデベロッパの対象製品が含まれます。

D. モバイルデバイス管理

MDMのすべての使用は、本契約（プログラム要件を含む）および付属書10（MDMの使用に関する付加条件）の条件を遵守する必要があります。

3.3.6 エンターテインメントテクノロジー

A. Game Center

Game Centerの使用はすべて、本契約（プログラム要件を含みます）および付属書3（Game Centerに関する付加条件）の条件を遵守する必要があります。

B. Single Sign-On API

デベロッパは、デベロッパがマルチチャネルビデオプログラミングディストリビュータ（MVPD）でない限り、または、デベロッパのアプリケーションが主としてサブスクリプションを前提とするMVPDサービスを通じて認証されるビデオプログラミングを提供するために設計されており、かつ、デベロッパがAppleからSingle Sign-On APIを使用する権限を得ている場合を除き、Single Sign-On APIにアクセス、またはこれを使用してはなりません。デベロッパがかかる権限を有している場合、デベロッパは、シングルサインオン仕様書に従い、Apple製品で視聴するためにデベロッパのMVPDコンテンツにアクセスするユーザーの権限を認証する目的でのみ、Single Sign-On APIの使用が許可されます。かかる使用はすべ

て、シングルサインオン仕様書のドキュメントを遵守しなければなりません。デベロッパは、Appleが、デベロッパにかかる権限を提供しない権利、およびかかる権限をいつでもその自由裁量で取り消す権利を留保することを認めるものとします。

デベロッパがSingle Sign-On APIを使用する場合、デベロッパは、デベロッパのMVPDコンテンツにアクセスする権利を認証するために、ユーザーがサインインするSingle Sign-On APIを通じてユーザーがアクセスするサインインページを提供する責任を負うものとします。デベロッパは、かかるサインインページが広告を表示せず、かつ、コンテンツおよびかかるページの外観が、Appleの事前の審査および承認を条件とすることについて同意するものとします。デベロッパがSingle Sign-On APIを使用し、かつ、AppleがかかるAPI、および／またはシングルサインオン仕様書のアップデート版を提供する場合、デベロッパは、Appleからアップデート版を受領してから3か月以内に、デベロッパの実装を、当該の新しいバージョンおよび仕様書に適合するようにアップデートすることについて同意するものとします。

デベロッパは、Appleに対し、ユーザーがプロバイダを選び、かつ、シングルサインオンを通じて認証するApple製品でのユーザーインターフェイス画面における使用を含む、シングルサインオン機能に関して使用するために、デベロッパが提供する商標を使用、複製、および表示することを許諾し、および／または、ユーザーに対して、当該ユーザーがシングルサインオンを通じてアクセス可能なアプリケーションのリストを提供することを許諾するものとします。また、デベロッパは、Appleに対して、インストラクション資料、トレーニング資料、マーケティングマテリアル、およびあらゆる媒体における広告の使用（を含みますがこれらに限定されません）に関して、当該ユーザーインターフェイスのスクリーンショットおよび画像を使用する権利を付与するものとします。Single Sign-On APIを通じて提供されるデータは、本条で定める使用制限を条件として、本契約に基づくライセンスアプリケーション情報とみなされます。

デベロッパは、Apple製品におけるデベロッパのMVPDコンテンツに対するユーザーのアクセス権限を認証すること、デベロッパのMVPDコンテンツに対するアクセス権限をユーザーに提供すること、および／またはデベロッパのMVPDサービスのパフォーマンスおよび技術的問題を解決すること以外の目的で、Single Sign-On APIを通じて提供されるデータを収集、保存、または使用してはなりません。デベロッパは、デベロッパが提供するMVPDサブスクリプションの一環としてプログラミングが提供されるビデオプログラミングプロバイダに対して提供された認証情報で、かつ、ユーザーのMVPDサブスクリプションに基づくApple製品における当該ビデオプログラミングに対するユーザーのアクセス権限の認証目的のみの場合を除き、いかなる第三者に対しても、Single Sign-On APIの使用から取得されたデータ、コンテンツまたは情報を提供または開示してはなりません。

C. TV App API

デベロッパは、(a)デベロッパのアプリケーションが主としてビデオプログラミングを提供するために設計され、(b)デベロッパがAppleから権限を得ており、かつ、(c)デベロッパの使用がTVアプリ仕様書に準拠している場合でない限り、TV App APIを使用することはできません。デベロッパがTVアプリのデータをAppleに提供する範囲内で、Appleは、(a)TVアプリの機能に関する情報およびおすすめをユーザーに提供すること、(b)ユーザーが、デベロッパのライセンスアプリケーション経由で視聴するために、当該おすすめ、または情報からコンテンツにリンクできるようにすること、および／または(c)TVアプリの機能のサービス提供、保守、および最適化の目的でのみ、当該データを保存、使用、複製、および表示することができます。本契約の解除前にデベロッパが提出したあらゆるTVアプリのデータについて、Appleは、本契約の解除後、**第3.3.6条(C)**に従い、当該データの使用を継続することができます。TVアプリのデータは、本条で定める使用制限を条件として、本契約に基づきライセンスアプリケーション情報とみなされます。デベロッパは、Appleがその自由裁量により、TVアプリの機能にデベロッパのライセンスアプリケーションを含めない権利を留保することについて認めるものとします。

Appleは、デベロッパのライセンスアプリケーションを、ユーザーのApple Accountに表示されるTVアプリの機能に含める前に、当該Apple Accountに基づいてユーザーの同意を取得します。また、Appleは、以後ユーザーがいつでも当該同意を撤回できるようにし、かつ、AppleのシステムからTVアプリのデータを削除できるようにします。さらに、デベロッパは、自身のサブスクリプション登録者IDシステムに基づいてユーザーの同意を求めることができるものとします。デベロッパは、デベロッパがTVアプリのデータをAppleに提供することについてユーザーの同意を得るために、あらゆる現地の適用法令を含む、すべての適用法令をデベロッパが遵守することについて責任を負うものとします。

D. MusicKit

デベロッパは、デベロッパのエンドユーザーによるApple Musicサブスクリプションへのアクセスの促進に関連しない目的で、MusicKit APIを呼び出さないこと、またはMusicKit JSを使用しない（あるいはその他の方法でMusicKit APIもしくはMusicKit JSを通じて情報を得ることを試みない）ことに同意するものとします。デベロッパがMusicKit APIまたはMusicKit JSにアクセスする場合、デベロッパは、Apple Music Identity Guidelinesに従う必要があります。デベロッパは、デベロッパによるMusicKit APIまたはMusicKit JSの使用を通じて、またはその他いかなる方法においても、Apple Musicサービスへのアクセスに対し、支払いを要求しない、または間接的な収益化（例えば、アプリ内課金、広告、ユーザー情報のリクエストなど）を行わないことに同意するものとします。また、以下についても確認してください。

- デベロッパがMusicKit APIまたはMusicKit JSを通じて音楽再生を提供する場合、全楽曲の再生が可能でなければならず、かつ、ユーザーが再生を開始でき、「再生」、「一時停止」、および「スキップ」などの標準的なメディアコントロール機能を使用して再生を操作できなければならないこと、かつ、デベロッパはそうしたコントロール機能を不正確に伝えることのないことに同意すること。

- デベロッパは、いかなるMusicKitコンテンツもダウンロード、アップロード、または改変することはできず、かつ、かかる行為をデベロッパのエンドユーザーに許可することもできず、その他ドキュメントでAppleが別段の許可をしない限り、MusicKitコンテンツは、ほかのいかなるコンテンツとも同期することができないこと。

- デベロッパは、MusicKit APIまたはMusicKit JSにより表示され、かつ、ドキュメントで許可された方法でのみ（例えば、アルバムアートワークおよびMusicKit APIからの音楽関連テキストは、音楽再生または再生リストの管理とは異なる目的で使用することはできません）、MusicKitコンテンツを再生できること。

- ユーザーからのメタデータ（プレイリストやお気に入りなど）は、エンドユーザーに対して明確に開示され、かつ、Appleの自由裁量により決定された通りに、デベロッパのアプリケーション、ウェブサイト、またはウェブアプリケーションの使用と直接関連するサービスまたは機能を提供するためにのみ使用できること。

- デベロッパは、デベロッパのアプリケーション、ウェブサイト、またはウェブアプリケーションの中のスタンドアロンライブラリとしてのみ、かつ、ドキュメントで許可された通りにのみ、MusicKit JSを使用することができること（例えば、デベロッパは、MusicKit JSをその他のいかなるJavaScriptコードとも組み合わせることはできず、または別途ダウンロードしたり、再ホストしたりすることはできないことに同意すること）。

E. ShazamKit

ShazamKit APIの使用はすべて、本契約（Apple Musicアイデンティティガイドラインおよびプログラム要件を含む）およびドキュメントの条件を遵守する必要があります。Apple Musicで入手可能な曲に対してShazamKitコンテンツを表示する場合、Apple Music Identity Guidelinesに沿い、Apple Music内におけるかかるコンテンツへのリン

クを提供するものとします。本契約で明示的に許可されている場合を除き、デベロッパは、方法の如何を問わず、ShazamKitコンテンツの複製、改変、翻訳、二次的著作物の作成、公表、または公開を行わないことに同意するものとします。さらに、デベロッパは、ほかの音声認識サービスを改善または作成する目的で、ShazamKit APIにより提供されたデータを使用または比較してはならないものとします。ShazamKit APIを使用するアプリケーションは、コンプライアンスを目的として設計または販売することはできません（例えば、音楽のライセンス供与や権利使用料の監査など）。

F. Apple Music Feed API

Apple Music Feed APIの使用はすべて、本契約（Apple Music Identity Guidelinesおよびプログラム要件を含む）およびドキュメントの条件を遵守しなければならないものとします。デベロッパは、Apple Musicフィードコンテンツが以下の条件を満たしている場合、そのコンテンツの題材をデベロッパのアプリケーションでプロモーションすることを目的として、Apple Musicフィードコンテンツを表示できます。(i) Apple Musicフィードコンテンツのベースとなっているコンテンツのプロモーションを行う画面上にのみ表示されること、(ii) プロモーションの対象となっている音楽にユーザーがアクセスできる、Apple MusicまたはiTunes内のページに直接移動するリンクの役割を果たすApple Musicのバッジに近接していること、(iii) 当該のApple Musicフィードコンテンツに曲またはミュージックビデオプレビューが含まれる場合は、そのApple Musicフィードコンテンツが Apple Musicの許可を得て転載したものであることを示す帰属表示（"provided courtesy of Apple Music"）が含まれていること、(iv) 当該のApple Musicフィードコンテンツに曲またはミュージックビデオプレビューが含まれる場合は、そのコンテンツがストリーミング配信されるのみであり、ダウンロード、保存、キャッシュ、またはビデオと同期されないこと、(v) プロモーションの目的とは異なる独立したエンターテインメント的価値に使用されないこと、(vi) ほかの商品やサービスのプロモーションに使用されないこと。

3.3.7 インフラストラクチャーテクノロジー

A. MFiアクセサリ

デベロッパのアプリケーションは、(i) デベロッパがデベロッパのアプリケーションを最初に提出した際に、MFi Programに基づいて当該MFiアクセサリに関するライセンスが付与され、(ii) MFiライセンシーがデベロッパのアプリケーションを、MFiアクセサリとの相互運用を認めるリストに追加しており、かつ、(iii) MFiライセンシーが、MFi Programから当該追加について承認を得ている場合にのみ、ワイヤレストランスポートを通じて、またはAppleのLightningケーブルを通じて、またはAppleの30ピンコネクタを通じて、MFiアクセサリ（上に定義）とのインターフェイス接続、通信、またはその他の相互運用またはコントロールを行うことができます。

B. 携帯電話ネットワーク

(i) アプリケーションが携帯電話ネットワークへのアクセスを必要とする場合、または携帯電話ネットワークにアクセスができるようになる場合、そのようなアプリケーションは以下の事項に従う必要があります。

- アプリケーションによる携帯電話ネットワークへのアクセスや使用の方法に関するAppleのベストプラクティスおよびその他のガイドラインを遵守すること。

- ネットワーク容量または帯域幅を過剰に使用し、またはこれらに極度な負担をかけるとAppleが合理的に判断するものであってはならないこと。

(ii) 一部の携帯電話ネットワーク事業者は、携帯電話ネットワーク上でのボイスオーバーインターネットプロトコル（VoIP）電話の使用など、ネットワーク上でのVoIP機能の使用を禁止または制限したり、VoIPに関連して追加料金や

その他の料金を課す場合があるため、デベロッパは、App Store上でデベロッパのアプリケーションに付随して提供するマーケティングテキストに当該通知を記載するなどして、購入前に、エンドユーザーに、当該事業者との契約条件を確認するよう通知することに同意するものとします。さらに、デベロッパのアプリケーションが、エンドユーザーにSMSメッセージを送ること、または音声通話を行うことを可能にするものである場合、デベロッパは、エンドユーザーに対して、当該機能を使用する前に、標準テキストメッセージ料金、またはその他の通信事業者の料金が当該使用に対して適用される可能性があることについて通知しなければなりません。

C. Apple Push Notification Serviceおよびローカル通知

Apple Push Notification Serviceまたはローカル通知を介したプッシュ通知のすべての使用は、本契約（プログラム要件を含みます）および付属書1（Apple Push Notification Serviceおよびローカル通知に関する付加条件）の条件を遵守する必要があります。

D. iCloud

iCloud Storage APIとCloudKit APIのすべての使用、および本契約に基づくiCloudサービスの使用は、本契約（プログラム要件を含む）および付属書4（iCloudを使用するための付加条件）を遵守する必要があります。

E. 拡張機能

アプリケーションバンドルにおける拡張機能を含むアプリケーションは、アプリケーションがWatchKit Extensionを含む場合を除き、単なる拡張機能以外の機能性（例：ヘルプスクリーンや追加設定など）を提供しなければなりません。また、以下についても確認してください。

- 拡張機能（WatchKit Extensionを除く）には、その拡張機能ビューに広告、製品プロモーション、ダイレクトマーケティング、またはアプリ内課金のオファーを含めることはできないこと。

- 拡張機能は、Appleブランド製品の画面全体をブロックすることはできず、または、ほかのデベロッパのアプリケーションもしくはAppleが提供する機能やサービスのユーザーの使用について、非公開または想定外の方法で転送、妨害、干渉することはできないこと。

- 拡張機能は、ドキュメントで定められている通り、iOS、watchOS、iPadOS、tvOS、またはvisionOSの、Appleが指定する領域においてのみ運用することができること。

- キーボード機能を提供する拡張機能は、いかなるネットワークアクセスからも独立して動作できなければならず、かつ、Unicode文字を含んでいなければならないこと（絵文字のみではなく）。

- かかる拡張機能により行われるいかなるキーストロークロギングも、エンドユーザーに対し、当該データがiOSまたはiPadOSから送信される前に、明確に開示されなければならず、かつ、**第3.3.3条（B）**の定めに関わらず、当該データはデベロッパのアプリケーションのキーボード機能の提供または改善目的でのみ使用することができること（例えば、広告提供目的で使用してはならない）。

- 拡張機能により行われるいかなるメッセージフィルタリングも、エンドユーザーに対して、明確に開示されなければならず、かつ、**第3.3.3条（B）**の定めに関わらず、いかなるSMSまたはMMSデータも、メッセージフィルタリング拡張機

能を通じてアクセスされるのか、またはiOSによってメッセージング拡張機能の対応サーバに対して送信されるのかを問わず、スパムや不明な発信元からのメッセージを減らすことにより、ユーザーのメッセージング体験の提供または改善を実現する目的でのみ使用することができること、および、広告提供またはその他の目的で使用されてはならないこと。さらに、拡張機能内でアクセスされるユーザーからのSMSデータまたはMMSデータは、いかなる場合も拡張機能の指定コンテナ領域からエクスポートしてはならないこと。

- デベロッパのアプリケーションは、拡張機能の自動インストールまたはその他ユーザーが認識しない拡張機能のインストールをさせてはならず、かつ、デベロッパはユーザーに対して、拡張機能の目的および機能を正確に提示しなければならないこと。

F. DeviceCheck API

デベロッパがDeviceCheckデータを保存するためにDeviceCheck APIを使用する場合、デベロッパは、該当する場合、それらの値をリセットするためにユーザーがデベロッパに連絡することができる方法を提供する必要があります（例：試用サブスクリプションのリセット、または新規ユーザーがデバイスを取得した際に一定の使用を再度認証するなど）。デベロッパは、不正行為に関する単一の識別子としてDeviceCheckデータに依存することはできず、かつ、ほかのデータまたは情報と関連してのみDeviceCheckデータを使用しなければなりません（例えば、デバイスが譲渡されたり再販売されたりする可能性があるため、DeviceCheckデータをそれのみでデータポイントとして扱うことはできない）。Appleは、いつでもその自由裁量で、DeviceCheckデータを削除する権利を留保し、かつ、デベロッパは、かかるデータに依存しないことについて同意するものとします。さらに、デベロッパは、デベロッパを代理して行為を行うサービスプロバイダを除き、デベロッパがAppleから取得したDeviceCheckトークンを、いかなる第三者とも共有しないことに同意するものとします。

G. Wi-Fi Aware Framework

デベロッパおよびデベロッパのアプリケーションは、デベロッパのアプリケーションに関連してピアツーピア接続およびデータ転送機能を提供するためにのみ、Wi-Fi Aware FrameworkまたはWi-Fi Aware情報を使用することができます。デベロッパおよびデベロッパのアプリケーションは、Wi-Fi Aware情報を保存し、これをエンドユーザーのWi-Fi Aware対応デバイス間で安全に、エンドツーエンドの暗号化方式で送信する必要があり、無関係な目的（広告など）に使用することはできません。デベロッパおよびデベロッパのアプリケーションは、Wi-Fi Aware情報を（クラウドサービスや別のリモートデバイスなどに）リモートで保存したり、Wi-Fi Aware情報を使用してエンドユーザーの位置情報をモニタリングしたりすることはできません。デベロッパは、デベロッパによるWi-Fi Aware Frameworkの使用が**第3.3.3条**の対象であることを認めるものとします。ペアリングされているデバイスがアイドル状態の場合、デベロッパのアプリケーションは接続をアクティブな状態に保ってはなりません。Appleは、デベロッパのアプリケーションによるWi-Fi Aware Frameworkの使用が、ほかに措置を講じないとデバイスのパフォーマンスを低下させる場合、Wi-Fi Aware Frameworkの使用を制限する権利を留保します。

H. TelephonyMessagingKit API

デベロッパのアプリケーションは、TelephonyMessagingKit APIを使用するには、エンドユーザーによって開始されたメッセージを送信し、当該APIを使用して以前に受信したメッセージを表示する機能を提供しなければなりません。デベロッパおよびデベロッパのアプリケーションは、TelephonyMessagingKit APIの使用によるユーザーメッセージおよび関連メタデータを安全な方法で保存および送信しなければなりません（例えば、サーバに同期されるメッセージは、転送時および保存時に暗号化しなければなりません）。デベロッパのアプリケーションは、求められていないメッセージを送信するために、またはフィッシングやスパムのために、TelephonyMessagingKit APIを使用してはなら

ないものとします。これには、スパム防止関連法令に違反する、またはその他の点で違法であるあらゆる行為が含まれますが、これらに限定されません。

I. Default Dialer API

デベロッパおよびデベロッパのアプリケーションは、Default Dialer APIを使用による通信事業者ベースの通話のユーザー会話履歴および関連メタデータを安全な方法で保存および送信しなければなりません（例えば、サーバに同期される会話履歴は、転送時および保存時に暗号化しなければなりません）。デベロッパおよびデベロッパのアプリケーションは、求められていないメッセージを送信するために、またはフィッシングやスパムのために、Default Dialer APIを使用してはならないものとします。これには、スパム防止関連法令に違反する、またはその他の点で違法であるあらゆる行為が含まれますが、これらに限定されません。

J. Accessory Notifications FrameworkおよびAccessory Live Activities Framework

デベロッパ、デベロッパのアプリケーション、およびデベロッパの許可済みターゲットアクセサリは、広告、プロファイリング、モデルのトレーニング、または位置情報の監視のために転送情報を使用してはなりません。デベロッパまたはデベロッパのアプリケーションは、転送情報をほかのアプリケーションや、デベロッパの許可済みターゲットアクセサリ以外のほかのデバイスに開示してはなりません。また、許可済みターゲットアクセサリは、エンドユーザーのiPhoneやほかの許可済みターゲットアクセサリを含むほかのデバイスと転送情報または関連する暗号鍵を共有してはなりません。デベロッパ、デベロッパのアプリケーション、およびデベロッパの許可済みターゲットアクセサリは、転送情報の意味を実質的に変更する態様で転送情報を改変してはならず、変更は、デベロッパの許可済みターゲットアクセサリ上でエンドユーザーに転送情報を適切に開示するために合理的に必要な範囲に限られるものとします。

デベロッパ、デベロッパのアプリケーション、およびデベロッパの許可済みターゲットアクセサリは、デベロッパの許可済みターゲットアクセサリへの配信を可能にするために必要な場合を除き、転送情報をリモートで（クラウドサービスや別のリモートデバイス上などに）保存してはなりません。転送情報は、デベロッパの許可済みターゲットアクセサリ上以外で、復号化してはなりません。デベロッパは、デベロッパによるAccessory Notifications Framework、Accessory Live Activities Framework、および転送情報の使用が第3.3.3条の対象であることを認めるものとします。デベロッパはさらに、許可済みターゲットアクセサリが第3.3.7条（J）を遵守することについて、デベロッパおよびデベロッパのアプリケーションがAppleに対して責任を負うことを認め、これに同意するものとします。

デベロッパのアプリケーションがAccessory Notifications FrameworkまたはAccessory Live Activities Frameworkを使用していない場合であっても、デベロッパは、エンドユーザーが明示的な許可を付与している場合に、デベロッパのアプリケーションに関連付けられた転送情報が、別のデベロッパの許可済みターゲットアクセサリに転送されることがあることに同意するものとします。

K. Foveated Streaming Framework

デベロッパ、デベロッパのアプリケーション、およびデベロッパのアプリケーションが通信するあらゆるサービスは、デベロッパのアプリケーションに関連してコンテンツ、データまたは情報をストリーミングする目的でのみ、Foveated Streaming FrameworkおよびFoveated Streaming情報を使用することができ、Foveated Streaming情報を安全な方法で保存および送信しなければなりません。デベロッパ、デベロッパのアプリケーション、およびデベロッパのアプリケーションが通信するあらゆるサービスは、Foveated Streaming情報を、関連しない目的（広告または分析のためなど）で使用し、使用を可能にし、使用を促進し、または利用可能にしてはなりません。デベロッパは、このフレーム

ワークから取得したユーザーデータを、広告プラットフォーム、データブローカー、または情報再販業者に共有または販売することはできません。デベロッパは、デベロッパによるFoveated Streaming Frameworkの使用が**第3.3.3条**の対象であることを認めるものとします。

L. Media Device Extension Framework

Media Device Extensionをバンドルし、Media Device Extension内でMedia Device Extension Frameworkを使用するデベロッパのアプリケーションの唯一の目的は、エンドユーザーのiPhoneまたはiPadへのMedia Device Extensionの配布およびインストールでなければなりません。

M. Spatial Audio Extension API

デベロッパ、デベロッパのアプリケーション、およびその拡張機能は、Spatial Audio Extension APIを使用して、空間オーディオのレンダリングのためのヘッドトラッキングとは無関係なデータ、コンテンツ、またはテレメトリを、接続されたBluetoothヘッドセットと送受信してはなりません。デベロッパは、接続されたBluetoothヘッドセットとの許可されているローカルでのデータの送受信を除き、Spatial Audio Extension APIを使用して取得したセンサー、モーション、またはオーディオデータを、プロファイリング、分析、広告、モデルトレーニングを含むがこれらに限定されない、いかなる目的であっても、エクスポート、共有、販売、またはリモートで(クラウドサービス上などに)保存してはなりません。Spatial Audio Extension APIを使用して空間オーディオ用に処理されたオーディオデータは、エンドユーザーのデバイス上でローカルに処理しなければなりません。デベロッパのアプリケーションは、コントロールセンターの「空間オーディオ」トグルを、空間オーディオの固定モードとヘッドトラッキングモードの切り替えのみに使用することができます。

3.3.8 その他のテクノロジー

A. Xcode Cloud

(i) デベロッパがXcode Cloudサービスを使用してデベロッパのXcode Cloudコンテンツを管理し、デベロッパのアプリケーションを構築する限り、デベロッパは、本契約によって、Apple、ならびにAppleの関連会社および代理店に、AppleがXcode Cloudサービスを提供するためにのみ、デベロッパのXcode Cloudコンテンツを複製、ホスト、処理、表示、送信、改変、二次的著作物の作成、またはその他の方法で使用することに関して、非独占的に、あらゆる場所で、対価全額払込済みの状態で、権利使用料無料のライセンスを付与するものとします。Appleは、Xcode Cloudサービスをデベロッパに提供する目的に限り、デベロッパのXcode Cloudコンテンツのうちのソースコードを使用します。デベロッパは以下の事項を認め、同意するものとします。(a)デベロッパは、かかるXcode Cloudコンテンツに単独で責任を負い、Appleは所有権を有さないこと、(b)Xcode Cloudサービスと共に第三者のサービス(例えばソースコードのホスティング、アーティファクトストレージ、メッセージング、またはテスティングサービス)を使用することを選択した場合、かかる第三者サービスの利用規約の遵守はデベロッパの責任で行うこと、(c)Xcode Cloudサービスによるユーザー生成コンテンツ(ビルドなど)の提供は、契約上または使用許諾上の責務としての配信とみなされないこと、(d)Xcode Cloudにおけるデベロッパのコンテンツの実行は、Xcode Cloudコンテンツのテストのためのものに制限されること、(e)Xcode Cloudを使用して暗号通貨のマイニングを行わないこと、および(f)デベロッパのXcode Cloudコンテンツが、**第3.3.4条(A)(iv)**および**第3.3.4条(A)(v)**で定められたアプリケーションの要件を満たすこと。

(ii) 本契約に定めるAppleのその他の権利を一切制限することなく、Appleは、デベロッパが本契約の条項に違反したと判断した、またはそのように信じるに足る理由が存在する場合、その単独の裁量で措置を講じる権利を留保し

ます。かかる措置には、Xcode Cloudサービスへのアクセスを制限、停止、もしくは取り消すこと、またはデベロッパのビルドを終了することが含まれます。

(iii) デベロッパが欧州連合(EU)に拠点を置く組織としてApple Developer Programに登録している場合は、Regulation(EU)2023/2854に関連するXcode Cloudの追加条項がhttps://developer.apple.com/download/files/EU-Data-Act-Terms-XcodeCloud.pdfに記載されています。

B. WeatherKit API

WeatherKit APIのいかなる使用も、本契約(プログラム要件を含みます)および付属書8(WeatherKit APIの利用に関する付加条件)の条件に準拠しなければならないものとします。

C. 部分的なイマーシブ体験

デベロッパが部分的なイマーシブ体験(.mixedRealityスタイルの使用など)をエンドユーザーに提供する場合は、ドキュメントに準拠する必要があります。ドキュメントに記載されている範囲内でのエンドユーザーの視野を遮る体験については、visionOSによるシステム境界を有効にするために、完全に没入感のある体験(.virtualRealityスタイルの使用など)を提供してください。

D. Creator Studio API

デベロッパは、デベロッパのアプリケーションまたは対象製品にAppleのPages、Keynote、およびNumbersファイル形式で保存されたエンドユーザーの文書について、かかる文書のプレビューをPDF形式に変換することにより作成する目的でのみ、Creator Studio APIを使用することができます。Creator Studio APIを使用する際、関連するCreator Studio文書はプレビューを生成する目的でAppleサーバに送信されます。デベロッパは、ドキュメントおよび適用法に従い、エンドユーザーに通知を送信する、および/またはエンドユーザーから同意を得る必要があります。

E. Shallow Depth & Pressure機能

デベロッパのアプリケーションは、浅い水深で行うウォーターアクティビティ(プールでの水泳、スノーケリングなど)で使用する目的でのみ、水深データをユーザーに提供するためにShallow Depth & Pressure機能を使用することができます。スキューバダイビングアプリケーションや、ドキュメントで定められている水深制限を超えた水深で行われるウォーターアクティビティでは使用できません。デベロッパのアプリケーションは、ドキュメントで定められている水深制限の範囲内でのみ、水深データをユーザーに提供できます。

F. Now Playing API

Now Playing APIを使用することにより、デベロッパは自身のライセンスアプリケーション情報、関連するメタデータ、デベロッパのアプリケーションに関連する商標およびロゴ、ならびにデベロッパがNow Playing APIを使用して利用可能にするコンテンツまたは情報(「Now Playing情報」)にJournaling Suggestions APIを介してアクセス可能になることを理解するものとします。デベロッパは、自身が除外のフラグを設定しない限り、ほかのデベロッパやそれらのアプリケーションによるものを含めた、Journaling Suggestions APIを介したエンドユーザーに対するジャーナリングの提案の提供に関連して、Now Playing情報が使用および表示される場合があることに同意するものとします。

G. Critical Messaging API

デベロッパのアプリケーションは、緊急時においてSMS経由でメッセージ機能にアクセスするためにのみ、Critical Messaging APIを使用することができます。デベロッパは、求められていないメッセージを送信するために、またはフィッ

シングやスパムのために、Critical Messaging APIを使用してはならないものとします。これには、アンチスパム法令に違反するあらゆる種類の行為、またはその他不適切、不正、もしくは違法となる行為を含みますが、これらに限られません。Appleは、Critical Messaging APIを使用して送信されたメッセージの可用性、正確性、信頼性、または適時性を保証しません。

H. EnergyKit

EnergyKitのすべての使用は、本契約（プログラム要件を含む）および付属書11（EnergyKitの使用に関する付加条件）の条件を遵守する必要があります。

I. Wi-Fi Infrastructure Framework

デベロッパおよびデベロッパのアプリケーションは、Wi-Fi Infrastructure Frameworkを、Appleブランドデバイスから許可済みターゲットアクセサリへ、デベロッパのアクセサリデータトランスポート拡張機能を介してWi-Fiネットワーク共有情報を送信する場合にのみ使用できます。デベロッパおよびデベロッパのアプリケーションは、エンドユーザーのAppleブランドデバイスが接続可能なWi-Fiネットワークに許可済みターゲットアクセサリを接続する目的でのみ、Wi-Fiネットワーク共有情報を送信できます。デベロッパおよびデベロッパのアプリケーションは、Wi-Fiネットワーク共有情報を許可済みターゲットアクセサリに直接送信し、かつ安全で認証済み、エンドツーエンドで暗号化された方法でのみ送信しなければなりません。

デベロッパまたはデベロッパのアプリケーションは、Wi-Fiネットワーク共有情報をほかのアプリケーションや、許可済みターゲットアクセサリ以外のほかのデバイスに開示してはなりません。また、許可済みターゲットアクセサリは、いかなる状況においても、エンドユーザーのAppleブランドデバイスやほかの許可済みターゲットアクセサリを含むほかのデバイスとWi-Fiネットワーク共有情報を共有してはなりません。デベロッパ、デベロッパのアプリケーション、および許可済みターゲットアクセサリは、Wi-Fiネットワーク共有情報を無関係な目的（広告、プロファイリング、モデルトレーニング、位置監視など）に使用してはなりません。デベロッパは、デベロッパによるWi-Fi Infrastructure FrameworkおよびWi-Fiネットワーク共有情報の使用が**第3.3.3条**の対象であることを認めるものとします。デベロッパはさらに、許可済みターゲットアクセサリが**第3.3.8条(I)**を遵守することについて、デベロッパおよびデベロッパのアプリケーションがAppleに対して責任を負うことを認め、これに同意するものとします。

J. Live Assistance API

エンドユーザーからの招待があった場合、デベロッパのアプリケーションまたは対象製品は、アクセシビリティサービスプロバイダがエンドユーザーのFaceTime通話に参加してアクセシビリティサービス（例：キャプション、翻訳など）を提供できるようにするという目的でのみ、Live Assistance APIを使用できます。

K. アプリ交換エンタイトルメント

デベロッパの交換用アプリケーションは、当該アプリケーションとデベロッパの元のアプリケーションの両方がデベロッパのDeveloper Programメンバーシップに属しており、かつ実質的に同じ主たる目的および機能を有する場合にのみ、アプリ交換エンタイトルメントを使用することができます。

3.3.9 取引およびパス

A. In-App Purchase API

In-App Purchase APIおよび関連サービスの使用はすべて、本契約（プログラム要件を含みます）および付属書2（In-App Purchase APIの利用に関する付加条件）の条件に従ってなされなければなりません。

B. ウォレット

デベロッパによるパスの開発、ならびに本契約に基づくPass Type IDおよびウォレットの使用は、本契約（プログラム要件を含みます）および付属書5（パスに関する付加条件）の条件を遵守する必要があります。

C. Apple Pay API

(i) Appleが書面で許可しない限り、デベロッパのアプリケーションは、デベロッパのアプリケーションにより、またはこれを経由して行う支払い手続きを円滑にする目的でのみ、およびiPhone、iPad、またはApple Watch以外で使用される商品およびサービスを購入するためにのみ、Apple Pay APIを使用することができます。疑義を避けるために明記すると、本**第3.3.9条（C）（i）**は、**第3.3.1条（C）**およびガイドラインを含みますがこれらに限定されない、In-App Purchase APIの使用に関するいかなる規定および要件に取って代わるものではありません。また、以下についても確認してください。

- デベロッパは、Appleが、Apple Pay APIの使用を通じて円滑化された一切の支払い手続きの当事者ではなく、かつ、あらゆるエンドユーザーの支払い用カードが利用できないこと、または不正決済が行われることを含め（ただし、これらに限定されない）、かかる支払い手続きについて一切責任を負わないことを認め、これに同意すること。かかる支払い手続きは、デベロッパと、デベロッパが手続きの処理に利用するデベロッパの銀行、加盟店契約会社、カードネットワーク、またはその他の当事者との間で行われるものであり、かつ、かかる第三者との間でデベロッパが締結した契約を遵守することについて、デベロッパが責任を負うこと。かかる契約には、Apple Pay APIの機能を使用することに関するデベロッパの決定について、デベロッパが同意して責任を負うことになる一定の権利、義務、または制限条項が含まれる場合があること。

- デベロッパは、ドキュメントに従い、かつ、安全な方法（例えば、サーバ上での暗号化）で、デベロッパによるApple Pay APIの使用の一環として、デベロッパに対して提供されるプライベートキーを保存することについて同意すること。デベロッパは、iPhoneまたはiPad上に、暗号化されていない方法で、いかなるエンドユーザーの支払い情報も保存しないことについて同意すること。疑義を避けるために明記すると、デベロッパは、iPhoneまたはiPad上のいかなるエンドユーザーの支払い情報も復号できないものとします。

- デベロッパは、エンドユーザーの支払い手続きを円滑にすることに関連しない目的で、Apple Pay APIを呼び出さないこと、または、その他Apple Pay APIを通じて情報を入手しようとしないことについて同意すること。

- デベロッパのアプリケーションがエンドユーザーの残高を保存する場合、デベロッパは、Apple Pay APIを使用して、Apple Payに設定されたユーザーのカード会社のカードに送金できるようにすること。

- デベロッパがデベロッパのアプリケーション内でApple Pay APIを使用する場合、Apple Cashがそうしたアプリケーションが配布される地域の法域内で使用可能である限り、デベロッパは商業的に合理的な努力をもって、ドキュメントに従って、デベロッパのApple Pay APIの使用において、Apple Cashを支払いオプションとして含めることに同意すること。

(ii) Apple Pay API経由でのエンドユーザーの支払い手続きを円滑にする一環として、Appleは、デベロッパ（デベロッパが取引業者、仲介者として行為するか、またはApple Payでのエンドユーザーの支払い手続きを円滑にする、取引業者のウェブページを表示するかを問わない）に、Apple Payペイロードを提供することがあります。デベロッパがApple Payペイロードを受け取る際、デベロッパは以下の事項に同意するものとします。

- デベロッパが取引業者として行為する場合、デベロッパはエンドユーザーの支払い手続きを処理するために、およびデベロッパがエンドユーザーに開示したその他の使用のために、かつ、適用法令を遵守してのみ、Apple Payペイロードを使用できること。

- デベロッパが仲介者として行為する場合：

(a)デベロッパは、取引業者とエンドユーザーとの間の支払い手続きを円滑にする目的、および当該手続きの一環としてデベロッパ自身の注文を管理する目的(例えば、カスタマーサービスなど)でのみ、Apple Payペイロードを使用できること。
(b)デベロッパは、デベロッパが支払い手続き、および注文管理目的の遂行に必要な期間を超えて、これらの目的で収集されたApple Payペイロードデータを保有することはできないことに同意すること。
(c)デベロッパは、Apple Payペイロードを含みますがこれに限定されない、Apple Pay API経由で取得したデータを、デベロッパが当該エンドユーザーに関して保有するその他のいかなるデータとも結合させないことに同意すること(ただし、注文管理目的で必要な、限定された範囲を除きます)。疑義を避けるために明記すると、仲介者は、広告もしくはマーケティングのため、ユーザープロファイルの構築もしくは強化のため、またはその他エンドユーザーを対象として、Apple Pay APIを通じて取得したデータを使用することはできません。
(d)デベロッパは、デベロッパが手続きの仲介者であることをエンドユーザーに開示し、かつ、デベロッパの名前を仲介者として含めることに加えて、Apple Payペイメントシートにおける特定の取引に関する、取引業者の情報をエンドユーザーに提供することに同意すること。
(e)デベロッパが取引業者を利用する場合、デベロッパは、デベロッパの選定した取引業者が、デベロッパから提供されるApple Payペイロードをエンドユーザーの支払い手続きの処理およびその他エンドユーザーに開示された使用目的でのみ、かつ、適用法令を遵守してのみ、使用することについて責任を負うこと。デベロッパは、最低限、本契約の規定と同じ程度に制限的かつAppleを保護する条件が含まれる法的拘束力のある書面による契約を、当該取引業者と締結することに同意すること。かかるApple Payペイロードまたは支払い手続きに関して当該取引業者によりなされたあらゆる行為は、デベロッパによってなされたものとみなされること、かつ、デベロッパは、当該取引業者に加えて、かかる行為(または不作為)のすべてについてAppleに対して責任を負うこと。本契約違反を構成する、またはその他の損害の原因となる、当該取引業者の作為または不作為について、Appleはデベロッパに対して、当該取引業者の使用中止を要求する権利を留保すること。

- デベロッパが、Apple Payでのエンドユーザーの支払い手続きを円滑にする、取引業者のウェブページを表示するが、仲介者としても取引業者としても行為しない(すなわち、デベロッパがWKWebViewを通じて取引業者のチェックアウトをホストする)場合：

(a)理由の如何を問わず、Apple Payペイロードにアクセスしないことに同意すること。
(b)取引業者のウェブページを表示する以外の目的で、Apple Pay支払い手続きに由来または関連する情報を使用しないことに同意すること。

- デベロッパは、対象製品でApple Pay APIを使用する場合、ウェブ上のApple Payの利用に関するガイドライン(https://developer.apple.com/jp/apple-pay/acceptable-use-guidelines-for-websites/)、適用されるApple Payプラットフォームのウェブ利用規約、および関連する契約に従うことに同意するものとします。本契約において、デベロッパが対象製品でApple Pay APIを使用する場合、ウェブ上のApple Payの利用に関するガイドラインに

おける「ウェブサイト」の意味、ならびにApple Payプラットフォームのウェブ利用規約および関連する契約における「ウェブサイト」の意味には、取引を円滑にするためにApple Pay APIを使用するデベロッパの対象製品も含まれます。

- 本**第3.3.9条(C)**においてのみ、「Apple」とは、デベロッパが米国に所在する場合、Apple Payments Services LLC(所在地:6900 W. Parmer Lane, Office No. AC03-2301, Austin, Texas 78729)を意味します。

D. Tap to Pay API

(i) デベロッパのアプリケーションは、取引業者によるデベロッパのアプリケーションを通じた取引の実行を可能にする目的でのみ、Tap to Pay APIを使用することができ、デベロッパのアプリケーションは、Tap to Pay APIへのアクセスについてAppleから権限を得ていない限り、当該アクセスを行ってはなりません。さらに、デベロッパは次を認め、これに同意するものとします。

- Appleは、Tap to Pay APIの使用を通じて円滑化された一切の取引の当事者ではなく、かつ、あらゆる支払い用カードが利用できないこと、または不正決済が行われることを含め(ただし、これらに限定されない)、かかる取引について一切責任を負わないこと。かかる取引は、デベロッパと、取引業者、デベロッパが取引の処理に利用するデベロッパの決済サービスプロバイダ、加盟店契約会社、カードネットワーク、またはその他の当事者との間で行われるものであり、かつ、かかる第三者との間でデベロッパが締結した契約を遵守することについて、デベロッパが責任を負うこと。かかる契約には、Tap to Pay APIの機能を使用することに関するデベロッパの決定について、デベロッパが同意して責任を負うことになる一定の権利、義務、または制限条項が含まれる場合があること。

- デベロッパは、ドキュメントに従い、かつ、安全な方法(例えば、サーバ上での暗号化)で、デベロッパによるTap to Pay APIの使用の一環として、デベロッパに対して提供されるプライベートキーおよびTTPデータを保存すること。疑義を避けるために明記すると、デベロッパは、決済サービスプロバイダとしてTTPデータを処理する場合を除き、いかなる暗号化されたTTPデータも復号できないものとします。

- デベロッパは、取引業者によるデベロッパのアプリケーションの使用を通じた取引の実行を可能にすることに関連しない目的で、TTP APIを呼び出さないこと、または、その他TTP APIを通じて情報を入手しようとしないこと。

- Appleは、Tap to Pay APIにより円滑化された取引が正当に承認されていることを確認する責任を一切負わないこと。Appleは、不正または詐欺的な取引が行われた場合でも、責任を負いません。

- デベロッパは、Apple Payがデベロッパのアプリケーションが配布される地域の法域内で使用可能である限り、商業的に合理的な努力をもって、ドキュメントに従って、デベロッパのTap to Pay APIの使用において、Apple Payを支払いオプションとして含めること。

(ii) Appleは、デベロッパ(デベロッパが取引業者または仲介者のいずれとして行為するかを問わない)に、TTPデータを提供することがあります。デベロッパがTTPデータを受け取る際、デベロッパは以下の事項に同意するものとします。

- デベロッパが取引業者として行為する場合、デベロッパは取引を処理するためにのみ、および注文を管理する目的でのみ、かつ、いずれの場合も適用法令を遵守して、TTPデータを使用できること。

- デベロッパが仲介者として行為する場合：(a)デベロッパは取引業者と取引業者の顧客の間における取引を円滑化するためにのみ、および注文を管理する目的でのみ、TTPデータを使用できること、(b)デベロッパは取引を円滑化するために必要な当事者にのみ、TTPデータの譲渡または開示を制限しなければならないこと、(c)デベロッパは取引の遂行および注文管理目的で必要な期間を超えて、TTPデータを保有することはできないこと、ならびに(d)デベロッパは、TTPデータを含みますがこれに限定されない、Tap to Pay API経由で取得したデータを、デベロッパが取引に関与する取引業者または取引業者の顧客に関して保有するその他のいかなるデータとも結合することはできないこと(ただし、取引の円滑化および注文管理目的で必要な、限定された範囲を除きます)。疑義を避けるために明記すると、仲介者は、広告もしくはマーケティングのため、取引業者の顧客プロファイルの構築もしくは強化のため、またはその他取引業者の顧客を対象として、Tap to Pay APIを通じて取得したデータを使用することはできません。

- デベロッパが決済サービスプロバイダとして行為しない場合、(i)デベロッパは決済サービスプロバイダと契約を締結し、(ii)当該決済サービスプロバイダが、取引を処理する目的(不正検知サービスの適用が含まれる場合があります)でのみ、および注文を管理する目的でのみ、かつ、いずれの場合も適用法令を遵守して、デベロッパが取得したTTPデータを使用することを確実にしなければならないこと。疑義を避けるために明記すると、当該決済サービスプロバイダはデベロッパの第三者サービスプロバイダです。デベロッパが取引業者であるか仲介者であるかに関わらず、デベロッパがデベロッパの決済サービスプロバイダに転送したTTPデータに関連してデベロッパの決済サービスプロバイダが実行したあらゆる行為は、デベロッパが実行したものとみなされるものとします。また、デベロッパ(デベロッパの決済サービスプロバイダに加えて)は、かかるすべての行為(または不作為)について、Appleおよび取引業者の顧客に対して責任を負うものとします。

- デベロッパが仲介者である場合、デベロッパのアプリケーションは、デベロッパのアプリケーションを使用する取引業者がドキュメントに従ってデベロッパのアプリケーションを使用して取引を実行できるようにする前に、当該各取引業者がTap to Pay Platform利用規約に承諾および同意していることを確認しなければならないこと。デベロッパが取引業者である場合、デベロッパはデベロッパのアプリケーションで取引を実行する前に、Tap to Pay Platform利用規約に承諾および同意しなければならないこと。

Appleは、その自由裁量で、デベロッパにTap to Pay APIを使用する権限を提供せず、かつ、いつでもかかる権限を取り消す権利を留保します。

本第3.3.9条(D)においてのみ、「Apple」とは、デベロッパが米国に所在する場合、Apple Payments Services LLC(所在地：6900 W. Parmer Lane, Office No. AC03-2301, Austin, Texas 78729)を意味します。

E. Customer Engagement API

(i) デベロッパのアプリケーションは、ドキュメントに従って取引業者が顧客エンゲージメントインタラクションを実行できるようにする目的でのみ、Customer Engagement APIを使用できます。デベロッパのアプリケーションは、権限を取得するために、ドキュメントに記載されているすべての要件を満たさなければなりません。さらに、デベロッパは次を認め、これに同意するものとします。

- Appleは、いずれの顧客エンゲージメントインタラクションについても当事者ではなく、当該インタラクションについて一切責任を負わないこと。顧客エンゲージメントインタラクションは、デベロッパ、取引業者、およびエンドユーザーの間で行われるものであり、かつ、かかる第三者との間でデベロッパが締結した契約を遵守することについて、デベロッ

パが責任を負うこと。かかる契約には、Customer Engagement APIの機能を使用することに関するデベロッパの決定について、デベロッパが同意して責任を負うことになる権利、義務、または制限条項が含まれる場合があること。

- デベロッパは、ドキュメントに従い、かつ、安全な方法（例えば、サーバ上での暗号化）で、デベロッパによるCustomer Engagement APIの使用の一環として、デベロッパに対して提供されるプライベートキーおよび顧客エンゲージメントデータを保存すること。疑義を避けるため明記すると、デベロッパは、暗号化されている顧客エンゲージメントデータを、取引業者がドキュメントに従って顧客エンゲージメントインタラクションを実行できるようにすることのみを目的とする場合を除き、復号化してはなりません。

- 取引業者がドキュメントに従って顧客エンゲージメントインタラクションを実行できるようにすることに無関係な目的で、Customer Engagement APIを呼び出したり、その他の方法でCustomer Engagement APIを通じて情報を取得しようとしたりしてはならないこと。

Appleは、顧客エンゲージメントインタラクションが正当に承認されていることを確認する責任を一切負わないこと。Appleは、不正または詐欺的なインタラクションが行われた場合でも、責任を負いません。

- デベロッパは、(a)顧客エンゲージメントデータの転送または開示を、顧客エンゲージメントインタラクションの円滑化に必要な当事者のみに制限しなければならないこと、(b)下記第3.3.9条E(ii)で別途許可されている場合を除き、顧客エンゲージメントインタラクションの円滑化に必要な期間を超えて顧客エンゲージメントデータを保持してはならないこと、および(c)Customer Engagement APIを通じて取得したデータ（顧客エンゲージメントデータを含むがこれに限定されない）を、顧客エンゲージメントインタラクションに関与するエンドユーザーに関してデベロッパが有する場合があるその他のデータと結合してはならないこと（顧客エンゲージメントインタラクションの円滑化に必要となる限定的な範囲、またはデベロッパが当該処理のサービスプロバイダとして取引業者に代わって行為する場合を除く）。

(ii)　Appleは、デベロッパ（デベロッパが取引業者または仲介者のいずれとして行為するかを問わない）に、顧客エンゲージメントデータを提供することがあります。デベロッパが顧客エンゲージメントデータを受け取る際、デベロッパは以下の事項に同意するものとします。

- デベロッパが取引業者として行為する場合、デベロッパはドキュメントおよび適用法令に従い、かつ、デベロッパのサービス利用規約およびデベロッパの顧客への開示で別途許可されている範囲で、顧客エンゲージメントインタラクションを処理するために顧客エンゲージメントデータを使用できること。ただし、当該処理活動が本契約で明示的に禁止されているを除きます。

- デベロッパが仲介者として行為する場合：デベロッパは、(a)取引業者および取引業者の顧客間の顧客エンゲージメントインタラクションを円滑化する目的に限り、顧客エンゲージメントデータを使用できること、(b)顧客エンゲージメントデータの転送または開示を、顧客エンゲージメントインタラクションの円滑化に必要な当事者のみに制限しなければならないこと、(c)顧客エンゲージメントインタラクションの実行に必要な期間を超えて顧客エンゲージメントデータを保持してはならないこと、および(d)Customer Engagement APIを通じて取得したデータ（顧客エンゲージメントデータを含むがこれに限定されない）を、顧客エンゲージメントインタラクションに関与する取引業者または取引業者の顧客に関してデベロッパが有する場合があるその他のデータと結合してはならないこと（当該インタラクションの円滑化に必要となる限定的な範囲、またはデベロッパが当該処理のサービスプロバイダとして取引業者に代わって行為

する場合を除く）。疑義を避けるために明記すると、仲介者は、広告もしくはマーケティングのため、取引業者の顧客プロファイルの構築もしくは強化のため、またはその他取引業者の顧客を対象として、Customer Engagement API経由で取得したデータを使用することはできません。

本第3.3.9条（E）においてのみ、「Apple」とは、デベロッパが米国に所在する場合、Apple Payments Services LLC（所在地：6900 W. Parmer Lane, Office No. AC03-2301, Austin, Texas 78729）を意味します。

3.3.10 その他のサービスまたはソフトウェア

A. 追加のサービスまたはプレリリース版ソフトウェア

Appleは随時、デベロッパがデベロッパのアプリケーションに関連して利用するために、または評価目的でエンドユーザーとして利用するために、デベロッパに追加のサービスまたはプレリリース版Appleソフトウェアへのアクセスを提供することがあります。これらの中には、本契約のほか、別途定める条件の適用を受けるものもあり、その場合、デベロッパによる利用は、当該条件の適用を受けるものとします。当該サービスまたはソフトウェアは、すべての言語で、またはすべての国もしくは地域で利用可能であるとは限らず、またAppleは、それらが特定の地域での利用に適していることや利用可能であることについて、いかなる表明もしないものとします。デベロッパが当該サービスまたはソフトウェアにアクセスすることを選択する限りにおいて、デベロッパは自発的にアクセスするものとし、現地の法令をはじめとし適用されるあらゆる法令を遵守する責任を負担するものとします。当該ソフトウェアにAppleのFaceTimeまたはメッセージ機能が含まれる場合、デベロッパは、かかる機能を使用する際、当該ソフトウェアおよび機能の提供および改良のため、デベロッパの認定テストユニットに関連付けられた電話番号およびデバイス識別子、ならびにデベロッパが提出したEメールアドレスおよび／またはApple Account情報を、Appleが使用および保持する場合があることを認め、同意するものとします。Appleソフトウェアを通じてデベロッパがアクセスできるサービスは、第三者から提供される場合があります。デベロッパは、あらゆる第三者サービスまたはAppleのあらゆるサービスについて、Appleが、デベロッパおよびエンドユーザーをはじめとするその他の者に対して一切の責任を負わないことを認めるものとします。Appleおよびそのライセンサーは、随時、サービスへのアクセスを変更、中止、削除、または無効化する権利を有するものとします。いかなる場合にも、Appleは、当該サービスに対するアクセスの削除または無効化について、一切責任を負わないものとします。さらに、当該ソフトウェアまたはサービスの商用リリース時に、またはAppleが求める場合はそれよりも前に、デベロッパは、本契約に基づき、評価のため、エンドユーザーとして、デベロッパに提供されたプレリリース版Appleソフトウェアまたは Appleサービスのすべての使用を中止することに同意するものとします。

B. Googleセーフブラウジングサービス

デベロッパのアプリケーションが、Appleソフトウェアを通じてGoogleセーフブラウジングサービスにアクセスする場合、当該アクセスは、https://developers.google.com/safe-browsing/termsに規定されているGoogleのサービス利用規約の対象となります。デベロッパが当該サービス利用規約に同意しない場合、デベロッパのアプリケーション内でGoogleセーフブラウジングサービスを使用することはできません。また、デベロッパは、かかる使用が当該サービス利用規約への同意を意味することについて認め、同意するものとします。

3.3.11 AIおよび機械学習テクノロジー

A. Foundation Models Framework

デベロッパは、Foundation Models FrameworkまたはFoundation Models Frameworkによりアクセスされるモデルにアクセスし、プロンプトを入力し、またはその他の方法で利用することにより、Foundation Models Framework Acceptable Use Requirementsに従うこと、およびそれを支える合理的な指針を維持することに同意したものとみなされます。

B. SiriKit

(i) デベロッパのアプリケーションは、Appleが定義するSiriKitドメインを使用する宛先として登録することができます。ただし、デベロッパのアプリケーションが、デベロッパのアプリケーションがそれぞれサポートしている該当するSiriKitドメインに関連して、関係するレスポンスをユーザーに提供するように、またはその他の方法でユーザーのリクエストもしくはインテントを実行するように設計されており(ライドシェアリングなど)、かつ当該使用がデベロッパのマーケティングテキストおよびユーザーインターフェイスに明示されている場合に限ります。また、デベロッパのアプリケーションはSiriKitにアクションを提供することができます。ただし、そうしたアクションがデベロッパのアプリケーション内のユーザーの行為または活動に関連しており、デベロッパが関係するレスポンスをユーザーに提供できるかユーザーのレスポンスを完了できる場合に限ります。デベロッパは、そうしたユーザーの活動もしくは行為に関する誤った情報をSiriKitを使用して送信しないこと、またAppleソフトウェアもしくはAppleサービスに干渉しないことに同意するものとします。

(ii) デベロッパのアプリケーションは、SiriKitを通じて入手した情報を、サポートされているApple製品上でのみ使用することができ、ユーザーに対して関係するレスポンスを提供もしくは改善するため、ユーザーのリクエストを実行するため、またはデベロッパのアプリケーションに関連して必要な範囲を除き、そうした情報をデバイスからエクスポート、リモートアクセス、または転送することはできません。**第3.3.3条(B)**に反対の規定があったとしても、デベロッパおよびデベロッパのアプリケーションは、SiriKit、またはSiriKitを通じて取得したいかなる情報も、関係するレスポンスをユーザーに提供する、デベロッパのアプリケーションがサポートするSiriKitドメイン、App Intentドメイン、インテント、もしくはアクションに関連したユーザーのリクエストやインテントをその他の方法で実行する、および/またはユーザーのリクエストに対するデベロッパのアプリケーションの応答性を改善するため以外の目的(例:広告を提供するため)に使用することはできません。

(iii) デベロッパのアプリケーションが、Appleがオーディオデータを処理できるようにするためにSiriKitを使用する場合、デベロッパは、エンドユーザーに対して、デベロッパおよびデベロッパのアプリケーションが、録音されたオーディオデータを、スピーチを認識する、処理する、および/または書き起こすためにAppleに送信すること、ならびに当該オーディオデータがApple製品およびAppleサービスの改善と提供のために使用される場合があることを明確に開示することに同意するものとします。デベロッパはさらに、エンドユーザーが明示的に同意し、本契約において明示的に許可された方法でのみ、そうしたオーディオデータおよびSiriKitから返される認識されたテキストを使用することに同意するものとします。

C. App Intent

(i) デベロッパのアプリケーションは、App Intentを使用してスキーマを採用することができます。ただし、デベロッパのアプリケーションが該当するスキーマに関連して、関係するレスポンスを提供するように、またはその他の方法でユーザーのリクエストを実行するように設計されており、かつ当該設計がデベロッパのマーケティングテキストおよびユーザーインターフェイスに明示されている場合に限ります。

(ii) デベロッパのアプリケーションは、App Intentを使用してアクションおよび情報を送信することができます。ただし、当該アクションおよび情報がデベロッパのアプリケーション内のユーザーの行動もしくは活動に関連している範囲、かつデベロッパのアプリケーションが関係するレスポンスを提供する、もしくはその他の方法でユーザーのリクエストを実行することができる範囲に限ります。デベロッパは、App Intentを使用して虚偽の、有害な、または誤解を招くアクションまたは情報(ユーザーの行為または活動に関するものを含む)を送信しないこと、またAppleソフトウェアまたはAppleサービスに干渉しないことに同意するものとします。

(iii)　デベロッパのアプリケーションは、App Intentを通じて入手した情報を、サポートされているApple製品上でのみ使用することができ、ユーザーに対して関係するレスポンスを提供もしくは改善するため、ユーザーのリクエストを実行するため、またはデベロッパのアプリケーションに関連して必要な範囲を除き、そうした情報をデバイスからエクスポート、リモートアクセス、または転送することはできません。第3.3.3条(B)に反対の規定があったとしても、デベロッパおよびデベロッパのアプリケーションは、App Intent、またはApp Intentを通じて取得したいかなる情報も、関係するレスポンスをユーザーに提供する、デベロッパのアプリケーションがサポートするユーザーのリクエストやインテントをその他の方法で実行する、および／またはユーザーのリクエストに対するデベロッパのアプリケーションの応答性を改善するため以外の目的(例：広告を提供するため)に使用することはできません。

(iv)　エンドユーザーによる設定で、iPhoneのサイドボタンからApp Intentsを使用して起動する場合、デベロッパの音声ベースの対話型アプリケーションは、(1)ボタン押下時に音声体験を主要モダリティとして起動すること、(2)起動後、質問やリクエストに適切に対応し、アクションを実行できること、という二つの条件を満たす必要があります。

4.　プログラム要件または契約条項の変更

Appleは、プログラム要件または本契約の条項を、いつでも変更することができるものとします。新設または修正されたプログラム要件が、App Storeまたはカスタムアプリの配信経由ですでに配布されたアプリケーションに、遡及的に適用されることはありません。ただし、デベロッパは、Appleがいつでも新設または修正したプログラム要件に合致しないアプリケーションを、App Storeまたはカスタムアプリの配信から削除する権利を留保することにつき、同意するものとします。Appleソフトウェア、Apple証明書、またはすべてのサービスの使用を継続するために、デベロッパは、新しいプログラム要件、および／または本契約の新しい条項を承諾し、これに同意する必要があります。新しいプログラム要件または新しい条項への同意が行われない場合、Appleは、デベロッパによるAppleソフトウェア、Apple証明書、およびあらゆるサービスの使用を停止または終了します。デベロッパは、そうした本契約の新しい条項またはプログラム要件の承諾を、電子的手段(デベロッパがボックスにチェックマークを付けること、または「同意する」もしくは類似のボタンをクリックすることを含みますがこれらに限定されません)により示すことができることに同意するものとします。本条は、Appleの**第5条(Apple証明書、取り消し)**に基づく権利に影響を与えるものではありません。

5.　Apple証明書、取り消し

5.1　証明書の要件

すべてのアプリケーションは、認定テストユニットや登録デバイスにインストールされるため、またはApp Store、カスタムアプリの配信、またはTestFlight経由での配布用にAppleに提出されるためには、Apple証明書による署名を受ける必要があります。同様に、すべてのパスは、ウォレットで認識および承認されるため、Apple証明書による署名を受ける必要があります。Safari Extensionは、macOS上のSafariで実行するために、Apple証明書による署名を受ける必要があります。デベロッパは、macOS上のSafari経由でデベロッパのサイトのための当該通知の受信に同意したユーザーのmacOSデスクトップに対し、Safariプッシュ通知を送信するためにウェブサイトIDを使用する必要があります。また、デベロッパは、本契約およびドキュメントで定めるその他の目的で、ほかのApple証明書およびキーを取得することもできます。

以上に関して、デベロッパはAppleに対し、次の(a)から(e)に定める事項を表明および保証するものとします。
(a)デベロッパは、Apple証明書、キー、またはプロビジョニングプロファイルの通常動作に干渉する行為を行わないこと。
(b)デベロッパは、許可を受けていない者または組織がデベロッパのApple証明書およびキーにアクセスすることを予

防する責任を単独で負うと共に、デベロッパのApple証明書およびキーを漏洩から保護するために自身の最善の努力を払うこと(例えば、デベロッパは、App Store配布用のデベロッパのApple証明書を、第三者が使用できるようにクラウドリポジトリにアップロードしないこと)。
(c)デベロッパは、そのApple証明書またはキーが漏洩したと考える理由がある場合は、ただちにAppleに書面で通知することに同意すること。
(d)デベロッパは、本プログラムに基づき提供されたApple証明書またはキーを、第三者に提供または譲渡しないこと。ただし、本契約の規定に従い、デベロッパのために、かつドキュメントまたは本契約でAppleによって明示的に許可された限定範囲でのみ、それらを使用するサービスプロバイダを除きます(例えば、デベロッパは、App Storeへの配信または提出のために使用されるデベロッパのApple証明書を、サービスプロバイダに提供または譲渡することを禁じられています)。また、デベロッパは、デベロッパのApple証明書を、第三者のアプリケーション、パス、拡張機能、通知、実装、またはサイトに署名するために使用することはできません。
(e)デベロッパは、Appleが許可する通りにのみ、かつ、ドキュメントに従って、本契約に基づき提供されたApple証明書またはキーを使用すること。
(f)デベロッパは、本プログラムに基づき提供されるApple証明書を、デベロッパのパスに署名すること、デベロッパのSafari Extensionに署名すること、デベロッパのサイトの登録バンドルに署名すること、APNサービスにアクセスすること、ならびに/またはテスト、Appleへの提出、MDM、および/もしくは本プログラムにおいて意図されている登録デバイスもしくは認定テストユニットで使用するための限定的な配布を行うためにデベロッパのアプリケーションに署名することのみを目的として、またはその他Appleが許可する通りに、かつ、本契約に従ってのみ使用すること。前記に対する限定的な例外として、デベロッパは、デベロッパのサービスプロバイダに対し、サービスプロバイダのApple発行の開発証明書で署名するために、iOS、watchOS、iPadOS、tvOS、および/またはvisionOSを搭載したAppleブランド製品上で、デベロッパのためにデベロッパのアプリケーションのテストを実施させる目的でのみ、デベロッパのアプリケーションの複数のバージョンを提供することができるものとします。ただし、かかるテストはすべて、デベロッパのサービスプロバイダによって内部的に行われるものであり(例えば、デベロッパのアプリケーションを外部に配信しないなど)、かつ、デベロッパのアプリケーションは、かかるテストの実施後、合理的な期間内に削除される必要があります。また、デベロッパは、デベロッパのサービスプロバイダが、かかるテストサービスの実施によって取得されたデータを、デベロッパにデベロッパのアプリケーションの性能に関する情報を提供する目的でのみ使用することにつき(例えば、デベロッパのサービスプロバイダが、デベロッパのアプリケーションのテスト結果と、その他のデベロッパのテスト結果とを統合することは禁止されることなど)、同意するものとします。

さらに、デベロッパは、Appleに対し、デベロッパのアプリケーション、デベロッパのSafari Extension、デベロッパのサイトの登録バンドル、および/またはデベロッパのパスに適用される、またはデベロッパの取扱製品もしくは対象製品に含まれる、第三者のコードもしくはFOSSに適用されるライセンス条項が、プログラムのデジタル署名、コンテンツの保護、またはプログラムもしくは本契約の条項、条件、もしくは要件と一致し、それらと矛盾するものではないことを表明し、保証するものとします。特に、前記のライセンス条項が、Apple(またはその代理人)に対して、App Storeを含む、Appleソフトウェアの一部として利用される、セキュリティソリューション、デジタル署名もしくはデジタル著作権管理メカニズム、またはセキュリティに関する、キー、認証コード、メソッド、手順、データ、またはその他の情報の開示または提供を要求する趣旨ではないものとします。デベロッパが上述した内容に関する不一致または抵触を発見した場合は、デベロッパはその旨をただちにAppleに通知することに同意するものとし、また、当該問題を解決するためにAppleと協力するものとします。デベロッパは、Appleが、問題となったライセンスアプリケーションまたはパスの配布をただちに中止することができ、また、Appleが合理的に満足のいくように当該問題が解決されるまで、デベロッパからの以後のアプリケーションまたはパスの提出の受理を却下することがあることについて認め、同意するものとします。

5.2　依拠当事者の証明書

Appleソフトウェアおよびアップルサービスは、デジタル証明書（Apple証明書または第三者の証明書のいずれか）が、Appleソフトウェアもしくはアップルサービス（Apple Payなど）によって受け入れられること、および／またはデベロッパに対する情報提供に使用されること（取引の領収書、App Attestの受領書など）を許可する機能を含むことができます。それらを信頼する前に、デベロッパがAppleから受領するあらゆる証明書または領収書の有効性を検証することはデベロッパの責任です（例えば、デベロッパは、In-App Purchase APIを使用してコンテンツをエンドユーザーに配布する前に、Appleから届いた受領書について検証する必要があります）。デベロッパは、かかる証明書および受領書を信頼することに関するデベロッパの判断について、単独で責任を負い、かつ、Appleは、デベロッパが、かかる証明書もしくは受領書がApple（または第三者）から届いたものであることの検証を怠った場合、またはデベロッパがApple証明書もしくはその他のデジタル証明書を信頼する場合に、いかなる責任も負いません。

5.3　macOS用の公証アプリケーション

デベロッパは、デベロッパのmacOSアプリケーションの公証を得るために、Appleのデジタル公証サービスに対して、アプリケーションの公証用のデジタルファイル（以下「**チケット**」といいます）を請求することができます。デベロッパは、このチケットをデベロッパのApple証明書と共に使用して、macOS上のデベロッパのアプリケーションの署名およびユーザー体験の改善を図ることができます。デベロッパは、このチケットをAppleのデジタル公証サービスに請求するため、継続的なセキュリティチェックを目的として、Appleのデベロッパツール（またはその他の要求された仕組み）を用いて、デベロッパのアプリケーションをAppleにアップロードしなければなりません。こうした継続的なセキュリティチェックには、マルウェア、その他の有害もしくは疑わしいコードやコンポーネント、またはセキュリティ上の脆弱性を検出するための、Appleによるデベロッパのアプリケーションの自動スキャン、自動テスト、および自動分析が含まれます。さらに、限定的な状況においては、同様の目的のため、Appleによるデベロッパアプリケーションの手動の技術調査が含まれる可能性があります。このデジタル公証サービスのためにデベロッパのアプリケーションをAppleにアップロードすることで、デベロッパは、Appleが、かかるデベロッパのアプリケーションに対して、マルウェアまたはほかの有害または疑わしいコードやコンポーネントの検出を目的として、セキュリティチェックを実施する場合があること、および、Appleが、同様の目的のため、セキュリティチェックを継続するためにデベロッパのアプリケーションを保持し、使用する場合があることに同意したことになります。

Appleが、デベロッパの署名を認証し、デベロッパのアプリケーションが最初のセキュリティチェックに合格した場合、Appleは、デベロッパに対して、Apple証明書と共に使用するチケットを提供することができます。Appleはその自由裁量でチケットを発行する権利を留保します。また、Appleは、デベロッパのアプリケーションがマルウェア、または悪意がある、疑わしい、もしくは有害なコードやコンポーネントを含んでいる、またはデベロッパの身元を証明する署名に問題があるとAppleが信じるに足る理由、または合理的な疑いがある場合、その裁量で、チケットを随時取り消すことができるものとします。デベロッパは、随時、product-security@apple.comにEメールを送信し、Appleがデベロッパのチケットを取り消すよう要求することができるものとします。Appleがデベロッパのチケットまたはデベロッパの Apple証明書を取り消した場合、それ以降、デベロッパのアプリケーションをmacOS上で実行することはできません。

デベロッパは、デベロッパのチケット請求に関してAppleと協力するものとし、かつ、Appleのセキュリティチェックに対してデベロッパのアプリケーションをAppleから隠したり、迂回を試みたり、その一部を不正確に伝えたり、またはほかの方法でAppleによるセキュリティチェックの実施を妨げたりしないことに同意するものとします。デベロッパは、Appleがデベロッパのアプリケーションのセキュリティチェックやマルウェア検出を行ったこと、またはAppleがAppleのデジタル公証サービスからデベロッパにチケットを発行するために、デベロッパのアプリケーションの審査または認証を行ったこ

とを表明しないことに同意するものとします。デベロッパは、AppleがAppleのデジタル公証サービスと関連してのみセキュリティチェックを実施すること、およびそうしたセキュリティチェックは、確実にマルウェアを検出するものではなく、何らかのセキュリティ検証結果として用いることもできないことを認め、同意するものとします。デベロッパは、自身のアプリケーションについて、および、デベロッパのアプリケーションが安全で、エンドユーザーが確実に使用できるものであることについて（例えば、マルウェアの問題が発生した場合、エンドユーザーに対して、デベロッパのアプリケーションが停止することがあると通知することなど）、完全に責任を負うものとします。デベロッパは、デベロッパのアプリケーションをAppleにアップロードする場合、当該デベロッパの法域における輸出要件を遵守することに同意し、かつ、デベロッパは、以下のいずれかに該当するアプリケーションをアップロードしないことに同意します。(a) 米国輸出管理規則、15 C.F.R. Parts 730-774または国際武器取引規則、22 C.F.R. Parts 120-130に従うもの。(b) 特定の種類の暗号化ソフトウェアおよびソースコードを含むがこれらに限定されない、事前の書面による政府の承認なしに、その承認を最初に取得しない限り、輸出することのできないもの。Appleは、デベロッパのアプリケーションや対象製品内のマルウェア、またはほかの疑わしい、有害なコードもしくはコンポーネントを検出できないことについて、またはその他のセキュリティ上の問題について、またはチケットの発行や取り消しについて、デベロッパに対して、またはいかなる第三者に対しても責任を有さないものとします。Appleは、Appleがデベロッパのアプリケーションのセキュリティチェックを実施したという事実を含むがそれに限定されない、デベロッパのアプリケーション開発、対象製品の開発、AppleソフトウェアやAppleサービスの使用（デジタル公証サービスを含む）、またはApple証明書、チケット、もしくはプログラムへの参加の結果としてデベロッパに生じたいかなる費用、経費、損害、損失、またはその他の債務についても責任を負わないものとします。

5.4 証明書の取り消し

本契約において別段の定めがない限り、デベロッパは、デベロッパに対して発行されたApple証明書をいつでも取り消すことができます。デベロッパが、デベロッパのパスに署名するために使用された、および／またはApp Store外で配布されるデベロッパのmacOSアプリケーションと共に使用する目的でデベロッパに対して発行されたApple証明書を取り消すことを希望する場合、デベロッパは、随時、product-security@apple.comにEメールを送信し、AppleがかかるApple証明書を取り消すよう要求することができます。Appleもまたその自由裁量で、いつでもあらゆるApple証明書を取り消す権利を留保します。例として、Appleは、以下のいずれかに該当する場合に、かかる行為を選択することがあります。(a) デベロッパのApple証明書もしくは対応するプライベートキーが漏洩し、またはいずれかが漏洩したとAppleが信ずる理由がある場合、(b) デベロッパの取扱製品または対象製品が、マルウェア、悪意のある、疑わしい、または有害なコードもしくはコンポーネント（例えば、コンピュータウイルス）を含んでいるとAppleが信ずる理由または合理的な疑いを有する場合、(c) デベロッパの取扱製品が、Appleブランド製品またはかかる製品によりアクセスもしくは使用されるその他のソフトウェア、ファームウェア、ハードウェア、データ、システム、またはネットワークのセキュリティに悪影響を与えるとAppleが信ずる理由がある場合、(d) Appleの証明書発行手続きに不正アクセスされた場合、またはかかる手続きに不正アクセスされたとAppleが信ずる理由がある場合、(e) デベロッパが本契約のいずれかの条項または条件に違反した場合、(f) Appleが本プログラムに基づき、デベロッパの取扱製品または対象製品に対してApple証明書の発行を中止した場合、(g) デベロッパの取扱製品または対象製品が、本契約に基づき提供されるサービスを不正使用している、または過大な負荷をかけている場合、または (h) かかる措置が適切または必要であるとAppleが信ずる理由がある場合。さらに、デベロッパは、エンドユーザーのプライバシー、安全、もしくはセキュリティを保護するためにAppleがかかる措置が必要であると信じる場合、またはその他Appleの合理的な判断により適切もしくは必要であると決定された場合、Appleが、Apple証明書で署名された取扱製品または対象製品に関して、エンドユーザーに通知を送信することがあることを理解し、これに同意するものとします。Appleの証明ポリシーおよび認証実務規定は、https://www.apple.com/certificateauthorityでご確認いただけます。

6. アプリケーションの提出および選定

6.1 App StoreまたはカスタムアプリのAppleへの提出

デベロッパが、デベロッパのアプリケーションのテストが適切に行われ、完成したと判断した場合、デベロッパは、AppleがApp Storeまたはカスタムアプリの配信を通じた配布を検討できるように、これをAppleに提出することができます。デベロッパのアプリケーションを提出することで、デベロッパは、デベロッパのアプリケーションがその時点において有効な「ドキュメントおよびプログラム要件」、ならびにAppleが本プログラムのウェブポータルまたはApp Store Connectに掲載する可能性のある追加のガイドラインに適合するものであることを表明し、保証したものとみなされます。さらに、デベロッパは、デベロッパが提出したアプリケーションの機能、コンテンツ、サービス、または機能性を、Appleが審査できないように隠したり、不正確に伝えたり、不明瞭にしようとしたり、その他Appleがかかるアプリケーションを十分に審査できないようにしたりしてはならないものとします。また、デベロッパは、デベロッパのアプリケーションが、MFiアクセサリを含むがこれに限定されない、物理デバイスに接続される場合には、App Store Connect経由で書面でその旨をAppleに知らせるものとし、かかる場合には、その接続手段（iAP、Bluetooth Low Energy（BLE）、ヘッドフォンジャック、またはその他の通信プロトコルもしくは規格のいずれか）を開示し、デベロッパのアプリケーションが通信できるよう設計されている物理デバイスを少なくとも一つ明示することに同意するものとします。Appleが要求した場合、デベロッパは、デベロッパの費用負担で、当該デバイスに対するアクセスまたはそのサンプルを提供することに同意するものとします（サンプルは返却されません）。デベロッパは、かかる提出プロセスにおいてAppleに協力すること、および、質問への回答およびAppleが合理的に要求するデベロッパの提出したアプリケーションに関する情報および資料の提供を行うことに同意するものとします。これには、デベロッパのアプリケーション、デベロッパの事業の運営、または本契約におけるデベロッパの義務に関してデベロッパが保有している可能性のある保険情報が含まれます。Appleは、デベロッパに対し、特定の種類のアプリケーションについて、一定レベルの保険に入ること、および、追加の被保険者としてAppleを指定することを求めることができるものとします。デベロッパが、Appleへの提出後にアプリケーションに変更を加える場合（In-App Purchase APIの利用を通じて提供する機能を含みます）、デベロッパは、アプリケーションをAppleへ再提出しなければならないものとします。同様に、Appleによる別段の許可がない限り、App Storeまたはカスタムアプリの配信経由での配布用とされるためには、デベロッパのアプリケーションのすべてのバグ修正、アップデート、アップグレード、修正、改良、補足、改訂、新規リリース、および新規バージョンもまた、Appleがこれを審査できるよう、Appleへの提出が必要になるものとします。

6.2 App Thinningおよびバンドルリソース

App Storeまたはカスタムアプリの配信へのデベロッパのアプリケーション提出の一環として、Appleは、対象とする特定のデバイス上でより効率的に実行し、かつ、より少ないスペースの使用で済むよう、デベロッパのアプリケーションの特定の機能および提供されたリソース（ドキュメントに記載の通り）を再パッケージすることにより、対象デバイスに対するデベロッパのアプリケーションを最適化することがあります（以下「**App Thinning**」といいます）。例えば、Appleは、対象デバイスにデベロッパのアプリケーションの32ビットまたは64ビットバージョンのみを配布し、かつ、対象デバイスのディスプレイ上では表示されないアイコンまたは起動画面を配布しないことがあります。デベロッパは、Appleが、対象デバイスにデベロッパのアプリケーションのより最適化されたバージョンを配布するため、デベロッパのアプリケーションの再パッケージにApp Thinningを使用する場合があることにつき、同意するものとします。

App Thinningの一環として、デベロッパは、デベロッパのコード提出の一部である、バンドルされた当該リソース（以下「**バンドルリソース**」といいます）を特定することにより、デベロッパのアプリケーション向けの特定のリソース（例えば、GPUリソース）の対象デバイスへの配布をAppleに要求することもできます。デベロッパは、対象とするデバイスへのアセットの配布もしくは時期にバリエーションを持たせるために、かかるバンドルリソースを定義することができます

(例えば、ユーザーがあるゲームで一定のレベルに達したら、コンテンツをオンデマンドで対象デバイスに配布するなど)。App ThinningおよびバンドルリソースはすべてのAppleオペレーティングシステムについて利用可能とは限らず、かつ、Appleは、いくつかの対象デバイスに完全なアプリケーションバイナリの配布を継続することがあります。

6.3 macOSとvisionOSでのiOSおよびiPadOS向けアプリケーション

デベロッパが、iOSおよび/またはiPadOS向けのデベロッパのアプリケーションをコンパイルし、当該アプリケーションをApp Store上での配布のために提出する場合、デベロッパは、デベロッパがApp Store Connectのオプトアウトプロセスに従い、macOSおよび/またはvisionOS上でデベロッパのアプリケーションを利用可能にすることについてオプトアウトしない限りにおいて、AppleがApp Store経由でmacOSおよびvisionOSでもデベロッパのアプリケーションを利用可能にすることに同意するものとします。デベロッパは、前記の定めが、現在App Store上で利用可能な、デベロッパが提出したiOSおよび/またはiPadOS向けのアプリケーション、およびデベロッパがiOSおよび/またはiPadOS向けにコンパイルしてApp Storeに提出する将来のアプリケーションに対して適用されることに同意するものとします。前記に関わらず、当該アプリケーションが**第7条**に従いApp Store上で配布するためにAppleに選択された場合、および当該アプリケーションがmacOSおよび/またはvisionOS上(該当する場合)で適切に機能し、かつ互換性があると、Appleが独自の裁量において判断した場合に限り、App Storeでの利用可能性が適用されるものとします。デベロッパがデベロッパのアプリケーションをmacOSおよび/またはvisionOS上で運用することについて適切な権利を有するかどうかについては、デベロッパが判断し、その権利を取得する責任を負うものとします。デベロッパが当該権利を有しない場合、デベロッパは、macOSおよび/またはvisionOS上で当該アプリケーションを利用可能にすることについてオプトアウトすることに同意するものとします。デベロッパは、macOSおよびvisionOS上の当該アプリケーションのテストについて責任を負うものとします。

6.4 CarPlayおよびApple HomeView

6.4.1 CarPlayおよびApple HomeViewのiOSアプリケーションウィジェット

デベロッパは、デベロッパのiOSアプリケーションウィジェットがCarPlayおよびApple HomeViewで利用できるようにされることに同意するものとします。さらに、デベロッパは、デベロッパのiOSアプリケーションウィジェットが機能的であり、かつCarPlayで使用するのに適しているかどうかを判断し、そうでない場合は、disfavoredLocations関数を使用して、デベロッパのiOSアプリケーションウィジェットを不適格とする責任を負います。例えば、機能的でない、または適切でないiOSアプリケーションウィジェットとしては、ユーザーが運転中に長時間操作する必要のあるものや、使用するにはiPhoneのロックを解除する必要があるものなどが挙げられます。Appleは、デベロッパのiOSアプリケーションウィジェットが機能的でない、またはCarPlayに適していないとAppleが判断した場合、そのウィジェットを不適格とする権利を留保します。

6.4.2 Apple HomeViewでのCarPlay向けiOSアプリケーションの利用可能性

デベロッパのアプリケーションに、Appleがドキュメントで指定するカテゴリのCarPlayエンタイトルメントプロファイルが含まれている場合、デベロッパは、ペアリングされたiOSデバイス上で当該アプリケーションが実行されている間、Appleが当該アプリケーションへのアクセスをApple HomeView上で提供できることに同意するものとします。

6.5 TestFlightの提出

デベロッパが、デベロッパのアプリケーションをTestFlight経由でデベロッパ企業外または組織外のベータ版テスターに配布したい場合、デベロッパは、まず審査のためにデベロッパのアプリケーションをAppleに提出する必要があります。かかるアプリケーションを提出することにより、デベロッパは、デベロッパのアプリケーションがその時点において有効な「ドキュメントおよびプログラム要件」、ならびにAppleが本プログラムのウェブポータルまたはApp Store Connectに掲載する可能性のある追加のガイドラインに適合するものであることを表明し、保証したものとみなされ

ます。Appleは、TestFlightを通じてベータ版テスターにデベロッパのアプリケーションのプレリリース版を表示、マーケティング、または提供するために、配布の承認を受けたデベロッパのアプリケーションの別のバージョンと共に提出したライセンスアプリケーション情報を使用することがあります。デベロッパは、App Store Connectにおける自身のアプリケーションのプレリリース版に伴うライセンスアプリケーション情報のかかる使用をオプトアウトすることができます。また、ライセンスアプリケーション情報が自身のアプリケーションのプレリリース版を表現するものでない場合にはいつでも、オプトアウトすることに同意するものとします。

その後、Appleは、デベロッパに対し、当該アップデート版に重大な変更が含まれる場合を除き、Appleによる審査を経ずに、かかるアプリケーションのアップデート版をデベロッパのベータ版テスターに直接配布することを許可することがあります。重大な変更が含まれる場合、デベロッパはApp Store ConnectでAppleに報告し、当該アプリケーションの再審査を受けることに同意するものとします。Appleは、いつでも、その自由裁量で、デベロッパに対し、TestFlight経由での、および／または特定のベータ版テスターへのデベロッパのアプリケーションの配布の中止を要求する権利を留保します。

6.6　デベロッパのアプリケーションの改良

さらに、デベロッパのアプリケーションが、App Store、カスタムアプリの配信、またはTestFlight経由で配布するために提出された場合、デベロッパは、Appleが、デベロッパのアプリケーションとApple製品およびサービスとの互換性テストを行う限定的な目的のため、Apple製品およびサービス、および／またはデベロッパのアプリケーションのバグおよび問題点の検出および修正を行うため、デベロッパのアプリケーションにおけるまたはそれとのiOS、watchOS、tvOS、iPadOS、visionOS、および／またはmacOSのパフォーマンスの問題点を評価する内部使用のため、セキュリティテストを行うため、ならびにデベロッパに対してその他の情報（例えば、クラッシュログなど）を提供するため、デベロッパのアプリケーションを利用することがあることに同意するものとします。本契約において別段の定めがない限り、デベロッパはアプリケーションのシンボルの情報をAppleに送信することにオプトインすることができます。その場合、デベロッパは、Appleが、シンボル化されたクラッシュログおよびその他の診断情報をデベロッパに提供すること、デベロッパのアプリケーションとApple製品およびAppleサービスとの互換性テストを行うこと、ならびにApple製品とAppleサービスおよび／またはデベロッパのアプリケーションのバグや問題を検出し、解決することを目的として、かかるシンボルを使用してデベロッパのアプリケーションをシンボル化することに同意するものとします。Appleがデベロッパにデベロッパのアプリケーションのクラッシュログまたはその他の診断情報を提供する場合、デベロッパは、当該クラッシュログおよび情報を、デベロッパのアプリケーションおよび関連製品のバグの修正およびパフォーマンスの改善の目的でのみ使用することに同意するものとします。また、デベロッパは、匿名の非属人的事項に限って当該情報を収集し、かつ、特定のエンドユーザーもしくはデバイスに関する情報を識別または抽出する意図で当該情報を再結合、関連付け、または使用しない限り、デベロッパのアプリケーションから、それがクラッシュした際に、数字列および変数を収集することができるものとします。

6.7 解析

デベロッパは、デベロッパのアプリケーションおよび関連製品を改良する目的でのみ、Appleがアプリケーションの解析サービスを通じて提供するデータを使用することに同意するものとします。さらに、デベロッパは、サービスプロバイダを除き、かかるデータをいかなる第三者にも提供しないことに同意するものとします。サービスプロバイダは、デベロッパのために、かかるデータの処理および解析を支援する必要があり、その他の目的での使用またはその他のいかなる者への開示も許可されていません。例えば、デベロッパは、これらのサービスの一環としてAppleからデベロッパに提供されたデータを、ほかのデベロッパの分析情報と統合（または第三者による統合を許可）してはなりません。また、デベロッパがかかる情報を複数のデベロッパにまたがる分析のためのリポジトリに提供することはできません。かつ、デベロッパは、解析サービス、またはいかなる解析データも、特定のエンドユーザーまたはデバイスに関する情報を識別または抽出する目的で使用してはならないものとします。疑義を避けるために明記すると、この段落は法律で明示的に許可されている共有または使用を禁止するものではありません。

Appleは、App AnalyticsでApp Storeの類似したアプリケーションとの比較に基づくデベロッパのアプリケーションのパフォーマンスに関するデータを、またはXcode内およびApp Store Connect APIを介して類似したアプリケーションとの比較に基づくデベロッパのアプリケーションのパフォーマンスに関するデータをデベロッパに提供することがあります。このデータは、アプリケーションとエンドユーザーを保護するために、差分プライバシーまたはほかのプライバシー保護技術を使用して算出されます。デベロッパの個人データは、いかなる場合においてもAppleプライバシーポリシーに従って取り扱われます。プライバシーポリシーは、https://www.apple.com/legal/privacyでご確認いただけます。

6.8 現在出荷されているOSバージョンとの互換性要件

App Store経由で配布するために選択されたアプリケーションは、Appleへの提出時に、現在出荷されているAppleの該当するオペレーティングシステム（OS）ソフトウェアとの互換性がなければならず、かつ、かかるアプリケーションは、当該アプリケーションがApp Store経由で配布される限りにおいて、最新で、該当するOSバージョンの各新規リリースとの互換性を維持しなければならないものとします。デベロッパは、Appleが、デベロッパのアプリケーションが最新のOS版との互換性を有しない時に、いつでも、その自由裁量で、アプリケーションをApp Storeから削除する場合があることを理解し、同意するものとします。

6.9 Appleによる配布のための選定

デベロッパが、App Store、カスタムアプリの配信、またはTestFlight経由で配布するために、デベロッパのアプリケーションをAppleに提出する場合、デベロッパは、Appleが、その自由裁量で、以下のいずれかの行為を行うことがあることを理解し、同意するものとします。

(a)デベロッパのアプリケーションが、その時点において有効な「ドキュメントまたはプログラム要件」の全部または一部に適合していないと判断すること。
(b)デベロッパのアプリケーションが、「ドキュメントおよびプログラム要件」に適合している場合であっても、何らかの理由でデベロッパのアプリケーションの配布を却下すること。
(c)デベロッパのアプリケーションを、App Store、カスタムアプリの配信、またはTestFlightを通じた配布用に選定し、電子的に署名すること。

Appleは、デベロッパのアプリケーションがApp Storeまたはカスタムアプリの配信経由で配布されるために選定されなかった事実を含みますがこれに限定されない、デベロッパによるアプリケーションの開発、Appleソフトウェア、Appleサービス、もしくはApple証明書の使用、または、本プログラムへの参加に起因してデベロッパが被った費用、経費、損害、損失（事業機会の喪失もしくは逸失利益を含みますがこれに限定されません）、またはその他の責任について、一切責任を負いません。デベロッパは、安全で、設計および操作において瑕疵がなく、かつ、適用される法令に従ったアプリケーションを開発することについて、単独で責任を負うものとします。また、デベロッパは、かかるアプリケーションに関する一切の文書、ならびに、エンドユーザーである顧客へのサポートおよび保証に関しても、単独で責任を負うものとします。Appleがアプリケーションを審査、テスト、承認、または選定したという事実があっても、デベロッパが前記の責任を免れることはありません。

7. アプリケーションおよびライブラリの配布

アプリケーション：

本契約に基づき開発したiOS、iPadOS、macOS、tvOS、visionOS、またはwatchOS向けアプリケーションは、(1) App Storeを通じた配布（Appleにより選ばれた場合）、(2) **第7.3条**に基づくAd Hoc配布、および (3) **第7.4条**に基づくTestFlightを通じたベータテストのための配布が可能です。iOS、iPadOS、macOS、およびtvOS向けに開発したアプリケーションは、カスタムアプリの配信を通じて配布することも可能です（Appleにより選ばれた場合）。さらに、macOS向けアプリケーションは、本契約に記載されているように別個で配信することもできます。

7.1 App Store経由またはカスタムアプリの配信経由の無償ライセンスアプリケーションの配布

デベロッパのアプリケーションがライセンスアプリケーションとして適格である場合、かかるアプリケーションは、Appleおよび／またはApple子会社によるApp Store経由またはカスタムアプリの配信経由でのエンドユーザーへの配布について、適格性を有することになります。デベロッパが、エンドユーザーに対して、App Store経由またはカスタムアプリの配信経由で、無償の（無料の）、Appleおよび／またはApple子会社による、デベロッパのライセンスアプリケーションの配布、またはIn-App Purchase APIの使用を通じたデベロッパのライセンスアプリケーションにおける追加のコンテンツ、機能、またはサービスの提供の許可を希望する場合、デベロッパは、デベロッパが無償のアプリケーションに指定するライセンスアプリケーションに関して、別紙1の条項に従って、Appleおよび／またはApple子会社を、デベロッパの法的な代理人および／またはコミッショネアに指名するものとします。

7.2 別紙2および別紙3（有償ライセンスアプリケーション向け）、領収書

デベロッパのアプリケーションがライセンスアプリケーションとして適格であり、かつ、In-App Purchase APIの使用を通じて、デベロッパがデベロッパのアプリケーションに対して、またはデベロッパのアプリケーション内で、エンドユーザーに対して何らかの課金をする場合、App Store経由でかかるデベロッパのライセンスアプリケーションの商用配布が開始される前に、または、デベロッパがエンドユーザーに対して課金をする追加のコンテンツ、機能、またはサービスの商用配布がデベロッパのライセンスアプリケーションにおけるIn-App Purchase APIの使用を通じて許可される前に、Appleおよび／またはApple子会社と別途契約（別紙2）を締結しなければならないものとします。Appleがデベロッパのアプリケーションに署名し、カスタムアプリの配信経由で有償配布することをデベロッパが希望する場合、デベロッパは、かかる配布が実施される前に、Appleおよび／またはApple子会社と別途契約（別紙3）を締結しなければならないものとします。Appleおよび／またはApple子会社と別紙2もしくは別紙3の契約を締結する場合、またはすでに締結している場合、別紙2もしくは別紙3の条項は、この引用により本契約に組み込まれるものとみなされます。

エンドユーザーがデベロッパのライセンスアプリケーションをインストールした場合、Appleは、デベロッパに対して、Apple証明書付きの署名された取引領収書を提供します。ドキュメントで定められている通り、デベロッパは、当該証明書および領収書がAppleにより発行されたことの検証を、自身の責任で行うものとします。デベロッパは、当該証明書および領収書を信頼するというデベロッパの判断について、単独で責任を負うものとします。ライセンスアプリケーションの購入に関する、デベロッパによる当該証明書および領収書の使用またはこれらに対する信頼は、デベロッパが単独でその責任を負うものとします。Appleは、明示または黙示を問わず、当該Apple証明書および領収書に関する商品性、特定目的への適合性、正確性、信頼性、安全性、または第三者の権利の非侵害性について、一切保証または表明しません。デベロッパは、ドキュメントに従ってのみ当該領収書および証明書を使用すること、および、一切の偽造またはその他の不正使用を含め（これらに限定されません）、当該デジタル証明書または領収書の正常な運用の妨害または改ざんをしないことに同意するものとします。

7.3 登録デバイス上での配布（Ad Hoc配布）

本契約の規定に従い、デベロッパは、iOS、watchOS、iPadOS、tvOS、およびvisionOS向けのデベロッパのアプリケーションを、デベロッパの社内、デベロッパの組織内、教育機関内、グループ内の個人、またはデベロッパと提携関係にある者に対して、限定数量の登録デバイス（プログラムウェブポータルで指定）で使用するために配布することができるものとします。ただし、本契約に定める通り、デベロッパが所有するApple証明書を用いて、デベロッパのアプリケーションがデジタル署名されていることを条件とします。このような方法で、登録デバイス上でデベロッパのアプリケーションを配布することにより、デベロッパは、Appleに対して、デベロッパのアプリケーションがその時点で有効なAppleの「ドキュメントおよびプログラム要件」を満たしていることを表明および保証したものとみなされます。さらに、デベロッパは、Appleが合理的な範囲で要求する、デベロッパのアプリケーションに関する質問への回答および情報提供に協力することに同意するものとします。デベロッパは、デベロッパの企業、組織、教育機関、または関連グループ内のどの個人がデベロッパのアプリケーションや登録デバイスにアクセスし、利用する権利を有するかを決定し、かかる登録デバイスの管理に単独で責任を負うものとします。Appleは、デベロッパがデベロッパのアプリケーションを、上述の方法により配布した場合に発生する費用、支出、損害、損失（事業機会の喪失、逸失利益を含みますがこれらに限定されません）、またはその他の債務について、一切責任を負わないものとします。また、デベロッパが、デベロッパのアプリケーションおよび登録デバイスへのアクセスおよびその利用の適切な管理、制限、またはその他のコントロールをできない場合についても、Appleは一切責任を負わないものとします。デベロッパは、デベロッパの自由裁量により、さらにデベロッパのアプリケーションに適切な利用条件等を付帯させる責任を負います。Appleは、デベロッパの利用規約に関するいかなる違反についても、一切責任を負いません。デベロッパは、デベロッパのアプリケーションに関するユーザー支援、保証、およびサポートについて、単独で責任を負うものとします。

7.4 TestFlight配布

A. 認定デベロッパおよびApp Store Connectユーザーへの内部配布

デベロッパは、（TestFlightデベロッパサイトで指定された）限定された数のデベロッパの認定デベロッパ、またはデベロッパ企業もしくは組織の一員であるデベロッパのApp Store Connectユーザーに対し、デベロッパのアプリケーションのテスト、評価、および／または開発における彼らの内部使用のためにのみ、デベロッパのアプリケーションのプレリリース版を内部配布する目的で、TestFlightを使用することができるものとします。Appleは、いつでも、その自由裁量で、デベロッパに対し、TestFlight経由でデベロッパの認定デベロッパもしくはデベロッパのApp Store Connectユーザーへの、または特定の認定デベロッパもしくはApp Store Connectユーザーへの、かかるアプリケーションの配布の中止を要求する権利を留保します。

B. ベータ版テスターへの外部配布

デベロッパは、(TestFlightデベロッパウェブサイトで指定された)限定された数のベータ版テスターに対し、デベロッパのアプリケーションのテストおよび評価を行う目的でのみ、かつ、デベロッパのアプリケーションが、**第6.5条(TestFlight提出)**で定める通り、Appleがかかる配布をするために承認されている場合に限り、デベロッパのアプリケーションのプレリリース版を外部配布するためにTestFlightを使用することができるものとします。デベロッパは、デベロッパのベータ版テスターに対し、AppleのTestFlightに参加するための、または当該プレリリース版を使用するためのいかなる種類の費用も請求することはできないものとします。(In-App Purchase API経由かどうかを問わず)TestFlightを通じて配布されるデベロッパのアプリケーションで提供されるデジタル購入、またはかかるアプリケーションからのリンクからただちに生じたデジタル購入は、エンドユーザーに対して無料で提供されるものであり、ベータテストのみを目的とするものである必要があります。デベロッパは、デベロッパのアプリケーションのプレリリース版の品質、パフォーマンス、または有用性の改善に関連しない目的で、TestFlightを使用することはできません(例えば、App Storeを回避する意図でデベロッパのアプリケーションのデモ版を継続的に配布したり、App Storeでの好ましい評価を得る目的でデベロッパのアプリケーションの体験版を提供したりすることは許可されません)。さらに、デベロッパのアプリケーションが主として子どもを対象とする場合、デベロッパは、デベロッパのベータ版テスターが、各々の法域における成人年齢に達していることを確かめる必要があります。デベロッパは、ベータ版テスターをTestFlightに追加することにした場合、かかるエンドユーザーに対する招待の送信(Eメール、公開リンクによるものなど)について、およびかかるユーザーへの連絡について同人の同意を得ることについて責任を負います。Appleは、TestFlightを介してかかるエンドユーザーに招待を送信することのみを目的として、TestFlightを経由してデベロッパが提供したEメールアドレスを使用するものとします。ベータ版テスターに対して招待を送信する目的でEメールアドレスをアップロードすることにより、デベロッパは、デベロッパが招待を送信する目的でそうしたEメールアドレスを使用する適切な法的根拠を有していることを保証したものとみなされます。ベータ版テスターが(TestFlight経由で、またはその他の方法により)、デベロッパからの連絡を中止するよう要求した場合、デベロッパは速やかに連絡を中止することに同意するものとします。

C. TestFlight情報の使用

TestFlightが、エンドユーザーによるデベロッパアプリケーションのプレリリース版の使用に関するベータ版解析情報(例えば、インストール時間、アプリケーションの各自の使用頻度など)、および/またはその他の関連情報(例えば、テスターの提案、フィードバック、スクリーンショット)をデベロッパに提供する場合、デベロッパは、かかるデータをデベロッパのアプリケーションおよび関連商品を改善する目的でのみ使用することに同意するものとします。デベロッパは、デベロッパのために、かかるデータの処理および解析について、デベロッパを援助し、かつ、その他の目的での使用またはその他いかなる者への開示も許可されていないサービスプロバイダを除き(かつ、その場合でも、Appleによって禁じられていない限定範囲のみとする)、かかる情報をいかなる第三者にも提供しないことについて同意するものとします。疑義を避けるために明記すると、デベロッパは、TestFlightの一環としてデベロッパのアプリケーションに関してAppleがデベロッパに提供したベータ版解析情報を、その他のデベロッパのベータ版解析情報と統合(または第三者による統合を許可)してはならず、またはデベロッパ間で相互にベータ版解析を行うために、かかる情報をリポジトリに投稿してはならないものとします。さらに、デベロッパは、TestFlight経由で提供されたベータ版解析情報を、TestFlight外で、特定のデバイスから得られた情報または特定のエンドユーザーに関する情報を非匿名化する目的で使用してはならないものとします(例えば、デベロッパは、特定のエンドユーザーに関するTestFlight経由で集められたデータを、Appleの解析サービス経由で匿名で提供された情報と結び付けることを試みてはなりません)。

ライブラリ：

7.5　ライブラリの配布

デベロッパは、Appleソフトウェアを使用するライブラリを開発することができます。XcodeとApple SDKの利用規約、またはSwift Playground契約に反対の規定があったとしても、本契約において、デベロッパは、XcodeおよびApple SDKライセンス、またはSwift Playgroundライセンスの一部として提供される該当するApple SDKを使用するiOS、watchOS、iPadOS、tvOS、および／またはvisionOS向けのライブラリを開発することができます。ただし、かかるライブラリは、Appleブランド製品と使用するためにのみ開発および配布されるものとし、かつ、デベロッパは、かかるライブラリの使用を、かかる製品と共に使用するために限定するものとします。Appleが、デベロッパのライブラリがAppleブランド製品と使用するために設計されていないと判断した場合、Appleは、デベロッパに対し、いつでもデベロッパのライブラリの配布を中止するよう要求することができるものとし、かつ、デベロッパは、Appleから通知された場合はただちにかかるライブラリのすべての配布を中止すること、およびかかるライブラリの残りの複製を削除するためにAppleに協力することに同意するものとします。疑義を避けるために明記すると、前述の制限は、macOS向けライブラリの開発を禁止する趣旨ではありません。

7.6　本契約において許可されていない配布の禁止

第7.1条および**第7.2条**に基づくApp Storeまたはカスタムアプリの配信経由でのライセンスアプリケーションの配布、**第7.3条**（Ad Hoc配布）で規定する登録デバイスでの利用のためのアプリケーションの配布、**第7.4条**で規定するTestFlight経由のベータテストのためのアプリケーションの配布、**第7.5条**に基づくライブラリの配布、付属書5に基づくパスの配布、macOS上のSafariプッシュ通知の送信、macOS上のSafari Extensionの配布、macOS向けに開発されたアプリケーションおよびライブラリの配布、および／またはその他本契約で許可される場合を除き、Appleソフトウェアを用いて開発されたプログラムまたはアプリケーションのその他の配布は、本契約では一切認められないものとします。Appleと別途契約を交わしていない場合、デベロッパは、ほかの配布方法により、iOS、iPadOS、tvOS、visionOS、またはwatchOS向けのデベロッパのアプリケーションを、第三者に配布したり、または他者がかかる行為をできるようにしたり、もしくはそれを許可したりしてはならないものとします。デベロッパは、本契約に準拠した方法でのみ、デベロッパの取扱製品を配布することに同意するものとします。

7.7　アイコンとウィジェットのカスタマイズ

デベロッパは、エンドユーザーが、デベロッパのアプリケーションに関連付けられているアイコンおよびウィジェットの色および透明度を変更し、使用しているデバイスにそれらを（変更を含めて）表示できることに同意するものとします。また、Appleがデベロッパのアプリケーションに関連付けられているアイコンおよびウィジェットの色、透明度、および見た目を変更することがあることに同意するものとします。デベロッパが別途書面でAppleに通知しない限り、Appleはかかるアイコンおよびウィジェットを、自社のマーケティングマテリアル、一般デベロッパ向け文書、およびApple Developerのイベント（WWDC、Apple Expertに相談など）において使用または（変更を含めて）表示することができるものとします。

7.8　Apple Gamesアプリ

デベロッパは、iOSおよび／またはiPadOSにおいて、App Storeを通じて配布されるデベロッパのライセンスアプリケーションの主要なアプリカテゴリがゲームに設定されている場合、および／またはかかるライセンスアプリケーションがGame Centerサービスを使用している場合、デベロッパのライセンスアプリケーション情報が、デベロッパのライセンスアプリケーションをApple Gamesアプリに表示するため、およびApple Gamesアプリから起動するために使用される可能性があることに同意するものとします。本契約（付属書を含む）のその他の条項に関わらず、本規定は、App Storeを通じて配布されるライセンスアプリケーションにのみ適用されます。

デベロッパは、macOSにおいて、デベロッパのアプリケーションが**第5.3条**に基づき公証されており、かつゲームである場合、デベロッパのアプリケーションのアイコンが、Apple Gamesアプリでデベロッパのアプリケーションを表示するために、およびApple Gamesアプリから起動するために使用される可能性があることに同意するものとします。

デベロッパは、iOS、iPadOS、および／またはmacOSにおいて、デベロッパのアプリケーションがTestFlightまたはAd Hoc配布を通じて配布され、かつGame Centerサービスを使用する場合、デベロッパのアプリケーションのアイコンが、Apple Gamesアプリでデベロッパのアプリケーションを表示するために、およびApple Gamesアプリから起動するために使用される可能性があることに同意するものとします。

7.9 アプリケーション情報、未成年者保護

デベロッパは、デベロッパのアプリケーションをエンドユーザーに配信する前に、App Store Connectで要求される通り、デベロッパのアプリケーションに関する正確かつ完全な情報を提供し、必要に応じて最新情報を提供することに同意するものとします。また、デベロッパは、デベロッパのアプリケーションを分類するため、かつ該当する場合はその分類に基づき、未成年者であるエンドユーザーによるデベロッパのアプリケーションおよび関連する既知のウェブサイトの使用時間制限の初期値に関するガイダンスを提供するため、ならびに／または未成年者であるエンドユーザーによるデベロッパのアプリケーションのダウンロードを制限するために、Appleがこの情報を使用できることを認め、これに同意するものとします。

8. プログラム料金

デベロッパがAppleから有効な料金免除を受けている場合を除き、本契約に基づきデベロッパに付与される権利およびライセンス、ならびにデベロッパによる本プログラムへの参加の対価として、デベロッパは、本プログラムのウェブサイトで定める本プログラム年会費をAppleに支払うことに同意するものとします。当該料金の払い戻しは行われず、かつ、Appleソフトウェア、Appleサービス、またはデベロッパによる本プログラムの使用について賦課され得る一切の税金はデベロッパが負担するものとします。デベロッパの本プログラム料金は、本契約に基づきデベロッパがアプリケーションをAppleに提出（または再提出）する時点において全額が支払われなければならず、滞納があってはならないものとし、該当する場合、デベロッパによる本プログラムウェブポータルおよびAppleサービスの継続使用は、デベロッパによるかかる料金の支払いを条件とします。デベロッパは、デベロッパが自動更新でデベロッパの年間プログラム料金を支払うことを選択した場合、デベロッパが自動更新メンバーシップへの登録を選択した時にプログラムウェブポータルでデベロッパが同意した条件に従い、デベロッパがAppleに登録したクレジットカードにAppleが当該料金を請求することができることに同意するものとします。

デベロッパがApple Developerアプリケーションを通じてデベロッパの本プログラム料金を支払う場合、付属書9（Apple Developerアプリケーションを通じて購入したサブスクリプションに関する付加条件）の条項も適用されます。

9. 機密保持

9.1 Appleの秘密情報とみなされる情報

デベロッパは、プレリリース版AppleソフトウェアおよびAppleサービス（プレリリース版ドキュメントを含む）、プレリリース版Appleハードウェア、FPS導入パッケージが、「Apple秘密情報」とみなされることに同意するものとします。ただし、Appleソフトウェアが一旦商用販売された場合、AppleソフトウェアまたはAppleサービスのプレリリース版機能を開示した利用規約は、秘密性を喪失するものとします。上記に関わらず、次のいずれかに該当する情報は、Apple秘密情報に含まれないものとします。(i)デベロッパの違反によらずして、合法的に公知となった情報、(ii)Appleが一般に

開示した情報、(iii)デベロッパが、Apple秘密情報に頼ることなく単独で開発した情報、(iv)デベロッパに対して制約を受けることなく情報の譲渡または開示を行う権利を有する第三者から正当に入手した情報、(v)Appleソフトウェアに含まれているフリーオープンソースソフトウェア(FOSS)であり、その利用または情報開示について秘密保持義務をライセンス条件に課していないもの。さらに、Appleは、デベロッパがプレリリース版Appleソフトウェア、Appleサービス、またはハードウェアのスクリーンショットの掲載、パブリックレビューの記載、または再配布をしてはならないことを除き、デベロッパが、WWDC(Appleのワールドワイドデベロッパカンファレンス)でAppleにより開示されたプレリリース版AppleソフトウェアおよびAppleサービスに関する技術情報について、前記秘密保持条項に拘束されないことに同意します。

9.2 Apple秘密情報に関する義務

デベロッパは、同等の重要性を有するデベロッパ自身の秘密情報を保護する場合と少なくとも同じ(ただし少なくとも相応な)注意を払って、Apple秘密情報を保護することに同意するものとします。デベロッパは、本契約に基づくデベロッパの権利の行使と義務の履行のためにのみ、Apple秘密情報を使用するものとし、Appleの書面による事前の同意を得ることなく、ほかのいかなる目的にも、また、デベロッパまたは第三者の利益のために、Apple秘密情報を使用してはならないものとします。さらに、デベロッパは、Apple秘密情報を次に掲げる者以外に開示または流布しないことに同意するものとします。(i)デベロッパの従業員または外部契約者、またはデベロッパが教育機関である場合にはその教職員で、Apple秘密情報を知る必要があり、Apple秘密情報の無断使用や開示を禁止する契約を交わした者、または、(ii)その他Appleが書面をもって合意または許可した者。デベロッパは、法令によりApple秘密情報を開示することが求められた場合、開示要求されている限度において、開示できるものとします。ただし、デベロッパは、Apple秘密情報を開示する前にかかる要求があった旨をAppleに通知し、Apple秘密情報の保護措置を講ずるための合理的な対応を行うものとします。デベロッパは、Apple秘密情報を不適切に開示した場合の損害は回復不能となり得ること、したがって、Appleはその他のあらゆる救済措置に加え、差止命令および仮差止命令を含めた衡平法上の救済措置を求める権利を有することを認めるものとします。

9.3 Appleに提出された情報は秘密情報とはみなされないこと

Appleは多数のアプリケーションデベロッパおよびソフトウェアデベロッパと業務を行っており、当該デベロッパの製品の中には、デベロッパのアプリケーションと類似または競合する製品が存在する場合があります。また、Apple自らが類似または競合する自社のアプリケーションおよび製品を開発する可能性、または将来においてかかる開発を行うことを決定する可能性もあります。誤解の可能性を避けるため、かつ、本契約で別段の明確な定めがある場合を除き、Appleは、デベロッパのアプリケーションについての情報、ライセンスアプリケーション情報、およびメタデータを含め(これらに限定されません)、本契約またはプログラムに関連してデベロッパが提供することのある一切の情報(かかる開示情報を「**ライセンシーによる開示情報**」といいます)に関して、明示、黙示を問わず、秘密保持義務または使用制限に同意することは一切できず、これについての責任を明示的に否認します。デベロッパは、かかるライセンシーによる開示情報は**非秘密情報**であることに同意するものとします。本契約で別段の明確な定めがある場合を除き、Appleは、デベロッパに通知または補償を行うことなく、ライセンシーによる開示情報をすべて自由かつ無制限に使用および開示することができるものとします。デベロッパは、ライセンシーによる開示情報のいずれかの部分の受領、確認、使用、または開示に起因して発生する可能性があるすべての責任および義務に関してAppleを免責するものとします。デベロッパがAppleに提出する一切の有形物はAppleの資産となり、Appleは、これらの有形物をデベロッパに返却する義務、またはその廃棄を証明する義務を負いません。

9.4　プレスリリースおよびその他の宣伝

デベロッパは、Appleの明示的な書面による事前の承認なく、本契約およびその諸条件、または両当事者の関係に関してプレスリリースを発行してはならず、またその他の公式発表も行ってはなりません。Appleは前記の承認を、その裁量において留保することができます。

10.　補償

適用される法律によって認められる範囲内において、デベロッパは、Apple、その取締役、役員、従業員、独立した外部契約者および代理人（各々を「Apple被補償当事者」といいます）に対して、Apple被補償当事者が負担した、以下のいずれか（ただし、本条においては、App Store外で配布され、かつ、Appleサービスまたは証明書を使用しないmacOS向けのあらゆるアプリケーションを除きます）に起因するか、またはそれに関連して発生した一切の請求、損失、負債、損害、税金、経費、および費用（弁護士報酬および訴訟費用を含みますがこれに限定しない）（以下「本件損失」と総称します）について、補償し、保護すること、およびAppleの要求により防御することに同意します。(i) デベロッパによる（該当する場合は別紙2および別紙3を含む）本契約における認証、約定、義務、表明、または保証に対する違反、(ii) デベロッパの取扱製品や対象製品、またはデベロッパの取扱製品や対象製品の配布、販売、売込み、使用または輸入（単独または組み合わせの重要な部分として）、ライセンスアプリケーション情報、メタデータ、またはパス情報が、第三者の知的財産権または所有権に違反または侵害しているとの請求、(iii)（該当する場合は別紙1、別紙2、または別紙3で定める）ライセンスアプリケーションのためのエンドユーザー使用許諾契約に定める義務の違反、(iv) Appleから認められたデベロッパのライセンスアプリケーション、ライセンスアプリケーション情報、Safariプッシュ通知、Safari Extension（該当する場合）、パス、パス情報、メタデータ、関連商標およびロゴ、または本契約（該当する場合は別紙2または別紙3を含む）に基づきデベロッパがAppleに提供した画像およびその他のマテリアルの使用、プロモーション、または配布、(v) デベロッパの取扱製品、デベロッパの対象製品、ライセンスアプリケーション情報、パス情報、または関連するロゴ、商標、コンテンツもしくは画像に関する、エンドユーザー、親もしくは保護者、学区、政府当局、またはエンドユーザーの権利に由来するか否かを問わずその他の個人もしくは法人により提起される請求を含むがこれに限定されないすべての請求（疑義を避けるために明記すると、子どもの性的虐待もしくは搾取に関するマテリアル、または年齢に対して不適切な、いじめに関する、依存性のある、暴力的な、もしくはその他の有害なコンテンツへの曝露に関する請求、あるいはソーシャルエンジニアリング、なりすまし、金融詐欺、またはその他のあらゆる詐欺に関する請求を含む）、(vi) Appleソフトウェアもしくはサービス、デベロッパのライセンスアプリケーション情報、パス情報、メタデータ、デベロッパの認定テストユニット、デベロッパの登録デバイス、デベロッパの取扱製品、デベロッパの対象製品、構成プロファイルのデベロッパによる使用（デベロッパの認定デベロッパによる使用を含む）、またはデベロッパによるこれらの開発および配布、または (vii) MDM顧客からの、デベロッパのMDM互換製品に関する請求、およびデベロッパのMDM互換製品が第三者の知的財産権または所有権を違反または侵害しているという請求。

デベロッパは、Appleソフトウェアまたはいかなるサービスも、当該取扱製品または対象製品のコンテンツ、機能、サービス、データ、または情報の誤りまたは不正確性、あるいはそれらの不具合により、死亡、負傷、または深刻な物理的もしくは環境上の損害を引き起こし得る取扱製品または対象製品の開発に使用されることを意図していないことを認め、かつ、法令により許容される範囲内において、デベロッパは、本契約により、かかる使用を原因としてApple被補償当事者に発生した一切の本件損失について、各Apple被補償当事者がこれを被らぬよう補償し、防御し、保護することに同意するものとします。

いかなる場合においても、デベロッパは、Appleの書面による事前の同意なく、何らかの方法でAppleの権利に影響し、またはAppleを拘束するような和解または類似の合意を第三者との間で締結してはならないものとします。

11. 契約期間および解除

11.1 契約期間

本契約の契約期間は、デベロッパのプログラムアカウントが最初にアクティベートされた日から1年間とします。以後は、デベロッパが年次更新料を支払うこと、および本契約の条項を遵守することを条件として、1年間ごとに自動的に契約期間が更新されます。ただし、本契約に従って途中解除された場合を除きます。

11.2 解除

以下のいずれかの事由に該当する場合、本契約および本契約に基づきAppleが付与したすべての権利、ライセンス、およびサービスは、Appleから通知が行われ次第、即時解除されるものとします。

(a) デベロッパまたはその認定デベロッパのいずれかが、本**第11.2条**で以下に規定する条項以外の本契約のいずれかの条項を遵守せず、かつ、当該違反を認識したあと、または当該違反の通知を受領したあと、30日以内に当該違反を是正しなかった場合。

(b) デベロッパまたはその認定デベロッパのいずれかが、**第9条（秘密保持）**の条項を遵守しなかった場合。

(c) 下述の「分離」条項に定める状況に陥った場合。

(d) デベロッパが、契約期間中にAppleに対し特許侵害訴訟を提起した場合。

(e) デベロッパが支払い不能に陥り、支払い期限に債務を支払うことができず、解散もしくは事業の停止、破産の申請、またはデベロッパに対する破産の申し立てが行われた場合。

(f) デベロッパ、またはデベロッパを直接的もしくは間接的に支配する、またはデベロッパと共通の支配下にある（ここでの「支配」とは第14.8条で定義された意味を持ちます）、またはデベロッパが取引を円滑にするためにアプリを開発している法人もしくは個人が、App Store Connectで利用可能な国または地域における制裁措置またはその他の制限事項の対象である、または対象となる場合。

(g) デベロッパが、本契約に関して、デベロッパのアプリケーションの性質に関する不正確な表示（例えば、Appleの審査から機能を隠した場合または隠すことを試みた場合、デベロッパのアプリケーションに対するユーザーのレビューを改ざんした場合、支払い不正に関与した場合など）を含むがこれらに限定されない、誤解を招く行為、不正な行為、不適切な行為、違法な行為、または不誠実な行為にかかわった場合、または他者をしてかかわらせた場合。

また、Appleは、**第4条**に定める新しいプログラム要件または契約条項をデベロッパが承諾しなかった場合、本契約を解除し、またはデベロッパがAppleソフトウェアもしくはサービスを使用する権利を停止することができるものとします。いずれの当事者も、理由の有無を問わず、都合により本契約を解除することができるものとし、解除の意思の書面通知を他方当事者に行ってから30日後に解除の効力が生ずるものとします。

11.3 解除の効果

理由の如何を問わず、本契約が解除された場合、デベロッパは、ただちにAppleソフトウェアおよびサービスの一切の使用を中止すること、ならびにデベロッパおよびその認定デベロッパが保有または管理するAppleソフトウェアおよびAppleサービスに関連する情報（デベロッパのPush Application IDを含む）の全部または一部の複製のすべて、およびApple秘密情報の複製のすべてを消去および破棄することに同意するものとします。デベロッパは、Appleから要請があった場合には、前記の破棄を証明する文書をAppleに提出することに同意するものとします。別紙1に定義および記載されている配布期間が満了した場合には、Appleが保有または管理する一切のライセンスアプリケーションおよびライセンスアプリケーション情報（Appleの標準のビジネスプラクティスに従って保管されるアーカイブコピー、および適用される法律、規則、または規制により保管が義務付けられるアーカイブコピーを除きます）を、以後合理的な期間内に削除または破棄するものとします。次の規定は、本契約の終了後も存続するものとします。第1条、第2.3条、第2.5条、

第2.6条、第3.1条(d)、第3.1条(e)、第3.1条(f)、第3.2条、第3.3条、第5.1条第2段(存続する制限以外の最後の2文を除く)、第5.1条第3段、第5.3条の第1段の最後の文、および第5.3条の制限、第5.4条、第6.6条の第1文および制限、第6.7条の制限、第6.9条の第2段、第7.1条(配布期間については別紙1)、第7.3条、第7.4条、および第7.5条の制限、第7.6条、第9条から第14条。付属書1の第1.1項の最後の1文、第2項、第3.2項(ただし、現に存在するプロモーションに限る)、第4項の第2文および第3文、第5項、および第6項。付属書2の第1.3項、第2項、第3項、第4項、第5項、第6項、および第7項。付属書3の第1項、第2項(第2.1項の第2文を除く)、第3項、および第4項。付属書4の第1.2項、第1.5項、第1.6項、第2項、第3項、および第4項。付属書5の第2.2項、第2.3項、第2.4項(ただし、現に存在するプロモーションに限る)、第3.3項、および第5項。付属書6の第1.2項、第1.3項、第2項、第3項、および第4項。付属書7の第1.1項および第1.2項。ならびに付属書8。Appleは、本契約をその条項に従って解除したことによるいかなる種類の補償、免責、または損害賠償をする責任も負わないものとし、また、本契約の解除により、Appleが現在または将来において有するその他の権利または救済手段が損なわれることはないものとします。

12. 保証の否認

AppleソフトウェアまたはAppleサービスは、不具合やデータ喪失を生じ得る誤りやエラーが含まれる可能性があり、不完全である可能性があります。Appleおよびそのライセンサーはいつでも予告なく、サービス(またはそれらの一部)へのアクセスを変更、中止、削除、または無効化する権利を有するものとします。いかなる場合にも、Appleまたはそのライセンサーは、当該サービスに対するアクセスの削除または無効化について、一切責任を負わないものとします。また、Appleまたはそのライセンサーは、いつでも、いかなる状況にも、予告なく、一切の責任を負うことなく、特定のサービスの使用もしくはアクセスに制限を課し、または無期限にサービスを削除したり、もしくはサービスを取り消したりすることがあります。適用法令により許容される最大限の範囲内において、デベロッパは、Appleソフトウェア、セキュリティソリューション、および一切のサービスを使用する上での危険はデベロッパのみが負担し、十分な品質、パフォーマンス、正確性、および労力に関する包括的危険がデベロッパに帰することを明確に認め、同意するものとします。Appleソフトウェア、セキュリティソリューションおよびいかなるサービスも、すべての瑕疵を問わず、かつ一切の保証を伴わない「現状有姿」かつ「利用可能な限度」で提供され、Apple、Appleの代理人およびAppleのライセンサー(**第12条および第13条において「Apple」と総称します**)は、本契約によって、Appleソフトウェア、セキュリティソリューションおよびサービスに関するすべての明示、黙示、または法定の保証および条件を明確に否認するものとします。当該保証および条件は、商品性、十分な品質、特定の目的についての適合性、正確性、適時性、および第三者の権利を侵害していないことに関する黙示の保証および条件を含みますが、これらに限定されません。Appleは、Appleソフトウェア、セキュリティソリューション、またはサービスを享受する上での阻害要因がないこと、Appleソフトウェア、セキュリティソリューション、またはサービスがデベロッパの要求を満たすこと、Appleソフトウェアの運用、セキュリティソリューション、またはサービスの提供が阻害されず、適時性があり、安全性があり、またはエラーがないこと、Appleソフトウェア、セキュリティソリューション、またはサービスにおける欠陥またはエラーが修正されること、Appleソフトウェア、セキュリティソリューション、またはサービスが将来のApple製品のサービスもしくはソフトウェア、または第三者のソフトウェア、アプリケーションもしくはサービスと互換性があること、Appleソフトウェアまたはサービスを通じて処理、保存または送信された情報が喪失、破損、または損害を受けないことを保証しません。デベロッパは、AppleソフトウェアおよびAppleサービスが、AppleソフトウェアまたはAppleサービスによるかまたはこれらを通じた、データまたは情報の処理、送信または保存におけるエラー、遅延、不具合または不正確性によって、死亡、人身傷害、または金銭的、物理的、財産的もしくは環境上の損害を引き起こす恐れのある状況または環境(核施設の運営、航空機の航行もしくは通信システム、または航空交通管理、生命維持もしくは武器システムを含みますがこれらに限定されません)での使用を目的とするものではなく、かつ、かかる使用に適していないことを認めるものとします。AppleまたはAppleから正式な権限を付与された代表者による、口頭または書面による情報もしくは助言の一切は、明示的に本契約において規定されない限り、新しい保証を

生じさせるものではありません。Appleソフトウェア、セキュリティソリューション、またはサービスに瑕疵があると判明した場合、デベロッパは、すべてのアフターサービス、修理または修正に要する全費用を負担するものとします。いかなるサービスまたはソフトウェアによって提供される位置情報データまたはマップデータも、基礎的なナビゲーションのみを目的とするものであって、精密な位置情報が必要とされる状況、または誤った、不正確な、もしくは不完全な位置情報データが死亡、人身障害、対物損害、または環境破壊につながる恐れがある状況で信頼されることを意図しないものとします。Appleもそのライセンサーも、サービスまたはソフトウェアによって表示された位置情報データ、またはその他のデータもしくは情報に関して、その利用可能性、正確性、完全性、信頼性、または適時性を保証することはありません。

13. 責任の制限

適用法令により禁止されない範囲内において、いかなる場合も、Appleは、本契約、Appleソフトウェア、セキュリティソリューション、サービス、Apple証明書のデベロッパによる使用もしくは使用不能、またはプログラムにおけるデベロッパによる開発努力もしくは参加に起因または関連する、逸失利益、データの消失、事業の中断、またはその他の商業的な損害もしくは損失を含みますがこれらに限定されない、人身傷害、または一切の偶発的、特別、間接的、結果的、もしくは懲罰的な損害について、それが契約、保証、不法行為（過失を含みます）、製造物責任、またはその他のいずれに基づいて発生したかに関わらず、Appleが当該損害の可能性を示唆されていた場合であっても、かつ、救済措置の主たる目的が達成されない場合であっても、一切責任を負いません。いかなる場合も（人身傷害に関わる場合に適用法が要求する場合を除いて）、本契約におけるすべての損害に関するデベロッパに対するAppleの賠償責任総額は、50米ドルを上限とします。

14. 一般法的条項

14.1 第三者に関する通知

AppleソフトウェアまたはAppleサービスの一部には、第三者製のソフトウェアおよびその他の著作物が利用されている、または含まれている場合があります。当該著作物に対する謝辞、ライセンス条項および免責については、Appleソフトウェアおよびサービスに関する電子的書面に記載されており、デベロッパによる当該著作物の使用については、それらの各条項が適用されるものとします。

14.2 データの収集および使用に対する同意

A. プレリリース版iOS、watchOS、tvOS、visionOS、iPadOS、およびmacOS

Apple、そのパートナー、および第三者開発者によるその製品およびサービスの提供、テスト、および改良の支援を行うために、かつ、該当するプレリリース版iOS、watchOS、tvOS、iPadOS、visionOS、またはmacOSでデベロッパまたはデベロッパの認定デベロッパがオプトアウトした場合を除き、デベロッパは、Appleとその子会社および代理人が、デベロッパシードプロセスの一環として、（プレリリース版AppleソフトウェアおよびAppleサービスを実行している）デベロッパの認定テストユニットから診断情報、技術情報、ならびに利用ログおよび利用情報を収集、使用、保存、送信、処理、および解析（以下総称して「**収集**」といいます）することを認めるものとします。この情報は、デベロッパまたはデベロッパの認定デベロッパを個人として特定しない方法で収集され、かつ、デベロッパの認定テストユニットから、いつでも収集される可能性があります。収集される情報には、一般的な診断情報および使用状況データ、各種固有デバイス識別子、各種固有システムまたはハードウェアの識別子、ハードウェアおよびオペレーティングシステム仕様の詳細、パフォーマンス統計情報、ならびにデベロッパがデベロッパの認定テストユニット、システム、アプリケーションソフトウェア、および周辺機器をどのように使用したかに関するデータ、さらに位置情報サービスが有効になっている場合には一定の位置情報が含まれますが、これらに限定されません。デベロッパは、Appleが、パートナーおよび第三者開発者が

Appleブランド製品上またはそれと接続して実行するその製品およびサービスを改良できるようにする目的で、かかる診断情報、技術情報、ならびに利用ログおよび利用情報を共有できることについて同意するものとします。**デベロッパがデベロッパの認定テストユニットで、プレリリース版iOS、watchOS、tvOS、iPadOS、visionOS、またはmacOSをインストールまたは使用することにより、デベロッパは、Appleとその子会社および代理人が、本条において前記に定める通り、かかる情報のすべての収集および使用に関してデベロッパの許可を得たことになることを認め、同意したものとみなされます。**

B. その他のプレリリース版AppleソフトウェアおよびAppleサービス

Appleの製品およびサービスのテスト、提供および改良のために、かつ、デベロッパがデベロッパシードプロセスまたは本プログラムの一環として提供されたその他のプレリリース版AppleソフトウェアおよびAppleサービスのインストールまたは使用を選択した場合にのみ、デベロッパは、Appleとその子会社および代理人が、その他のプレリリース版AppleソフトウェアおよびAppleサービスから、診断情報、技術情報、利用情報、および関連する情報を収集することを認めるものとします。Appleは、デベロッパに対し、プログラムウェブポータル上でかかる情報の収集について通知し、また、デベロッパは、かかるプレリリース版AppleソフトウェアまたはAppleサービスをインストールまたは使用するか否かについて選択する前に、当該場所においてAppleが開示するリリースノートおよびその他の情報を注意深く検討しなければならないものとします。**かかるプレリリース版AppleソフトウェアおよびAppleサービスをインストールまたは使用することにより、デベロッパは、Appleとその子会社および代理人が、前記の通り、かかる情報のすべてを収集および使用することについてデベロッパの許可を得ることになることについて、認め、同意したものとみなされます。**

C. デバイス導入サービス

AppleソフトウェアおよびAppleサービスのデバイスプロビジョニング、アカウント認証、および導入機能をセットアップおよび使用するために、デベロッパのAppleブランド製品およびアカウント情報に関する特定の固有識別子が必要になることがあります。これらの固有識別子は、デベロッパのEメールアドレス、デベロッパのApple Account、デベロッパのコンピュータのハードウェア識別子、およびかかるAppleブランド製品向けのAppleソフトウェアまたはAppleサービスにデベロッパが入力したデバイス識別子を含む場合があります。かかる識別子は、デベロッパのAppleサービスとの連携、ならびにデベロッパによるこれらの機能、Appleソフトウェア、およびAppleサービスの使用に関連して記録されることがあります。**これらの機能を使用することにより、デベロッパは、Appleおよびその子会社および代理人が、かかる識別子を、アカウント認証および不正行為防止措置のために使用することを含む、Appleソフトウェアおよびサービスを提供する目的で、この情報を収集することがあることに同意することになります。**デベロッパがこの情報を提供したくない場合、AppleソフトウェアまたはAppleサービスのプロビジョニング、導入または認証機能を使用しないでください。

D. Appleサービス

Appleの製品およびAppleのサービスをテスト、提供、および改良するために、かつ、本契約に基づきデベロッパがAppleサービスの使用を選択した場合にのみ（および本契約で別段の定めがある場合を除き）、デベロッパは、Appleとその子会社および代理人が、Appleサービスから診断情報、技術情報、利用情報、および関連する情報を収集することがあることを認めるものとします。この情報の中には、デベロッパを個人として識別しない形式で、収集されるものもあります。ただし、場合により、Appleは、デベロッパを個人として識別する情報の収集が必要な場合がありますが、Appleが、以下のいずれかのためにかかる収集が合理的に必要であると誠実に信じる場合に限られます。(a) Appleサービスの提供、(b) 法的手続きまたは要請の遵守、(c) 本契約の条項の遵守の検証、(d) 潜在的な技術上の問題または違反の調査を含む、不正行為の防止、(e) 法令により要求または許容されるApple、そのデベロッパ、顧客、または一

般ユーザーの権利、財産、セキュリティ、または安全の保護。**かかるAppleサービスをインストールまたは使用することにより、デベロッパは、Appleとその子会社および代理人が、本条で定める通りにかかる情報のすべてを収集および使用するためのデベロッパの許可を得たことについて、認め、同意することになります。**さらに、デベロッパは、Appleが、パートナーおよび第三者開発者がAppleブランド製品上またはこれに関連して動作する製品およびサービスを改良できるようにする目的で、診断情報、技術情報、ならびに利用ログおよび利用情報（個人識別情報を除く）をパートナーおよび第三者開発者と共有する場合があることに同意するものとします。

E.　　プライバシーポリシー

本**第14.2条**に従い収集されたデータは、https://www.apple.com/legal/privacyで閲覧できるAppleのプライバシーポリシーに従って取り扱われます。

14.3　譲渡、当事者の関係

Appleの書面による明示的な事前の同意なく、その一部と全部とを問わず、法の作用、合併、またはその他の手段で、デベロッパが本契約を譲渡すること、または本契約におけるデベロッパの義務を委任することはできず、当該同意のない譲渡のいかなる試みも無効になります。譲渡に対するAppleの同意リクエストを送信するには、https://developer.apple.com/jpでアカウントにログインし、メンバーシップの手順に従ってください。別紙1で指定された代理人指名（該当する場合）を除き、本契約では、デベロッパとAppleの間に、その他の代理関係、またはパートナーシップ、ジョイントベンチャー、信認関係、またはその他のいかなる法的な関係も構成されず、かつ、デベロッパは、明示または黙示を問わず、外観その他に関わりなく、これと異なる表明をしないものとします。本契約は、第三者の利益のためになされるものではありません。

14.4　開発の独立性

本契約におけるいかなる条項も、ライセンスアプリケーション、取扱製品、対象製品、またはその他のデベロッパが開発、製造、販売、もしくは供給する製品もしくは技術と、同一または類似の機能を有する製品または技術、あるいはこれらと競合する製品または技術を、Appleが開発、取得、使用許諾、販売、宣伝、または配布する権利を損なうものではありません。

14.5　通知

第14.3条に別途規定する場合を除き、本契約に関するいかなる通知も書面によるものとします。デベロッパが登録の過程で提供したEメールアドレスまたは郵送先住所にAppleが送付することにより、Appleによる通知がなされたものとみなされます。**第14.3条**に規定する場合を除き、本契約に関するAppleに対する通知はすべて、Appleの住所であるDeveloper Relations Legal, Apple Inc., One Apple Park Way, 37-2ISM, Cupertino, California, 95014 U.S.A.に対して次が行われた時点でなされたものとみなされます。(a)直接届けられた時、(b)配達証明付きの商業運送業者による翌日配達便で発送されてから3営業日後、および(c)郵便料金前払いの第一種郵便または書留が以下のAppleの住所に送付されてから5営業日後。デベロッパは、Eメールで通知を受け取ることに同意すると共に、Appleがデベロッパに電子的に送付する通知が法的な送達要件を満たすことに同意するものとします。当事者は、前記の通り相手方に書面による通知を行うことにより、Eメールアドレスまたは郵送先住所を変更することができます。

14.6　契約可分性

管轄権を有する裁判所が、理由の如何を問わず、本契約のいずれかの条項を履行不能であると判断した場合、本契約の当該条項は、当事者の意図を実現するために許容される最大限の範囲内で履行されるものとし、かつ、本契約の残りの部分は、引き続き完全に効力を有するものとします。ただし、準拠法により、デベロッパが、別紙1もしくは本契約の「内部使用ライセンスおよび制限」、「デベロッパの義務」、または「Apple証明書、取り消し」の条項を完全かつ個別に遵守すること、またはこれらの条項に基づきAppleもしくはApple子会社をデベロッパの代理人として指名することを禁止または制限されている場合、またはこれらの条項または別紙1のいずれかの履行が妨げられる場合、本契約は、ただちに解除され、かつ、デベロッパは、「契約の期間と解除」の条項で定める通り、Appleソフトウェアの使用をただちに中止するものとします。

14.7　権利放棄および解釈

Appleが本契約のいずれかの条項を履行しなかった場合も、当該条項またはその他の条項の将来における履行を放棄したとはみなされないものとします。契約文言が起草者に不利に解釈されるいかなる法律や規則も、本契約には適用されないものとします。各条項の表題は便宜のためにのみ付されたものであり、本契約の解釈または理解においては考慮されないものとします。

14.8　輸出規制

A. デベロッパは、米国の法律、デベロッパがAppleソフトウェアを取得した法域の法律、ならびにその他の適用される法律および規則で認められている場合を除き、Appleソフトウェア、Appleサービス、またはドキュメントを使用、輸出、再輸出、輸入、販売、リリース、または譲渡することはできません。特に、Appleのソフトウェア、Appleサービス、ソースコード、テクノロジー、およびドキュメント（本第14.8条では「Appleテクノロジー」と総称します）（これらに限定されません）を、(a) 米国の通商禁止国もしくは地域に対して、または (b) 米国財務省の特別指定国リスト（list of Specially Designated Nationals）もしくは米国商務省の取引禁止対象者リスト（Denied Persons List）、もしくはその他のあらゆる規制対象当事者リストに記載の者に対して、もしくはこれらの者との取引を促進するために、輸出もしくは再輸出、譲渡、またはリリースすることはできません。Appleテクノロジーを使用することにより、デベロッパは、前記の国または地域に居住していないこと、または前記のリストに該当するものではないことを表明および保証したことになります。また、デベロッパは、デベロッパが米国の法律で禁止されている目的で、あらゆるプレリリース版を含む、Appleテクノロジーを使用しないことに同意するものとします。当該目的には、核、ミサイル、化学兵器、もしくは生物兵器の開発、設計、製造、もしくは生産目的、または15 C.F.R. § 744で定義されたその他の軍事的最終用途を含みますが、これらに限定されません。デベロッパは、Appleテクノロジーのプレリリース版が開発とテストのためだけに使用されるものであり、貸出、販売、リース、再使用許諾、譲渡、その他の移転がされないことを保証するものとします。また、デベロッパはそのようなプレリリース版のAppleテクノロジーの直接成果であるいかなる製品、プロセス、サービスも、販売、譲渡、または輸出しないことを保証するものとします。

B. デベロッパは、デベロッパ、およびデベロッパを直接的もしくは間接的に支配するまたはデベロッパと共に支配下にある法人もしくは個人が、次のいずれにも該当しないことを表明および保証するものとします。(a) App Store Connectで利用可能な国または地域の制裁リストに記載されている、(b) 米国の通商禁止国または地域で事業を行っている、および (c) 15 C.F.R § 744で定義および詳述されている軍事関係のエンドユーザー。本第14.8条で用いる「支配」とは、かかる法人または個人が、議決権株式の所有、登録資本金の持分比率、契約、またはその他の手段によって、その他の企業体の経営方針を直接的ないし間接的に決定し、または決定させる権限を所有することを意味します。デベロッパによる本**第14.8条**の遵守状況を確認する必要がある場合、デベロッパは、デベロッパの身元に関する情報を提供するという**第3.1条**に基づくデベロッパの義務には、例えば、デベロッパの実質的支配権または25%以上の所有権を有する個人などの最終実質的支配者を含め、企業所有権に関する情報を要求に応じて提供することが含まれることに同意するものとします。

14.9　政府関係のエンドユーザー

Appleソフトウェアおよびドキュメントは、「商用コンピュータソフトウェア」(Commercial Computer Software)、「商用コンピュータソフトウェア文書」(Commercial Computer Software Documentation)から構成される、48 C.F.R. 2.101条で定義する「商用製品」(Commercial Products)であり、これらの用語は、該当の場合に応じ48 C.F.R. 12.212条または48 C.F.R. 227.7202条で使用されています。場合に応じて、48 C.F.R. §12.212または48 C.F.R. §227.7202-1から227.7202-4に従い、商用コンピュータソフトウェアおよび商用コンピュータソフトウェア文書は、米国政府のエンドユーザーに対して、(a)商用製品としてのみ、かつ(b)本契約の条件に従ってその他のエンドユーザーすべてに付与される権利のみを伴って、使用許諾されるものです。非公開であり、権利は米国の著作権法に基づき留保されています。

14.10　紛争解決、準拠法

本契約、Appleソフトウェア、またはデベロッパとAppleとの関係に起因または関連して生じた、デベロッパとAppleとの間の訴訟またはその他の紛争(特許庁での特許異議申し立て以外)は、カリフォルニア州北部地区で行われるものとし、デベロッパとAppleは当該訴訟または紛争の解決のため、同地区内の州、連邦裁判所の対人管轄権と独占的裁判地に同意するものとします。本契約は、法の抵触に関するカリフォルニア州法の規定を除き、米国法およびカリフォルニア州法に準拠し、これに従って解釈されるものとします。前記に関わらず、以下であるものとします。

(a)デベロッパが米国連邦政府の官庁、行政機関、または部局である場合、本契約は米国連邦法に準拠し、適用される連邦法が存在しない場合には、カリフォルニア州法が適用されるものとします。さらに、本契約(**第10条(補償)**を含みますがこれに限定されません)に反対の規定があったとしても、すべての請求、申し立て、訴訟、および紛争は、場合に応じて契約紛争法(41 U.S.C. §§ 601-613)、タッカー法(28 U.S.C. § 1346(a)および§ 1491)、もしくは連邦不法行為請求権法(28 U.S.C. §§ 1346(b)、2401-2402、2671-2672、2674-2680)、またはその他の適用される政府の権限に服するものとします。疑義を避けるために明記すると、デベロッパが米国の連邦、州、もしくは地方政府の官庁、機関、もしくは部局、または米国の公立および認定の教育機関である場合には、デベロッパの補償義務は、デベロッパによる適用法令(例:赤字予算防止法(Anti-Deficiency Act)など)違反を招来せず、かつ、デベロッパが法的に要求されるあらゆる権限または権限を付与する法令を有する範囲内でのみ適用されるものとします。
(b)デベロッパが(本契約を締結している団体として)米国の公立および認定の教育機関または米国内の州もしくは地方政府の官庁、機関、あるいは部局である場合、(a)抵触法に関する州法の規定を除き、本契約は、デベロッパの団体が所在する米国内の州の州法に準拠し、同法に従って解釈されるものとし、かつ、(b)本契約、Appleソフトウェア、デベロッパのAppleとの関係に起因または関連する、デベロッパとAppleとの間の訴訟またはその他の紛争は、カリフォルニア州北部地区内の連邦裁判所で行われるものとし、さらに、デベロッパの団体が所在する州の州法で明示的に禁止されない限り、デベロッパおよびAppleは、本契約により、同地区の対人管轄権および独占的裁判地に同意するものとします。
(c)デベロッパが国際的な政府間組織であって、その政府間憲章または協定により国内裁判所について裁判権免除特権が認められている場合、本契約またはその違反に起因または関連して生じる論争または請求については、仲裁により、仲裁申請の時点で有効な国際商業会議所の仲裁規則(以下「ICC規則」といいます)に基づき、ICC規則に従って選任される3名の仲裁人によって判断されるものとし、国際法曹協会(IBA)国際仲裁証拠調べ規則に準じて行われることとします。仲裁地は英国のロンドンとします。仲裁手続きで使用する言語は英語とします。Appleの要請に応じて、デベロッパは、当該特権および免除を付与された政府間組織としてのデベロッパの地位に関する証拠を提供することに同意するものとします。

(d) デベロッパがAppleおよび／またはApple Distribution International Ltd.と欧州関係を有する場合、デベロッパとAppleおよび／またはApple Distribution International Ltd.との欧州関係に関する申し立ては、アイルランドの裁判所の専属管轄権に服するものとします。本**第14.10条(d)**、ならびに欧州関係に起因または関連して生じる契約外の義務は、アイルランドの法律に準拠し、同法に従って解釈されるものとします。矛盾が存在する場合、本**第14.10条(d)**が、デベロッパとAppleおよび／またはApple Distribution International Ltd.との間のその他の管轄権および／または準拠法に関する合意よりも優先されるものとします。本**第14.10条(d)**は、知的財産権の違反、不正使用、または侵害に関連して、いかなる法域においても、当該法域で適用される法律に基づいて申し立てを行う、または訴訟を起こす、AppleまたはApple Distribution International Ltd.の権利に影響を与えるものではありません。

本契約には、国際物品売買契約に関する国連条約は適用されず、当該条約の適用は明示的に排除されます。

14.11　完全合意、適用言語

本契約は、本契約に基づき使用許諾されたAppleソフトウェア、Appleサービス、およびApple証明書の使用について、当事者間の完全合意を定めるものであり、本契約で別段の定めがある場合を除き、その主題に関する従前のあらゆる取り決めに優先します。前記に関わらず、本プログラムに基づきデベロッパがプレリリース版マテリアルを提供され、かつ、かかるプレリリース版マテリアルが別の使用許諾契約の適用を受ける限りにおいて、デベロッパは、デベロッパのかかるマテリアルの使用が、本契約**第9条(秘密保持)**に加え、かかるマテリアルに同梱される使用許諾契約の適用も受けることに同意するものとします。デベロッパがXcodeとApple SDKの利用規約をすでに締結している場合、または今後締結する場合に、同一の事項について、両者の間に相違がある時には、本Apple Developer Program使用許諾契約が適用されるものとします。ただし、Apple Developer Program使用許諾契約は、デベロッパが、XcodeとApple SDKの利用規約においてデベロッパに付与された権利を、同契約で定める条項および条件に従い行使することを妨げるものではありません。デベロッパがSwift Playground契約をすでに締結している場合、または今後締結する場合に、同一の事項について、両者の間に相違がある時には、本Apple Developer Program使用許諾契約が適用されるものとします。ただし、Apple Developer Program使用許諾契約は、デベロッパが、Swift Playground契約においてデベロッパに付与された権利を、同契約で定める条項および条件に従い行使することを妨げるものではありません。本契約は、(a) 両当事者が署名した修正契約書によるか、または (b) (例えば、Appleによるデベロッパへの書面またはEメールによる通知など) 本契約で明示的に認められている範囲内においてのみ、改訂することができます。本契約書の翻訳は、参考として提供されるものであり、英語版とそれ以外の言語版とで差異矛盾がある場合、デベロッパの法域における現地法が禁止しない範囲内において本契約の英語版が適用されるものとします。デベロッパがカナダのケベック州に所在する場合またはフランス国内の政府機関である場合には、次の条項がデベロッパに適用されます。両当事者は本契約により、本契約およびすべての関連文書が英語で起草されるよう要求したことを認めます。Les parties ont exigé que le présent contrat et tous les documents connexes soient rédigés en anglais.

付属書1

（本契約に対する）

Apple Push Notification Serviceおよびローカル通知に関する付加条件

以下の条件は、本契約の条件に追加され、APN（Apple Push Notification Service）の使用に適用されます。

1. APNおよびローカル通知の使用

1.1 デベロッパは、デベロッパのアプリケーション内で、デベロッパのパス内で、および／またはmacOS上のSafari経由で通知の受信に同意したデベロッパのサイトのユーザーのmacOSデスクトップに対してSafariプッシュ通知を送信する際にのみ、APNを使用することができます。デベロッパ、デベロッパのアプリケーション、および／またはデベロッパのパスは、APN API経由でのみ、かつ、デベロッパがAppleからPush Application IDを割り当てられている場合にのみ、APNにアクセスできます。APNの使用についてデベロッパを支援しているサービスプロバイダを除き、デベロッパは、デベロッパのPush Application IDをいかなる第三者にも共有しないことに同意します。デベロッパは、デベロッパの本契約の満了または解除後、APNのアクセスまたは使用ができないことを理解するものとします。

1.2 デベロッパは、本契約、APNドキュメント、ならびにあらゆる適用の法律および規則（あらゆる知的財産法を含みます）で明示的に許可されている場合、デベロッパのアプリケーション、デベロッパのパス、および／またはmacOS上のSafari経由で通知の受信に同意したデベロッパのサイトのユーザーのmacOSデスクトップに対し、プッシュ通知を送信する目的でのみ、APNおよびAPN APIを使用することが許可されます。さらに、デベロッパは、デベロッパのアプリケーションの提出プロセスの一環として、Appleに対し、APNのあらゆる使用について開示しなければならないことに同意するものとします。

1.3 デベロッパは、APNを介してプッシュ通知をエンドユーザーに送信する前に、エンドユーザーが当該通知の受信に同意しなければならないことを理解するものとします。デベロッパは、Appleが実装した同意パネルや、通知機能の有効化／無効化を行うAppleのシステム環境設定について、無効化、オーバーライドまたはその他の干渉を行わないことに同意するものとします。エンドユーザーのプッシュ通知の受信同意が拒否された場合、またはあとから取り消された場合、デベロッパは、エンドユーザーに対してプッシュ通知を送信してはならないものとします。

2. 付加条件

2.1 デベロッパは、エンドユーザーに対して、求められていないメッセージを送信する目的で、またはフィッシングやスパムの目的で、APNまたはローカル通知を使用してはならないものとします。これには、アンチスパム法令に違反するあらゆる種類の行為、またはその他不適切、不正、もしくは違法となる行為を含みますが、これらに限られません。APNとローカル通知は、ユーザーに関連し、ユーザーに利益をもたらす通知（例えば、エンドユーザーからの情報請求への対応、アプリケーションに関連した情報の提供など）を送信するために使用される必要があります。

2.2 デベロッパは、APNまたはローカル通知を、種類に関わらず広告、製品プロモーション、またはダイレクトマーケティング（例えば、アップセルやクロスセルなど）で使用してはならないものとします。これには、デベロッパのアプリケーションの使用を促進するためのメッセージの送付や、新機能やバージョンの提供の広告を含みますが、これらに限定されません。ただし、そのようなメッセージの受信を、デベロッパのアプリケーションのユーザーインターフェイスに表示される同意メッセージを通じてエンドユーザーが明示的にオプトインしており、かつエンドユーザーがオプトアウトする手段をデベロッパがアプリケーション内に用意している場合を除きます。前記に関わらず、デベロッパは、例えば、ストアクーポンがウォレット内のデベロッパのパスに送信される場合など、当該使用がパスに直接関連する限りにおいて、デベロッパのパスのプロモーションを目的として、APNまたはローカル通知を使用することができます。

2.3 デベロッパは、Appleの合理的な裁量による判断に従い、APNの全体的なネットワーク容量または帯域幅を過剰に使用したり、Apple製品またはエンドユーザーに過度なプッシュ通知またはローカル通知を使って不当な負荷をかけたりすることはできないものとします。さらに、デベロッパは、Appleのネットワークもしくはサーバ、またはAPNに接続された第三者のサーバもしくはネットワークに害を与えたり、干渉したりしてはならず、また、その他の方法でほかのデベロッパによるAPNの使用を中断させてはならないものとします。

2.4 デベロッパは、APNまたはローカル通知を、猥褻、性的、不快感を与える、もしくは中傷的なコンテンツもしくはあらゆる種類のマテリアル（文章、図形、画像、写真、音声など）、またはデベロッパのアプリケーション、パス、もしくはサイトのエンドユーザーにより好ましくないと判断される恐れがあるとAppleが合理的に判断するその他のコンテンツもしくはマテリアルが含まれているマテリアルを送信するために使用してはなりません。

2.5 デベロッパは、APNまたはAppleブランド製品の通常の動作に損害を与えたり、中断したり、制限したりする可能性のあるウイルスまたはその他のコンピュータコード、ファイルまたはプログラムを含むマテリアルを送信、保存、またはその他の方法で利用可能にすることはできません。また、APNに組み込まれている、またはAPNが使用するセキュリティ、デジタル署名、検証、または認証メカニズムを無効にしたり、なりすましを行ったり、ハッキングしたり、その他の方法で妨害したり、ほかの人がそうできるようにしたりしないことに同意するものとします。

3. Website Push IDの付加条件

3.1 本契約の規定の遵守を条件として、デベロッパは、デベロッパのWebsite Push IDを使用してデベロッパが送信するSafariプッシュ通知が、デベロッパ自身の名称、商標、またはブランドで送信されなければならず（例えば、通信がデベロッパのサイトから届いていることをユーザーに知らせなければならないことなど）、かつ、アイコン、商標、ロゴ、またはその他のデベロッパのサイトを識別するためのマークが含まれていなければならないことを理解し、これに同意するものとします。デベロッパは、Safariプッシュ通知の発信元について、ほかのサイトもしくは団体と偽り、またはこれになりすまし、またはその他ユーザーの誤解を招くことのないようにすることに同意するものとします。デベロッパがデベロッパのSafariプッシュ通知内で第三者の商標またはブランドに言及する限りにおいて、デベロッパは、デベロッパが必要なすべての権利を有することを表明および保証するものとします。

3.2 本契約で許可された通り、APNを有効化し、かつ、デベロッパのサイトのためにSafariプッシュ通知を送信することにより、デベロッパは、本契約により、デベロッパがプロモーション目的で使用する権利を有さず、かつ、デベロッパがAppleに対し書面で特定した部分を除き、Appleが、宣伝目的で、マーケティングマテリアルにおいて、(i)macOS上のデベロッパのSafariプッシュ通知のスクリーンショット、および、(ii)かかる通知に関連する商標およびロゴを使用することを許可したものとみなされます。また、デベロッパは、Appleの合理的な要求に応じて、Appleが、宣伝目的で、マーケティングマテリアルにおいて、デベロッパがAppleに対して提供する画像およびその他のマテリアルを使用することも許可するものとします。

4. **APNまたはローカル通知を通じた提供。**デベロッパは、APNを提供し、かつ、デベロッパのプッシュ通知をAppleブランド製品において利用できるようにするために、Appleが、デベロッパのプッシュ通知を、様々な公共ネットワーク、様々なメディアを通じて送信し、またはネットワークやデバイスに接続するための技術的要件およびその他の要件に準拠するよう修正もしくは変更する可能性があることについて理解し、同意するものとします。デベロッパは、APNが、保証された、または安全なデリバリーサービスではなく、そのように意図されたものでもないことを認め、同意するものとします。またデベロッパは、APNを、そのように使用または信頼してはなりません。さらに、APNを使用する、またはローカル通知を提供する条件として、デベロッパは、当該通知の一部として、個人に属する、センシティブな個人情報または秘密情報(例えば社会保障番号、金融口座もしくは取引情報、または個人が安全な送信を合理的に期待するようなあらゆる情報)を通信しないことに同意し、デベロッパは、エンドユーザーの個人情報の収集、通信、維持、処理、または使用について、該当する通知または同意要件に準拠することに同意するものとします。

5. **デベロッパの承諾。**デベロッパは以下の事項を認め、同意するものとします。

5.1 Appleは、いつでも、適宜、デベロッパへの事前の通知の有無に関わらず、(a)あらゆる特性や機能性の変更または削除を含めて、APNを修正すること、(b)APN APIを修正すること、サポートを終了すること、再発行または再版することができるものとします。デベロッパは、そのような修正によって、デベロッパが、デベロッパのアプリケーション、パス、またはサイトを、デベロッパ自身の費用で、変更またはアップデートする必要が生じる可能性があることにつき、理解するものとします。Appleは、APNを提供する、または提供を継続することについて、明示または黙示の義務がないものとし、APNのすべてまたは一部を、いつでも停止または中止することができるものとします。Appleは、APNまたはAPN APIの上記のサービスの停止もしくは中止、または上記の変更に起因または関連して、デベロッパまたはその他の当事者が被った、損失、損害、または費用について、一切責任を負いません。

5.2 APNは、すべての言語、または国もしくは地域で利用できるわけではなく、Appleは、かかるサービスが、特定の地域での利用に適していることや利用可能であることについて、いかなる表明もしないものとします。デベロッパがAPNにアクセスしてそれを使用することを選択する限りにおいて、デベロッパは、自身の判断でアクセスするものとし、現地の法令をはじめとし、適用されるあらゆる法令を遵守する責任を負担するものとします。

5.3 Appleは、デベロッパに対し、デベロッパが、デベロッパのアプリケーション、パス、またはサイトと共に使用することを意図してAPNを提供するものとし、かつ、エンドユーザーに直接APNを提供することはないものとします。デベロッパは、あらゆるプッシュ通知が、Appleではなく、デベロッパによって、デベロッパのアプリケーション、パス、またはサイトのエンドユーザーに対して送信されることを認め、これに同意するものとします。かつ、デベロッパのみが、かかる通知によって送信されたあらゆるデータまたはコンテンツ、およびあらゆるAPNの当該使用について、単独で責任を負うものとします。さらに、デベロッパは、あらゆるローカル通知が、Appleではなく、デベロッパによって、デベロッパのアプリケーションのエンドユーザーに対して送信されることを認め、同意するものとします。デベロッパのみが、かかる通知によって送信されたあらゆるデータまたはコンテンツについて、単独で責任を負うものとします。

5.4 Appleは、デベロッパに対して、APNの可用性または稼働時間について一切保証せず、APNのメンテナンス、テクニカルサポート、またはその他のサポートを提供する義務を負わないものとします。

5.5 Appleは、いつでも、その自由裁量により、デベロッパのAPNへのアクセス権を削除する権利、デベロッパによるAPNの使用を制限する権利、またはデベロッパのPush Application IDを無効にする権利を留保します。

5.6 Appleは、AppleがAPNおよびその他のApple製品またはAppleサービスを改良するため、およびデベロッパが本契約を遵守していることを確認するため、デベロッパによるAPNの使用について、情報（技術情報および診断情報を含みますがこれらに限定されません）をモニターおよび収集できるものとします。ただし、Appleは、かかるアクセスまたは開示が以下のいずれかの事由のために合理的に必要であるとAppleが誠実な判断を行う場合を除き、プッシュ通知の内容についてアクセスまたは開示することはありません。(a) 法的な手続きもしくは要求に従うため、(b) 本契約の違反の恐れを調査するなど、本契約を履行するため、(c) セキュリティ、不正、または技術上の問題を検出、防止し、またはそれに対処するため、(d) 法律で要求される、または認められるところにより、Apple、そのデベロッパ、顧客、または一般ユーザーの権利、財産、もしくは安全を保護するため。前記に関わらず、デベロッパは、ユーザーのリクエストに対応すること、およびデバイス上のユーザー体験および提案をパーソナライズすることのみを目的として、iOS、iPadOS、macOS、およびwatchOSが、ユーザーのデバイス上でローカルに、プッシュ通知にアクセスできることを認め、同意するものとします。

6. **追加免責。**Appleは、停電、またはシステム障害、ネットワーク攻撃、計画的もしくは計画外のメンテナンス、もしくはその他の中断を含みますがこれらに限定されない、あらゆるAPNの中断または通知の使用を含む、APNの使用に起因するいかなる損害または損失についても一切責任を負いません。

付属書2

（本契約に対する）

In-App Purchase APIの利用に関する付加条件

1. In-App Purchase APIの使用

1.1 デベロッパは、デベロッパがデベロッパのアプリケーション内で利用可能にしたコンテンツ、機能、またはサービス（例えば、デジタルブック、追加的なゲームのレベル、ナビゲーションマップサービスへのアクセスなど）に、エンドユーザーがアクセスできるようにするため、またはそれらを受領できるようにするために限り、In-App Purchase APIを使用することができます。デベロッパは、デベロッパのアプリケーションであるか他者のアプリケーションであるかを問わず、アプリケーションの外部のみで使用する商品またはサービスを提供するために、In-App Purchase APIを使用することはできません。

1.2 デベロッパは、この付加条件および本契約**第6条（アプリケーションの提出および選定）**に規定される手続きに従って、In-App Purchase APIを使用して提供することを予定しているすべてのコンテンツ、機能、またはサービスを、Appleに提出し、Appleによる審査と承認を受ける義務を負います。デベロッパは、提出に際し、常に名称、テキスト記述、価格、固有の識別番号、およびAppleが合理的に要求するその他の情報（以下「**Submission Description**」と総称します）を提供する必要があります。Appleは、Submission Descriptionに記載された実際のコンテンツ、機能、またはサービスを、いつでも（提出手続き中およびAppleによるSubmission Descriptionの承認後を含みますが、これらに限定されません）審査する権利を留保します。デベロッパが、In-App Purchase APIを通して、デベロッパのSubmission Descriptionに記載されていない追加のコンテンツ、機能、またはサービスの提供を希望する場合、デベロッパは、In-App Purchase APIを使用してそれらを利用可能にする前に、Appleの審査および承認を受けるため、新規の、または更新したSubmission Descriptionを提出する必要があります。Appleは、従前に承認したコンテンツ、機能、またはサービスの承認を取り消す権利を留保し、さらに、デベロッパは、デベロッパのアプリケーション内のかかるコンテンツ、機能、またはサービスを利用不能にすることに同意するものとします。

1.3 In-App Purchase APIを通して提供されるすべてのコンテンツ、機能、またはサービスは、「アプリケーションのためのプログラム要件」（Program Requirements for Applications）に従うものとします。かつ、かかるコンテンツ、機能、またはサービスがライセンスアプリケーションに加えられると、それらはライセンスアプリケーションの一部とみなされ、ライセンスアプリケーションと同一の義務および条件に従う必要が生じるものとします。疑義を避けるために明記すると、キーボード拡張機能を提供するアプリケーションは、キーボード拡張機能自体の中でIn-App Purchase APIを使用することはできません。ただし、アプリケーション内の別の機能でIn-App Purchase APIの使用を継続することはできます。

2. 付加制限

2.1 デベロッパは、エンドユーザーが、デベロッパのアプリケーションの外部のみで使用するコンテンツ、機能、もしくはサービスをその後に購入するために使用できるプリペイドアカウントを設定できるようにするため、または、その他後日エンドユーザーがかかる購入を行うために引き換えまたは使用できる残高やクレジットを作成するために、In-App Purchase APIを使用してはならないものとします。

2.2 デベロッパは、エンドユーザーに対して、In-App Purchase APIを使用して、いかなる種類の通貨も購入できるようにしてはならないものとします。これには、デベロッパのアプリケーション内外での購入または取得において交換、贈与、引き換え、送金、取引、または使用するための通貨を含みますが、これらに限定されません。「通貨」とは、個人のグループまたは団体が、特定の価値を有するものと認識しているあらゆる形式の通貨、ポイント、クレジット、リソース、コンテンツ、その他のアイテムもしくは単位のことをいい、物理的な商品やサービス、または金融サービスや金融資産との交換媒体として移転または流通させることができるものをいいます。

2.3 コンテンツおよびサービスは、サブスクリプションベースで、In-App Purchase APIを通じて提供することができるものとします(例えば、新聞および雑誌の購読)。映画、テレビ番組、音楽、書籍などの特定の承認されたレンタルコンテンツを除き、In-App Purchase APIを通じてコンテンツ、サービス、または機能のレンタルを行うことはできません(例えば、特定のコンテンツの使用を、事前に指定された限られた期間に制限することはできません)。

2.4 デベロッパは、いかなるソフトウェアアップデートをデベロッパのアプリケーションに送るためにも、また、その他デベロッパのアプリケーションにいかなる追加的な実行コードを付加するためにも、In-App Purchase APIを使用してはならないものとします。アプリ内での購入製品は、ロック解除を待機する状態でデベロッパのアプリケーション内にあらかじめ存在しているか、In-App Purchase APIのトランザクション完了後にアプリケーションにストリーミング配信されるか、または当該トランザクション完了後にデータとしてのみアプリケーションにダウンロードされるものである必要があります。

2.5 デベロッパは、Appleが好ましくないまたは不適切と合理的に判断するいかなる種類のコンテンツまたはマテリアル(文章、図形、画像、写真、音声など)を含むあらゆるもの、例えば、不快、猥褻、または中傷的なマテリアルを配信するために、In-App Purchase APIを使用することはできません。

2.6 エンドユーザーがデベロッパのアプリケーション内で消費するまたは使い切るコンテンツのアイテム(例えば、建材のような仮想の供給品)(以下「消耗品」といいます)を除き、In-App Purchase APIを使用して引き渡されるその他のあらゆるコンテンツ、機能、サービス、またはサブスクリプション(例えば、ゲーム用の剣)(以下「非消耗品」といいます)は、ライセンスアプリケーションと同一の利用規則に従って、エンドユーザーによる利用を可能としなければなりません(例えば、かかるコンテンツ、サービス、または機能は、エンドユーザーのアカウントに関連するすべてのデバイスで利用可能である必要があります)。デベロッパは、Appleに対して消耗品を特定する責任、およびエンドユーザーに対して消耗品がほかのデバイスで使用できないことについて開示する責任を負うものとします。

3. デベロッパの責任

3.1 Appleは、デベロッパに対し、In-App Purchase APIの使用を通じて正常に完了した取引ごとに、取引領収書を発行します。デベロッパは、エンドユーザーに対するあらゆるコンテンツ、機能、またはサービスの引き渡し前に、かかる領収書の有効性を確認する責任を負います。そして、Appleは、かかる取引領収書がAppleから提供されたものか否かについての検証をデベロッパが怠ったことについて、一切責任を負わないものとします。

3.2 Appleがシステムユーザーインターフェイス要素を表示する場合を除き、デベロッパは、デベロッパのアプリケーションが、エンドユーザーに対して、In-App Purchase APIを使用した注文のために表示するユーザーインターフェイスを開発する責任、およびデベロッパのアプリケーションでIn-App Purchase APIを通じてアイテムを販売する前にエンドユーザーに提示することが法律上要求されているすべての開示情報を提供する責任を負います。App Storeの米国のストアフロントでは、In-App Purchase APIを通じてデジタルコンテンツ（雑誌、新聞、書籍、音声、音楽、ビデオなど）の1回限りの取引を提供するアプリケーションには、エンドユーザーが取引を行う前に、そのデジタルコンテンツのライセンスを購入することになる旨をわかりやすい言葉で明確かつ目立つ形で記載し、かつ、Appleメディアサービス利用規約および該当する場合はデベロッパのカスタムエンドユーザー使用許諾契約を含め、当該ライセンスに関する詳細情報にアクセスするためのハイパーリンクまたは類似する方法を含めなければなりません。デベロッパは、デベロッパによるIn-App Purchase APIを使用したアイテムのプロモーションおよび販売に関して、デベロッパがApp Store Connectを通じて送信するライセンスアプリケーション情報、およびあらゆるメタデータ（を含みますが、これらに限定されません）において、不正確な表示、虚偽の請求、誤解を招く行為、または不公正もしくは詐欺的な行為もしくは慣行を行わないことに同意するものとします。デベロッパは、すべての適用される法律および規制に従うことに同意するものとします。これには、デベロッパがコンテンツ、機能、サービス、またはサブスクリプションを、In-App Purchase APIを通じて利用可能にするあらゆる法域における法律および規制（消費者保護法および輸出規制を含みますが、これらに限定されません）が含まれます。

3.3 Appleは、デベロッパがIn-App Purchase APIを通じてデベロッパのエンドユーザーに提供することを希望する非消耗品に関して、ホスティングサービスを提供することがあります。Appleがデベロッパのためにかかる非消耗品をホスティングをする場合であっても、デベロッパは、適時に（すなわち、デベロッパがデベロッパのエンドユーザーに対して、そのアイテムが追って利用可能になることを明示した場合を除き、Appleが取引領収書を発行したあと速やかに）、In-App Purchase APIを通じて注文されたアイテムを提供し、これらに関連するすべての適用法令（注文品の取り消しまたは引き渡しに関する法律、規則、規制を含みますが、これらに限定されません）に従う責任を負うものとします。また、デベロッパは、すべてのかかる取引について、デベロッパ自身の記録を保持する責任を負います。

3.4 デベロッパは、デベロッパのアプリケーションのエンドユーザーに対し、一切の払い戻しを行わないものとします。かつ、デベロッパは、Appleが、別紙2の条件に従って、エンドユーザーに対して払い戻しを行う場合があることに同意するものとします。

3.5 デベロッパは、返金プロセスおよび購入に関する紛争プロセスについて情報を提供し、これらのプロセスを改善するために、デベロッパのアプリケーションから得られたエンドユーザーの購入情報を、Apple、その子会社、およびAppleの代理人に提供することができます。デベロッパは、ドキュメントおよび適用法に従い、ユーザーに通知を送信する、および／またはユーザーから同意を得る必要があります。

4. Appleサービス

4.1 Appleは、適宜、In-App Purchase APIのトランザクションに関する追加のサービスおよび機能の提供を選択する可能性があります。Appleは、In-App Purchase API、またはあらゆるAppleサービスについて、継続的にデベロッパによる利用が可能であること、それらがデベロッパの要望に適合し、中断なく、適時に、安全に、もしくは誤りがないこと、または、デベロッパがIn-App Purchase APIもしくはあらゆるAppleサービスから取得するすべての情報が正確で、信頼できること、もしくは欠陥が修正されることについて、一切保証するものではありません。

4.2 デベロッパは、デベロッパの契約の期間満了または解除後、デベロッパがIn-App Purchase APIにアクセスまたは使用することができないことについて、理解するものとします。

5. **デベロッパの承諾。**デベロッパは以下の事項を認め、同意するものとします。
Appleは、いつでも、適宜、デベロッパへの事前通知の有無に関わらず、(a)In-App Purchase APIを改変すること(あらゆる特性や機能性を変更または削除することを含みます)、または、(b)In-App Purchase APIを修正すること、サポートを終了すること、再発行すること、または再版することができるものとします。デベロッパは、かかる変更により、In-App Purchase APIの使用を継続するため、デベロッパのアプリケーションを、デベロッパ自身の費用で、修正またはアップデートしなければならなくなる場合があることについて理解するものとします。Appleは、In-App Purchase API、またはこれに関連するいかなるサービスについても、提供または提供を継続する明示または黙示の義務を負わず、いつでもこれらの全部または一部を停止または中止することができるものとします。Appleは、In-App Purchase API、またはこれに関連するいかなるサービスの停止、中止、または改変に起因または関連して、デベロッパまたはその他の者が被る一切の損失、損害または費用について、一切責任を負わないものとします。Appleは、デベロッパに対して、In-App Purchase APIまたはその他のあらゆるサービスで、これらに関連してAppleがデベロッパに提供するものの可用性または稼働時間に対していかなる保証も行わないものとします。かつ、Appleは、これらに関連し、いかなるメンテナンス、テクニカルサポート、またはその他のサポートも提供する義務を負いません。Appleは、デベロッパに対し、デベロッパが、デベロッパのアプリケーションと共に使用するために、In-App Purchase APIを提供するものとします。また、In-App Purchase APIに関連するサービス(例えば、非消耗品のホスティングサービス)をデベロッパに提供する場合があります。Appleは、デベロッパによるIn-App Purchase APIの使用を通じて、エンドユーザーが注文したいかなるコンテンツ、機能、サービス、またはサブスクリプションについても、提供またはロック解除する義務を負わないものとします。デベロッパは、デベロッパのアプリケーションのエンドユーザーに対し、Appleではなくデベロッパによって、当該アイテムが利用可能にされること、および、デベロッパのみが、In-App Purchase APIの使用を通じて注文された当該アイテムおよびデベロッパのアプリケーションにおけるIn-App Purchase APIの当該使用またはこれに関連するサービスのあらゆる使用について、単独の責任を負うことを認め、これに同意するものとします。

6. **アプリケーション内での購入におけるデジタル証明書の使用。**エンドユーザーがデベロッパのアプリケーションにおいて、In-App Purchase APIを通じた取引を完了した場合、Appleは、デベロッパに対し、Apple証明書により署名された取引領収書を提供します。ドキュメントで定められている通り、デベロッパは、当該証明書および領収書がAppleにより発行されたことの検証を、自身の責任で行うものとします。デベロッパは、当該証明書および領収書を信頼するというデベロッパの判断について、単独で責任を負うものとします。In-App Purchase APIに関する当該証明書および領収書のデベロッパによる使用または信頼については、デベロッパが単独で責任を負うものとします。Appleは、明示または黙示を問わず、当該Apple証明書および領収書に関する商品性、特定目的への適合性、正確性、信頼性、安全性、または第三者の権利の非侵害性について、一切保証または表明しません。デベロッパは、ドキュメントに従ってのみ当該領収書および証明書を使用すること、および、一切の偽造またはその他の不正使用を含め(これらに限定されません)、当該デジタル証明書または領収書の正常な運用の妨害または改ざんをしないことに同意するものとします。

7. **追加免責**。Appleは、In-App Purchase APIおよびあらゆるサービスの使用から生じるいかなる損害または損失についても、一切責任を負わないものとします。これには、(I)あらゆる逸失利益(直接または間接を問わない)、のれんもしくはビジネスの評判に対する損失、データの喪失、またはその他の無形的損失、(II)AppleがIn-App Purchase APIもしくはあらゆるサービスに加えた一切の変更、またはIn-App Purchase APIもしくはそれに付随するサービス(もしくはサービス内のあらゆる機能)の提供の、永久的もしくは一時的な停止、(III)デベロッパによるIn-App Purchase APIまたはサービスの使用によって送受信されるあらゆるデータの削除、破損、または提供不能性を含みますが、これらに限定されません。デベロッパは、デベロッパがAppleに対してホスティングサービスのために提供する可能性がある非消耗品を含め(これに限定されません)、あらゆるデベロッパの情報、およびデータについて、適切な代替バックアップを保持することに責任を負います。

8. **補償**。本契約に定めるAppleのその他の権利を制限することなく、デベロッパは、各Apple被補償当事者に対して、デベロッパがIn-App Purchase APIの使用を通じて提供するコンテンツ、機能、またはサービスが、デジタルの商品やサービス(コンテンツを含みます)の広告または売込みに関連する法律を含むがこれに限定されない、適用される法律に準拠していない旨の請求に起因または関連して発生し、当該Apple被補償当事者が負担した一切の本件損失について、補償し、保護することに同意するものとします。

付属書3

（本契約に対する）

Game Centerサービスに関する付加条件

以下に定める条件は、本契約の規定に追加され、かつ、デベロッパまたはデベロッパのアプリケーションでGame Centerサービスを利用する場合に適用されます。

1. Game Centerサービスの使用

1.1 デベロッパおよびデベロッパのアプリケーションは、Appleが明示的に許諾した場合を除き、Game Centerサービスに接続することまたはGame Centerサービスを使用することはできません。デベロッパは、本契約（本付属書3を含みます）、Game Centerドキュメント、およびすべての適用法令を遵守してのみ、Game Centerサービスを使用することに同意するものとします。デベロッパは、デベロッパの本契約の期間満了後または解除後は、デベロッパまたはデベロッパのアプリケーションのいずれもが、Game Centerサービスにアクセスすることまたはは Game Centerサービスを使用することはできないことを理解するものとします。

1.2 Appleは、デベロッパに対して、Game Centerサービスの一部として、エンドユーザーのエイリアスと関連する独自の識別子（以下「プレーヤーID」といいます）を提供する場合があります。デベロッパは、エンドユーザーまたは第三者に対して、プレーヤーIDを表示しないことに同意するものとし、かつ、プレーヤーIDを、デベロッパによるGame Centerの使用に関してエンドユーザーを区別するためのみに使用することに同意するものとします。デベロッパは、本契約において明示的に許可される範囲内を除き、Game Centerサービスにより提供されるプレーヤーID、エイリアス、またはその他のデータもしくは情報について、リバースルックアップ、トレース、リレーション、アソシエーション、マイニング、ハーベスティング、またはその他の方法で悪用しないことに同意するものとします。例えば、デベロッパは、エンドユーザーの身元の特定を試みないものとします。

1.3 デベロッパは、Game Centerサービスにより提供された情報を、デベロッパのアプリケーションのサービスおよび機能を提供するために必要な限度でのみ使用するものとします。例えば、デベロッパは、当該情報を第三者のサービスに対してホストまたは書き出しを行わないものとします。また、デベロッパは、デベロッパのアプリケーションのサービスおよび機能を提供するために必要な場合を除き、Game Centerサービスを通じて取得したいかなるユーザー情報またはデータ（個別のものか統計的なものかは問わず）も、第三者に送信またはコピーせず、それを行う場合にはユーザーの明示の承諾があり、さらに、本契約上禁止されていない時に限ることに同意するものとします。

1.4 デベロッパは、Appleが明示的に許諾していない方法で、Game Centerサービスから情報を入手することを含め（これらに限定されません）、Game Centerサービス（またはその一部）の不正使用または不正アクセスをすること、または他者にかかる不正使用または不正アクセスさせることを試みないものとします。例えば、デベロッパは、Game Centerに接続されたシステムまたはネットワークから通信プロトコルを傍受するためにパケットスニファーを使用したり、Game Centerからデータまたはユーザー情報のスクレイピングをしたり、またはGame Centerを通じてプレーヤー、ゲームデータ、アカウント、もしくはサービス使用パターンに関する情報を収集するために第三者のソフトウェアを使用したりしないものとします。

2. 付加制限

2.1 デベロッパは、Appleのネットワークやサーバ、もしくはGame Centerサービスに接続された第三者のサーバやネットワークを阻害もしくは干渉しないこと、または、ほかの開発者またはエンドユーザーによるGame Centerの使用に対するその他の妨害をしないことに同意するものとします。デベロッパは、テストまたは開発目的を除き、例えば、デベロッパのアプリケーションについて不正なコードを使用して過度の高スコアを作成したり、ユーザーアカウント数を改ざんしたりすること等、エンドユーザーによるGame Centerサービスの使用を妨害する方法で、デベロッパまたはデベロッパのアプリケーションに関する情報について虚偽の表示をするために、Game Centerサービスの使用を通じて虚偽のアカウントを作成したり、Game Centerサービスのその他の使用をしたりしないことに同意するものとします。

2.2 デベロッパは、DoS（Denial of Service）攻撃を通じて、スパイダー、スクリプト、ボットなどの自動化プロセスまたはサービスの使用を通じて、またはGame Centerサービスもしくはappleソフトウェアのバグの利用を通じてなど、Game Centerの妨害を発生させ、支援し、可能にしてはならないものとします。デベロッパは、Game Centerサービスの脆弱性について調査、テスト、または走査してはならないことに同意するものとします。また、デベロッパは、Game Centerサービスに組み込まれている、またはGame Centerサービスで使用されている、データ保護、セキュリティ、検証または認証メカニズムに対して、無効化、なりすまし、ハッキング、弱体化、またはその他の妨害行為を行わないこと、および他人がそれを行えるようにしないことに同意するものとします。

2.3 デベロッパは、Game CenterやAppleブランド製品の正常な運用を、阻害、中断、もしくは制限する可能性のあるウイルスもしくはその他のコンピュータコード、ファイル、またはプログラムを含むマテリアルを送信、保存、またはその他利用可能にしてはならないものとします。

2.4 デベロッパは、エンドユーザーに対して、承諾されていない、不適切な、もしくは不適当なメッセージを送信するために、または、Game Centerユーザーのポーチング、フィッシング、もしくはスパム目的で、Game Centerサービスのいかなる部分も使用しないことに同意するものとします。デベロッパは、デベロッパがGame Centerサービスの利用を通じて取得した情報を使用して、Game Centerのユーザーをその他のサービスに迂回させない（または迂回を試みない）ものとします。

2.5 デベロッパは、Game Centerサービスへのアクセス、または、Game Centerサービスにおけるデータもしくは情報について、エンドユーザーに対して、一切料金を請求することはできません。

2.6 Appleがデベロッパに対して、App Store Connect経由でデベロッパのアプリケーションのために特定のGame Centerの特性および機能性を管理することを許可する範囲内において（例えば、不正ユーザーを阻止し、またはデベロッパのアプリケーションのリーダーボードから不審なリーダーボードスコアを削除する機能など）、デベロッパは、そのような不正ユーザーまたは不審なスコアが、誤解を与える行為、不正な行為、不適切な行為、違法な行為、または不誠実な行為の結果であるとデベロッパが合理的に判断した場合にのみ、かかるGame Centerの特性および機能性の管理を行うことに同意するものとします。

3. **デベロッパの承諾。**デベロッパは以下の事項を認め、同意するものとします。

3.1 Appleは、いつでも、適宜、デベロッパへの事前通知の有無に関わらず、(a)Game Centerサービスを改変すること(あらゆる特性や機能性を変更または削除することを含みます)、または、(b)Game Center APIまたは関連するAPIを修正すること、サポートを終了すること、再発行すること、または再版することができるものとします。デベロッパは、かかる変更により、デベロッパのアプリケーションを、デベロッパ自身の費用で、修正またはアップデートしなければならなくなる場合があることについて理解するものとします。Appleは、Game Centerサービスについて、提供または提供を継続する明示または黙示の義務を負わず、いつでもこれらの全部または一部を停止または中止することができるものとします。Appleは、Game CenterサービスもしくはGame Center APIの停止、中止、または改変に起因もしくは関連して、デベロッパもしくはその他の者が被る一切の損失、損害、または費用について、種類の如何を問わず、一切責任を負わないものとします。

3.2 Appleは、デベロッパに対して、Game Centerサービスの可用性または稼働時間に対していかなる保証も行わないものとします。かつ、Appleは、当該サービスのいかなるメンテナンス、テクニカルサポート、またはその他のサポートも提供する義務を負いません。Appleは、いつでも、その自由裁量により、デベロッパのGame Centerサービスへのアクセス権を削除する権利を留保します。Appleは、AppleがGame Centerサービスおよびその他のApple製品またはサービスを改善するため、ならびにデベロッパが本契約を遵守しているかを確認するため、デベロッパによるGame Centerサービスの使用について、情報(技術情報および診断情報を含みますがこれらに限定されません)をモニターおよび収集できるものとします。

4. **追加免責。**Appleは、Game Centerの中断、またはシステム障害、ネットワーク攻撃、計画的もしくは計画外のメンテナンス、もしくはその他の中断に起因する損害もしくは損失について、一切責任を負わないものとします。

付属書4

（本契約に対する）

iCloudの使用に関する付加条件

以下に定める条件は、本契約の規定に追加され、かつ、デベロッパのアプリケーションまたはウェブソフトウェアに関するソフトウェアの開発およびテストのための、デベロッパによるiCloudサービスの利用に適用されます。

1. iCloudの使用

1.1 デベロッパのアプリケーションおよび／またはウェブソフトウェアは、Appleがデベロッパに権限を付与した場合にのみ、iCloudサービスにアクセスすることができます。デベロッパは、iCloud Storage API、CloudKit API、またはプログラムの一環として提供されるCloudKitコンソール経由を除き、iCloudサービス、または当該サービスに含まれるあらゆるコンテンツ、データ、もしくは情報にアクセスしないことについて同意するものとします。デベロッパは、デベロッパの権限をいかなる第三者とも共有せず、Appleが明示的に許諾した目的以外に使用しないことについて同意するものとします。デベロッパは、本契約およびiCloudドキュメントで明示的に許可された通りにのみ、かつ、適用のあるあらゆる法令および規制を遵守して、iCloudサービス、iCloud Storage API、およびCloudKit APIを使用することに同意するものとします。さらに、Appleがその自由裁量で判断するところにより、かかるウェブソフトウェアにおけるデベロッパによるiCloudサービスの使用が、対応するライセンスアプリケーションにおけるデベロッパの使用と同等である限りにおいてのみ（例えば、ライセンスアプリケーションで検索またはアップデートされた同じタイプのデータを保存するため）、デベロッパのウェブソフトウェアは、iCloudサービスへのアクセスおよび使用を許可されるものとします。Appleサービスが、理由の如何を問わず、ほかのコンテナへのデータの転送のために、iCloudにおけるストレージコンテナのデベロッパへの割り当て分を超えて、デベロッパが使用することを許可する場合に、デベロッパは、かかる機能を実行するために合理的に限定的な期間のみ、かかる追加のコンテナを使用し、かつ、ストレージおよびトランザクションの割り当て分を増加させないことについて、同意するものとします。

1.2 デベロッパは、デベロッパの契約の期間満了または解除後は、デベロッパがソフトウェアの開発またはテストのためにiCloudサービスにアクセスまたは使用することを許諾されていないことを理解するものとします。ただし、デベロッパのアプリケーションまたはウェブソフトウェアをインストールし、かつ、iCloudを使用するために有効なAppleのエンドユーザーアカウントを有するエンドユーザーは、適用のあるiCloud利用規約および本条件に従い、当該ユーザーが作成したドキュメント、プライベートコンテナ、およびデベロッパがiCloud Storage APIまたはCloudKit API経由でかかるエンドユーザーのアカウントに保存することを選択したファイルへのアクセスを継続することができます。デベロッパは、エンドユーザーのiCloudへのアクセス（または当該エンドユーザー自身が作成したドキュメント、プライベートコンテナ、およびファイルへのアクセス）を阻害しないこと、また、方法の如何を問わず、常に、その他エンドユーザーのiCloudの使用を妨害しないことについて同意するものとします。デベロッパがCloudKit API経由でパブリックコンテナに保存したデータについて（デベロッパまたはエンドユーザーのいずれが作成したかを問わず）、Appleは、デベロッパの本契約の期間満了もしくは解除時、またはその他AppleがCloudKitコンソール内で指定する場合に、かかるデータの全部もしくは一部へのアクセスを停止し、またはかかるデータの全部もしくは一部を削除する権利を留保します。

1.3 デベロッパのアプリケーションは、デベロッパのアプリケーションおよびウェブソフトウェアのキー値データ（例えば、ファイナンスアプリ内の株式のリスト、特定のアプリの設定など）の保存および取得、ならびに、デベロッパのエンドユーザーがiCloudサービスを通じてユーザーが作成したドキュメントおよびファイルにアクセスできるようにする目的でのみ、iCloud Storage APIの使用を許されるものとします。デベロッパのアプリケーションまたはウェブソフトウェアは、iCloudドキュメントに従い、デベロッパがパブリックコンテナまたはプライベートコンテナに保存することを選択した構造化データの保存、取得、およびクエリを行うために、CloudKit APIを使用することを許可されます。デベロッパは、iCloud Storage APIまたはCloudKit API経由で、デベロッパのアプリケーションがiCloud利用規約、またはデベロッパのアプリケーションに関するプログラム要件に違反することになるいかなるコンテンツまたはマテリアルもかかる違反について認識がありながら保存しないことについて同意するものとします（例えば、デベロッパのアプリケーションは、違法または権利を侵害するマテリアルを保存してはなりません）。

1.4 デベロッパは、デベロッパのアプリケーションの使用を通じてiCloudから、またはウェブソフトウェアから、ユーザーがユーザー自身が作成したドキュメントおよびファイルにアクセスすることを認めることができるものとします。ただし、デベロッパは、同一タイトルの異なるバージョン間で当該データを共有する場合でない限り、またはデベロッパがユーザーの同意を得た場合でない限り、デベロッパのアプリケーションのキー値データを、ほかのアプリケーションまたはウェブソフトウェアと共有することはできません。

1.5 デベロッパは、デベロッパがCloudKit APIおよびiCloud Storage APIの使用を通じてiCloudに保存した、あらゆるコンテンツおよびマテリアルに関する責任を負い、かつ、デベロッパがiCloudサービスを通じて保存した情報を保護するため、合理的かつ適切な措置を講じなければならないものとします。エンドユーザーがiCloud Storage APIまたはCloudKit APIの使用を通じてデベロッパのアプリケーションに保存したコンテンツおよびマテリアル（例えば、ユーザー作成のドキュメント、パブリックコンテナへのエンドユーザーによる掲載など）に関する第三者の請求について、デベロッパは、デジタルミレニアム著作権法（DMCA）に従って送信された通知をデベロッパが遵守していることを含み（ただしこれらに限定されません）、一切のかかる請求について適切に対処し、かつ、速やかに処理を進める責任を負うことに同意するものとします。

1.6 デベロッパが欧州連合（EU）に拠点を置く組織としてApple Developer Programに登録している場合は、Regulation（EU）2023/2854に関連するCloudKitの追加条項がhttps://developer.apple.com/download/files/EU-Data-Act-Terms-CloudKit.pdfに記載されています。

2. 付加条件

2.1 デベロッパは、デベロッパおよびデベロッパのエンドユーザーの双方にとって、iCloudサービスのストレージの容量、トランスミッション、およびトランザクションに上限があることを理解するものとします。デベロッパまたはデベロッパのエンドユーザーがかかる上限に達した場合、デベロッパまたはデベロッパのエンドユーザーは、デベロッパまたはデベロッパのエンドユーザーが、かかる容量制限に適合するように、iCloudサービスから十分なデータを削除する、ストレージの容量を増加する、またはその他デベロッパによるiCloudの利用を修正するまで、iCloudサービスを利用できないことがあり、かつ、この間、iCloudからデータのアクセスまたは検索ができないことがあります。

2.2 デベロッパは、デベロッパのアプリケーションまたはウェブソフトウェアを通じたiCloudサービスへのアクセスまたは利用について、ユーザーにいかなる料金も請求してはならず、かつ、デベロッパは、方法の如何を問わず、当該サービスの一部の再販売を含む（ただしこれに限定されません）、iCloudサービスへのアクセス権を販売しないことについて同意するものとします。デベロッパは、（かかるエンドユーザーがiCloudアカウントを有しているか否かに関わらず）エンドユーザーがアクセスできるようにパブリックコンテナにデータを保存する目的でCloudKit APIを使用することを除き、Appleの有効なエンドユーザーiCloudアカウントを有するエンドユーザーにストレージを提供するために、かつ、当該ユーザーアカウントの利用規約に従って使用するためにのみ、デベロッパのアプリケーションまたはウェブソフトウェアで、iCloudサービスを使用するものとします。デベロッパは、エンドユーザーによる、適用のあるAppleとのiCloudサービス契約の条項に対する違反、またはiCloudサービスに保存されたデータもしくは情報の利用に関する一切のAppleのポリシーに対する違反を引き起こさないようにするものとします。

2.3 デベロッパは、全体的なネットワークの容量またはiCloudサービスの帯域幅を過度に使用してはならず、その他不合理なサイズのデータの読み込みまたはクエリを行って、当該サービスに負荷をかけてはならないものとします。デベロッパは、Appleのネットワークもしくはサーバ、またはiCloudに接続された第三者のサーバもしくはネットワークに悪影響または害を与えないこと、または、ほかの開発者やユーザーによるiCloudサービスの使用を妨害しないことについて同意するものとします。

2.4 デベロッパは、AppleがiCloudサービスのエンドユーザーに提供する警告、システム設定、お知らせ、または通知を無効にしたり、阻害したりしないものとします。

3. デベロッパの承諾

デベロッパは以下の事項を認め、同意するものとします。

3.1 Appleは、いつでも、デベロッパへの事前通知の有無に関わらず、(a) iCloud Storage APIまたはCloudKit APIを改変すること（あらゆる特性や機能性を変更または削除することを含みます）、または、(b) かかるAPIを修正すること、サポートを終了すること、再発行すること、または再版することができるものとします。デベロッパは、かかる変更により、デベロッパのアプリケーションまたはウェブソフトウェアを、デベロッパ自身の費用で、修正またはアップデートしなければならなくなる場合があることについて理解するものとします。Appleは、iCloudサービスについて、提供または提供を継続する明示または黙示の義務を負わず、いつでもこれらの全部または一部を停止または中止することができるものとします。Appleは、iCloudサービス、iCloud Storage API、もしくはCloudKit APIのサービスの停止、中止、または改変に起因または関連して、デベロッパまたはその他の者が被る一切の損失、損害または費用について、種類の如何を問わず、一切責任を負わないものとします。

3.2 iCloudサービスは、すべての言語、または国もしくは地域で利用できるわけではなく、Appleは、かかるサービスが、特定の地域での利用に適していることや利用可能であることについて、いかなる表明もしないものとします。iCloud Storage APIまたはCloudKit APIを通じてデベロッパのアプリケーションまたはウェブソフトウェアでiCloudサービスへのアクセス権を提供することをデベロッパが選択する限りにおいて（例えば、パブリックコンテナまたはプライベートコンテナにデータを保存する場合）、デベロッパは、自身の判断でそれを行うものとし、適用されるあらゆる法令を遵守する責任を負うものとします。

3.3 Appleは、デベロッパに対して、iCloudサービスの可用性または稼働時間に対していかなる保証も行わないものとします。かつ、Appleは、iCloudサービスのいかなるメンテナンス、テクニカルサポート、またはその他のサポートも提供する義務を負いません。Appleは、iCloudサービスに対してデベロッパが行った支出、投資、もしくはコミットメント、または、iCloudサービスの使用もしくはアクセスについて、一切責任を負わないものとします。

3.4 Appleは、いつでも、その自由裁量により、デベロッパのiCloudサービスへのアクセス権を停止または削除する権利、またはデベロッパによるiCloudサービスの使用を制限する権利を留保します。さらに、Appleは、いつでも、その自由裁量により、iCloudサービスを通じてデベロッパのアプリケーションまたはウェブソフトウェアが送受信するトランザクションに制限を課すもしくは調整を加える、または、それらが使用するリソースまたは容量を設定または調整することがあります。

3.5 Appleは、AppleがiCloudサービスおよびその他のApple製品またはサービスを改善することを支援するために、iCloud Storage API、CloudKit API、またはCloudKitコンソールを通じて、iCloudサービスの使用について、情報（技術情報および診断情報を含みますがこれらに限定されません）をモニターおよび収集することがあります。ただし、Appleは、法規制上の手続きまたは要件を遵守するために、当該アクセス、使用、保存、もしくは開示が合理的に必要であると誠実に判断した場合を除き、または、その他iCloud Storage API経由でエンドユーザーのiCloudアカウントに、もしくはCloudKit API経由でエンドユーザーのプライベートコンテナに保存されたデータに関してエンドユーザーが要求した場合を除き、CloudKitを通じてプライベートコンテナに保存されたあらゆるエンドユーザーデータ、CloudKitを通じてパブリックコンテナに保存されたあらゆるアプリケーションデータ、または、iCloud Storage APIおよびiCloudサービスを使用して保存されたユーザーが作成したあらゆるドキュメント、ファイル、もしくはキー値データへのアクセスまたは開示をすることはないものとします。

3.6 さらに、デベロッパが、iCloud Storage APIまたはCloudKit APIの使用を通じて、iCloudサービス内に、個人に関連する個人情報、または個人を特定できる情報（以下「個人データ」と総称します）を保存する限りにおいて、デベロッパは、Apple（および本第3.6条の目的に該当するすべてのApple子会社）が、当該個人データの処理、保存、および取り扱いに関して、デベロッパの代理人として行為することに同意するものとします。Appleは、かかる個人データを処理する権限を持つ任意の個人が、（条項を通じて、または該当する法定義務のもとで）守秘義務の履行に同意していることを保証することに同意するものとします。Appleは、デベロッパによるiCloudサービスの使用の結果のみを理由として、かかる個人データに関していかなる権利、権限、または権益を有することもありません。デベロッパは、デベロッパのみが、iCloudサービスを通じたデータおよび情報の使用または収集に関して、プライバシーおよびデータ保護に関する法令を含む、すべての適用法令の遵守について単独で責任を負うことに同意するものとします。また、デベロッパは、個人データおよび個人データに関する行為のモニター、不適切なデータおよび行為の防止、およびそれらへの対応、データの削除や当該データを入手可能にするアクセス権の削除および解除などを含む（ただしそれらに限定されません）、かかる個人データに関連するあらゆる行為について責任を負うものとします。また、デベロッパは、デベロッパのスタッフによるかかる個人データの保護および当該データへのアクセス制限、ならびにデベロッパのためにiCloudサービスを使用するためのアクセスを許可されたデベロッパのスタッフの行為について責任を負うものとします。デベロッパおよびデベロッパのユーザーがiCloudサービスを通じてAppleに提供した個人データは、iCloudサービスを提供し改善するために必要な場合にのみ、そしてデベロッパのために以下の行為を行うためにのみ、Appleが使用できるものとします。Appleは以下を行うものとします。

(a)本契約に規定されたデベロッパの指示および許可、ならびに適用される法律、規則、協定、または条約に従ってのみ、そうした個人データを使用し、取り扱います。EEAおよびスイスにおいては、別途EUまたは加盟国の法律で要請されていない限り、個人データは、本契約に規定されたデベロッパの指示および許可に従ってのみ、Appleによって取り扱われ、別途EUまたは加盟国の法律で要請されている場合には、Appleはそうした特定の法的要件についてデベロッパに通知します(法律によりAppleが通知することを禁止されている限定的な場合は除きます)。
(b)デベロッパに対して、適用される法律で定義された、ユーザーアクセス、削除、または制限のリクエストを管理するための合理的な方法を提供します。デベロッパによるiCloudサービスの誠実な使用に起因した、データ保護規制当局またはかかる個人データに関する類似の規制当局によるデベロッパの調査があった場合、Appleはデベロッパに対し、合理的な援助およびサポートを提供します。
(c)Appleが、Appleサービスへの不正なアクセスの結果、デベロッパの個人データの変更、削除、または紛失が発生していることを認識した場合、過度に遅延することなく、かつデベロッパに適用され、特定の期間内に通知することを義務付ける法的要件に従い、Appleが選択した合理的な方法で、デベロッパに通知を行います。デベロッパは、本契約の条項に従い、かかる通知のために、最新の連絡先情報をAppleに提供する責任を有します。
(d)Regulation(EU)2016/679 of the European Parliament and of the Council of 27 April 2016(GDPR:EU一般データ保護規則)第28条に規定されたコンプライアンス義務を果たすために必要な、そしてかかる規定で要請された監査を可能とし、それに貢献するための情報を、デベロッパが利用できるようにします。ただし、デベロッパは、AppleのISO 27001および27018認証は、そうした要請される監査のために十分なものであるとみなされることに同意するものとします。
(e)GDPRの第33条から36条に規定されたコンプライアンス要件を確実に遵守するため、Appleが選択した合理的な方法により、デベロッパを支援します。デベロッパがiCloudサービスに保存した情報に関する第三者からの要請をAppleが受領した場合、別途法律でまたは当該要請の条件で要請されている場合を除き、Appleはそうした要請の受領についてデベロッパに通知し、要請者に対して、当該要請をデベロッパに対して行うように伝えます。法律や当該要請で別途要請されている場合を除き、デベロッパはそうした要請に対応する責任を負うものとします。
(f)個人データの送信、処理、および保存を行う間、個人データを保護するため、業界標準の方法を使用します。暗号化された個人データの地理的な保存場所は、Appleの裁量で決定されます。
(g)本契約の文脈で生じる個人データがEEAまたはスイスから送信される場合、当該個人データは十分な保護水準が確保されている第三国にのみ送信されるか、またはモデル契約条項/スイス越境データフロー契約を使用して送信されるようにします。個人データが送信されているとデベロッパが考える場合、デベロッパの要求に応じてモデル契約条項/スイス越境データフロー契約が提供されます。

3.7 iCloud Extended Share Access APIを使用するには、デベロッパのアプリケーションが(a)エンドユーザーに表示される複数ユーザー間の共同共有機能を備えていること、および(b)CloudKit APIを使用して、アプリケーション内で共有機能向けの独自のユーザーインターフェイスを有効化し、その共有からiCloud Extended Share Access APIにより取得したエンドユーザーの情報を共有参加者が閲覧できるようにすることが必要です。デベロッパおよびデベロッパのアプリケーションは、共有参加者に一時的に表示するためにのみ、エンドユーザーの情報を使用することができます。デベロッパおよびデベロッパのアプリケーションは、エンドユーザーの情報を保存することはできません。

4. **追加免責**。Appleおよびそのサービスプロバイダは、iCloud、iCloud Storage API、CloudKit APIの使用、不正使用、依存、使用不能、中断、一時停止、解除に起因するいかなる損害または損失、もしくはデベロッパまたはエンドユーザーのデータの不正アクセス、改ざん、削除、破損、損害、損失、または保存の失敗、もしくはデベロッパのエンドユーザーによるそれらの使用に起因するいかなる請求(デベロッパによる本契約に反するデータ処理、不適切または不正なデータ保存もしくは取り扱いに関するあらゆる請求を含む)についても、一切責任を負わないものとします。

付属書5

（本契約に対する）

パスに関する付加条件

以下に定める条件は、本契約の規定に追加され、かつ、デベロッパによるパスの開発および配布に適用されます。

1. Pass Type IDの使用および制限

デベロッパは、ウォレットで使用するデベロッパのパスにデジタル署名する目的で、および／またはデベロッパのパスとのAPNサービスに使用する目的でのみ、Pass Type IDを使用することができるものとします。デベロッパは、以下の**第2条**に従って、Pass Type IDをデベロッパ自身の商標またはブランドの下で配布する場合、またはデベロッパがデベロッパのパス内で第三者の商標またはブランドに言及する際（特定の商品のストアクーポンなど）に必要な権利を有することを表明および保証する場合に限り、デベロッパのパスに組み込まれているPass Type IDを配布することができます。デベロッパは、デベロッパのPass Type IDを第三者と共有せず、第三者に提供または転送しないこと（サービスプロバイダに対する、本契約で許可する限定的な範囲を除く）、または第三者のパスの署名にデベロッパのPass Type IDを利用しないことについて、同意するものとします。

2. パスの配布、マーケティングの許諾

2.1 本契約の規定の遵守を条件として、デベロッパは、エンドユーザーに対し、ウェブ、Eメール、またはアプリケーションにより、デベロッパのパスを配布することができます。デベロッパは、パスが、当該ユーザーによって、ウォレットに読み込まれる前に承諾されなければならないこと、および、当該ユーザーが、パスを、いつでも削除または転送できることを理解するものとします。

2.2 デベロッパは、この方法でデベロッパのパスを配布することで、Appleに対し、デベロッパのパスがその時点で有効な「ドキュメントおよびプログラム要件」および本付属書5の条項に準拠していることについて、表明および保証したものとみなされます。Appleは、かかる方法でデベロッパのパスを配布した結果、デベロッパに生じ得るあらゆる費用、経費、損害、損失（事業機会の喪失または逸失利益を含みますがこれらに限りません）、またはその他の責務について、一切責任を負わないものとします。

2.3 デベロッパは、氏名および住所、ならびにエンドユーザーからのデベロッパのパスに関する質問、苦情、または申し立てについての問い合わせ先となる連絡先情報（電話番号、Eメールアドレス）をパスに記載することについて、同意するものとします。デベロッパは、デベロッパの裁量により、デベロッパのパスに、関連するいずれかのエンドユーザー利用規約を添付する、またはその他の形で含めることについて、一切の責任を負うものとします。Appleは、デベロッパのエンドユーザー利用規約に関するいかなる違反についても、一切責任を負いません。デベロッパは、デベロッパのパスのあらゆるユーザー支援、保証、およびサポートについて、単独で責任を負うものとします。デベロッパは、エンドユーザーに対し、ウォレットを利用してデベロッパのパスにアクセスすることについて、いかなる料金も請求することはできません。

2.4 本契約で許諾する通り、デベロッパのパスを配布することにより、デベロッパは、デベロッパがプロモーション目的で使用する権利を有さず、かつ、デベロッパがAppleに対して書面で特定した部分を除き、Appleが、マーケティングマテリアルおよびギフトカードにおけるプロモーションのため、(i)デベロッパのパスのスクリーンショット、(ii)デベロッパのパスに関する商標およびロゴ、ならびに(iii)パス情報を使用することについて、許諾するものとします。また、デベロッパは、Appleの合理的な要求に応じて、Appleに対して、マーケティングマテリアルやギフトカードにおけるプロモーションのため、Appleに提供する可能性のある画像やその他の資料をAppleが使用することを許諾するものとします。

3. パスの付加条件

3.1 Appleは、デベロッパに対し、デベロッパのパスの作成に使用するためのテンプレートを提供することがあります。デベロッパは、自身による使用に該当するテンプレートを選択すること(例えば、デベロッパは、搭乗券用テンプレートを映画観賞券用に使用しないこと)について、同意するものとします。デベロッパが自身のパスでテンプレートを有効にしてスマートなおすすめ情報を表示することを選択する場合、Appleがパス情報を使用して、そのパスと関連するウォレット内でエンドユーザーにおすすめ情報を提示できることに同意したことになり、これには、経路案内、天気、音楽に関連するおすすめ情報が含まれます。

3.2 パスは、ドキュメントに従って、Appleがパス用のコンテナ領域として指定したウォレット内、互換性のあるAppleブランド製品のロック画面上のウォレットを通じてのみ、運用および表示できます。

3.3 本契約**第3.3.3条(B)**の第1文に関わらず、デベロッパおよびデベロッパのパスは、ユーザーから事前に同意を取得した上で、ユーザーデータおよび／またはデバイスデータをデベロッパのアプリケーションと共有することができます。ただし、当該共有がパスおよび／またはアプリケーションの使用に直接関連するサービスまたは機能の提供を目的とする場合に限ります。デベロッパは、ユーザーのパスからのデータをターゲティング広告または広告に関する測定の目的でほかのユーザーデータまたはデバイスデータと関連付けたり、ユーザーのパスからのユーザーデータまたはデバイスデータをデータブローカーと共有したりしてはなりません。

3.4 デベロッパは、デベロッパのパスと共に埋込型近距離無線通信(NFC)技術を使用することを希望する場合、デベロッパのウェブポータルから、NFCをパスと共に使用するためのApple証明書を要請することができます。Appleは、デベロッパの要請を検討し、デベロッパに対し、かかるApple証明書の使用のために、別途契約を提供することがあります。Appleは、かかるApple証明書をデベロッパに提供しない権利を留保します。

4. デベロッパのパスを審査するAppleの権利、取り消し。デベロッパは、Appleが、本契約期間中、いつでも、デベロッパのエンドユーザーによる使用のためにデベロッパが配布しようとする、またはデベロッパのエンドユーザーがすでに使用しているパスを審査および承認または却下する権利を留保することについて理解し、それに同意するものとします。デベロッパは、Appleが要求する場合、Appleに対し、かかるパスをただちに提供することについて同意するものとします。デベロッパは、デベロッパのパスの特性、コンテンツ、サービス、もしくは機能性について、Appleによる審査から隠蔽しようとしたり、不正確に表示したり、誤解させようとしたり、不明瞭にしようとしたり、その他Appleが当該パスを包括的に審査することを妨げようとしたりしないことについて同意するものとします。さらに、デベロッパは、Appleに協力し、質問に答え、さらに当該パスに関してAppleが合理的に要求する情報および資料を提供することについて、同意するものとします。デベロッパは、Appleへの提出後、デベロッパのパスにいかなる変更を加えた場合に

も、Appleに対して通知し、かつ、Appleが要求する場合には、変更したパスをデベロッパのエンドユーザーに配布する前に、デベロッパのパスをAppleに再提出することについて、同意するものとします。Appleは、理由の如何を問わず、いつでも、その自由裁量で、たとえデベロッパのパスが「ドキュメントおよびプログラム要件」および本付属書5の規定に則ったものであっても、デベロッパのPass Type IDを取り消し、かつ、デベロッパのパスをデベロッパのエンドユーザーに配布することを拒否する権利を留保し、かつ、かかる場合、デベロッパは、かかるパスをデベロッパのエンドユーザーに配布できないことについて同意するものとします。

5.　　追加免責。Appleは、ウォレット、デベロッパのPass Type ID、デベロッパのパス、またはこれらに関連して提供されるあらゆるサービスの使用、配布、不正使用、依存、使用不能、中断、一時停止、解除に起因するいかなる損害または損失についても、一切責任を負いません。これには、ウォレットにおけるデベロッパのパスの喪失もしくは表示不能、またはエンドユーザーによるそれらの使用に起因するエンドユーザーのあらゆる請求が含まれますが、これらに限定されません。

付属書6

（本契約に対する）

Appleマップサービスの使用に関する付加条件

以下に定める条件は、本契約の規定に追加され、かつ、デベロッパのアプリケーション、ウェブサイト、またはウェブアプリケーションにおけるAppleマップサービスの使用に適用されます。本付属書6の目的において、「Appleマップサービス」には、Appleの製品またはサービスを介してAmap Software Co., Ltd.が中国のエンドユーザーに配布するマッピングサービスが含まれます。

1. マップサービスの使用

1.1 デベロッパのアプリケーションは、MapKit API、Apple Maps Server API、またはMapKit JS経由でのみAppleマップサービスにアクセスすることができ、デベロッパのウェブサイトまたはウェブアプリケーションは、MapKit JSもしくはApple Maps Server API経由でのみAppleマップサービスにアクセスすることができます。デベロッパは、該当する場合、MapKit API経由、Apple Maps Server API経由、またはMapKit JS経由以外によりAppleマップサービスまたはマップデータにアクセスしないことについて、同意するものとします。さらに、デベロッパは、デベロッパのアプリケーション、ウェブサイト、またはウェブアプリケーションにおけるAppleマップサービスの使用は、プログラム要件に準拠していなければならないことについて、同意するものとします。

1.2 デベロッパは、デベロッパのアプリケーション、ウェブサイト、またはウェブアプリケーションのためのサービスおよび機能の提供に必要な場合にのみ、Appleマップサービスおよびマップデータを使用するものとします。デベロッパは、Appleマップサービス、MapKit API、Apple Maps Server API、およびMapKit JSを、本契約（付属書6を含むがそれに限定されません）ならびにMapKit、Apple Maps Server API、およびMapKit JSのドキュメントで明示的に許可されている場合にのみ、すべての適用法令に従って使用することに同意するものとします。MapKit JSは、次の商用目的のためにApple以外のブランドのハードウェアで実行されるデベロッパのウェブサイトおよび／またはアプリケーション上で使用することはできません。車両管理（配車を含む）、資産管理、企業向け経路最適化。または、当該ウェブサイトおよび／またはアプリケーションの主な目的が自動車保険のリスク評価である場合も使用することはできません。

1.3 デベロッパは、デベロッパがAppleマップサービスから受け取る結果が、天候、道路状況および交通状況、地政学的な事象など、マップデータの正確性に影響し得る各種の状況により、実際の状況とは異なる可能性があることについて認め、これに同意するものとします。

2. 付加制限

2.1 デベロッパ、デベロッパのアプリケーション、ウェブサイト、またはウェブアプリケーションは、Apple、そのパートナー、またはそのライセンサーの著作権通知、商標、ロゴ、またはその他の所有権もしくは法的告知、Appleマップサービス内で表示されるかもしくはこれを通じて提供される文書もしくはハイパーリンクを削除してはならず、不明瞭にしてはならず、または改ざんしてはならないものとします。

2.2 デベロッパは、マップデータの全体やそのいかなる部分も一括ダウンロードまたはフィードを可能にする、もしくは許可する方法で、またはかかるデータのいかなる部分も抽出、スクレイピング、もしくは再利用する方法でも、Appleマップサービスを使用しないものとします。例えば、デベロッパまたはデベロッパのアプリケーションのいずれも、二次的または派生的データベースの一部として、マップデータのすべてまたはその一部を、使用したり利用可能にしたりすることはできません。

2.3 本契約で明示的に許可されている場合を除き、デベロッパは、方法の如何を問わずマップデータをコピー、改変、または翻訳したり、その二次的著作物を作成、公表、または公開したりしないことに同意するものとします。さらに、デベロッパは、ほかのマップサービスを改善または作成する目的で、Appleマップサービスにより提供されたデータを使用または比較してはならないものとします。デベロッパは、Appleマップサービスの使用またはアクセスを通じて、代替するまたは類似するサービスを作成しないことまたは作成を試みないことに同意するものとします。

2.4 デベロッパは、デベロッパのアプリケーション、ウェブサイト、またはウェブアプリケーションにおいて、本契約で許可された通りにマップデータを表示すること、および、マップデータをマップ上に表示する際は、Appleマップサービス経由で提供されたAppleマップ上にのみ表示することについて、同意するものとします。また、デベロッパは、対応するAppleマップ（Apple Mapsサービスが提供する）を表示することなく、デベロッパのアプリケーション、ウェブサイト、またはウェブアプリケーション内のマップデータを表出することはできません（例えば、デベロッパがAppleマップサービスを通じて住所の検索結果を表出する場合、デベロッパは住所の検索結果と共に、対応するマップを表示する必要があります）。

2.5 Appleにより書面で別途明示的に許可されない限り、マップデータは、(a)デベロッパが本付属書やMapKitもしくはMapKit JSドキュメントで許可された通りにAppleマップサービスを使用するため、および／または(b)デベロッパのアプリケーション、ウェブサイト、もしくはウェブアプリケーションで使用するAppleマップサービスのパフォーマンスを改善するために、一時的および限定的に必要な場合を除き、デベロッパまたはデベロッパのアプリケーション、ウェブサイト、もしくはウェブアプリケーションによってキャッシュ、プリフェッチ、または保存してはならず、キャッシュ、プリフェッチ、保存した際は、いかなる場合でも、使用後にそれらのマップデータを削除しなければならないものとします。

2.6 デベロッパは、エンドユーザーに対し、デベロッパのアプリケーション、ウェブサイト、またはウェブアプリケーションを通じたAppleマップサービスへのアクセスまたはその使用のみについて、いかなる料金も請求できず、かつ、デベロッパは、その他の方法によるAppleマップサービスへのアクセスを販売しないことに同意するものとします。

2.7 デベロッパは、Appleが、デベロッパによるAppleマップサービスの利用について制限を課すことができること（例えば、デベロッパのアプリケーションがMapKit APIもしくはApple Maps Server APIを通じて作成できる処理数を制限するなど）、またはAppleの自由裁量で、いつでも、デベロッパによるAppleマップサービス（もしくはその一部）へのアクセスを取り消す、もしくは削除することができることを認め、これらに同意するものとします。さらに、デベロッパは、デベロッパがAppleマップサービスから受け取る可能性がある結果が、道路または天候の状況など、マップデータの正確性に影響し得る変動要因により、実際の状況とは異なる場合があることを認め、これに同意するものとします。

3. **デベロッパの承諾。**デベロッパは以下の事項を認め、同意するものとします。

3.1 Appleは、いつでも、デベロッパへの事前の通知の有無に関わらず、(a)いずれかの機能や機能性の改変もしくは削除を含めて、Appleマップサービス、および／またはMapKit API、Apple Maps Server API、もしくはMapKit JSに変更を加えることができ、または(b)MapKit API、Apple Maps Server API、もしくはMapKit JSの改変、サービス終了、再発行、もしくは再公開ができるものとします。デベロッパは、かかる変更により、デベロッパのアプリケーション、ウェブサイト、またはウェブアプリケーションを、デベロッパ自身の費用で、修正またはアップデートしなければならなくなる場合があることについて理解するものとします。Appleは、Appleマップサービスについて、提供または提供を継続する明示または黙示の義務を負わず、いつでもこれらの全部または一部を停止または中止することができるものとします。Appleは、Appleマップサービス、MapKit API、Apple Maps Server API、MapKit JSの停止、中止、改変に起因または関連して、デベロッパもしくはその他の者が被る一切の損失、損害もしくは費用について、一切責任を負わないものとします。

3.2 Appleマップサービスは、すべての国、地域または言語で利用できるわけではなく、Appleは、かかるサービスが、特定の地域での利用に適していることや利用可能であることについて、いかなる表明もしないものとします。デベロッパは、デベロッパのアプリケーション、ウェブサイト、もしくはウェブアプリケーションにおいて、またはMapKit API、Apple Maps Server API、もしくはMapKit JSを通じてAppleマップサービスへのアクセスを提供することを選択する限りにおいて、自身の判断でかかる選択をするものとし、適用されるあらゆる法令を遵守する責任を負うものとします。

4. デベロッパのMapKitおよび／またはMapKit JSの実装を審査するAppleの権利。デベロッパは、Appleが、デベロッパのアプリケーション、ウェブサイト、またはウェブアプリケーションにおけるデベロッパによるMapKitおよび／またはMapKit JSの実装を、本契約期間中、いつでも、審査および承認、または拒否する権利を留保することを理解し、これに同意するものとします。デベロッパは、Appleから要求された場合、デベロッパのMapKitおよび／またはMapKit JSの実装に関する情報を速やかにAppleに提供することに同意するものとします。デベロッパは、Appleと協力し、質問に答え、そうした実装に関してAppleが合理的に要求する情報および資料を提供することについて、同意するものとします。Appleは、デベロッパによるMapKitおよび／またはMapKit JSの使用が「ドキュメントおよびプログラム要件」および本付属書の条項に則ったものであっても、デベロッパによるMapKitへのアクセスならびに／またはデベロッパのMapKit JSキーおよび類似の認証情報を、自由裁量でいつでも取り消す権利を留保します。例として、デベロッパのMapKitおよび／またはMapKit JSの実装によって、Appleマップサービスに過剰かつ過度な負荷がかかる場合、マップを表示する際にAppleマップのロゴまたは組み込みリンクが不明瞭になるか消去される場合、または攻撃的もしくは違法な該当するマップコンテンツと共にAppleマップサービスを使用する場合、Appleは前記の認証情報を取り消す可能性があります。

5. 追加免責。Apple、そのライセンサー、またはサービスプロバイダは、システム障害、ネットワーク攻撃、または計画的もしくは計画外のメンテナンスによる中断を含む、Appleマップサービスの使用、不正使用、依存、使用不能、中断、一時停止、解除に起因するいかなる損害または損失についても、一切責任を負いません。

付属書7

（本契約に対する）

Safari Extensionに関する付加条件

以下に定める条件は、本契約の規定に追加され、かつ、Apple証明書で署名されたSafari Extensionに適用されます。

1.1 Safari Extensionの要件

デベロッパは、Apple証明書で署名されたデベロッパのSafari Extensionの配布を希望する場合、かかるSafari Extensionに関する以下の要件を遵守することに同意するものとします（要件はAppleにより随時変更される可能性があります）。

- デベロッパのSafari Extensionには、マルウェア、悪意のあるもしくは有害なコード、またはその他の内部コンポーネント（例えば、コンピュータウイルス、トロイの木馬、「バックドア」）が含まれてはならず、Appleハードウェア、ソフトウェアもしくはサービス、または第三者のソフトウェア、ファームウェア、ハードウェア、データ、システム、サービス、またはネットワークに損害を与え、これらを破壊し、またはこれらに悪影響を及ぼすものが含まれてはならないこと。

- デベロッパのSafari Extensionは、ハラスメント、悪用、ストーキング、スパム、誤解を招く行為、詐欺行為、脅迫行為、またはその他の方法による他者の法的権利（プライバシーおよびパブリシティ権など）の侵害を目的として設計または販売してはならないこと。さらに、デベロッパは、ユーザーの明示の同意なくユーザーの行動（例えば、サイトの閲覧）を追跡するSafari Extensionを作成してはならないこと。

- デベロッパのSafari Extensionは、Safari Extension用の指定コンテナ領域内でのみ運用されなければならず、かつ、Appleが実装するシステムアラート、警告、表示パネル、同意パネルなどの無効化、オーバーライドまたはその他の干渉をしないこと。

- デベロッパのSafari Extensionは、単一の目的を有していなければならず、かつ、いかなるアップデートも、デベロッパのSafari Extensionの当該目的を変更するものであってはならないこと。デベロッパは、ユーザーに対し、デベロッパのSafari Extensionの特性および機能性を正確に伝え、かつ、かかる情報に従って行為をすることに同意すること。例えば、デベロッパは、明示の同意なく、Safari上でユーザーが従前選択したものとは異なる検索プロバイダにユーザーの検索をリダイレクトしてはなりません。さらに、デベロッパのSafari Extensionは、当該動作がユーザーに開示されていない限り、ウェブサイトでリンク（またはアフィリエイトリンク）をリダイレクトしてはならないこと。デベロッパは、デベロッパのSafari Extensionの特性または機能性（難読化コードを含むなど）を隠さないことに同意すること。

- デベロッパのSafari Extensionは、Safari Extensionとは異なる目的を有するアプリケーションとバンドルしてはならないこと。デベロッパのSafari Extensionは、ウェブサイトに広告を挿入するものであってはならず、かつ、ポップアップ広告を表示するものであってはならないこと。デベロッパは、デベロッパのSafari Extensionの有効化をスクリプト化または自動化してはならないこと、または、第三者がかかる行為をできるようにしてはならないこと。

- Safari Extensionは、Safari、macOS、iOS、iPadOS、visionOS、またはその他のAppleブランド製品のセキュリティ、ユーザーインターフェイス、ユーザー体験、機能、または機能性を妨げてはならないこと。

1.2　　コンプライアンス、証明書。デベロッパのSafari Extensionは、当該Safari Extensionが提供されるまたは利用可能となるすべての法域における法令および規則を含む、ドキュメントおよび適用されるすべての法令および規則を遵守しなければならないものとします。デベロッパは、Appleがその自由裁量により、いつでも、デベロッパのSafari Extensionの署名に用いられるApple証明書を取り消す可能性があることにつき理解するものとします。さらに、デベロッパは、デベロッパのSafari Extensionが、本**第1.1項**で定める要件に準拠していない場合、またはその他SafariもしくはAppleブランド製品のユーザーに悪影響を与える場合、AppleがデベロッパのSafari Extensionをブロックする（つまり、Safariユーザーにとって利用不能またはアクセス不能になる）可能性があることを認め、これに同意するものとします。

付属書8

（本契約に対する）

WeatherKit APIの利用に関する付加条件

以下に定める条件は、本契約の規定に追加され、かつ、デベロッパのアプリケーションまたは対象製品でApple天候データおよびWeatherKit APIを利用する場合に適用されます。

1. Apple天候データおよびWeatherKit APIの使用

1.1 デベロッパは、Apple天候データおよびWeatherKit APIを使用する際は、プログラム要件を遵守しなければならないことに同意するものとします。

1.2 デベロッパは、デベロッパのアプリケーションまたは対象製品を通じて元の形態で提示されるApple天候データへのアクセスまたは当該データの使用について、エンドユーザーに対して一切料金を請求することはできません。ただし、デベロッパは、付加価値サービスまたは製品については、エンドユーザーに対して料金を請求できます。付加価値サービスまたは製品とは、Apple天候データに由来し、いかなるエンドユーザーまたはその他の第三者もAppleから提供された元の形態のApple天候データ（全体か一部かを問いません）にアクセスしたり、当該データを発見、リバースエンジニアリング、またはその他の方法で確認もしくは使用したりすることができないように変換されている、デベロッパが開発したデータ、製品、および／またはサービスのことをいい、デベロッパのアプリケーションまたは対象製品を含みますが、これらに限定されません。デベロッパは、WeatherKit APIまたは元の形態のApple天候データに対し、サブライセンス権を付与することはできません。デベロッパは、内部目的で、または付加価値サービスもしくは製品を作成、制作、もしくはデベロッパのエンドユーザーに表示するために、Apple天候データを使用することができます。デベロッパのエンドユーザー使用許諾条項では、エンドユーザーまたはその他の第三者に対し、目的の如何を問わず、WeatherKit APIまたはApple天候データのリバースエンジニアリングを許可してはなりません。

1.3 WeatherKit APIを使用するアプリケーションまたは対象製品は、緊急目的または救命目的で設計または販売してはなりません。

1.4 デベロッパのアプリケーションまたは対象製品は、WeatherKit APIを通じてのみ、Apple天候データにアクセスできるものとします。デベロッパは、Apple天候データを表示する際は、すべての適用されるアトリビューション要件、およびプログラム要件に定めるその他のあらゆる仕様を遵守しなければならないことに同意するものとします。デベロッパは、方法の如何を問わず、天候アラートを改変、変更、改ざんしたり、不明瞭にしたりしてはなりません。

1.5 デベロッパは、Apple天候データもしくはその一部の一括ダウンロードもしくはフィードを可能にするもしくは許可する、またはApple天候データの一部を抽出もしくはスクレイプしようとするいかなる方法でも、WeatherKit APIを使用してはなりません。例えば、デベロッパ、デベロッパのアプリケーション、デベロッパの対象製品のいずれも、二次的または派生的データベースの一部として、Apple天候データのすべてまたはその一部を、使用したり利用可能にしたりすることはできません。

1.6 ドキュメントで別途明示的に許可されない限り、一時的かつ限定的にデベロッパのアプリケーションまたは対象製品におけるWeatherKit APIのパフォーマンスの改善のためにのみ行われる場合を除き、デベロッパ、デベロッパのアプリケーション、またはデベロッパの対象製品がApple天候データをキャッシュ、事前読み込み、または保存することはできません。

2. デベロッパの承諾

デベロッパは以下の事項を認め、同意するものとします。

2.1 WeatherKit APIは、すべての国または言語で利用できるわけではなく、Appleは、かかるAPIが、特定の地域での利用に適していることや利用可能であることについて、いかなる表明もしないものとします。デベロッパは、デベロッパのアプリケーションまたは対象製品においてWeatherKit APIを通じてApple天候データへのアクセスを提供することを選択する場合、自身の判断でその選択をするものとし、適用されるあらゆる法令を遵守する責任を負うものとします。デベロッパによるWeatherKit APIの使用についてはデベロッパが単独でその責任を負い、デベロッパは、紛争地域でのApple天候データの表示を含め、世界のどの場所であるかを問わず、自身がWeatherKit APIを使用したことに起因するあらゆる責任を負うものとします。

2.2 リアルタイム天候ガイダンスを目的としてWeatherKit APIを使用するアプリケーションまたは対象製品の場合、デベロッパは、下記の告知が含まれているエンドユーザー使用許諾契約を締結しなければなりません。このリアルタイム天候ガイダンスアプリケーションまたはウェブサイトを利用する場合は、ご自身の責任で利用してください。天候データは、正確でない可能性があります。Apple天候データは、信号の問題や地政学的な事象など、Apple天候データの正確性に影響し得る変動要因により、実際の状況とは異なる場合があります。

3. 遵守

3.1 デベロッパは、Appleから要求された場合、デベロッパによるWeatherKit APIの実装に関する情報を速やかにAppleに提供することに同意するものとします。Appleは、デベロッパが前記の要件を遵守していると判断するために、情報の提供を求めることがあります。

3.2 本契約に定めるAppleのその他の権利を一切制限することなく、Appleは、デベロッパが本契約の条項に違反したと特定した、またはそのように信じるに足る理由が存在する場合、その単独の裁量で措置を講じる権利を留保します。かかる措置には、デベロッパによるApple天候データおよびWeatherKit APIへのアクセスを制限、停止、または取り消すことが含まれる場合があります。

4. 追加免責。Apple、そのライセンサー、またはサービスプロバイダは、システム障害、ネットワーク攻撃、または計画的もしくは計画外のメンテナンスによる中断など、WeatherKit APIの使用、不正使用、依存、使用不能、中断、一時停止、終了に起因するいかなる損害または損失についても、一切責任を負わないものとします。

5. 補償。本契約に定めるAppleのその他の権利を制限することなく、デベロッパは、デベロッパによるWeatherKit APIの使用が現地の地図作成に関する法律またはその他の適用される法律に準拠していない旨の申し立てに起因または関連して発生し、当該Apple被補償当事者が被った一切の本件損失について、各Apple被補償当事者に対して、補償し、保護することに同意するものとします。

付属書9

（本契約に対する）

Apple Developerアプリケーションを通じて購入したサブスクリプションに関する付加条件

デベロッパは、Apple Developerアプリケーションを通じて、本プログラム料金を支払うことができ、本プログラムのメンバーとして、ほかのサブスクリプションを購入して使用することができます。本付属書9においてのみ、「Apple」とは以下のいずれかの会社のことをいいます。

- One Apple Park Way, Cupertino, Californiaに所在するApple Inc.（デベロッパが米国（プエルトリコを含む）に所在する場合）

- 120 Bremner Blvd., Suite 1600, Toronto ON M5J 0A8, Canadaに所在するApple Canada Inc.（デベロッパがカナダに所在する場合）

- 2811 Ponce de Leon Boulevard, Floor 12, Coral Gables, Florida 33134に所在するApple Services LATAM LLC（デベロッパがメキシコ、中南米、またはカリブ諸国もしくは領土内（プエルトリコを除く）に所在する場合）

- 〒106-6140 東京都港区六本木6丁目10番1号 六本木ヒルズに所在するiTunes株式会社（デベロッパが日本に所在する場合）

- Level 3, 20 Martin Place, Sydney NSW 2000, Australiaに所在するApple Pty Limited（デベロッパがオーストラリアまたはニュージーランド（領土または関連法域を含む）に所在する場合）

- Hollyhill Industrial Estate, Hollyhill, Cork, Republic of Irelandに所在するApple Distribution International Ltd.（デベロッパが前記以外の地域に所在する場合）

サブスクリプションは、デベロッパのアカウント所有者のアカウント設定で解約するまで、自動的に更新されます。請求は、更新日の24時間前以内に行われます。サブスクリプションの解約について詳しくは、https://support.apple.com/HT202039を参照してください。

Appleは、あらゆるサブスクリプション（税金を含みます）について、デベロッパのアカウント所有者が選択した支払い方法に請求します。デベロッパのアカウント所有者がその支払い方法をAppleウォレットにも追加している場合、Appleは、Apple Payを使用してAppleウォレットのその方法に請求することがあります。デベロッパのアカウント所有者は、自身のApple Accountに複数の支払い方法を関連付けることができます。デベロッパは、Appleが当該複数の支払い方法を保存してその方法に請求できることに同意するものとします。主要な支払い方法は、アカウント設定のお支払いに関するページの一番上に表示されます。

何らかの理由で主要な支払い方法に請求できない場合、デベロッパは、Appleが、アカウント設定の支払いに関するページに表示される、デベロッパのアカウント所有者のほかの有効な支払い方法に、上から下まで請求を試みることを許可するものとします。Appleがデベロッパのアカウント所有者に請求できない場合、デベロッパは未収金全額について引き続き責任を負うものとし、Appleは、再請求を試みるか、別の支払い方法を要求することがあります。これにより、請求発生日が変更される場合があります。法律で認められている通り、Appleは、支払い情報が決済ネットワークまたは金融機関から提供された場合、当該情報を自動的に更新することができます。

本プログラムのメンバーシップには、1か月あたり最大500,000回のWeatherKit API呼び出しが含まれます。デベロッパがWeatherKit API呼び出しのサブスクリプションを購入した場合、サブスクリプションの期間中、そのサブスクリプションに含まれるWeatherKit API呼び出しが、本プログラムのメンバーシップに含まれる呼び出しと置き換えられます。

本プログラムのメンバーは、Xcode Cloudのコンピュート時間を1か月あたり最大25時間使用する資格も有します。デベロッパがXcode Cloudのコンピュート時間のサブスクリプションを購入した場合、サブスクリプションの期間、そのサブスクリプションに含まれるコンピュート時間が、デベロッパがプログラムのメンバーとして使用する資格を有する、Xcode Cloudの1か月あたりのコンピュート時間である25時間と置き換えられます。Appleは、容量の許す限り、デベロッパをXcode Cloudにオンボードするか、Xcode Cloudのコンピュート時間のサブスクリプションを購入する機会をデベロッパに提供する権利を留保します。デベロッパがXcode Cloudの使用をただちにキャンセルしてオプトアウトする場合、デベロッパのアカウント所有者はAppleサポートに連絡して返金を要求することができます。

サブスクリプションのアップグレードはただちに反映され、返金は元のサブスクリプションの該当月における残り時間に基づいて行われます。サブスクリプションのダウングレードまたはキャンセルは、次回の請求日に反映されます。Appleは、WeatherKit API呼び出しまたはXcode Cloudのコンピュート時間の使用状況に基づいて、返金額を計算するか、返金要求を拒否する権利を留保します。

付属書10

（本契約に対する）

MDMの使用に関する付加条件

1. MDMおよび構成プロファイルの使用

1.1 デベロッパは、従業員のAppleブランドデバイス（デベロッパが所有または管理するもの）、もしくは認定デベロッパの認定テストユニットを社内で管理するために、または、デベロッパが第三者のMDMデベロッパとしてAppleによって選ばれた場合に、MDM互換製品の一部としてMDMへのアクセスをMDM顧客に提供するためにのみ、MDMにアクセスまたはMDMを使用することができます。当該製品でMDMまたはデバイス構成を使用する前に、構成プロファイルを各デバイスにインストールする必要があります。デベロッパまたはデベロッパのMDM顧客は、デベロッパのMDM互換製品について、デベロッパまたは当該MDM顧客に割り当てられた証明書に応答するように構成された証明書および構成プロファイルを使用する場合にのみ、MDMを使用することができます。MDMの使用は、本契約、MDMプロトコルおよびドキュメントで明示的に許可されている場合に限り、適用される法律に従って許可されます。

1.2 MDMを使用するには、AppleのAPNおよび／またはその他のAppleウェブサービスとやり取りするための安全なサーバを維持する必要があります。デベロッパは、かかるサーバもしくはサービスの全体的なネットワーク容量または帯域幅を過度に使用したり、Appleのネットワークもしくはサーバ、または第三者のネットワークまたはサーバ（APN、その他のAppleウェブサービス、もしくはMDMに接続されているもの）に害を与えたり、干渉したり、それらを中断させたりすることはできません。

1.3 本契約に明示的に規定されている場合を除き、デベロッパは、MDMの一部としてAppleが提供する資料または文書を第三者と共有しないものとします。本契約で明示的に許可されている場合を除き、デベロッパは、MDMの全部または一部へのアクセスや使用を第三者に販売、再販、リース、またはその他の方法で提供したり、MDMを使用したりMDMにアクセスしたりすることで代替または類似のサービスを作成することを試みたり、Appleブランド製品との互換性がない製品でMDMを使用したりしないことに同意するものとします。

2. 社内導入の付加条件

2.1 MDMを社内導入に使用している場合、デベロッパは、構成プロファイルをインストールする前に、従業員および／または認定デベロッパに、プロファイルの検査、インストールまたは削除、インストールされているアプリケーションの表示、セキュリティで保護された消去機能の使用、デバイスパスコードの適用などを含めて、そのデバイスとリモートで通信できることを通知することに同意します。デベロッパは、この方法でMDMプロトコルを使用して取得したあらゆる情報を収集、使用、および管理するために必要なすべての権利を有し、同意を得ていることをAppleに表明し、保証します。

2.2 デベロッパは、MDMを、従業員、認定デベロッパ、または任意のデバイスを非公開の方法で監視する目的で、または取得することが許可されていない情報を、フィッシング、ハーベスティング、またはその他の方法で収集する目的で使用することはできません。これには、ユーザーのプライバシーを侵害する活動、または不適切なもしくは違法な活動に関与することが含まれますが、これらに限定されません。

2.3 社内導入のためのMDMの使用を通じて入手したすべての情報は、適用される法律に従って、デベロッパの内部情報技術およびデバイス管理の目的でのみ使用することができます。

3. MDM互換製品の付加条件

3.1 **第2条**に定められている場合を除き、デベロッパがAppleによってMDM互換製品の第三者のデベロッパとして選択されている場合、デベロッパは、互換製品を開発し、デベロッパのMDM顧客に配布する目的でのみMDMを使用することができます。Appleが書面で明示的に許可した場合を除き、デベロッパは、MDM互換製品を非商業的な個人的使用のために提供する目的で、MDMの全部または一部を使用することはできません。さらに、デベロッパは、互換製品内でのMDMの使用とは別に、MDMの全体または一部をライセンス供与、販売、またはその他の方法で提供することはできません。

3.2 MDMを使用するデベロッパのMDM互換製品は、フィッシング、収集、ユーザーのプライバシーを侵害する行為、またはその他の不適切もしくは違法な行為など、不正な方法でエンドユーザーまたは互換性のあるAppleブランド製品を監視することを目的として設計または販売することはできません。

3.3 本契約に定められている場合を除き、MDMの使用を通じてデベロッパが入手したすべての情報は、適用される法律に従って、デベロッパのMDM顧客のためにMDM互換製品を開発または導入するためにのみ使用することができます。

4. MDM互換製品向けの証明書の使用

4.1 デベロッパのMDM顧客が、デベロッパのMDM互換製品でMDMを使用するには、AppleからMDM証明書を取得しなければならず、デベロッパが証明書署名要求（CSR）に署名した場合にデベロッパのMDM顧客は当該証明書を申請することができます。デベロッパは、デベロッパが企業名と個人の連絡先情報を検証した、デベロッパのMDM顧客に対してのみ、CSRに署名することができます。リクエストに応じて、デベロッパは、当該情報をAppleに提供し、MDMの使用に関してAppleと協力することに同意するものとします（例えば、MDMの使用または証明書の申請に問題がある場合は、当該団体に連絡することなど）。

4.2 デベロッパは、MDM顧客を認証するためのデベロッパの証明書を、MDM顧客またはデベロッパの再販業者を含むその他のいかなる団体にも提供、共有、または譲渡することはできません。デベロッパは、当該証明書のセキュリティとプライバシーを保護するために適切な措置を講じることに同意するものとします。また、デベロッパは、当該証明書をデベロッパの互換製品に含めることはできません。疑義を避けるために明記すると、デベロッパは、MDM顧客がキーを生成してCSRをデベロッパに送信できるようサポートするために、MDMプロトコルを使用してデベロッパの互換製品を開発することができます。デベロッパは、デベロッパのMDM顧客のプライベートキーを生成したり、その他の方法でプライベートキーにアクセスしたりすることはできず、また、証明書を提供するAppleのプロセスに干渉することもできません。さらに、デベロッパは、AppleとのMDM証明書サービス契約の条項、またはMDM、構成プロファイル、もしくは証明書の使用に関するAppleのポリシーに違反するよう他者を誘導することはしないものとします。

4.3 デベロッパは、デベロッパのMDM顧客にサポートおよび援助を提供することについて、単独で責任を負います。これには、文書の作成およびエンドユーザーのサポートと保証が含まれますが、これらに限定されません。

5. **デベロッパの承諾：**デベロッパは以下の事項を認め、同意するものとします。

5.1 MDMまたは承認されたメカニズムを介して送信される構成プロファイルは、Appleではなくデベロッパによって送信されます。デベロッパは、デベロッパ、デベロッパの従業員、デベロッパの認定デベロッパ、またはデベロッパのMDM顧客によるMDMおよび構成プロファイルの使用について、単独で責任を負います。

5.2 Appleは、デベロッパへの事前の通知の有無に関わらず、いつでも(a)特性や機能性の変更または削除を含めて、MDMの全部または一部を変更、一時停止、または中止すること、もしくは(b)MDMプロトコルを変更、再発行、または再公開することができます。Appleは、MDMの可用性、信頼性、パフォーマンスについて一切保証しません。Appleは、MDMについて、メンテナンスサポート、テクニカルサポート、その他のサポートを提供する義務を負いません。

5.3 Appleは、自由裁量により、デベロッパによるMDMへのアクセスをいつでも削除する権利を留保します。また、Appleは、その自由裁量により、MDMのためのデベロッパの証明書またはデベロッパのMDM顧客の証明書を取り消す、または無効にする権利を留保します。

6. **追加免責。**Appleは、デベロッパによるMDMまたは構成プロファイルの使用に起因または関連する費用、経費、損害、または損失に対して責任を負わないものとします。これには、予定されたメンテナンスまたは予定外のメンテナンス、サービスの中断、データの紛失または盗難、MDMまたは構成プロファイルの使用によるデバイスへのアクセスに起因する責任（あらゆるプライバシー違反を含む）、または本契約に基づくAppleの義務の履行または不履行が含まれますが、これらに限定されません。

付属書11

（本契約に対する）

EnergyKitの使用に関する付加条件

1. EnergyKitを使用するには、デベロッパが(a)米国本土で販売する量産型の小型四輪乗用電気自動車のメーカーであり、アプリケーションの主な目的が電気自動車（EV）の充電を支援すること、または(b)サーモスタットのOEMであり、アプリケーションの主な目的がスマートサーモスタットの管理であることが必要です。EVの充電を支援したり、スマートサーモスタットを管理したりするデベロッパのアプリケーションの機能については、アプリケーションのユーザーインターフェイスおよびマーケティングマテリアルに明示されている必要があります。デベロッパおよびデベロッパのアプリケーションは、そのアプリケーションの管理下にあるデバイスがエネルギーを消費する方法またはタイミングを変更し、かかるデータをエンドユーザーに提供する以外の目的でEnergyKit APIまたはEnergyKitデータを使用することはできません。

2. デベロッパまたはデベロッパのアプリケーションは、電力会社（その関連会社もしくは外部契約者を含む）の利益、エネルギーグリッドの信頼性、またはエネルギーグリッドの安全性に重大な悪影響を及ぼす活動を含む、違法および／または有害な目的のためにEnergyKit APIを使用することはできません。デベロッパは、EnergyKitデータやその一部の一括ダウンロードまたはフィードを可能にしたり許可したりするため、またはEnergyKitデータを一部であれ抽出もしくはスクレイピングするためにEnergyKit APIを使用することはできません。例えば、デベロッパまたはデベロッパのアプリケーションのいずれも、EnergyKitデータまたはその一部を、二次的もしくは派生的データベースの一部として、または人工知能モデルのトレーニングのために使用または利用可能にすることはできません。デベロッパのアプリケーションは、EnergyKit APIを通じてのみEnergyKitデータにアクセスできるものとします。

3. EnergyKitを使用するには、エンドユーザーのデバイスからデベロッパのアプリケーションに報告されたエネルギー使用量フィードバックを、EnergyKitに提供しなければなりません。本付属書11で使用されている「エネルギー使用量フィードバック」とは、デバイスから報告され、デベロッパのアプリケーションを通じてEnergyKitに送信されるエネルギーデータのことをいいます。

4. デベロッパは、EnergyKitを活用した機能について言及する際に、Clean Energy Guidance Identity Guidelinesに従わなければなりません。デベロッパは、エンドユーザーから収集したデータが、パーソナライズされた推奨事項を含むマーケティングに使用される場合、まずエンドユーザーから有効な同意を得るものとします。

5. 第13条の責任の制限に加えて、Apple、そのライセンサー、またはサービスプロバイダのいずれも、システム障害、ネットワーク攻撃、または計画的もしくは計画外のメンテナンスによる中断を含む、EnergyKit APIの使用、不正使用、依存、使用不能、中断、一時停止、または解除に起因する、いかなる損害または損失についても一切責任を負いません。

付属書12

（本契約に対する）

iOSアプリに関する日本、ブラジル国内での付加条件

1. 定義

「**代替アプリマーケットプレイス（日本、ブラジル）**」とは、主たる目的としてほかのアプリケーションの発見および配信を行うアプリケーションであり、かつ当該行為をするために必要な関連エンタイトルメントプロファイルを取得しているデベロッパのアプリケーションを指します。本付属書において、「**アプリケーション**」とは、特段の定めがない限り、デベロッパのアプリケーションに加え、ほかの開発者によるアプリケーションを含むものとします。

「**代替決済処理**」とは、本付属書**第3条**の要件に従い、App Storeで配信されるデベロッパのアプリケーション内において、デジタル商品およびサービスを販売するために、Appleのアプリ内課金システム以外の決済システム（以下「**代替決済システム**」といいます）を提供することを指します。

「**Apple事業体**」とは、Apple Inc.（所在地：One Apple Park Way, Cupertino, California）、Apple Canada Inc.（所在地：120 Bremner Blvd., Suite 1600, Toronto ON M5J0A8, Canada）、Apple Services LATAM LLC（所在地：2811 Ponce de Leon Boulevard, Floor 12, Coral Gables, Florida 33134）、またはiTunes K.K.（所在地：〒106-6140 東京都港区六本木6丁目10番1号 六本木ヒルズ）のいずれかを指します。

「**Apple提供資料**」とは、Appleがデベロッパに提供するドキュメント、エンタイトルメントプロファイルその他の資料であって、本付属書**第3条**の要件に参照により組み込まれるものを指します。

「**日本、ブラジル**」とは、該当する場合に応じて、日本および／またはブラジルを指します。

「**ライセンスアプリケーション**」とは、(a)すべての「ドキュメントおよびプログラム要件」を満たし、準拠するアプリケーションで、かつ、(b)Appleが配布するために選定してデジタル署名したアプリケーションのことをいいます。これには、代替アプリマーケットプレイス（日本、ブラジル）を通じた配信、または代替アプリマーケットプレイス（日本、ブラジル）としての配信が含まれます。また、当該アプリケーション内において、In-App Purchase APIその他の方法により、デベロッパが提供する追加の機能、コンテンツまたはサービスの一切を含みます。

「**ライセンスアプリケーション情報**」とは、本付属書、本契約の別紙2および別紙3（以下「**有料アプリケーション契約**」といいます）および／または本契約の別紙1に従って使用する目的で、デベロッパがAppleに提供するライセンスアプリケーションに関するスクリーンショット、画像、イラスト、プレビュー、アイコン、またはその他のテキスト、記述、表示、情報のことをいいます。

「**マーケットプレイスウェブサイト（日本、ブラジル）**」とは、デベロッパが所有し、運営し、かつAppleに登録しているウェブサイトを指します。当該ウェブサイトを通じてデベロッパの代替アプリマーケットプレイス（日本、ブラジル）を配信します。マーケットプレイスウェブサイト（日本、ブラジル）に関する要件は、デベロッパの代替アプリマーケットプレイス（日本、ブラジル）のマーケティング、販売、または配信に関連して使用されるマーケットプレイスウェブサイト（日本、ブラジル）の側面にのみ適用されるものとします。

「**外部誘導**」とは、本付属書**第3条**の要件に従い、App Storeで配信されるデベロッパのアプリケーションから、デジタル商品およびサービスを購入するためのウェブサイトへエンドユーザーを誘導することを指します。また、デフォルトのウェブブラウザアプリで開く、実行可能なリンク（すなわち、タップまたはスキャン可能なリンク）を用いて行うこともできます。

2. 日本、ブラジルにおけるiOS上の代替配信

2.1 代替アプリマーケットプレイス（日本、ブラジル）

A. デベロッパは、自身のアプリケーションを代替アプリマーケットプレイス（日本、ブラジル）とするために、当該アプリケーションについてエンタイトルメントプロファイルを取得しなければなりません。日本用の当該エンタイトルメントプロファイルは、iOS 26.2以降を搭載した日本国内のデバイスにのみ対応します。ブラジル用の当該エンタイトルメントプロファイルは、iOS 26.5以降を搭載したブラジル国内のデバイスにのみ対応します。デベロッパは、デベロッパのマーケットプレイスウェブサイト（日本、ブラジル）を通じてデベロッパの代替アプリマーケットプレイス（日本、ブラジル）を配信するため、Apple Developer Programのウェブポータル上でアクセスの申請を行わなければなりません。デベロッパのマーケットプレイスウェブサイト（日本、ブラジル）を通じた配信は、iOS 26.2以降を搭載した日本国内のデバイスおよびiOS 26.5以降を搭載したブラジル国内のデバイスにのみ対応します。

本契約およびApple提供資料に定める要件に加え、代替アプリマーケットプレイス（日本、ブラジル）については、以下の要件を満たさなければなりません。

- デベロッパは、組織としてApple Developer Programに登録されていなければなりません。

- デベロッパは、Apple提供資料に定めるところに従い、関連情報をAppleに提供することにより、以下の基準のうち少なくとも一つを満たしていることを示す必要があります。

    - Apple Developer Programにおいて、2年以上継続して良好なステータスを維持しているメンバーであり、かつ、前暦年において、iOSおよび／またはiPadOS上で全世界合計100万件を超える初回年間インストール数を有するアプリケーションを保有していること。「**初回年間インストール**」とは、12か月間において、Appleアカウント（Apple Accountまたは管理対象Apple Account）が、iOSおよび／またはiPadOS上でデベロッパのアプリケーションを初めてインストールすることをいいます。当該インストールは、App Store、TestFlight、カスタムアプリケーション、または代替的配信を通じて配信されるアプリケーションのダウンロード、再ダウンロード、もしくはアップデート後に行われる場合があります。

    - デベロッパは、Apple提供資料に定める指示に従い、格付けがBBB-またはそれ以上（またはS&P、Fitch、もしくはMoody'sにより同等と認められる）の金融機関が発行する、金額が少なくとも100万米ドル（または現地通貨による同等額）のスタンバイ信用状をAppleに提供し、かつ、デベロッパの代替アプリマーケットプレイス（日本、ブラジル）が顧客に対するアプリの配信を開始したあと、少なくとも6か月間、当該スタンバイ信用状を維持すること。

- デベロッパのアプリケーションについては以下を条件とします。

    - 日本および／またはブラジルにおけるiOS上でのみ配信される新しいバイナリであること（ただし、本契約（付属書を含みます）に基づき、Appleが明示的に許可したほかの法域またはAppleプラットフォームであって、デベロッパが対応するエンタイトルメントプロファイルを同様に取得している場合を除きます）。

    - 主たる目的が、アプリケーションの発見および配信であること。

    - デベロッパのマーケットプレイスウェブサイト（日本、ブラジル）からのみ配信されること。

- デベロッパは、以下を行わなければなりません。

    - 配信を予定しているアプリケーションについて、コンテンツおよびビジネスモデルに関する事項を含む利用条件を提供・公開し、当該条件を満たすアプリケーション（ほかの開発者によるアプリケーションを含みます）を受け入れること。または

    - 日本および／またはブラジルにおけるiOS上で、デベロッパ自身のアプリケーションのみを配信すること。

- データの収集および利用方法に関する透明性のあるポリシーを公表し、ユーザーに対して、データがどのように収集・利用されるかについての管理手段を提供しなければなりません。

- デベロッパは、デジタル商品またはサービスの提供、マーケットプレイス、データ保護および消費者保護に関する法令等を含め、デベロッパが事業を行う各法域において適用される法令を遵守することを認めなければなりません。

- デベロッパは、エンドユーザー、Apple、デベロッパの代替アプリマーケットプレイス（日本、ブラジル）上のアプリケーションの開発者、ならびにその他の関係者が、デベロッパの代替アプリマーケットプレイス（日本、ブラジル）、デベロッパのマーケットプレイスウェブサイト（日本、ブラジル）、および／またはデベロッパの代替アプリマーケットプレイス（日本、ブラジル）で配信されるアプリケーションに関連する知的財産権に関する紛争をデベロッパに通知できる仕組みを提供し、これらを適切に処理しなければなりません。デベロッパの代替アプリマーケットプレイス（日本、ブラジル）、デベロッパのマーケットプレイスウェブサイト（日本、ブラジル）、またはデベロッパの代替アプリマーケットプレイス（日本、ブラジル）で配信されるアプリケーションに含まれるコンテンツが、Appleまたは第三者の知的財産権を侵害している、もしくは侵害を可能にしていることを認識した場合、デベロッパは当該コンテンツへのアクセスを削除または無効化するため、速やかに措置を講じなければなりません。デベロッパは、事前に警告を行った上で、侵害コンテンツを頻繁に提供する代替アプリマーケットプレイス（日本、ブラジル）上のアプリケーションの開発者を排除しなければなりません。

- デベロッパは、違法であること、Appleまたは第三者の知的財産権を侵害していること、および／またはデベロッパのアプリケーションに関する利用条件に違反していることを理由として、デベロッパの代替アプリマーケットプレイス（日本、ブラジル）で配信されるアプリケーションの掲載を削除するよう求める政府機関その他からの要請への対応について、責任を負わなければなりません。

- デベロッパは、デベロッパのマーケットプレイスウェブサイト（日本、ブラジル）またはデベロッパのアプリケーション（デベロッパの代替アプリマーケットプレイス（日本、ブラジル）を含みます）における詐欺的、悪意のある、または違法な行為、ならびにデベロッパの代替アプリマーケットプレイス（日本、ブラジル）上の詐欺的、悪意のある、または違法な開発者もしくはアプリケーションについて、継続的な監視および検知を行い、当該行為、アプリケーション、または開発者を検知した場合には、適切な措置を講じなければなりません。

- デベロッパは、デベロッパの代替アプリマーケットプレイス（日本、ブラジル）、デベロッパのマーケットプレイスウェブサイト（日本、ブラジル）、またはデベロッパの代替アプリマーケットプレイス（日本、ブラジル）もしくはデベロッパのマーケットプレイスウェブサイト（日本、ブラジル）で配信されるアプリケーションに関して、Appleからの連絡、特に、詐欺的、悪意のある、または違法な行為、もしくはエンドユーザーの安全、セキュリティ、またはプライバシーに影響を及ぼすとAppleが判断するその他の事項に関する連絡に対し、適切かつ迅速に対応しなければなりません。

- デベロッパは、Appleまたは第三者の知的財産権を侵害してはならず、また、Appleまたは第三者の知的財産権を侵害するアプリケーションをデベロッパの代替アプリマーケットプレイス（日本、ブラジル）を通じて配信してはなりません。デベロッパは、ほかの開発者によるアプリケーションをデベロッパの代替アプリマーケットプレイス（日本、ブラジル）経由で配信する前に、当該アプリケーションが知的財産権を侵害していないかを審査するための仕組みを実装しなければなりません。

- デベロッパは、デベロッパの代替アプリマーケットプレイス（日本、ブラジル）またはデベロッパのマーケットプレイスウェブサイト（日本、ブラジル）において使用する目的で、App Storeから、開発者メタデータまたはアプリケーションのメタデータを含むメタデータを、スクレイピング、マイニング、取得、キャッシュ、分析、またはインデックス化してはなりません。明確化のために付言すると、本項は、開発者がデベロッパに直接提出するメタデータ、デベロッパ自身のメタデータ、または適用法令に基づきデベロッパが直接取得したメタデータの使用を禁止するものではありません。さらに、デベロッパは、App Storeのために作成されたエンドユーザーの評価またはレビューについて、当該レビューがApp Store以外の者のために作成または記載されたものであると示唆する方法で、使用または転用してはなりません。

- デベロッパの代替アプリマーケットプレイス（日本、ブラジル）を通じて配信されたアプリケーション、またはデベロッパの代替アプリマーケットプレイス（日本、ブラジル）の復元（すなわち、iCloudまたはコンピュータへのiOSバックアップを通じた復元）および再ダウンロードは、無償で行われなければなりません。

B. さらに、デベロッパの代替アプリマーケットプレイス（日本、ブラジル）からのアプリケーションのインストール、またはデベロッパの代替アプリマーケットプレイス（日本、ブラジル）のインストールが有効であることを確認するために、デベロッパの代替アプリマーケットプレイス（日本、ブラジル）は、以下を満たさなければなりません。

- デベロッパの代替アプリマーケットプレイス（日本、ブラジル）の各インストール（初回インストール、再ダウンロード、アップデート、およびその他一切のインストール形態を含みます）について、MarketplaceKitにより定義されたスキームで始まるURLの一部として、インストール検証トークンを提供するものとします。

- デベロッパの代替アプリマーケットプレイス（日本、ブラジル）から配信されるアプリケーションの各インストール（初回インストール、再ダウンロード、アップデートおよびその他一切のインストール形態を含みます）について、MarketplaceKitにより定義されたスキームで始まるURLの一部として、インストール検証トークンを提供するものとします。

2.2 代替アプリマーケットプレイス（日本、ブラジル）で配信されるアプリケーション

A. 日本および／またはブラジルにおけるiOS上のApp Storeで配信されるアプリケーションに対して利用可能なエンタイトルメントプロファイルとしてデベロッパが申請したものは、Appleにより別途定めがない限り、日本および／またはブラジルにおけるiOS上の代替アプリマーケットプレイス（日本、ブラジル）で配信されるアプリケーションにも使用することができます。App Storeアプリにおけるデジタルコマースに関連するエンタイトルメントプロファイルは、当該アプリケーションがApp Storeで配信される場合にのみ使用することができます。これには、本付属書に基づく外部誘導、または代替決済処理を提供するためのエンタイトルメントプロファイルが含まれます。

B. Appleは、デベロッパのアプリケーションが配信される代替アプリマーケットプレイス（日本、ブラジル）に対し、デベロッパのアプリケーションの状態、デベロッパのアプリケーションに関連する詐欺的、悪意のある、または違法な行為、ならびにエンドユーザーの安全、セキュリティ、またはプライバシーに影響を及ぼすとAppleが判断するその他の事項について連絡を行う権利を留保します。

C. デベロッパのアプリケーションは、Appleまたは第三者の知的財産権を侵害してはなりません。デベロッパのアプリケーション内のコンテンツが、Appleまたは第三者の知的財産権を侵害していることを認識した場合、デベロッパは当該コンテンツを削除する、または当該コンテンツへのアクセスを無効化するため、速やかに措置を講じなければなりません。

2.3 代替配信に関する一般条項

A. 本**第2.3条**の条件は、代替アプリマーケットプレイス（日本、ブラジル）、デベロッパのマーケットプレイスウェブサイト（日本、ブラジル）、および代替アプリマーケットプレイス（日本、ブラジル）で配信されるアプリケーションに適用されます。

B. iOS上でインストール可能とするため、代替アプリマーケットプレイス（日本、ブラジル）および代替アプリマーケットプレイス（日本、ブラジル）で配信されるアプリケーションは、公証審査ガイドラインを含む本契約の条件に従わなければなりません。

C. アプリケーションまたはライセンスアプリケーション（App Storeで配信される場合を含みます）に適用される本契約（**第1条から第14条**までならびにすべての**付属書、別紙および添付書類**を含みます）の条件は、以下に定める場合を除き、代替アプリマーケットプレイス（日本、ブラジル）で配信されるアプリケーションおよびライセンスアプリケーション、ならびに代替アプリマーケットプレイス（日本、ブラジル）にも適用されます。

- 第3.3.4条（A）（iii）

- 本契約**第3.3.9条（C）**に関わらず、代替アプリマーケットプレイス（日本、ブラジル）で配信されるアプリケーションによる購入（デジタルまたは物理的な商品を含みます）に関するApple Pay APIの使用、ならびに代替アプリマーケットプレイス（日本、ブラジル）によるApple Pay APIの使用は、ウェブ上のApple Payの利用に関するガイドラインを遵守し、かつ、適用されるApple Payプラットフォームのウェブ利用規約および関連する契約に同意していることを条件として、許可されます。本付属書の目的上、デベロッパがこの方法によりApple Pay APIを使用する場合、ウェブ上のApple Payの利用に関するガイドラインにおける「ウェブサイト」の意味、ならびにApple Payプラットフォームのウェブ利用規約および関連する契約における「ウェブサイト」の意味には、取引を円滑にするためにApple Payプラットフォームを使用するデベロッパのアプリケーションも含まれます。

- **第6.3条**

- **第7.1条**と**第7.2条**

- **付属書2**、および

- 本契約の**別紙1**、**2**、**3**は適用されません。

本**第2.3条(C)**は、バンドルIDが同一である場合であっても、アプリケーションおよびライセンスアプリケーションがApp Storeで配信される際に適用される本契約の条件には影響を及ぼしません。

D. デベロッパの代替アプリマーケットプレイス(日本、ブラジル)、または代替アプリマーケットプレイス(日本、ブラジル)で配信されるデベロッパ自身もしくはほかの開発者のアプリケーションに関して、App Store ConnectまたはMarketplace Search APIを通じてAppleに提供するメタデータは、すべての年齢層(4歳以上)に適したものでなければなりません。

E. 本契約の条件に関わらず、デベロッパは、App Store Connectを通じて提出したデベロッパのライセンスアプリケーション情報、ならびにデベロッパのライセンスアプリケーションを配信し、かつMarketplace Search APIと統合する代替アプリマーケットプレイス(日本、ブラジル)により提供される当該メタデータについて、iOSデバイス上のiOSを通じたコンテンツの検索および発見の目的で、Appleがこれらを使用することを許可します。さらに、デベロッパは、書面により別途Appleに通知しない限り、Appleが、デベロッパが提出したメタデータを、Appleデベロッパイベント(例:Worldwide Developers Conference、オンライン動画)および開発者向けドキュメンテーションにおいて使用することに同意します。

F. デベロッパは、代替アプリマーケットプレイス(日本、ブラジル)として配信する旨、または代替アプリマーケットプレイス(日本、ブラジル)を通じて配信する旨を示した、デベロッパがAppleに提供する各アプリケーションについて、米国から日本国内のデベロッパが配信を行うすべての地域への輸出が、米国輸出管理規則15 C.F.R. Parts 730-774を含むがこれに限定されない、すべての適用法令および適用される現地法令の要件に従って許可されていることを表明し、保証します。さらに、Appleに提供するライセンスアプリケーションのすべてのバージョンが、国際武器取引規則22 C.F.R. Parts 120-130の対象ではなく、15 C.F.R § 744で定義され詳述されている軍事関係のエンドユーザーまたは軍事関係の最終用途向けに設計、製造、変更、または構成されたものではないことを表明および保証するものとします。本**第2.3条(F)**の一般性を制限することなく、デベロッパは、(i)いかなるアプリケーションも、いかなるデータ暗号化もしくは暗号機能も含まず、それらを使用せず、またはそれらをサポートしておらず、または(ii)いずれかのアプリケーションが、かかるデータ暗号化もしくは暗号機能を含み、それらを使用し、またはそれらをサポートしている場合、デベロッパは、デベロッパが米国輸出管理令および適用される現地法令を遵守していることを証明するものとし、かつ、必要に応じて、米国商務省産業安全保障局(以下「BIS」といいます)が発行した輸出分類判定(以下「CCATS」といいます)、またはBISに提出する自己分類報告書、および当該ライセンスアプリケーションに関する輸入許可を要求するその他の地域からの適切な許認可を保有し、かつ、要請に応じて、これらのPDFコピーをAppleに提供するものとします。明確化のために付言すると、本付属書に基づき提供されるAppleソフトウェアおよびAppleサービスの利用に関して、デベロッパがサービスプロバイダに支援を依頼する場合には、本契約に定めるその他の要件に加え、当該サービスプロバイダは、本契約**第14.8条**に定める要件を遵守しなければなりません。

G. デベロッパの代替アプリマーケットプレイス（日本、ブラジル）、デベロッパのマーケットプレイスウェブサイト（日本、ブラジル）、または代替アプリマーケットプレイス（日本、ブラジル）で配信されるアプリケーションは、Appleの知的財産権を侵害してはならず、また、App StoreまたはAppleの製品、サービス、インターフェイス、コンピュータソフトウェアアプリケーション、もしくは広告テーマ（App Store、TestFlight、App Store Connect、App Storeアイコン、TestFlightアイコン、App Store Connectアイコンの使用を含みますが、これらに限定されません）と混同を生じさせるほど類似してはなりません。デベロッパは、Appleの商標、サービスマーク、図形標章、ロゴ、アイコン、トレードドレス、スローガン、またはこれらに類似する表示を対象とする、あるいはこれらを組み込んだ商標、サービスマーク、または著作権を、会社名、製品名、またはサービス名（デベロッパの代替アプリマーケットプレイス（日本、ブラジル）もしくはデベロッパのマーケットプレイスウェブサイト（日本、ブラジル）の名称を含みます）として出願または登録してはなりません。デベロッパは、直接または間接を問わず、Appleが、デベロッパ、代替アプリマーケットプレイス（日本、ブラジル）、デベロッパのマーケットプレイスウェブサイト（日本、ブラジル）、またはいかなるアプリケーションについても、推奨、承認、または後援していると示唆または暗示してはなりません。明示的な書面によるライセンスがない限り、Appleの商標、サービスマーク、トレードドレス、スローガン、図形標章、ロゴ、アイコン、またはこれらに類似する表示を、Appleとの提携、承認、または後援を示唆もしくは暗示する方法で使用することは、本契約の条件に違反します。

H. デベロッパの代替アプリマーケットプレイス（日本、ブラジル）、または代替アプリマーケットプレイス（日本、ブラジル）で配信されるアプリケーションは、エンドユーザーをApp Storeに誘導するリンクを（ストアフロントまたはマーケットプレイスとして表示するなどの方法で）集約して表示してはなりません。

I. デベロッパの代替アプリマーケットプレイス（日本、ブラジル）、または代替アプリマーケットプレイス（日本、ブラジル）で配信されるアプリケーションは、以下を満たさなければなりません。

- Apple提供資料に従って、MarketplaceKitを採用すること。

- Apple提供資料に従い、デベロッパの代替アプリマーケットプレイス（日本、ブラジル）、または代替アプリマーケットプレイス（日本、ブラジル）において配信されるアプリケーションが、デジタル商品およびサービスの購入を提供しているかいなかを、Info.plistにおいて申告すること。

3. 日本およびブラジル向けApp Store iOSビジネス条件

3.1 代替決済処理および外部誘導に関する適格要件およびプログラム要件

A. 代替決済処理または外部誘導を使用するためには、デベロッパのアプリケーションは、以下を満たさなければなりません。

1. App Storeの日本ストアフロントおよび／またはブラジルストアフロントにおいて、iOS上で配信されていること。

2. Apple提供資料に記載されたエンタイトルメントを付与した状態で提出されていること。

B. デベロッパは、以下を確実にしなければなりません。

日本ストアフロントにおいて、デベロッパのアプリケーションが以下の通りであること。

- App Storeのキッズカテゴリに属するアプリケーションである場合、いかなるエンドユーザーに対しても外部誘導を提供しないこと。

- 13歳未満のエンドユーザーに対して外部誘導を提供しないこと。

- 13歳以上18歳未満のエンドユーザーに対して外部誘導を提供しないこと(デベロッパが、アクセスに保護者の承認が必要な部分で当該オプションを提供している場合を除く)。

- 18歳未満のエンドユーザーに対して代替決済処理を提供しないこと(デベロッパが、アクセスに保護者の承認が必要な部分で当該オプションを提供している場合を除く)。

ブラジルストアフロントにおいて、デベロッパのアプリケーションが以下の通りであること。

- App Storeのキッズカテゴリに属するアプリケーションである場合、いかなるエンドユーザーに対しても外部誘導を提供しないこと。

- 18歳未満のエンドユーザーに対して外部誘導を提供しないこと。

- 18歳未満のエンドユーザーに対して代替決済処理を提供しないこと(デベロッパが、アクセスに保護者の承認が必要な部分で当該オプションを提供している場合を除く)。

C. デベロッパのアプリケーションは、Appleのアプリ内課金システムの利用を妨げ、または中断させるような、否定的な表現もしくは視覚的表現を使用してはなりません。

D. さらに、デベロッパのアプリケーションが、実行可能なリンクを通じて代替決済処理および／または外部誘導(総称して「**支払い方法**」といいます)を使用する場合、デベロッパのアプリケーションのいかなるユーザーインターフェイス上で提示されるデジタル購入についても、以下を満たさなければなりません。

- 当該ユーザーインターフェイス上に表示するその他の支払い方法とあわせて、Appleのアプリ内課金システムを提供すること。

- 当該ユーザーインターフェイス上でほかのいかなる支払い方法が表示される場合はいつでも、Appleのアプリ内課金システムを、少なくとも同等以上に目立つ形で表示すること。

- 同一のユーザーインターフェイス上でほかの支払い方法とあわせて表示する場合には、Apple提供資料に定める、Appleのアプリ内課金システムの表示方法に関する指示に従うこと。

E. デベロッパのアプリケーションのApp Store製品ページにおいて、ウェブサイトでの購入に関する情報、購入のためのウェブサイトへのリンク、または代替決済処理による購入に関する情報を含めてはなりません。

F. 本契約**第3.3.9条(C)**に関わらず、外部誘導または代替決済処理を通じて提供されるデジタル購入については、デベロッパのアプリケーションにおいてApple Pay APIを使用することができます。

G. デベロッパのアプリケーションが代替決済処理および／または外部誘導を使用する場合、当該アプリケーションにおいて、リーダーアプリ向けのStoreKit外部リンクアカウントエンタイトルメントプロファイルを使用してはなりません。リーダーアプリ向けのStoreKit外部リンクアカウントエンタイトルメントプロファイルの使用は、代替決済処理または外部誘導の使用には該当しません。

H. 代替決済処理および／または外部誘導のベータテストの目的でTestFlightを使用することができます。ただし、当該テストにおいて発生するいかなる取引についても、テスターには無償で提供されなければなりません。

I. 代替決済処理および／または外部誘導に関するエンタイトルメントプロファイルは、iOS 26.2以降を搭載した日本国内のデバイスおよびiOS 26.5以降を搭載したブラジル国内のデバイスとのみ互換性があります。

3.2 代替決済処理：設計および技術要件

A. エンドユーザーが、デベロッパの代替決済システムを使用して購入を行う各支払いフローの開始前、ならびに特定の購入に関連しない場合であっても、デベロッパの代替決済システムに支払い情報を入力する各フローの開始前に、デベロッパは、関連するStoreKit APIを呼び出し、(1)代替決済処理を使用できること、ならびに支払いを行う資格および能力があることを確認し、かつ、(2)該当する場合には、システム開示シートを表示しなければなりません。一定期間においては、Apple提供資料に定める指示に従ってシステム開示シートを表示する必要がある場合があります。詳細については、Apple提供資料を参照してください。

B. デベロッパの代替決済システムを使用するエンドユーザー向けに提供するアプリ内の支払いフローは、同一のアプリケーション内で完結しなければなりません。

C. また、アプリ内の支払いフローには、隠された、休眠状態の、または文書化されていない支払機能もしくは挙動を含めてはなりません。

3.3 外部誘導：設計および技術要件

A. デベロッパのアプリケーションから実行可能なリンクを使用して、エンドユーザーをデジタル商品またはサービスを購入するためのウェブサイトへ誘導する外部誘導の各実施前に、デベロッパは、関連するStoreKit APIを呼び出し、(1)外部誘導を使用できること、ならびに支払いを行う資格および能力があることを確認し、かつ、(2)該当する場合には、システム開示シートを表示しなければなりません。一定期間においては、Apple提供資料に定める指示に従ってシステム開示シートを表示する必要がある場合があります。詳細については、Apple提供資料を参照してください。

B. Apple提供資料に定める要件に加え、本付属書に基づく外部誘導のためにデベロッパのアプリケーション内で提供するいかなる実行可能なリンクについても、以下を満たさなければなりません。

- エンドユーザーが取引を完了できるよう、当該デバイスのデフォルトのウェブブラウザアプリにおいてウインドウまたはタブを開くものとします。なお、WebViewを開いてはなりません。

- ウェブサイト上で購入可能なデジタル商品またはサービスに関する正確な情報を付随させます。

3.4 商取引要件

A. デベロッパのアプリケーションからの外部誘導のあとに、エンドユーザーに対してウェブサイト上で販売され、かつアプリケーション内での使用を目的として販売されているデジタル購入は、当該アプリケーションにおいて使用可能でなければなりません。

B. デベロッパのアプリケーションが、代替決済処理または外部誘導を使用して、おとり商法、詐欺、決済詐欺等を含む、誤認を招く、不正、不適切、違法、または不誠実な行為もしくは慣行を行った場合、当該アプリケーションはApp Storeから削除され、また、デベロッパはApple Developer Programから除外される場合があります。

C. デベロッパは、デベロッパのアプリケーションの内外を問わず利用するいかなる決済サービスプロバイダについても、(該当する場合には)クレジットカードおよびデビットカードのデータを取り扱うためのPCI(ペイメントカード業界)レベル1のコンプライアンスを満たしており、また、カードデータを取り扱わない場合であっても、決済サービスの提供に関して適用されるすべての法令を遵守していることを表明し、保証します。

D. デベロッパは、デベロッパのアプリケーションのエンドユーザーに対して、カスタマーサービスの手続きを提供することに同意します。これには、不正取引に対する異議申立ての手続き、(該当する場合の)サブスクリプション管理、および返金申請の手続きが含まれます。

3.5 App Storeの日本ストアフロントおよび/またはブラジルストアフロントにおける手数料および支払い

A. 本**第3.5条**の条件は、App Storeの日本ストアフロントおよび/またはブラジルストアフロントで配信されるiOSアプリケーションに適用されます。

B. 代替決済処理に関しては、Appleは、デジタル商品またはサービスの販売によって生じる売上(単発購入および自動更新サブスクリプションを含みます)の21%に相当するApp Store手数料を受領する権利を有します。当該取引については、以下の場合、手数料率は10%となります。(1)デベロッパがApp Store Small Business Programに参加している期間中である場合。(2)デベロッパのアプリケーションがApple Video Partner ProgramまたはMini Apps Partner Programに参加しており、当該取引がAppleのアプリ内課金システムを用いて行われた場合にプログラム手数料率の対象となっていたであろう場合。(3)当該取引が、自動更新サブスクリプションの2年目以降における自動更新である場合。App Store Small Business Programに関しては、デベロッパが得る取引収益(Appleの手数料および一定の税金・調整額控除後の金額)は、同プログラムの参加資格の判定に算入されます。当該手数料は、各エンドユーザーが支払うすべての金額に対し、返金、取り消し、またはチャージバックによる調整を行い、かつデベロッパが課す取引税を控除したあとの金額に適用されます。

C. Appleのアプリ内課金システムに関しては、発生した販売に適用される有料アプリケーション契約が修正および再規定され、ライセンスアプリケーションの販売に対するAppleの手数料率は21%となります。なお、以下の場合には、手数料率は10%となります。(1)デベロッパがApp Store Small Business Programに参加している期間中である場合。(2)当該販売が、Apple Video Partner ProgramまたはMini Apps Partner Programに基づくプログラム手数料率の対象となる場合。(3)有料アプリケーション契約に定める通り、1年を超える期間における対象となる自動更新サブスクリプションの購入である場合。本**第3.5条(C)**に基づく各販売については、App Storeの決済処理および関連するコマースサービスに対する5%の手数料が別途課されます。

D. 外部誘導に関しては、エンドユーザーが、デベロッパのアプリケーションからウェブサイトへ移動するために実行可能なリンクをタップまたはスキャンしてから7暦日以内に開始された、ウェブサイト上でのデジタル商品またはサービスの販売(単発購入および自動更新サブスクリプションを含みます)について、Appleは15%のストアサービス手数料を受領する権利を有します。当該取引については、以下の場合、手数料率は10%となります。(1)デベロッパがApp Store Small Business Programに参加している期間中である場合。(2)デベロッパのアプリケーションがApple Video Partner ProgramまたはMini Apps Partner Programに参加しており、当該取引がAppleのアプリ内課金システムを用いて行われた場合にプログラム手数料率の対象となっていた場合。(3)当該取引が、自動更新サブスクリプションの2年目以降における自動更新である場合。App Store Small Business Programに関しては、デベロッパが得る取引収益(Appleの手数料および一定の税金・調整額控除後の金額)は、同プログラムの参加資格の判定に算入されます。取引がサブスクリプション(無料トライアルまたはオファーを含みます)である場合、その後のすべての自動更新は手数料の対象となります。当該手数料は、各エンドユーザーが支払うすべての金額に対し、返金、取り消し、またはチャージバックによる調整を行い、かつデベロッパが課す取引税を控除したあとの金額に適用されます。

4. コアテクノロジー手数料

A. 本第4条の条件は、代替アプリマーケットプレイス(日本、ブラジル)、または代替アプリマーケットプレイス(日本、ブラジル)で配信されるアプリケーションに適用されます。

B. コアテクノロジー手数料は、デベロッパの代替アプリマーケットプレイス(日本、ブラジル)、または代替アプリマーケットプレイス(日本、ブラジル)で配信されるデベロッパのアプリケーション内で完了した、デジタル商品またはサービスのすべての販売(単発購入および自動更新サブスクリプションを含みます)であって、Appleプラットフォーム上で配信されるアプリケーションにおいて使用可能なものに適用されます。

C. コアテクノロジー手数料は、代替アプリマーケットプレイス(日本、ブラジル)または代替アプリマーケットプレイス(日本、ブラジル)で配信されるアプリケーションをダウンロードまたは利用するために必要となる、Appleプラットフォーム上でのデジタル商品またはサービスのすべての販売(単発購入および自動更新サブスクリプションを含みます)にも適用されます。

D. 最後に、Appleプラットフォーム上で配信されるアプリケーションにおいて使用可能な、ウェブサイト上でのデジタル商品またはサービスの販売(単発購入および自動更新サブスクリプションを含みます)については、エンドユーザーが、デベロッパの代替アプリマーケットプレイス(日本、ブラジル)または代替アプリマーケットプレイス(日本、ブラジル)で配信されるアプリケーションから、ウェブサイトへ移動するために実行可能なリンクをタップまたはスキャンしてから7暦日以内に開始された場合、コアテクノロジー手数料が適用されます。かかる場合において、販売がサブスクリプション(無料トライアルまたはオファーを含みます)である時は、その後の自動更新も、本**第4条(C)**に基づく販売に含まれます。

E. コアテクノロジー手数料は、本**第4条**に基づくすべての販売額の5%とします。当該手数料は、各エンドユーザーが支払うすべての金額に対し、返金、取り消し、またはチャージバックによる調整を行い、かつデベロッパが課す取引税を控除したあとの金額に適用されます。

5. 商取引追加条項

5.1 一般

A. 本**第3.4条**および**第3.5条**ならびに本**第5条**の目的において、「Apple」とは、デベロッパの所在地またはエンドユーザーのストアフロントに応じて、Apple事業体を指す場合があります。詳細については、Apple提供資料を参照してください。本**第5条**は、**第3条**および／または**第4条**に基づきAppleに対して支払うべき手数料および／または費用の対象となるすべての販売に適用されます。

B. 本**第5条**に基づく販売に限り、デベロッパは、自己の名義および自己の計算において、売主として行動するものとします。

5.2 報告、請求および支払い

A. デベロッパは、Apple提供資料に定める期限および要件に従い、販売に関する報告書をAppleに提出しなければなりません。

B. Appleは、支払うべきすべての手数料および適用される税金またはその他の費用についてデベロッパに請求書を発行し、当該請求書は、対象となる暦月をカバーする報告書を受領してから15暦日以内に発行されるよう、商業上合理的な努力を払うものとします。当該請求書は、Appleの関連会社により発行される場合があります。請求書が発行されてから30暦日以内に、デベロッパは、Apple提供資料においてAppleが指定する方法および請求書に記載された通貨により、Appleが承認した支払い方法（Appleにより随時変更される場合があります）を用いて、すべての手数料および適用される税金を支払わなければなりません。

C. 支払いに関するいかなる異議も、支払い期日前に提出されなければなりません。当事者間で、特定の請求の誤りがAppleに帰責するものであると判断された場合、Appleは、修正後の請求書を発行します。デベロッパが提出した報告書により返金が行われたことが示された場合、Appleは、当該返金に関連する販売についてAppleに支払われた手数料をデベロッパに返還し、将来の請求書におけるクレジットの形でこれを行います。

D. **第3条**および／または**第4条**に基づきAppleに対する手数料および／または費用の対象となる販売が、デベロッパ以外の者によって行われる場合には、デベロッパは、当該販売に本付属書の要件を適用する契約を当該者と締結しなければならず、また、Apple提供資料および本付属書に定める期限および要件に従って、当該者がAppleに対して販売報告を行い、適用される手数料および／または費用をAppleに支払うことを確保する責任を負うものとします（必要に応じて、当該者との契約を強制することを含みます）。

E. 本**第5.2条(E)**は、本契約に基づくAppleのその他の権利、ならびに法律上または衡平法上認められるその他一切の救済手段に加えて適用されます。支払い期日を過ぎた支払いについては、月利1%または法令により許容される最高利率のいずれか低い方の利率による利息が付されます。また、デベロッパまたはデベロッパの関連会社が、本契約またはその他の契約に基づき、もしくはこれらに関連してAppleに対して支払うべき金額の全部または一部を支払わない場合、Appleは、いつでも、かつ随時、当該金額(全部または一部)を、Appleがデベロッパまたはデベロッパの関連会社に対して支払うべき金額(Appleがエンドユーザーからデベロッパのために回収した金額を含みます)と相殺する権利を留保します。相殺の対象となる金額が異なる通貨で表示されている場合、Appleは、App Store Connectに反映され、随時更新される、デリバリー期間に対して固定された為替レートに従い、Appleとデベロッパとの間で合意された送金通貨に当該金額を換算することができます。本条に基づくAppleの権利行使は、本契約またはその他に基づきAppleが有するほかのいかなる権利または救済手段をも制限し、または影響を及ぼすものではありません。

5.3 税金

A. デベロッパは、以下を含む(これらに限定されません)税金に関する責任を負うものとします。(i)当該販売が課税対象となるか否かの判断。(ii)適用される税率に基づく税金の課税および徴収。(iii)適切な課税当局への税金の納付。(iv)エンドユーザーまたは適切な課税当局に対して要求される書類の提供。Appleが、販売に関して税金を徴収または納付する義務を負うと判断した場合、当該税金(および当該税金を判断するためにAppleが必要とする情報)は、Appleによりデベロッパから別途徴収されるものとし、デベロッパは、本付属書の条件に従って当該税金をAppleに支払うものとします。

B. Appleは、いかなる手数料に関しても、課税当局により課される、適用される税金、賦課金、関税、費用、料金、控除、またはこれらと同等の効果を有する一切の金額について、デベロッパに請求書を発行することができます。Appleは、当該適用税額を決定し、徴収し、かつ、管轄の課税当局に納付するものとし、デベロッパは、Appleにより請求された当該税金を支払うことに同意します。いかなる課税当局が、リバースチャージ方式による会計処理、自己申告・自己計算、報告義務を含むがこれらに限定されない税務コンプライアンス上の責任をデベロッパに課す場合には、デベロッパは、当該コンプライアンス義務について全面的な責任を負うものとします。

C. 本付属書において規定されていない税金について、デベロッパからAppleへの支払いに関連してAppleが徴収または納付する義務を負う場合、当該税金はデベロッパに請求され、デベロッパは当該税金をAppleに支払うものとします。

D. 適用法令により、本付属書の条件に基づきAppleに支払われるべき金額について源泉徴収税の控除が求められる範囲において、デベロッパは、以下を行うものとします。(i)控除または源泉徴収が行われなかった場合に本付属書の条件に基づきAppleが受領したであろう全額と同額の正味金額をAppleが受領できるようにするために必要となる追加金額を支払うこと。(ii)当該控除を行うこと。(iii)適用法令に定める期間内に、当該税金を関係する政府の課税当局に納付すること。(iv)当該納付に関する、Appleが合理的に満足する書類をAppleに提供すること。

E. デベロッパは、適用される法域において適切に登録されており、当該法域に準拠した有効な識別番号を保有していること、ならびに、当該登録を失った場合または有効な識別番号を保有しなくなった場合には、Appleに通知することを表明します。さらに、デベロッパは、Appleから要請された、適用される識別番号、登録証明、税務書類、認証、または情報を適時にAppleに提供するものとし、これを行わない場合には、本契約に基づきAppleが有するその他の権利に加え、デベロッパまたはデベロッパのアプリケーションが代替アプリマーケットプレイス（日本、ブラジル）を運営する権限、代替アプリマーケットプレイス（日本、ブラジル）で配信される権限、または代替決済処理もしくは外部誘導を使用する権限が取り消される可能性があります。デベロッパは、本要件に起因して生じる一切の本件損失について、Apple被補償当事者を補償し、これらに損害を与えないことに同意します。

5.4 Appleの監査権

いかなる反対の定めがある場合であっても、デベロッパは、販売によりAppleに支払われるべき金額および請求された返金（税金を含みます）に関する完全かつ正確な帳簿および記録を、Appleへの報告書の提出日から3年間維持および保管しなければなりません。Appleは、Appleに対する支払いの正確性を確認するため、本**第5条**に基づく販売および当該販売に関して請求された返金に関するデベロッパの帳簿および記録について、当該3年間の期間中、調査および監査を行うことができます。明確化のために付言すると、Appleは、デベロッパのすべての財務データを調査または監査するものではなく、Appleの手数料、Appleに対する支払い、および請求された返金の正確性を判断するために関連するデータに限って調査または監査を行うものとします。監査要請に応じるため、デベロッパは、当該要請日から30暦日以内に、監査が実施されることを許可しなければなりません。Appleは、当該時点においてAppleまたはデベロッパのいずれの監査にも関与していない独立した公認会計士を選任し、通常の営業時間内に、双方が合意した日時および場所において、デベロッパの該当する帳簿および記録の監査を行わせることができます。

6. 一般条項

6.1 エンタイトルメントプロファイル

A. 本付属書に定める一部の機能については、エンタイトルメントプロファイルが必要となります。その場合、デベロッパは、当該エンタイトルメントプロファイルの使用を申請し、かつAppleがその使用を承認したアプリケーションにおいてのみ、当該エンタイトルメントプロファイルを使用することができます。デベロッパは、当該エンタイトルメントプロファイルおよび関連するAPIの使用申請に関して、真実、正確かつ完全な情報をAppleに提出すること、ならびに、情報に変更が生じた場合には、Apple提供資料に定める指示に従ってAppleに更新情報を提供することに同意します。デベロッパは、変更が、エンタイトルメントプロファイルの継続的な利用資格に影響を及ぼす可能性があることを認めるものとします。Appleは、デベロッパの申請を審査し、その単独の裁量により、エンタイトルメントプロファイルを付与しない権利を留保します。その場合、デベロッパは、当該エンタイトルメントプロファイルまたは関連するAPIを使用することができず、また、Appleは、その単独の裁量により、当該エンタイトルメントプロファイルを取り消すことができます。デベロッパが本付属書に同意している場合であっても、Appleは、エンタイトルメントプロファイルの付与または関連するAPIへのアクセスの申請を拒否したことについて、デベロッパに対して一切の責任を負わないものとします。

B. デベロッパは、Appleから関連するエンタイトルメントプロファイルを受領していない限り、関連するAPIを使用し、または使用しようとせず、ならびに、許可された機能(例:アプリケーションの配信、代替決済処理および/または外部誘導)を利用しないことを認め、これに同意します。デベロッパがエンタイトルメントプロファイルを取得した場合、本付属書および本契約の条件に従うことを条件として、Appleはデベロッパに対し、本契約期間中、以下に定める制限付き、非独占的、一身専属的、取り消し可能、サブライセンス不可、かつ譲渡不能なライセンスを、ここに付与します。

(i) デベロッパのアプリケーションのテストおよび開発のために、エンタイトルメントプロファイルをデベロッパの認定デベロッパに配布すること。

(ii) 本契約(本付属書に基づき許可される場合を含みます)に従った配信のための提出を目的として、認定テストユニットまたは登録デバイス上においてのみ、デベロッパのアプリケーションと共に当該エンタイトルメントプロファイルを使用すること。

C. 外部誘導および代替決済処理に関するエンタイトルメントプロファイルは、デベロッパのアプリケーションがApp Storeで配信される場合にのみ使用が許可されます。

D. デベロッパは、関連するエンタイトルメントプロファイルを使用する場合に限り、本付属書およびApple提供資料において明示的に許可されている範囲内でのみ、関連するAPIおよび許可された機能を使用することに同意します。デベロッパは、当該エンタイトルメントプロファイルが付与されていないデベロッパのいかなるアプリケーション、またはほかの開発者のアプリケーションにおいても、当該エンタイトルメントプロファイルを使用し、または使用しようとしないことに同意します。デベロッパは、本付属書に基づき提供されるエンタイトルメントプロファイルを、Apple Developer Enterprise Program使用許諾契約に基づいて開発または配信されるアプリケーションと共に使用してはなりません。

6.2 権利留保

本契約に基づくAppleのその他の権利、ならびに法律上または衡平法上のその他一切の救済手段を何ら制限することなく、Appleが、デベロッパまたはデベロッパのアプリケーションが本付属書または本契約のいずれかの要件を遵守していないと判断する合理的な理由を有する場合、Appleは、デベロッパへの通知をもってただちに、本付属書に関連するAPIの全部または一部へのアクセスを取り消す権利を留保します。また、Appleは、デベロッパに対し、本付属書に関連するエンタイトルメントプロファイルをデベロッパのアプリケーションから削除することを求め、App Storeからデベロッパのアプリケーションのアップデートをブロックし、表示を非表示にし、または削除し、Appleプラットフォーム上でのデベロッパのアプリケーションの配信またはアップデートを停止し、さらに、Apple Developer Programからデベロッパを停止または除外することができます。

付属書13

（本契約に対する）

iOSおよびiPadOSアプリに関する中国本土での付加条件

1. 2026年3月15日より、本**付属書13**の条件は、iOSおよびiPadOS上のApp Storeの中国本土のストアフロントで配信されるアプリケーションの手数料および支払いに適用されます。

2. 有料アプリケーション契約は修正および再規定され、ライセンスアプリケーションの販売に対するAppleの標準手数料率は25%となります。また、有料アプリケーション契約およびMini Apps Partner Program追加契約は修正および再規定され、(1)デベロッパがApp Store Small Business Programに参加している期間中、(2)販売がMini Apps Partner Programに基づくプログラム料率の適用条件を満たす場合、または(3)有料アプリケーション契約に記載されている、1年を超える有効な自動更新サブスクリプションの購入である場合、手数料率は12%となります。

付属書14

（本契約に対する）

アプリに関する欧州連合での付加条件

本付属書は、2026年10月1日または本付属書14を含む本契約にデベロッパが署名した日付のいずれか遅い方をもって効力を生じるものとします。

本付属書は、デベロッパが以前に署名した「Alternative Terms Addendum for Apps in the EU」（EUにおけるアプリに関する新しい規約の付属文書）および「StoreKit External Purchase Link Addendum for Apps in the EU」（EUにおけるアプリに関するStoreKit外部購入リンク追加契約）に取って代わり優先されるものとします。

1. 定義

「**代替アプリマーケットプレイス（EU）**」とは、主たる目的としてほかのアプリケーションの発見および配信を行うアプリケーションであり、かつ当該行為をするために必要な関連エンタイトルメントプロファイルを取得しているデベロッパのアプリケーションを指します。本付属書において、「**アプリケーション**」とは、特段の定めがない限り、デベロッパのアプリケーションに加え、ほかの開発者によるアプリケーションを含むものとします。

「**代替決済処理**」とは、本付属書**第3条**の要件に従い、App Storeで配信されるデベロッパのアプリケーション内において、デジタル商品およびサービスを販売するために、Appleのアプリ内課金システム以外の決済システム（以下「**代替決済システム**」といいます）を提供することを指します。

「**Apple事業体**」とは、Apple Inc.（所在地：One Apple Park Way, Cupertino, California）、Apple Canada Inc.（所在地：120 Bremner Blvd., Suite 1600, Toronto ON M5J0A8, Canada）、Apple Services LATAM LLC（所在地：2811 Ponce De Leon Boulevard, Floor 12, Coral Gables, Florida）、またはApple Distribution International Ltd.（所在地：Hollyhill Industrial Estate, Hollyhill, Cork, Republic of Ireland）のいずれかを指します。

「**Apple提供資料**」とは、Appleがデベロッパに提供するドキュメント、エンタイトルメントプロファイルその他の資料であって、本付属書**第3条**の要件に参照により組み込まれるものを指します。

「**ライセンスアプリケーション**」とは、(a)すべての「ドキュメントおよびプログラム要件」を満たし、準拠するアプリケーションで、かつ、(b)Appleが配布するために選定してデジタル署名したアプリケーションのことをいいます。これには、代替アプリマーケットプレイス（EU）またはデベロッパのウェブサイト（EU）を通じた配信、または代替アプリマーケットプレイス（EU）としての配信が含まれます。また、当該アプリケーション内において、In-App Purchase APIその他の方法により、デベロッパが提供する追加の機能、コンテンツまたはサービスの一切を含みます。

「**ライセンスアプリケーション情報**」とは、本付属書、有料アプリケーション契約および／または別紙1に従って使用する目的で、デベロッパがAppleに提供するライセンスアプリケーションに関するスクリーンショット、画像、イラスト、プレビュー、アイコン、またはその他のテキスト、記述、表示、情報のことをいいます。

「**外部誘導**」とは、本付属書の**第3条**の要件に従い、エンドユーザーをApp Storeで配信されるデベロッパのアプリケーションから、デベロッパのアプリケーション外にあるリンク先でデベロッパが選択した配信チャネルから購入またはダウンロード可能なデベロッパまたは第三者が提供するデジタル商品またはサービス（アプリを含む）に誘導することを指します。配信チャネルは、ウェブサイト、代替アプリマーケットプレイス（EU）、またはアプリのいずれかです。デベロッパは、実行可能なリンク（すなわち、タップまたはスキャン可能なリンク）を用いてエンドユーザーを誘導することもできます。明確化のために付言すると、デベロッパおよび第三者は、デベロッパが外部誘導をエンドユーザーに提供した後にエンドユーザーと契約を締結することができます。アプリケーションを代替配信からダウンロードできる場所は、**第2条**に定められています。

「**ウェブサイト（EU）**」とは、デベロッパが所有し、運営し、かつAppleに登録しているウェブサイトを指します。デベロッパは、当該ウェブサイトを通じてデベロッパのアプリケーション（代替アプリマーケットプレイス（EU）など）を配信します。デベロッパのウェブサイト（EU）に関する要件は、デベロッパのアプリケーションのマーケティング、販売、または配信に関連して使用されるデベロッパのウェブサイト（EU）の側面にのみ適用されるものとします。

2. EUにおける代替配信

2.1 代替アプリマーケットプレイス（EU）およびウェブサイトでの配信

A. デベロッパは、自身のアプリケーションを代替アプリマーケットプレイス（EU）とするために、当該アプリケーションについてエンタイトルメントプロファイルを取得しなければなりません。EU用の当該エンタイトルメントプロファイルは、iOS 17.4またはiPadOS 18.0以降を搭載したEU内のデバイスにのみ対応します。デベロッパは、デベロッパのウェブサイト（EU）を通じてデベロッパのアプリケーションを配信するため、Apple Developer Programのウェブポータル上でアクセスの申請を行わなければなりません。デベロッパのウェブサイト（EU）を通じた配信は、iOS 17.5またはiPadOS 18.0以降を搭載したEU内のデバイスにのみ対応します。本契約およびApple提供資料に定める要件に加えて、デベロッパの代替アプリマーケットプレイス（EU）またはデベロッパのウェブサイト（EU）で配信されるデベロッパのアプリケーションについては、以下の要件を満たさなければなりません。

- デベロッパは、組織としてApple Developer Programに登録されていなければなりません。

- デベロッパのアプリケーションについては以下を条件とします。

    - デベロッパの代替アプリマーケットプレイス（EU）について、EUにおけるiOSおよび／またはiPadOS上でのみ配信される新しいバイナリであること（ただし、本契約に基づき、Appleが明示的に許可したほかの法域またはAppleプラットフォームであって、デベロッパが対応するエンタイトルメントプロファイルを同様に取得している場合を除きます）。

    - デベロッパの代替アプリマーケットプレイス（EU）について、主たる目的が、アプリケーションの発見および配信であること。

    - デベロッパのウェブサイト（EU）からのみ配布されること。

- デベロッパは、少なくとも以下のいずれかの基準を満たさなければなりません。

    - Apple Developer Programの登録料が免除された政府系機関、教育機関、または非営利団体であること。

    - Dun & Bradstreet（以下「D&B」といいます）による「Global Business Ranking」スコアにおいて、D&Bが定義する「Low Risk」または「Below Average Risk」カテゴリーに該当していること。

    - デベロッパの組織またはデベロッパが属する企業グループが国際取引所連合またはEuronext社に登録された証券取引所に上場されていること。

    - デベロッパは、Apple提供資料に定める指示に従い、格付けがBBB-（またはS&P、Fitch、もしくはMoody'sにより同等と認められる）の金融機関が発行する、金額が100万米ドル（または現地通貨による同等額）のスタンバイ信用状をAppleに提供し、かつ、デベロッパの代替アプリマーケットプレイス（EU）またはウェブサイト（EU）が顧客に対するアプリケーションの配信を開始したあと、少なくとも6か月間、当該スタンバイ信用状を維持すること。

    - 過去3年間に会計監査を受けたことがあり、（現地法令に基づく）公認会計または保証会社から無限定および無修正適正意見を受けていること。

    - Apple Developer Programにおいて、2年以上継続して良好なステータスを維持しているメンバーであり、かつ、前暦年において、iOSおよび／またはiPadOS上で全世界合計100万件を超える初回年間インストール数を有するアプリケーションを保有していること。「初回年間インストール」とは、12か月間において、Appleアカウント（Apple Accountまたは管理対象Apple Account）が、iOSおよび／またはiPadOS上でデベロッパのアプリケーションを初めてインストールすることをいいます。当該インストールは、App Store、TestFlight、代替アプリマーケットプレイス（EU）、カスタムアプリケーション、またはデベロッパのウェブサイト（EU）を通じて配信されるアプリケーションのダウンロード、再ダウンロード、もしくはアップデート後に行われる場合があります。

    - Midas List（Midas List Europeを含みます）、Invest Europe、またはHEC-Dow Jones Venture Capital Performance Ranking Listにランクインしているベンチャーキャピタル企業から出資を受けているスタートアップ企業であること。

- デベロッパの代替アプリマーケットプレイス（EU）については、デベロッパはさらに以下を行わなければなりません。

    - 配信を予定しているアプリケーションについて、コンテンツおよびビジネスモデルに関する事項を含む利用条件を提供および公表すること。

    - EUにおけるiOSおよび／またはiPadOS上で、デベロッパ自身のアプリケーションのみを配信すること。

- データの収集および利用方法に関する透明性のあるポリシーを公表し、ユーザーに対して、データがどのように収集・利用されるかについての管理手段を提供しなければなりません。

- デベロッパは、デジタルサービス法、一般データ保護規則、消費者保護法を含め、デベロッパが事業を行う各法域において適用される法令を遵守することを認めなければなりません。

- デベロッパは、エンドユーザー、Apple、デベロッパの代替アプリマーケットプレイス（EU）上のアプリケーションの開発者、ならびにその他の関係者が、デベロッパの代替アプリマーケットプレイス（EU）、ウェブサイト（EU）、および／または代替アプリマーケットプレイス（EU）もしくはウェブサイト（EU）を通じて配信されるアプリケーションに関連する知的財産権に関する紛争をデベロッパに通知できる仕組みを提供し、これらを適切に処理しなければなりません。デベロッパの代替アプリマーケットプレイス（EU）、ウェブサイト（EU）、または代替アプリマーケットプレイス（EU）もしくはウェブサイト（EU）上のアプリケーションに含まれるコンテンツが、Appleまたは第三者の知的財産権を侵害している、もしくは侵害を可能にしていることを認識した場合、デベロッパは当該コンテンツへのアクセスを削除または無効化するため、速やかに措置を講じなければなりません。デベロッパは、事前に警告を行った上で、侵害コンテンツを頻繁に提供する代替アプリマーケットプレイス（EU）上のアプリケーションの開発者を排除しなければなりません。

- デベロッパは、違法であること、Appleまたは第三者の知的財産権を侵害していること、および／またはデベロッパのアプリケーションに関する利用条件に違反していることを理由として、デベロッパの代替アプリマーケットプレイス（EU）またはウェブサイト（EU）を通じて配信されるアプリケーションの掲載を削除するよう求める政府機関その他からの要請への対応について、責任を負わなければなりません。

- デベロッパは、ウェブサイト（EU）またはデベロッパのアプリケーション（代替アプリマーケットプレイス（EU）を含みます）における詐欺的、悪意のある、または違法な行為、ならびに代替アプリマーケットプレイス（EU）上の詐欺的、悪意のある、または違法な開発者もしくはアプリケーションについて、継続的な監視および検知を行い、当該行為、アプリケーション、または開発者を検知した場合には、適切な措置を講じなければなりません。

- デベロッパは、デベロッパの代替アプリマーケットプレイス（EU）、ウェブサイト（EU）、または代替アプリマーケットプレイス（EU）もしくはウェブサイト（EU）を通じて配信されるアプリケーションに関して、Appleからの連絡、特に、詐欺的、悪意のある、または違法な行為、もしくはエンドユーザーの安全、セキュリティ、またはプライバシーに影響を及ぼすとAppleが判断するその他の事項に関する連絡に対し、適切かつ迅速に対応しなければなりません。

- デベロッパは、Appleまたは第三者の知的財産権を侵害してはならず、また、Appleまたは第三者の知的財産権を侵害するアプリケーションを代替アプリマーケットプレイス（EU）またはウェブサイト（EU）を通じて配信してはなりません。デベロッパは、ほかの開発者によるアプリケーションを代替アプリマーケットプレイス（EU）経由で配信する前に、当該アプリケーションが知的財産権を侵害していないかを審査するための仕組みを実装しなければなりません。

- デベロッパは、代替アプリマーケットプレイス（EU）またはウェブサイト（EU）において使用する目的で、App Storeから、開発者メタデータまたはアプリケーションのメタデータを含むメタデータを、スクレイピング、マイニング、取得、キャッシュ、分析、またはインデックス化してはなりません。明確化のために付言すると、本項は、開発者がデベロッパに直接提出するメタデータ、デベロッパ自身のメタデータ、または適用法令に基づきデベロッパが直接取得したメタデータの使用を禁止するものではありません。さらに、デベロッパは、App Storeのために作成されたエンドユーザーの評価またはレビューについて、当該レビューがApp Store以外の者のために作成または記載されたものであると示唆する方法で、使用または転用してはなりません。

- デベロッパの代替アプリマーケットプレイス（EU）またはウェブサイト（EU）を通じて配信されたアプリケーション（デベロッパの代替アプリマーケットプレイス（EU）を含みます）の復元（すなわち、iCloudまたはコンピュータへのiOSおよび／またはiPadOSバックアップを通じた復元）および再ダウンロードは、無償で行われなければなりません。

B. 加えて、デベロッパの代替アプリマーケットプレイス（EU）またはウェブサイト（EU）から配信されるアプリケーションのインストールが有効であることを検証するため、デベロッパの代替アプリマーケットプレイス（EU）またはウェブサイト（EU）（該当する場合）は以下を満たさなければなりません。

- 代替アプリマーケットプレイス（EU）の各インストール（初回インストール、再ダウンロード、アップデート、およびその他一切のインストール形態を含みます）について、MarketplaceKitにより定義されたスキームで始まるURLの一部として、インストール検証トークンを提供するものとします。

- デベロッパの代替アプリマーケットプレイス（EU）またはウェブサイト（EU）から配信されるアプリケーションの各インストール（初回インストール、再ダウンロード、アップデートおよびその他一切のインストール形態を含みます）について、MarketplaceKitにより定義されたスキームで始まるURLの一部として、インストール検証トークンを提供するものとします。

2.2 代替アプリマーケットプレイス（EU）またはデベロッパのウェブサイト（EU）を通じて配信されるアプリケーション

A. EUにおけるiOSおよびiPadOS上のApp Storeで配信されるアプリケーションに対して利用可能なエンタイトルメントプロファイルとしてデベロッパが申請したものは、Appleにより別途定めがない限り、EUにおけるiOSおよびiPadOS上の代替アプリマーケットプレイス（EU）またはデベロッパのウェブサイト（EU）を通じて配信されるアプリケーションにも使用することができます。App Storeアプリにおけるデジタルコマースに関連するエンタイトルメントプロファイルは、当該アプリケーションがApp Storeで配信される場合にのみ使用することができます。明確化のために付言すると、これには、本付属書に基づく外部誘導、または代替決済処理を提供するためのエンタイトルメントプロファイルが含まれます。

B. Appleは、デベロッパのアプリケーションが配信される代替アプリマーケットプレイス（EU）に対し、デベロッパのアプリケーションの状態、デベロッパのアプリケーションに関連する詐欺的、悪意のある、または違法な行為、ならびにエンドユーザーの安全、セキュリティ、またはプライバシーに影響を及ぼすとAppleが判断するその他の事項について連絡を行う権利を留保します。

C. デベロッパのアプリケーションは、Appleまたは第三者の知的財産権を侵害してはなりません。デベロッパのアプリケーション内のコンテンツが、Appleまたは第三者の知的財産権を侵害していることを認識した場合、デベロッパは当該コンテンツを削除する、または当該コンテンツへのアクセスを無効化するため、速やかに措置を講じなければなりません。

2.3　代替配信に関する一般条項

A.　明確化のために付言すると、本**第2.3条**の条項は、代替アプリマーケットプレイス（EU）、デベロッパのウェブサイト（EU）、および代替アプリマーケットプレイス（EU）またはデベロッパのウェブサイト（EU）を通じて配信されるアプリケーションに適用されます。

B.　iOSおよび／またはiPadOS上でインストール可能とするため、代替アプリマーケットプレイス（EU）、および代替アプリマーケットプレイス（EU）またはデベロッパのウェブサイト（EU）を通じて配信されるアプリケーションは、公証審査ガイドラインを含む本付属書および本契約の条項に従わなければなりません。

C.　アプリケーションまたはライセンスアプリケーション（App Store上で配信される場合を含みます）に適用される本契約（**第1条から第14条**までならびにすべての**付属書、別紙および別添資料**を含みます）の条件は、以下に定める場合を除き、代替アプリマーケットプレイス（EU）またはデベロッパのウェブサイト（EU）を通じて配信されるアプリケーションおよびライセンスアプリケーション、ならびに代替アプリマーケットプレイス（EU）にも適用されます。

- **第3.3.4条（A）（iii）**

- 本契約**第3.3.9条（C）**に関わらず、代替アプリマーケットプレイス（EU）またはデベロッパのウェブサイト（EU）を通じて配信されるアプリケーションによる購入（デジタルまたは物理的な商品を含みます）に関するApple Pay APIの使用、ならびに代替アプリマーケットプレイス（EU）によるApple Pay APIの使用は、Apple Pay on the Webに関する「適正利用ガイドライン」を遵守し、かつ、適用される「Apple PayプラットフォームWeb利用規約」および関連する契約に同意していることを条件として、許可されます。本付属書の目的上、デベロッパがこの方法によりApple Pay APIを使用する場合、ウェブ上のApple Payの利用に関するガイドラインにおける「ウェブサイト」の意味、ならびにApple Payプラットフォームのウェブ利用規約および関連する契約における「ウェブサイト」の意味には、取引を円滑にするためにApple Payプラットフォームを使用するデベロッパのアプリケーションも含まれます。

- **第6.3条**

- **第7.1条**および**第7.2条**

- **付属書2**

- 本契約の**別紙1**、**2**、**3**は適用されません。

本**第2.3条（C）**は、バンドルIDが同一である場合であっても、アプリケーションおよびライセンスアプリケーションがApp Storeで配信される際に適用される本契約の条件には影響を及ぼしません。

D.　デベロッパの代替アプリマーケットプレイス（EU）、デベロッパのウェブサイト（EU）を通じて配信されるデベロッパのアプリケーション、または代替アプリマーケットプレイス（EU）を通じて配信されるデベロッパ自身もしくはほかの開発者のアプリケーションに関して、App Store ConnectまたはMarketplace Search APIを通じてAppleに提供するメタデータは、すべての年齢層（4歳以上）に適したものでなければなりません。

E. 本契約の条件に関わらず、デベロッパは、App Store Connectを通じて提出したデベロッパのライセンスアプリケーションに関する情報、ならびにデベロッパのライセンスアプリケーションを配信し、かつMarketplace Search APIと統合する代替アプリマーケットプレイス(EU)により提供される当該メタデータについて、iOSデバイス上のiOSおよびiPadOSデバイス上のiPadOS(該当する場合)を通じたコンテンツの検索および発見の目的で、Appleがこれらを使用することを許可します。さらに、デベロッパは、書面により別途Appleに通知しない限り、Appleが、デベロッパが提出したメタデータを、Appleデベロッパイベント(例:Worldwide Developers Conference、オンライン動画)および開発者向けドキュメンテーションにおいて使用することに同意します。

F. デベロッパは、代替アプリマーケットプレイス(EU)として配信する旨、または代替アプリマーケットプレイス(EU)またはデベロッパのウェブサイト(EU)を通じて配信する旨を示した、デベロッパがAppleに提供する各アプリケーションについて、米国から欧州連合内のデベロッパが配信を行うすべての地域への輸出が、米国輸出管理規則15 C.F.R.第730-774部を含むがこれに限定されない、すべての適用法令および適用される欧州の法令の要件に従って許可されていることを表明し、保証します。さらに、Appleに提供するライセンスアプリケーションのすべてのバージョンが、国際武器取引規則22 C.F.R. Parts 120-130の対象ではなく、15 C.F.R § 744で定義され詳述されている軍事関係のエンドユーザーまたは軍事関係の最終用途向けに設計、製造、変更、または構成されたものではないことを表明および保証するものとします。本**第2.3条(F)**の一般性を制限することなく、デベロッパは、(i)いかなるアプリケーションも、いかなるデータ暗号化もしくは暗号機能も含まず、それらを使用せず、またはそれらをサポートしておらず、または(ii)いずれかのアプリケーションが、かかるデータ暗号化もしくは暗号機能を含み、それらを使用し、またはそれらをサポートしている場合、デベロッパは、デベロッパが米国輸出管理令および適用される欧州の法令を遵守していることを証明するものとし、かつ、必要に応じて、米国商務省産業安全保障局(以下「BIS」といいます)が発行した輸出分類判定(以下「CCATS」といいます)、またはBISに提出する自己分類報告書、および当該ライセンスアプリケーションに関する輸入許可を要求するその他の地域からの適切な許認可を保有し、かつ、要請に応じて、これらのPDFコピーをAppleに提供するものとします。明確化のために付言すると、本付属書に基づき提供されるAppleソフトウェアおよびAppleサービスの利用に関して、デベロッパがサービスプロバイダに支援を依頼する場合には、本契約に定めるその他の要件に加え、当該サービスプロバイダは、本契約**第14.8条**に定める要件を遵守しなければなりません。

G. デベロッパの代替アプリマーケットプレイス(EU)、デベロッパのウェブサイト(EU)、または代替アプリマーケットプレイス(EU)またはデベロッパのウェブサイト(EU)を通じて配信されるアプリケーションは、Appleの知的財産権を侵害してはならず、また、App StoreまたはAppleの製品、サービス、インターフェイス、コンピュータソフトウェアアプリケーション、もしくは広告テーマ(App Store、TestFlight、App Store Connect、App Storeアイコン、TestFlightアイコン、App Store Connectアイコンの使用を含みますが、これらに限定されません)と混同を生じさせるほど類似してはなりません。デベロッパは、Appleの商標、サービスマーク、図形標章、ロゴ、アイコン、トレードドレス、スローガン、またはこれらに類似する表示を対象とする、あるいはこれらを組み込んだ商標、サービスマーク、または著作権を、会社名、製品名、またはサービス名(デベロッパの代替アプリマーケットプレイス(EU)またはデベロッパのウェブサイト(EU)の名称を含みます)として出願または登録してはなりません。デベロッパは、直接または間接を問わず、Appleが、デベロッパ、代替アプリマーケットプレイス(EU)、デベロッパのウェブサイト(EU)、またはいかなるアプリケーションについても、推奨、承認、もしくは後援していると示唆または暗示してはなりません。明示的な書面によるライセンスがない限り、Appleの商標、サービスマーク、トレードドレス、スローガン、図形標章、ロゴ、アイコン、またはこれらに類似する表示を、Appleとの提携、承認、または後援を示唆もしくは暗示する方法で使用することは、本契約の条件に違反します。

H. デベロッパの代替アプリマーケットプレイス(EU)、または代替アプリマーケットプレイス(EU)もしくはデベロッパのウェブサイト(EU)を通じて配信されるアプリケーションは、エンドユーザーをApp Storeに誘導するリンクを(ストアフロントまたはマーケットプレイスとして表示するなどの方法で)集約して表示してはなりません。

I. デベロッパの代替アプリマーケットプレイス(EU)または代替アプリマーケットプレイス(EU)もしくはデベロッパのウェブサイト(EU)を通じて配信されるアプリケーションは、以下を満たさなければなりません。

- Apple提供資料に従って、MarketplaceKitを採用すること。

- Apple提供資料に従い、デベロッパの代替アプリマーケットプレイス(EU)または代替アプリマーケットプレイス(EU)もしくはデベロッパのウェブサイト(EU)を通じて配信されるアプリケーションが、デジタル商品およびサービスの購入を提供しているかいなかを、Info.plistにおいて申告すること。

3. EU向けの代替App Storeビジネス条項

3.1 代替決済処理および外部誘導に関する適格要件およびプログラム要件

A. 代替決済処理または外部誘導を使用するためには、デベロッパのアプリケーションは、以下を満たさなければなりません。

1. (i)EU内のいずれかの国または地域で利用可能な1つ以上のストアフロント(以下「EUストアフロント」といいます)において、iOS、iPadOS、macOS、tvOS、visionOS、および／もしくはwatchOS上のApp Storeで配信されていること、または(ii)欧州経済領域内のいずれかの国または地域で利用可能な1つ以上のストアフロントにおいて、iOSまたはiPadOS上のApp Storeで配信されており、(a)主たる目的が音楽ストリーミングサービスを提供することで、(b)主たるアプリカテゴリが「ミュージック」であること。

2. Apple提供資料に記載されたエンタイトルメントを付与した状態で提出されていること。

B. デベロッパは、以下を確実にしなければなりません。

- App Storeのキッズカテゴリに属するアプリケーションである場合、いかなるエンドユーザーに対しても外部誘導を提供しないこと。

- 13歳(またはApple提供資料に記載されている、該当するEUストアフロントに適用されるこれより上の関連する制限年齢)未満のエンドユーザーに対して外部誘導を提供しないこと。

- 13歳(または該当するEUストアフロントに適用される、これより上の関連する制限年齢)以上18歳未満のエンドユーザーに対して外部誘導を提供しないこと(デベロッパが、アクセスに保護者の承認が必要な部分で当該オプションを提供している場合を除く)。

- 18歳未満のエンドユーザーに対して代替決済処理を提供しないこと（デベロッパが、アクセスに保護者の承認が必要な部分で当該オプションを提供している場合を除く）。

C. デベロッパのアプリケーションは、Appleのアプリ内課金システムの利用を妨げ、または中断させるような、否定的な表現もしくは視覚的表現を使用してはなりません。

D. 実行可能なリンクを使用して、代替決済処理および／または外部誘導を提供するかどうか選択でき、その場合、Appleのアプリ内課金システムを含めることもできます。また、デベロッパは、Appleのアプリ内課金システムを単独で提供するかどうかも選択できます。本契約（付属書14を含みます）の発効日またはデベロッパが本契約を初めて承認した日のいずれか遅い方以降、App Storeですでに配信されているアプリケーションに対するデベロッパの選択に変更を加えた場合、その変更は12か月間有効に存続するものとします。当該日以降、App Storeでの配信のためにデベロッパが新たにアプリケーションを提出した場合、当該アプリケーションがApp Storeで最初に配信された際のデベロッパの選択が12か月間有効に存続するものとします。デベロッパが行った選択はEUのすべてのストアフロントに適用され、その後の選択も12か月間有効に存続するものとします。明確化のために付言すると、本**第3.1条(D)**におけるデベロッパの選択は、デベロッパによる実行可能なリンクを使用しない外部誘導の使用には影響しません。これらは、本付属書のその他の規定（Apple提供資料に規定されているエンタイトルメントの使用を含みます）に従って、デベロッパがいつでも任意のEUストアフロントで提供する（または提供しない）ことにすることができます。

E. デベロッパは、App ReviewガイドラインでAppleのアプリ内課金システムの使用が求められている場合でも、代わりに代替決済処理を提供することを選択できます。

F. デベロッパのアプリケーションが代替決済処理および／または実行可能なリンクを使用した外部誘導（以下総称して「**支払い方法**」といいます）、ならびにAppleのアプリ内課金システムを提供している場合、デベロッパのアプリケーションのいかなるユーザーインターフェイス上で提示されるデジタル購入についても、デベロッパは以下を満たさなければなりません。

- 当該ユーザーインターフェイス上に表示するその他の支払い方法とあわせて、Appleのアプリ内課金システムを提供すること。

- 当該ユーザーインターフェイス上でほかのいかなる支払い方法が表示される場合はいつでも、Appleのアプリ内課金システムを、少なくとも同等以上に目立つ形で表示すること。

- 同一のユーザーインターフェイス上でほかの支払い方法とあわせて表示する場合には、Apple提供資料に定める、Appleのアプリ内課金システムの表示方法に関する指示に従うこと。

G. デベロッパのアプリケーションがAppleのアプリ内購入システムを提供しておらず、かつ代替決済処理と実行可能なリンクを使用した外部誘導の両方を提供している場合、ユーザーに真の選択機会を提供するため、提示された各デジタル購入において、代替決済処理オプションを、その使用を妨げたり曖昧にしたりしない方法で、実行可能なリンクを使用した外部誘導と同じ画面で、表示および選択できなければなりません。

H. デベロッパのアプリケーションのApp Store製品ページにおいて、外部誘導または代替決済処理による購入に関する情報を含めてはなりません。

I. 本契約**第3.3.9条(C)**に関わらず、外部誘導または代替決済処理を通じて提供されるデジタル購入については、デベロッパのアプリケーションにおいてApple Pay APIを使用することができます。

J. デベロッパのアプリケーションが代替決済処理および／または実行可能なリンクを使用した外部誘導を使用する場合、リーダーアプリ向けのStoreKit外部リンクアカウントエンタイトルメントプロファイルを使用してはなりません。ただし、デベロッパのアプリケーションで、実行可能なリンクを使用しない外部誘導とStoreKit外部リンクアカウントエンタイトルメントを使用するリンクを提供することはできます。その場合、デベロッパのアプリケーション内のStoreKit外部リンクアカウントエンタイトルメントを使用するリンクがある同じページに当該外部誘導が存在しないことが条件となります。

K. 代替決済処理および／または外部誘導のベータテストの目的でTestFlightを使用することができます。ただし、当該テストにおいて発生するいかなる取引についても、テスターには無償で提供されなければなりません。

3.2 代替決済処理：設計および技術要件

A. エンドユーザーが、デベロッパの代替決済システムを使用して購入を行う各支払いフローの開始前、ならびに特定の購入に関連しない場合であっても、デベロッパの代替決済システムに支払い情報を入力する各フローの開始前に、デベロッパは、関連するStoreKit APIを呼び出し、(1)代替決済処理を使用できること、ならびに支払いを行う資格および能力があることを確認し、かつ、(2)該当する場合には、システム開示シートを表示しなければなりません。

B. デベロッパの代替決済システムを使用するエンドユーザー向けに提供するアプリ内の支払いフローは、同一のアプリケーション内で完結しなければなりません。

C. また、アプリ内の支払いフローには、隠された、休眠状態の、または文書化されていない支払機能もしくは挙動を含めてはなりません。

3.3 外部誘導：設計および技術要件

A. デベロッパのアプリケーションから実行可能なリンクを使用して、エンドユーザーをデジタル商品またはサービスを購入するためのデベロッパが選択したリンク先へ誘導する外部誘導の各実施前に、デベロッパは、関連するStoreKit APIを呼び出し、(1)外部誘導を使用できること、ならびに支払いを行う資格および能力があることを確認し、かつ、(2)該当する場合には、システム開示シートを表示しなければなりません。

B. Apple提供資料に定める要件に加え、本付属書に基づく外部誘導のためにデベロッパのアプリケーション内で提供するいかなる実行可能なリンクについても、以下を満たさなければなりません。

- エンドユーザーが取引を完了できるよう、当該デバイスのデフォルトのウェブブラウザアプリにおいて、ウインドウまたはタブなどのデベロッパのアプリケーション外のリンク先を開くものとします。なお、WebViewを開いてはなりません。

- リンク先で購入またはダウンロード可能なデジタル商品またはサービスに関する正確な情報を付随させます。

3.4 商取引要件

A. デベロッパのアプリケーションからの外部誘導のあとに、エンドユーザーに対して販売され、かつ特定のアプリ内での使用を目的として販売されているデジタル商品またはサービスは、当該アプリにおいて使用可能でなければなりません。

B. デベロッパのアプリケーションが、代替決済処理または外部誘導を使用して、おとり商法、詐欺、決済詐欺等を含む、誤認を招く、不正、不適切、違法、または不誠実な行為もしくは慣行を行った場合、当該アプリケーションはApp Storeから削除され、また、デベロッパはApple Developer Programから除外される場合があります。

C. デベロッパは、デベロッパのアプリケーションの内外を問わず利用するいかなる決済サービスプロバイダについても、クレジットカードおよびデビットカードのデータを取り扱うためのPCI（ペイメントカード業界）レベル1のコンプライアンスを満たしており、また、カードデータを取り扱わない場合であっても、欧州決済サービス指令を遵守していることを表明し、保証します。

D. デベロッパは、エンドユーザーに対して、カスタマーサービスの手続きを提供することに同意します。これには、不正取引に対する異議申立ての手続き、（該当する場合の）サブスクリプション管理、および返金申請の手続きが含まれます。

3.5 App Store EUストアフロントにおける手数料および支払い

A. 代替決済処理に関しては、Appleは、デジタル商品またはサービスの販売によって生じる売上（単発購入および自動更新サブスクリプションを含みます）の20%に相当するApp Store手数料を受領する権利を有します。当該取引については、以下の場合、手数料率は10%となります。(1)デベロッパがApp Store Small Business Programに参加している期間中である場合。(2)デベロッパのアプリケーションがApple Video Partner ProgramまたはMini Apps Partner Programに参加しており、当該取引がAppleのアプリ内課金システムを用いて行われた場合にプログラム手数料率の対象となっていたであろう場合。(3)当該取引が、自動更新サブスクリプションの2年目以降における自動更新である場合。App Store Small Business Programに関しては、デベロッパが得る取引収益（Appleの手数料および一定の税金・調整額控除後の金額）は、同プログラムの参加資格の判定に算入されます。当該手数料は、各エンドユーザーが支払うすべての金額に対し、返金、取り消し、またはチャージバックによる調整を行い、かつデベロッパが課す取引税を控除したあとの金額に適用されます。

B. Appleのアプリ内課金システムに関しては、発生した販売に適用される有料アプリケーション契約が修正および再規定され、ライセンスアプリケーションの販売に対するAppleの手数料率は26%となります。なお、以下の場合には、手数料率は15%となります。(1)デベロッパがApp Store Small Business Programに参加している期間中である場合。(2)当該販売が、Apple Video Partner ProgramまたはMini Apps Partner Programに基づくプログラム手数料率の対象となる場合。(3)有料アプリケーション契約に定める通り、1年を超える期間における対象となる自動更新サブスクリプションの購入である場合。

C. 外部誘導に関しては、Appleは、App Storeで配信されるアプリケーションにおいて使用可能な、リンク先でのプロモーション対象のデジタル商品またはサービスの販売（単発購入および自動更新サブスクリプションを含みます）について、エンドユーザーがデベロッパのアプリケーションからリンク先へ移動するために実行可能なリンクをタップまたはスキャンしてから7暦日以内に開始された場合、その売上の15%に相当するストアサービス手数料を受領する権利を有します。（テキスト、ビジュアル／オーディオ、および／またはリンク自体による）実行可能なリンクがApp Storeで配信される特定のアプリケーションまたはアプリケーション内の特定のアイテムを参照している場合、当該アプリケーションで使用可能なすべてのデジタル商品およびサービスがプロモーション対象とみなされます。当該アプリケーションで使用できないデジタル商品およびサービスは、プロモーション対象とは見なされません。当該取引については、以下の場合、手数料率は10%となります。（1）デベロッパがApp Store Small Business Programに参加している期間中である場合。（2）デベロッパのアプリケーションがApple Video Partner ProgramまたはMini Apps Partner Programに参加しており、当該取引がAppleのアプリ内課金システムを用いて行われた場合にプログラム手数料率の対象となっていたであろう場合。（3）当該取引が、自動更新サブスクリプションの2年目以降における自動更新である場合。App Store Small Business Programに関しては、デベロッパが得る取引収益（Appleの手数料および一定の税金・調整額控除後の金額）は、同プログラムの参加資格の判定に算入されます。取引がサブスクリプション（無料トライアルまたはオファーを含みます）である場合、その後のすべての自動更新は手数料の対象となります。当該手数料は、各エンドユーザーが支払うすべての金額に対し、返金、取り消し、またはチャージバックによる調整を行い、かつデベロッパが課す取引税を控除したあとの金額に適用されます。

4. コアテクノロジー手数料

A. 本第4条の条項は、代替アプリマーケットプレイス（EU）または代替アプリマーケットプレイス（EU）もしくはデベロッパのウェブサイト（EU）で配信されるアプリケーションに適用されます。

B. コアテクノロジー手数料は、デベロッパの代替アプリマーケットプレイス（EU）、または代替アプリマーケットプレイス（EU）もしくはデベロッパのウェブサイト（EU）において配信されるデベロッパのアプリケーションで完了した、デジタル商品またはサービスのすべての販売（単発購入および自動更新サブスクリプションを含みます）であって、Appleプラットフォーム上で配信されるアプリケーションにおいて使用可能なものに適用されます。

C. コアテクノロジー手数料は、代替アプリマーケットプレイス（EU）、または代替アプリマーケットプレイス（EU）もしくはデベロッパのウェブサイト（EU）において配信されるアプリケーションをダウンロードまたは利用するために必要となる、Appleプラットフォーム上でのデジタル商品またはサービスのすべての販売（単発購入および自動更新サブスクリプションを含みます）にも適用されます。

D. 最後に、Appleプラットフォーム上で配信されるアプリケーションにおいて使用可能な、ウェブサイト上でのプロモーション対象デジタル商品またはサービスの販売（単発購入および自動更新サブスクリプションを含みます）については、エンドユーザーが、デベロッパの代替アプリマーケットプレイス（EU）または代替アプリマーケットプレイス（EU）もしくはデベロッパのウェブサイト（EU）において配信されるアプリケーションから、当該ウェブサイトへ移動するために実行可能なリンクをタップまたはスキャンしてから7暦日以内に開始された場合、コアテクノロジー手数料が適用されます。（テキスト、ビジュアル／オーディオ、および／またはリンク自体による）実行可能なリンクが特定のアプリケーションまたはアプリケーション内の特定のアイテムを参照している場合、当該アプリケーションで使用可能なすべてのデジタル商品およびサービスがプロモーション対象とみなされます。かかる場合において、販売がサブスクリプション（無料トライアルまたはオファーを含みます）である時は、その後の自動更新も、**本第4条（D）**に基づく販売に含まれます。

E. コアテクノロジー手数料は、本**第4条**に基づくすべての販売額の5%とします。当該手数料は、各エンドユーザーが支払うすべての金額に対し、返金、取り消し、またはチャージバックによる調整を行い、かつデベロッパが課す取引税を控除したあとの金額に適用されます。

F. 上記の規定に関わらず、デベロッパが代替アプリマーケットプレイス(EU)を配信し、直近12か月間の世界での売上が1,000万ユーロ未満である場合、デベロッパはApple提供資料の指示に従って、小規模マーケットプレイス事業者として登録することができます。デベロッパが小規模マーケットプレイス事業者として登録されている場合、デベロッパがデベロッパの代替アプリマーケットプレイス(EU)のダウンロードを目的として請求する料金や、デベロッパがデベロッパの代替アプリマーケットプレイス(EU)で配信されるアプリケーションのダウンロードまたはアクセスのために定期的に請求する料金については、これらの料金による総収益が100万ユーロ以上になるまで、コアテクノロジー手数料は適用されません。明確化のために付言すると、デベロッパは、Apple提供資料に定める通りに、当該取引をすべてAppleに継続して報告しなければならず、Apple提供資料の指示に従って、どの取引が本**第4条(F)**の対象であるかをマークしなければなりません。また、別途本**第4条**の対象となっている、デベロッパの代替アプリマーケットプレイス(EU)のデジタル商品およびサービスのその他の販売については、コアテクノロジー手数料は免除されず、引き続き適用されるものとします。

5. 商取引追加条項

5.1 一般

A. 本**第3.4条**および**第3.5条**ならびに本**第5条**の目的において、「Apple」とは、デベロッパの所在地またはエンドユーザーのストアフロントに応じて、Apple事業体を指す場合があります。詳細については、Apple提供資料を参照してください。本**第5条**は、**第3条**および／または**第4条**に基づきAppleに対して支払うべき手数料および／または費用の対象となるすべての販売に適用されます。

B. 本**第5条**に基づく販売に限り、デベロッパは、自己の名義および自己の計算において、売主として行動するものとします。

5.2 報告、請求および支払い

A. デベロッパは、Apple提供資料に定める期限および要件に従い、販売に関する報告書をAppleに提出しなければなりません。

B. Appleは、支払うべきすべての手数料および適用される税金またはその他の費用についてデベロッパに請求書を発行し、当該請求書は、対象となる暦月をカバーする報告書を受領してから15暦日以内に発行されるよう、商業上合理的な努力を払うものとします。当該請求書は、Appleの関連会社により発行される場合があります。請求書が発行されてから30暦日以内に、デベロッパは、Apple提供資料においてAppleが指定する方法および請求書に記載された通貨により、Appleが承認した支払い方法(Appleにより随時変更される場合があります)を用いて、すべての手数料および適用される税金を支払わなければなりません。

C. 支払いに関するいかなる異議も、支払い期日前に提出されなければなりません。当事者間で、特定の請求の誤りがAppleに帰責するものであると判断された場合、Appleは、修正後の請求書を発行します。デベロッパが提出した報告書により返金が行われたことが示された場合、Appleは、当該返金に関連する販売についてAppleに支払われた手数料をデベロッパに返還し、将来の請求書におけるクレジットの形でこれを行います。

D. **第3条**および／または**第4条**に基づきAppleに対する手数料および／または費用の対象となる販売が、デベロッパ以外の者によって行われる場合には、デベロッパは、当該販売に本付属書の要件を適用する契約を当該者と締結しなければならず、また、Apple提供資料および本付属書に定める期限および要件に従って、当該者がAppleに対して販売報告を行い、適用される手数料および／または費用をAppleに支払うことを確保する責任を負うものとします（必要に応じて、当該者との契約を強制することを含みます）。

E. 本**第5.2条(E)**は、本契約に基づくAppleのその他の権利、ならびに法律上または衡平法上認められるその他一切の救済手段に加えて適用されます。支払い期日を過ぎた支払いについては、月利1%または法令により許容される最高利率のいずれか低い方の利率による利息が付されます。また、デベロッパまたはデベロッパの関連会社が、本契約またはその他の契約に基づき、もしくはこれらに関連してAppleに対して支払うべき金額の全部または一部を支払わない場合、Appleは、いつでも、かつ随時、当該金額（全部または一部）を、Appleがデベロッパまたはデベロッパの関連会社に対して支払うべき金額（Appleがエンドユーザーからデベロッパのために回収した金額を含みます）と相殺する権利を留保します。相殺の対象となる金額が異なる通貨で表示されている場合、Appleは、App Store Connectに反映され、随時更新される、デリバリー期間に対して固定された為替レートに従い、Appleとデベロッパとの間で合意された送金通貨に当該金額を換算することができます。本条に基づくAppleの権利行使は、本契約またはその他に基づきAppleが有するほかのいかなる権利または救済手段をも制限し、または影響を及ぼすものではありません。

5.3 税金

A. デベロッパは、以下を含む（これらに限定されません）税金に関する責任を負うものとします。(i) 当該販売が課税対象となるか否かの判断。(ii) 適用される税率に基づく税金の課税および徴収。(iii) 適切な課税当局への税金の納付。(iv) エンドユーザーまたは適切な課税当局に対して要求される書類の提供。Appleが、販売に関して税金を徴収または納付する義務を負うと判断した場合、当該税金（および当該税金を判断するためにAppleが必要とする情報）は、AppleによりデベロッパからAppleに別途徴収されるものとし、デベロッパは、本付属書の条件に従って当該税金をAppleに支払うものとします。

B. Appleは、いかなる手数料に関しても、課税当局により課される、適用される税金、賦課金、関税、費用、料金、控除、またはこれらと同等の効果を有する一切の金額について、デベロッパに請求書を発行することができます。Appleは、当該適用税額を決定し、徴収し、かつ、管轄の課税当局に納付するものとし、デベロッパは、Appleにより請求された当該税金を支払うことに同意します。いかなる課税当局が、リバースチャージ方式による会計処理、自己申告・自己計算、報告義務を含むがこれらに限定されない税務コンプライアンス上の責任をデベロッパに課す場合には、デベロッパは、当該コンプライアンス義務について全面的な責任を負うものとします。

C. 本付属書において規定されていない税金について、デベロッパからAppleへの支払いに関連してAppleが徴収または納付する義務を負う場合、当該税金はデベロッパに請求され、デベロッパは当該税金をAppleに支払うものとします。

D. 適用法令により、本付属書の条件に基づきAppleに支払われるべき金額について源泉徴収税の控除が求められる範囲において、デベロッパは、以下を行うものとします。(i)控除または源泉徴収が行われなかった場合に本付属書の条件に基づきAppleが受領したであろう全額と同額の正味金額をAppleが受領できるようにするために必要となる追加金額を支払うこと。(ii)当該控除を行うこと。(iii)適用法令に定める期間内に、当該税金を関係する政府の課税当局に納付すること。(iv)当該納付に関する、Appleが合理的に満足する書類をAppleに提供すること。

E. デベロッパは、適用される法域において適切に登録されており、当該法域に準拠した有効な識別番号を保有していること、ならびに、当該登録を失った場合または有効な識別番号を保有しなくなった場合には、Appleに通知することを表明します。さらに、デベロッパは、Appleから要請された、適用される識別番号、登録証明、税務書類、認証、または情報を適時にAppleに提供するものとし、これを行わない場合には、本付属書または本契約に基づきAppleが有するその他の権利に加え、デベロッパまたはデベロッパのアプリケーションが代替アプリマーケットプレイス(EU)を運営する権限、代替アプリマーケットプレイス(EU)もしくはデベロッパのウェブサイト(EU)において配信される権限、または代替決済処理もしくは外部誘導を使用する権限が取り消される可能性があります。デベロッパは、本要件に起因して生じる一切の本件損失について、Apple被補償当事者を補償し、これらに損害を与えないことに同意します。

5.4 Appleの監査権

いかなる反対の定めがある場合であっても、デベロッパは、販売によりAppleに支払われるべき金額および請求された返金(税金を含みます)に関する完全かつ正確な帳簿および記録を、Appleへの報告書の提出日から3年間維持および保管しなければなりません。Appleは、Appleに対する支払いの正確性を確認するため、本**第5条**に基づく販売および当該販売に関して請求された返金に関するデベロッパの帳簿および記録について、当該3年間の期間中、調査および監査を行うことができます。明確化のために付言すると、Appleは、デベロッパのすべての財務データを調査または監査するものではなく、Appleの手数料、Appleに対する支払い、および請求された返金の正確性を判断するために関連するデータに限って調査または監査を行うものとします。監査要請に応じるため、デベロッパは、当該要請日から30暦日以内に、監査が実施されることを許可しなければなりません。Appleは、当該時点においてAppleまたはデベロッパのいずれの監査にも関与していない独立した公認会計士を選任し、通常の営業時間内に、双方が合意した日時および場所において、デベロッパの該当する帳簿および記録の監査を行わせることができます。

6. 一般条項

6.1 エンタイトルメントプロファイル

A. 本付属書に定める一部の機能については、エンタイトルメントプロファイルが必要となります。その場合、デベロッパは、当該エンタイトルメントプロファイルの使用を申請し、かつAppleがその使用を承認したアプリケーションにおいてのみ、当該エンタイトルメントプロファイルを使用することができます。デベロッパは、当該エンタイトルメントプロファイルおよび関連するAPIの使用申請に関して、真実、正確かつ完全な情報をAppleに提出すること、ならびに、情報に変更が生じた場合には、Apple提供資料に定める指示に従ってAppleに更新情報を提供することに同意します。デベロッパは、変更が、エンタイトルメントプロファイルの継続的な利用資格に影響を及ぼす可能性があることを認めるものとします。Appleは、デベロッパの申請を審査し、その単独の裁量により、エンタイトルメントプロファイルを付与しない権利を留保します。その場合、デベロッパは、当該エンタイトルメントプロファイルまたは関連するAPIを使用することができず、また、Appleは、その単独の裁量により、当該エンタイトルメントプロファイルを取り消すことができます。デベロッパが本付属書に同意している場合であっても、Appleは、エンタイトルメントプロファイルの付与または関連するAPIへのアクセスの申請を拒否したことについて、デベロッパに対して一切の責任を負わないものとします。

B. デベロッパは、Appleから関連するエンタイトルメントプロファイルを受領していない限り、関連するAPIを使用し、または使用しようとせず、ならびに、許可された機能(例:アプリケーションの配信、代替決済処理および/または外部誘導)を利用しないことに同意します。デベロッパがエンタイトルメントプロファイルを取得した場合、本付属書および本契約の条件に従うことを条件として、Appleはデベロッパに対し、本契約期間中、以下に定める制限付き、非独占的、一身専属的、取り消し可能、サブライセンス不可、かつ譲渡不能なライセンスを、ここに付与します。

(i) デベロッパのアプリケーションのテストおよび開発のために、エンタイトルメントプロファイルをデベロッパの認定デベロッパに配布すること。

(ii) 本契約(本付属書に基づき許可される場合を含みます)に従った配信のための提出を目的として、認定テストユニットまたは登録デバイス上においてのみ、デベロッパのアプリケーションと共に当該エンタイトルメントプロファイルを使用すること。

C. 外部誘導および代替決済処理に関するエンタイトルメントプロファイルは、デベロッパのアプリケーションがApp Storeで配信される場合にのみ使用が許可されます。

D. デベロッパは、関連するエンタイトルメントプロファイルを使用する場合に限り、本付属書およびApple提供資料において明示的に許可されている範囲内でのみ、関連するAPIおよび許可された機能を使用することに同意します。デベロッパは、当該エンタイトルメントプロファイルが付与されていないデベロッパのいかなるアプリケーション、またはほかの開発者のアプリケーションにおいても、当該エンタイトルメントプロファイルを使用し、または使用しようとしないことに同意します。デベロッパは、本付属書に基づき提供されるエンタイトルメントプロファイルを、Apple Developer Enterprise Program使用許諾契約に基づいて開発または配信されるアプリケーションと共に使用してはなりません。

6.2 権利留保

本契約に基づくAppleのその他の権利、ならびに法律上または衡平法上のその他一切の救済手段を何ら制限することなく、Appleが、デベロッパまたはデベロッパのアプリケーションが本付属書または本契約のいずれかの要件を遵守していないと判断する合理的な理由を有する場合、Appleは、デベロッパへの通知をもってただちに、本付属書に関連するAPIの全部または一部へのアクセスを取り消す権利を留保します。また、Appleは、デベロッパに対し、本付属書に関連するエンタイトルメントプロファイルをデベロッパのアプリケーションから削除することを求め、App Storeからデベロッパのアプリケーションのアップデートをブロックし、表示を非表示にし、または削除し、Appleプラットフォーム上でのデベロッパのアプリケーションの配信またはアップデートを停止し、さらに、Apple Developer Programからデベロッパを停止または除外することができます。

6.3 準拠法および管轄権

明確化のために付言すると、本付属書は、本契約**第14.10条(d)**の目的上、欧州関係の一部を構成するものとし、本付属書に起因または関連して生じるすべての契約上および非契約上の義務は、アイルランドの法律に準拠し、同法に従って解釈されるものとします。本付属書14のみにおいて、本規定は、本契約の**第14.10条(d)**と矛盾する限りにおいて優先するものとします。

付属書15

（本契約に対する）

iOSおよびiPadOSアプリに関するApp Storeの台湾ストアフロントでの付加条件

1. 2026年10月31日より、本**付属書15**の条件は、iOSおよびiPadOS上のApp Storeの台湾ストアフロントで配信されるアプリケーションの手数料および支払いに適用されます。

2. 有料アプリケーション契約は修正および再規定され、ライセンスアプリケーションの販売に対するAppleの標準手数料率は26%となります。

別紙1

1. 代理人の指名

1.1 デベロッパは、本契約により、AppleおよびApple子会社（以下「Apple」と総称します）を、(i)本別紙1に対する添付書類A第1項に列挙する地域（変更されることがあります）に所在するエンドユーザーに対するデベロッパのライセンスアプリケーションのマーケティングおよび配布のためのデベロッパの代理人として、かつ、(ii)本別紙1に対する添付書類A第2項に列挙する地域（変更されることがあります）に所在するエンドユーザーに対するデベロッパのライセンスアプリケーションのマーケティングおよび配布のためのデベロッパのコミッショネアとして、配布期間中、指名します。デベロッパが選択できるApp Storeの地域の最新のリストは、App Store Connectツールおよびカスタムアプリの配信サイトにおいて定められ、かつ、Appleによって随時アップデートされることがあります。デベロッパは、Appleが、1つまたは複数のApp Storeまたはカスタムアプリの配信サイトを介して、デベロッパのためにデベロッパに代わって、ライセンスアプリケーションのマーケティングをし、かつ、エンドユーザーがライセンスアプリケーションをダウンロードできるようにすることを認めるものとします。本別紙1において、以下の用語が適用されます。

「カスタムアプリ」または「カスタムアプリケーション」とは、特定の組織または第三者企業顧客による使用のためにデベロッパがカスタム開発したライセンスアプリケーションのことをいい、デベロッパの組織の内部使用のために開発された専有のライセンスアプリケーションを含みます。

(a)「デベロッパ」には、デベロッパを代理してライセンスアプリケーションおよび関連するメタデータを提出する権限をデベロッパが付与したApp Store Connectユーザーが含まれます。

(b)「エンドユーザー」には、個人の購入者に加え、ファミリー共有または故人アカウント管理連絡先経由で購入者のアカウントと関連付けられた適格のユーザーが含まれます。組織の顧客については、「エンドユーザー」とは、ライセンスアプリケーションの使用を許された個人、共有デバイス上へのインストールの管理について責任を負う当該組織の管理者、ならびに認定された組織の購入者自身（その従業員、代理人、および関連会社が使用するためにライセンスアプリケーションを入手する場合がある、Appleが承認した教育機関を含む）をいいます。

(c)本別紙1において、「ライセンスアプリケーション」という用語は、ソフトウェアアプリケーション内で提供されるコンテンツ、機能、機能拡張、スタンプ、またはサービスを含むものとします。

「ボリュームコンテンツサービス」とは、ボリュームコンテンツ規約、条件、および要件に従い、大量にカスタムアプリケーションを取得する能力およびライセンスアプリケーションを購入する機能を提供するAppleのサービスのことをいいます。

1.2 本別紙1の第1.1条に基づくAppleの指名に基づき、デベロッパはAppleに対して以下の各号のすべてを許可し、指示するものとします。

(a)デベロッパのために、App Store Connectツールでデベロッパにより特定された地域に所在するエンドユーザーについて、ライセンスアプリケーションを販売したり、ライセンスアプリケーションの注文を勧誘および受注したりすること。

(b)ライセンスアプリケーションを保存したり、エンドユーザーがライセンスアプリケーションにアクセスしたりできるようにするために、および、その他Appleによりライセンスまたは許諾された限りにおいて第三者が当該ライセンスアプリケーションをホスティングできるようにするために、本契約の条件に従い、デベロッパにホスティングサービスを提供すること。

(c)セキュリティソリューションおよびその他本契約で特定された最適化の追加を含め、エンドユーザーが取得およびダウンロードするために、ライセンスアプリケーションのコピーの作成、フォーマット、およびその他の準備を行うこと。

(d)1つまたは複数のApp Store、またはカスタムアプリの配信サイトを介して、エンドユーザーが、当該ライセンスアプリケーション、ライセンスアプリケーション情報、および関連するメタデータをデベロッパから取得し、電子的にダウンロードできるように、エンドユーザーがライセンスアプリケーションのコピーにアクセスおよび再アクセスすることを許可すること、または、特定の購入を国外に転送する場合はエンドユーザーがそうできるように調整すること。さらに、デベロッパは、本別紙1に基づき、以下の場合にデベロッパのライセンスアプリケーションの配布を許諾するものとします。(i)ファミリー共有を介して別のエンドユーザーのアカウントに関連付けられたアカウントを持つエンドユーザーが使用する場合、(ii)デベロッパのライセンスアプリケーションにアクセスするために、およびhttps://support.apple.com/HT212360に記載されている通り、iCloudに保存された関連する情報とメタデータにアクセスするために、エンドユーザーの適格の故人アカウント管理連絡先が使用する場合、(iii)ライセンスアプリケーションがApple Configuratorを通じて、Apple Configuratorソフトウェアライセンス契約に準拠して提供されている場合に、単一のApple Accountの下で複数のエンドユーザーが使用する場合、および(iv)カスタムアプリの配信を介して、所属するエンドユーザーが利用できるように使用する場合、および／またはボリュームコンテンツ規約、条項、およびプログラム要件に従い、その組織の顧客が所有または支配する、Apple Accountと関連付けられていないデバイスにインストールするために組織の単一の顧客が使用する場合。

(e)デベロッパが宣伝目的で使用する権利を有さず、かつ、本別紙1の第2.1条に基づいてデベロッパがAppleに当該ライセンスアプリケーションを配布した時に、デベロッパが書面で特定したライセンスアプリケーション、商標、もしくはロゴ、またはライセンスアプリケーション情報の該当部分を除き、宣伝目的で、マーケティングマテリアルおよびギフトカードにおいて、および車両ディスプレイに関して、(i)ライセンスアプリケーションのスクリーンショット、プレビュー、および／または30秒までの抜粋、(ii)ライセンスアプリケーションに関連する商標およびロゴ、ならびに、(iii)ライセンスアプリケーション情報を使用すること。さらに、宣伝目的で、マーケティングマテリアルおよびギフトカードにおいて、ならびに車両ディスプレイに関して、Appleの合理的な要請時に、デベロッパが、Appleに提供することがある画像およびその他のマテリアルを使用すること。加えて、デベロッパは、上述の制限に従い、Appleがデベロッパのライセンスアプリケーションのスクリーンショット、アイコン、および30秒までの抜粋を、Apple Developerのイベント(WWDC、Tech Talksなど)およびデベロッパ向け文書で使用する場合があることに同意すること。

(f)その他、ライセンスアプリケーション、ライセンスアプリケーション情報、および関連するメタデータ(本別紙1に基づき、ライセンスアプリケーションの販売および配布時に、合理的に必要となるもの)を使用すること。デベロッパは、本別紙1の第1.2条で定める権利に関し、使用料その他一切の支払いがなされないことについて同意するものとします。

(g)本契約、可用性、および随時App Store Connectツールにおいてアップデートされるその他のプログラム要件に基づき、デベロッパが指定したエンドユーザーへのデベロッパのライセンスアプリケーションのプレリリース版(ベータ版テスト)の配布を促進すること。かかるベータ版テストの目的で、デベロッパは、デベロッパのライセンスアプリケーションのかかるプレリリース版の配布およびダウンロードに関する販売金額、収益、またはその他の報酬を徴収するあらゆる権利を放棄するものとします。さらに、デベロッパは、デベロッパのプレリリース版ライセンスアプリケーションの配布およびユーザーに関するあらゆる使用料の支払いまたは第三者に対するその他の支払い、ならびにかかるベータ版テストが行われる地域のあらゆる法令の遵守について、デベロッパが継続的に責任を負うことについて、同意するものとします。疑義を避けるために明記すると、かかる配布に関し、Appleに対していかなる手数料も支払う義務を負いません。

1.3 両当事者は、本別紙1に基づくその関係が、添付書類A第1項および添付書類A第2項でそれぞれ定める通り、場合により、本人と代理人、または本人とコミッショネアであること、ならびに、本別紙1で定める通り、デベロッパが、本人として、ライセンスアプリケーションに関与または関連するあらゆる申し立ておよび法的責任につき、単独で責任を負うことを認め、これに同意するものとします。両当事者は、デベロッパが本別紙1に基づいてAppleをデベロッパの代理人またはコミッショネア(場合による)として指名することが、非独占的なものであることを認め、これに同意するものとします。デベロッパは本別紙により、デベロッパのライセンスアプリケーションを配布するために、AppleおよびApple子会社をデベロッパの全世界における代理人および/またはコミッショネアとして指名するために必要な権利をデベロッパが所有または管理していること、ならびに、AppleおよびApple子会社による当該指名の履行がいかなる第三者の権利にも違反または侵害しないことを、表明および保証するものとします。

1.4 本別紙1に関して、「配布期間」とは、本契約の発効日に開始し、本契約またはその更新版の最終日をもって失効する期間をいいます。ただし、デベロッパの代理人としてのAppleの指名は、本契約の終結後も30日を超えない合理的なフェーズアウト期間中、有効に存続し、さらに、デベロッパが本別紙1の第4.1条および第6.2条に基づき別段の意思表示をしない限り、デベロッパのエンドユーザーに関してのみ、本別紙1の第1.2(b)項、同(c)項および同(d)項は、本契約の解除または期間満了後も有効に存続します。

1.5 Appleは、本別紙1の第2.1条に基づきデベロッパがAppleに配布するライセンスアプリケーションのすべてを、エンドユーザーが無料でダウンロードできるようにします。Appleは、ライセンスアプリケーションに関してエンドユーザーからいかなる料金を徴収する義務もないものとし、本別紙1に基づくいかなるライセンスアプリケーションに関しても、デベロッパに対するいかなる支払いの義務もないものとします。デベロッパは、ライセンスアプリケーションまたはアプリケーション内での購入に関してエンドユーザーに対して課金をする意図がある場合、かかるライセンスアプリケーションに関するAppleとの本契約(別紙2)の拡張契約を別途締結しなければならないものとします(または締結済みであること)。デベロッパは、カスタムアプリに関してエンドユーザーに対して課金をする意図がある場合、かかるカスタムアプリに関するAppleとの本契約(別紙3)の拡張契約を別途締結しなければならないものとします(または締結済みであること)。

2. Appleへのライセンスアプリケーションの配布

2.1 デベロッパは、App Store Connectツールまたは Appleが提供するその他のメカニズムを使用して、Appleに対して、自己の負担をもってライセンスアプリケーション、ライセンスアプリケーション情報、および関連メタデータを、本別紙1に基づくエンドユーザーへのライセンスアプリケーションの配信につき要求されている通り、Appleが指定するフォーマットおよび方法で配布するものとします。本別紙1に基づきデベロッパがAppleに提供するメタデータは、以下の各号すべてを含むものとします。(i)各ライセンスアプリケーションのタイトルおよびバージョン番号、(ii)エンドユーザーの当該ライセンスアプリケーションのダウンロードをAppleが可能にするようデベロッパが希望し、指定する地域、(iii)カスタムアプリの承認済みダウンローダーとしてデベロッパが指定するエンドユーザー、(iv)あらゆる著作権その他知的財産権の告知、(v)デベロッパのプライバシーポリシー、(vi)該当する場合、本別紙1第3.2条に基づくデベロッパのエンドユーザー使用許諾契約(EULA)、ならびに、(vii)Appleブランドハードウェア上のコンテンツの検索および発見を向上させるために設計されたメタデータを含む、随時アップデートされ得るドキュメント、および/またはApp Store Connectツールで定める追加メタデータ。

2.2 すべてのライセンスアプリケーションは、ソフトウェアツール、Secure FTPサイトアドレス、および/またはAppleが指定するその他の配信方法を使用してデベロッパからAppleに提供されるものとします。

2.3 デベロッパは、本別紙1に基づきデベロッパがAppleに引き渡すすべてのライセンスアプリケーションが、米国輸出管理規則15 C.F.R. Parts 730-774を含むがこれらに限定されない、あらゆる適用法令の条件に従い、第2.1条に基づきデベロッパによって指定された各地域に米国から輸出することが許可されていることを保証するものとします。さらに、Appleに提供するライセンスアプリケーションのすべてのバージョンが、国際武器取引規則22 C.F.R. Parts 120-130の対象ではなく、15 C.F.R § 744で定義され詳述されている軍事関係のエンドユーザーまたは軍事関係の最終用途向けに設計、製造、変更、または構成されたものではないことを表明および保証するものとします。本第2.3条の一般性を制限することなく、デベロッパは、(i)いかなるライセンスアプリケーションも、いかなるデータ暗号化もしくは暗号機能も含まず、それらを使用せず、またはそれらをサポートしていないこと、または(ii)いずれかのライセンスアプリケーションが、かかるデータ暗号化もしくは暗号機能を含み、それらを使用し、またはそれらをサポートしている場合、デベロッパが米国輸出管理令を遵守していることを証明するものとし、かつ、必要に応じて、米国商務省産業安全保障局(以下「BIS」といいます)が発行する輸出規制分類番号(CCATS)、またはBISに提出する自己分類報告書、および当該ライセンスアプリケーションに関する輸入許可を要求するその他の地域からの適切な許認可を保有し、かつ、要請に応じて、これらのPDFコピーをAppleに提供するものとします。デベロッパは、Appleが、本別紙1に基づくライセンスアプリケーションにエンドユーザーがアクセスしたり、それをダウンロードしたりすることができるよう許可する際に、本第2.3条のデベロッパの証明を信頼していることを認めるものとします。第2.3条の定める以外の事項について、Appleは、本別紙1に基づくライセンスアプリケーションへのエンドユーザーのアクセスならびにダウンロードを可能にする際、輸出行政規則の要件を遵守することへの責任を有するものとします。

2.4 デベロッパは、Territoryの各場所においてデベロッパのライセンスアプリケーション内で提供されたあらゆるビデオ、テレビ、ゲーム、またはほかのコンテンツに対して適用される政府の規制、評価委員会、サービス、またはほかの組織(以下、それぞれを「評価委員会」といいます)が要求するあらゆる年齢評価またはペアレンタルアドバイザリー警告を決定し実装する責任を負うものとします。該当する場合、デベロッパはまた、エンドユーザーがデベロッパのライセンスアプリケーション中の、成人向けまたはほかの規制されたコンテンツにアクセスできるようにする前に、コンテンツ制限ツールまたは年齢認証機能を提供する責任を有するものとします。

3. 所有権およびエンドユーザーのライセンスならびにエンドユーザーに対するライセンスアプリケーションの提供

3.1 デベロッパは、Appleが、デベロッパの代理人および／またはコミッショネアとして行為する過程において、デベロッパを代理して、ライセンスアプリケーションのホスティングを行うこと、または本別紙1の第1.2(b)項に従って、許可された第三者がホスティングできるようにすること、および当該ライセンスアプリケーションのエンドユーザーによるダウンロードを許可することを認め、これに同意するものとします。ただし、In-App Purchase APIを使用してデベロッパが販売または提供したコンテンツまたはサービスのホスティングおよび引き渡しについては、ライセンスアプリケーション自体に含まれるコンテンツ(すなわち、アプリ内課金により解放されるコンテンツ)、または本契約の付属書2の第3.3項に基づきAppleがホスティングするコンテンツを除き、デベロッパが責任を負うものとします。本契約の当事者は、Appleがライセンスアプリケーションとその情報を所有することから生じる権原を取得しないことを認め、同意するものとし、ライセンスアプリケーションに関する所有権、損失リスク、責任、および管理権はすべて、常に、デベロッパに存するものとします。Appleは、ライセンスアプリケーションおよびライセンスアプリケーション情報を、目的または方法の如何を問わず、一切使用してはならないものとします。ただし、本契約または本別紙1で明確に許可されている場合はこの限りでないものとします。

3.2 デベロッパは、本別紙1の第2.1条に基づきライセンスアプリケーションをAppleに配信する際に、当該ライセンスアプリケーションに対するデベロッパ自身のエンドユーザー使用許諾契約をAppleに対して提出できるものとします。ただし、デベロッパのエンドユーザー使用許諾契約には、本別紙1の添付書類Bに定める最低利用規約を盛り込むこととし、この最低利用規約との齟齬があってはならないものとします。また、デベロッパのエンドユーザー使用許諾契約は、エンドユーザーによるライセンスアプリケーションのダウンロードをAppleが許可することをデベロッパが希望するあらゆる地域の適用法令をすべて遵守しなければならないものとします。Appleは、各エンドユーザーに対し、Appleが当該ライセンスアプリケーションを当該エンドユーザーに配信する際に、デベロッパのエンドユーザー使用許諾契約(存在する場合)を確認することができるようにするものとします。また、Appleは、各エンドユーザーに対し、当該ライセンスアプリケーションの使用は、デベロッパのエンドユーザー使用許諾契約(存在する場合)で定める条件の適用を受ける旨を告知するものとします。デベロッパは、ライセンスアプリケーションに関するデベロッパ自身のエンドユーザー使用許諾契約をAppleに提出しない場合、各エンドユーザーによる当該ライセンスアプリケーションの利用について、Appleの標準エンドユーザー使用許諾契約(App Storeサービス規約に含まれます)が適用されることを認め、これに同意するものとします。

3.3 デベロッパは、各ライセンスアプリケーションに対するエンドユーザー使用許諾契約は、デベロッパとエンドユーザーの間のみの契約であり、かつ、適用される法令を遵守したものであることを認めるものとします。Appleは、いかなるエンドユーザー使用許諾契約に対しても一切の責任がなく、またそれに基づくいかなる賠償責任も負わないものとし、デベロッパもしくはエンドユーザーが、いかなるエンドユーザー使用許諾契約の条項に違反しても、Appleに一切責任は生じず、それに基づくいかなる賠償責任も負わないものとします。

3.4 ガイドラインの第3.1.3(a)条(「『リーダー』アプリ」)に規定されている通り、ライセンスアプリケーションは、ライセンスアプリケーション外で(例えば、デベロッパのウェブサイトで)提供されるコンテンツ(具体的には、雑誌、新聞、書籍、オーディオ、音楽、ビデオ)を読み込み、または再生することができます。ただし、デベロッパは、ライセンスアプリケーション内で、当該コンテンツに関する外部のオファーへのリンクを設けたり、そのマーケティングをしたりしないものとします(この制限が適用されない米国のストアフロントを除く)。デベロッパは、ライセンスアプリケーション外で取得したコンテンツへのアクセスの認証について責任を負うものとします。

3.5 デベロッパは、アプリ内でのサブスクリプションのプロモーションおよび提供をする場合、あらゆる法規制上の要請を遵守するものとします。

3.6 デベロッパのライセンスアプリケーションが定期的に発行されるコンテンツベースのもの（例えば、雑誌や新聞など）である場合、Appleは、エンドユーザーがIn-App Purchase APIを通じてサブスクリプションの自動更新を要求する際、デベロッパに対し、当該エンドユーザーのアカウントに関連付けられている氏名、Eメールアドレス、および郵便番号を提供する場合があります。ただし、当該ユーザーが、デベロッパに対するデータの提供に同意すること、ならびに、デベロッパが、当該データをデベロッパ自身の製品のプロモーションにのみ使用すること、かつ、デベロッパのライセンスアプリケーション内で容易に閲読することが可能で、エンドユーザーの同意を得ている、デベロッパの一般公開されているプライバシーポリシーを厳守することを条件とします。

4. コンテンツの制約およびソフトウェアのレーティング

4.1 デベロッパは、以下のすべての事項に相違がないことを表明および保証するものとします。(a)デベロッパは、本契約を締結する権利を有すること、および、各ライセンスアプリケーションを複製し配布する権利、ならびにエンドユーザーが、App Storeまたはカスタムアプリの配信サイトを介して各ライセンスアプリケーションをダウンロードして使用することをAppleが許可する権限をAppleに与えること。(b)ライセンスアプリケーション、またはAppleもしくはエンドユーザーによる当該ライセンスアプリケーションの許可された使用は、いかなる個人、組織、法人、その他の団体の特許権、著作権、商標権、営業秘密、その他の知的財産権または契約上の権利を一切侵害しないこと、および、デベロッパは、単独または複数の第三者のために、ライセンスアプリケーションをAppleに提出しないこと。(c)カスタムアプリまたはAppleもしくはエンドユーザーによる当該カスタムアプリの許可された使用は、いかなる個人、組織、法人、その他の団体の特許権、著作権、商標権、営業秘密、その他の知的財産権、または契約上の権利を一切侵害しないこと。かつ、デベロッパは、Appleのボリュームコンテンツ規約および／またはカスタムアプリの配信に従い単独または複数の第三者から許諾を受けたライセンスに基づく場合を除き、単独または複数の第三者のために、カスタムアプリをAppleに提出しないこと。(d)ライセンスアプリケーションは、すべて、デベロッパが本別紙1第2.1条で指定した地域それぞれで配布、販売、利用の承認を受けていること。および、当該指定地域への輸出または輸入において当該地域の法規制およびその他の適用されるあらゆる輸出入規制を遵守していること。(e)ライセンスアプリケーションはいずれも、猥褻なもの、公序良俗に反するもの、または、デベロッパが本別紙1の2.1条で指定した地域の法令規則で禁止または制限されているものを一切含んでいないこと。(f)ライセンスアプリケーションに関する情報など、App Store Connectツールを使用してデベロッパが提供するあらゆる情報が正確であること。および、万一かかる情報が正確性を欠く状況になった場合は、デベロッパがApp Store Connectツールを使用してただちに正確なものに更新すること。ならびに、(g)デベロッパは、デベロッパのライセンスアプリケーションのコンテンツ、またはApp Storeもしくはカスタムアプリの配信サイトにおいてデベロッパによる知的財産の使用をめぐる紛争が発生した場合に、Appleが、当該の紛争を提起する当事者にデベロッパの連絡先情報を共有することを認めること、および、非排他的に、かつ、当事者の法的権利の放棄を伴わずに、Appleのアプリケーション紛争に関するプロセスに従うことに同意すること。

4.2 デベロッパは、本別紙1に基づきApp StoreまたはカスタムアプリのApple配信サイトを介してAppleが実施するマーケティングおよび義務履行のためにデベロッパが配信した各ライセンスアプリケーションに対しレーティングを割り当てる目的で、App Store Connectに定めるソフトウェアレーティングツールを用いて、当該の各ライセンスアプリケーションに関する情報を提供するものとします。各ライセンスアプリケーションに対してレーティングを割り当てるため、デベロッパは、ソフトウェアレーティングツールを利用して、当該ライセンスアプリケーションのコンテンツに関する正確かつ包括的な情報を提供するよう最善の努力を払うものとします。デベロッパは、Appleが次の(i)および(ii)に依拠していることを認め、これに同意するものとします。(i)デベロッパが、各ライセンスアプリケーションについて必要な情報の正確かつ完全な提供を誠実かつ怠りなく行ったこと、ならびに、(ii)本別紙第4.1条の通り、かかるライセンスアプリケーションを以下に指定する各地域でエンドユーザーがダウンロードできるようにすることに対して表明および保証を行ったこと。なお、デベロッパは、Appleに対し、不正確なレーティングが割り当てられたライセンスアプリケーションのレーティングを訂正することを許可するものとします。また、デベロッパは、そうした訂正後のレーティングに同意するものとします。

4.3 本契約でデベロッパが指定する地域が、ライセンスアプリケーションの配布および／または利用の条件として、政府または業界の規制当局による承認またはレーティングを要求した場合、デベロッパは、Appleが、当該地域のエンドユーザーがApp StoreまたはカスタムアプリのApple配信サイトから当該ライセンスアプリケーションをダウンロードできないようにすることを選択することができることを認め、同意するものとします。

5. 義務および責任

5.1 Appleは、エンドユーザーによるライセンスアプリケーションのインストールおよび／または使用に関して、一切責任を負わないものとします。すなわち、デベロッパは、各ライセンスアプリケーションについて、その製品保証、エンドユーザーの支援、および製品サポートすべてについて、全責任を負うものとします。

5.2 デベロッパは、(i)エンドユーザー使用許諾契約または適用法令に基づく保証違反に関する請求、(ii)製造物責任に関する請求、(iii)ライセンスアプリケーションのいずれか、および／またはエンドユーザーによるライセンスアプリケーションの保有もしくは使用が、第三者の著作権またはその他の知的財産権を侵害しているという請求を含むがそれに限定されない、ライセンスアプリケーションまたはエンドユーザーによるライセンスアプリケーションの使用またはその両者に起因もしくは関連するあらゆる請求、訴訟、債務、損失、損害、費用、支出について全責任を負うものとし、Appleは一切義務および責任を負わないものとします。

6. 解除

6.1 本別紙1および本別紙に基づくAppleのすべての義務は、本契約の期間満了または解除と同時に終了します。

6.2 デベロッパがライセンスアプリケーションを配布する法的権利を喪失した場合、または、本別紙1に基づきAppleに対してエンドユーザーが当該ライセンスアプリケーションにアクセスすることを許可する権限を与える法的権利を喪失した場合、デベロッパは、速やかにAppleに通知し、かつ、App Store Connectサイトに設けたツールを用いて、App StoreまたはカスタムアプリのApple配信サイトより当該ライセンスアプリケーションを削除するものとします。ただし、デベロッパが本第6.2条に基づいてかかる削除を行った場合であっても、本別紙1に基づくデベロッパのAppleに対する義務、またはAppleおよび／またはエンドユーザーに対するライセンスアプリケーションに関するいかなる責任も免責されるものではありません。

6.3 Appleは、いつでも、理由の如何に関わらず、デベロッパに対して解除通知をすることにより、ライセンスアプリケーションのマーケティング、提供、およびエンドユーザーによるダウンロードの許可を中止する権利を留保します。本第6.3条の一般性を制限することなく、デベロッパは、Appleが、人間による審査および／または系統的審査（適用法令の下で受け取る通知を含みますが、これに限定されません）に基づいて、以下の状況であると合理的に判断する場合、Apple独自の裁量により、エンドユーザーによるライセンスアプリケーションの一部または全部をダウンロード可能にすることを中止したり、その他の暫定的措置を講じたりすることができることを認めるものとします。(i)デベロッパが、本別紙の第2.1条に基づき、デベロッパが指定する1つまたは複数の地域に、当該ライセンスアプリケーションを輸出することにつき、輸出管理令またはその他の法令に基づき許可されておらず、(ii)当該ライセンスアプリケーション、および／またはエンドユーザーがライセンスアプリケーションを所有および／または使用することが、第三者の特許権、著作権、商標権、営業秘密、その他の知的財産権を侵害し、(iii)当該ライセンスアプリケーションの配布および／または使用が、本別紙1の第2.1条に基づき、デベロッパが指定する地域の適用法令に違反し、(iv)デベロッパが、本契約、本別紙1、または、App Reviewガイドラインを含むがこれらに限定されない、その他のドキュメントの条件に違反している、または、(v)デベロッパ、デベロッパの代理人、またはデベロッパ企業が、Appleが事業を展開しているいずれかの地域における制裁措置の対象になっている。Appleが、本第6.3条に基づいて、ライセンスアプリケーションのダウンロードの許可を中止する選択を行った場合であっても、本別紙1に基づくデベロッパの義務は一切免責されないものとします。

6.4 デベロッパは、App Store Connectサイトのツールを用いて、理由の如何によらず、随時、ライセンスアプリケーションの全部または一部をApp Storeまたはカスタムアプリの配信サイトから削除することができるものとします。ただし、デベロッパのエンドユーザーに関して、デベロッパは、本条をもって、Appleに対し、本別紙1の第4.1条および第6.2条に基づきデベロッパが別段の意思表示をしない限り、本契約の解除または期間満了後も有効に存続する本別紙1の第1.2(b)項、同(c)項および同(d)項を履行することを許可および指示するものとします。

7. 法的影響

本別紙1に基づくデベロッパとAppleの関係は、デベロッパに対して、重要な法的影響をもたらすことがあります。デベロッパは、デベロッパの法的義務についてデベロッパの顧問弁護士と協議する責任はデベロッパにあることを認め、これに同意するものとします。

添付書類A
（別紙1に対する）

1. 代理人としてのApple

デベロッパは、以下の地域におけるマーケティングおよび以下の地域に所在するエンドユーザーによるライセンスアプリケーションのダウンロードの代理人として、Apple Canada, Inc.（以下「Apple Canada」といいます）を指名するものとします。

カナダ

デベロッパは、以下の地域におけるマーケティングおよび以下の地域に所在するエンドユーザーによるライセンスアプリケーションのダウンロードの代理人として、Apple Pty Limited（以下「APL」といいます）を指名するものとします。

オーストラリア
ニュージーランド

デベロッパは、以下の地域におけるマーケティングおよび以下の地域に所在するエンドユーザーによるライセンスアプリケーションのダウンロードの代理人として、カリフォルニア州民法2295条以下に従い、Apple Inc.を指名するものとします。

米国

デベロッパは、以下の地域におけるマーケティングおよび以下の地域に所在するエンドユーザーによるライセンスアプリケーションのダウンロードの代理人として、カリフォルニア州民法2295条以降の各条に従い、Apple Services LATAM LLCを指名するものとします。

アルゼンチン*	ケイマン諸島	グアテマラ*	セントルシア
アンギラ	チリ*	ホンジュラス*	セントビンセントおよびグレナディーン諸島
アンチグア・バーブーダ	コロンビア*	ジャマイカ	スリナム
バハマ	コスタリカ*	メキシコ*	トリニダード・トバゴ
バルバドス	ドミニカ	モントセラト	タークス・カイコス諸島
ベリーズ	ドミニカ共和国*	ニカラグア*	ウルグアイ
バミューダ諸島	エクアドル*	パナマ*	ベネズエラ*
ボリビア*	エルサルバドル*	パラグアイ*	
ブラジル*	グレナダ	ペルー*	
イギリスヴァージン諸島	ガイアナ	セントクリストファー・ネイビス	

*カスタムアプリケーションは、これらの地域でのみ利用できます。

デベロッパは、以下の地域におけるマーケティングおよび以下の地域に所在するエンドユーザーによるライセンスアプリケーションのダウンロードの代理人として、日本国民法第643条に従い、iTunes株式会社を指名するものとします。

日本

2. コミッショネアとしてのApple

デベロッパは、App Store Connectサイト経由で随時アップデートされる、以下の地域におけるマーケティングおよび以下の地域に所在するエンドユーザーによるライセンスアプリケーションのダウンロードのコミッショネアとして、Apple Distribution International Ltd.を指名するものとします。本契約において「コミッショネア」とは、多くの大陸法系法制度において一般的に認識されている通り、自己のために行為することを目的とし、かつ自己の名において契約を締結するものの、他者を代理して行為する者を意味します

アフガニスタン
アルバニア
アルジェリア
アンゴラ
アルメニア
オーストリア
アゼルバイジャン
バーレーン*
ベラルーシ
ベルギー*
ベナン
ボスニア・ヘルツェゴビナ
ボツワナ
ブルガリア*
ブルキナファソ
カメルーン
カーボベルデ
チャド
中国*
コンゴ民主共和国
コンゴ共和国
コートジボワール
クロアチア
キプロス*
チェコ共和国
デンマーク*
エジプト*
エストニア*
フィンランド*
フランス*
ガボン
ガンビア
ジョージア
ドイツ*
ガーナ
ギリシャ*
ギニアビサウ
香港*
ハンガリー
アイスランド*
インド
インドネシア
イラク
アイルランド*
イスラエル*
イタリア*
ヨルダン
カザフスタン
ケニア
コソボ
クウェート
キルギスタン
ラトビア*
レバノン
リベリア
リビア
リトアニア*
ルクセンブルク*
マケドニア
マダガスカル
マラウィ
マレーシア*
マリ
マルタ共和国*
モーリタニア
モーリシャス
モルドバ
モンテネグロ
モロッコ
モザンビーク
ナミビア
オランダ*
ニジェール
ナイジェリア
ノルウェー*
オマーン
パキスタン
フィリピン*
ポーランド
ポルトガル
カタール*
ルーマニア*
ロシア*
ルワンダ
サントメ・プリンシペ
サウジアラビア*
セネガル
セルビア
セイシェル
シエラレオネ
シンガポール*
スロバキア*
スロベニア*
南アフリカ
スペイン*
スワジランド
スウェーデン*
スイス*
台湾*
タジキスタン
タンザニア
タイ*
チュニジア
トルコ*
トルクメニスタン
アラブ首長国連邦*
ウガンダ
ウクライナ*
英国*
ウズベキスタン
ベトナム*
イエメン
ザンビア
ジンバブエ

デベロッパは、App Store Connectサイトを通じて随時アップデートされる、以下の地域におけるマーケティングおよび以下の地域に所在するエンドユーザーによるライセンスアプリケーションおよびカスタムアプリケーションのダウンロードのコミッショネアとして、Apple Services Pte. Ltd.を指名するものとします。

ブータン	モルディブ	ネパール	ナウル
ブルネイ	ミクロネシア連邦	パラオ	パプアニューギニア
カンボジア	モンゴル	スリランカ	ソロモン諸島
ラオス	ミャンマー	韓国*	トンガ
マカオ		フィジー	バヌアツ

*カスタムアプリケーションは、これらの地域でのみ利用できます。

添付書類B
（別紙1に対する）
デベロッパのエンドユーザー使用許諾契約の
最低条件に関する指示事項

1. **了解事項**：デベロッパおよびエンドユーザーは、エンドユーザー使用許諾契約がデベロッパとエンドユーザーとの間でのみ締結されたものであり、Appleとの間で締結したものでないことを認めるものとし、Appleではなくデベロッパが、ライセンスアプリケーションおよびそのコンテンツに関して単独で責任を負うことを認めるものとします。エンドユーザー使用許諾契約は、本契約の発効日現在のAppleメディアサービス利用規約またはボリュームコンテンツ規約（デベロッパはこれらを閲覧する機会があったことを認めるものとします）と矛盾する、ライセンスアプリケーションの利用ルールを定めるものであってはならないものとします。

2. **ライセンスの範囲**：ライセンスアプリケーションに関してエンドユーザーに付与されるライセンスは、エンドユーザーが所有または管理する、あらゆるAppleブランド製品上でライセンスアプリケーションを使用するための、譲渡不能のライセンスでなければならず、かつ、当該ライセンスアプリケーションが、ファミリー共有、ボリューム購入、または故人アカウント管理連絡先経由で購入者と関連付けられたほかのアカウントにより、アクセス、取得、および使用される場合を除き、Appleメディアサービス利用規約で定める利用条件で許可された通りに限定されていなければならないものとします。

3. **メンテナンスおよびサポート**：デベロッパは、エンドユーザー使用許諾契約または適用法令に基づくライセンスアプリケーションのメンテナンスおよびサポートサービスに関し、全面的に責任を負うものとします。デベロッパおよびエンドユーザーは、Appleが、ライセンスアプリケーションに関していかなるメンテナンスおよびサポートサービスも提供する義務を一切負わないことを認めるものとします。

4. **保証**：デベロッパは、製品に対するあらゆる保証について、明示または法律に基づく黙示の保証のいずれであるかに関わらず、免責が有効なものを除いて、単独で責任を負うものとします。エンドユーザー使用許諾契約には、ライセンスアプリケーションが適用される保証事項を満たしていない場合、エンドユーザーはAppleにその旨を通知し、Appleは当該エンドユーザーに対してライセンスアプリケーションの購入代金を払い戻す旨を規定するものとします。また、適用法令で許容される限り、ライセンスアプリケーションに関して、Appleは、その他の保証責任を一切負わないものとし、保証条項を満たさないことにより発生する損害賠償請求、損害、債務、損失、費用、支出等に対してはすべて、デベロッパが全面的に責任を負う旨を規定するものとします。

5. **製品に関する申し立て**：デベロッパおよびエンドユーザーは、(i) 製造物責任に関する請求、(ii) ライセンスアプリケーションが適用のある法規制上の要求を満たしていないことに関する請求、(iii) 消費者保護法、または類似の法令（デベロッパのライセンスアプリケーションまたはカスタムアプリケーションでのHealthKitおよびHomeKitフレームワークの使用に関連するものを含みます）に基づき発生する請求を含みますがそれに限定されない、ライセンスアプリケーションまたはエンドユーザーによるライセンスアプリケーションの保有および／または使用に関連するエンドユーザーまたは第三者からの請求に対処する責任を、Appleではなくデベロッパが負うことを認めなくてはならないものとします。エンドユーザー使用許諾契約は、適用法令が許容する範囲を超えて、エンドユーザーに対するデベロッパの責任を制限してはならないものとします。

6. **知的財産権**：デベロッパおよびエンドユーザーは、ライセンスアプリケーション、またはエンドユーザーによるライセンスアプリケーションの保有もしくは使用が、第三者の知的財産権を侵害するとの第三者による申し立てがあった場合、デベロッパは、当該知的財産権の侵害に対する申し立てに関する調査、反論、和解、および解決について全責任を負い、Appleは一切の責任を負わないことを認めるものとします。

7. **法令遵守**：エンドユーザーは、自身の所在地域が、(i)米国政府の禁輸措置の適用を受けている地域または米国政府により「テロ支援」国家に指定されている地域ではないこと、および(ii)エンドユーザーが禁輸または輸出制限の当事者として米国政府が指定した者でないことを宣言し、かつ保証しなければならないものとします。

8. **デベロッパの名前および住所**：デベロッパは、エンドユーザー使用許諾契約に、デベロッパの名前、住所、およびエンドユーザーがライセンスアプリケーションに関して質問、苦情、または請求を行う窓口となる連絡先情報(電話番号やEメールアドレスなど)を記載するものとします。

9. **第三者の契約条件：**デベロッパは、デベロッパのアプリケーションを使用する際、エンドユーザーが、適用のある第三者の契約条件を遵守しなければならないことについて、例えば、デベロッパがVoIPアプリケーションを保有する場合に、エンドユーザーが、デベロッパのアプリケーションを使用する際、ワイヤレスデータサービス契約に違反してはならないことなどについて、エンドユーザー使用許諾契約に記載しなければならないものとします。

10. **第三者受益者**：デベロッパおよびエンドユーザーは、AppleおよびAppleの子会社が、エンドユーザー使用許諾契約の第三者受益者であること、かつ、エンドユーザーがエンドユーザー使用許諾契約の条件を一度承認すると、Appleは、その第三者受益者として、エンドユーザー使用許諾契約をエンドユーザーに対して行使する権利を保有し、かつ、かかる権利をAppleが引き受けたものとみなすことを認め、これに同意するものとします。

添付書類C
（別紙1に対する）
App Storeプロモーションコード規約

本契約または本別紙1のその他の規定に関わらず、デベロッパはここに、以下の条項が、App Store Connectツールによりデベロッパが要求するすべてのApp Storeプロモーションコード（以下「プロモーションコード」といいます）に適用されることに同意するものとします。本添付書類Cにおいては、「デベロッパ」にはデベロッパのApp Store Connectチームの追加メンバー（例えば、マーケティング担当および技術担当の個人）も含まれるものとします。

本書において書面により別途明示される場合を除き、本添付書類Cのいかなる規定も、本契約もしくは本別紙1を変更するものとは解釈されないものとし、また、以下に定義されていない（英文で）大文字の語句は、すべてプログラム契約に定められている意味を有するものとします。

1.　定義：

「ホルダー」とは、Territoryに所在し、デベロッパが1つまたは複数のプロモーションコードを提供する個人のことをいいます。

「プロモーションコード」とは、本添付書類Cに従ってAppleが作成してデベロッパに提供する、アルファベットと数字で構成された固有のコードをいいます。このコードにより、App Storeの利用者であるホルダーは、デベロッパがApp Store Connectツールを通じてかかるコードを要求したライセンスアプリケーション（以下、「プロモーションコンテンツ」といいます）を、App Storeから無料でダウンロードまたはアクセスすることができます。

「有効期間」とは、プロモーションコードがアクティベートされた日からプロモーションコードが失効する日までの期間のことをいいます。

2.　承認および義務：デベロッパは、ここにAppleに対して、本添付書類Cの条項に従い、要請に応じてデベロッパにプロモーションコードを提供することを許諾および指示し、かつ、デベロッパは、かかるコードを要求するすべてのチームメンバーに、本添付書類Cの条項を遵守させることにつき、一切の責任を負います。デベロッパは、一切のメディアの広告、マーケティングもしくはその他のプロモーションマテリアルにおける、ライセンスアプリケーションの名称もしくはその他の徴表、またはライセンスアプリケーション内で実演を行うかもしくはその他取り上げられる者の名称もしくはその他の画像のデベロッパによる使用を含め、プロモーションコードおよびライセンスアプリケーションの使用に関して必要な一切のライセンスおよび許諾を確保すべき責任を負うものとします。Appleは、有効期間中いつでも、デベロッパに対してかかるライセンスおよび許諾のコピーを請求し受領する権利を留保します。

3.　無償：本添付書類C第10項に定めるデベロッパの義務を除き、デベロッパはAppleに対して、プロモーションコードに対するいかなる手数料を支払う義務も負いません。

4.　提供：App Store Connectツールを通じてデベロッパから請求を受けた時は、Appleはデベロッパに対して、プロモーションコードを、App Store Connect、Eメール、またはAppleが指定するその他の方法により電子的に提供します。

5. **プロモーションコードのアクティベーション日：**プロモーションコードは、デベロッパに提供された時に、ホルダーが使用できるようアクティブになります。

6. **プロモーションコードの失効日：**未使用のプロモーションコードは、Apple Accountに適用されるか否かを問わず、すべて(a)プロモーションコードの提供から28日後、および(b)本契約の終了日のうち、いずれか先に到来する日の午後11:59(太平洋時間)に失効します。

7. **許諾された使用方法：**デベロッパは、プロモーションコードを、メディアによるレビューまたはプロモーションの目的で、当該アプリケーションの実体を提供するために限り、プロモーションコード失効日の10暦日前まで、配布することができます。ライセンスアプリケーションの販売または配布が許可されていないTerritoryのホルダーにプロモーションコードを配布することはできません。

8. **追加資料：**Appleは、プロモーションコード自体以外の、プロモーションコードに関連する資料の開発および作成について責任を負わないものとします。

9. **表明、保証、および補償：**デベロッパは、(i)第2項記載の権利、ライセンスおよび許諾を与えるために必要なすべての権利を所有または管理していること、また、かかる権利、ライセンスおよび許諾の行使はいかなる第三者の権利も妨害もしくは侵害しないものとすること、ならびに、(ii)プロモーションコードの使用はすべて添付書類Cの条項に従うものとし、また、いかなる第三者の権利も侵害せず、またはTerritoryもしくは世界中その他のいかなる地の政府機関の、適用される法律、指令、準則、および規則にも違反しないものとすることを表明し、かつ、これを保証するものとします。デベロッパは、Apple、その子会社および関連会社(ならびにこれらの各会社の取締役、役員、および従業員)に対して、本項記載の表明および保証に対する違反、または本契約および本別紙1のその他の条項に対する違反により生ずる請求、要求、訴訟、またはその他の手続きに起因する一切の損失、責任、損害、もしくは費用(合理的な弁護士費用および訴訟費用を含みます)につき補償し、損害を被らせないことに同意するものとします。

10. **支払いに対する権利放棄：**デベロッパはここに、プロモーションコードによるライセンスアプリケーションの配布およびダウンロードに対するロイヤリティ、収益、または報酬について、該当する場合は本契約の別紙1を含む本契約に基づいて支払われることがあるかどうかに関わらず、これを回収する一切の権利を放棄します。両当事者は、Appleおよびデベロッパ間においては、プロモーションコードによるライセンスアプリケーションの配布、およびダウンロードに関する第三者に対するロイヤリティの支払いまたはこれに類する支払いに対する各当事者の責任は、本契約の定めによるものとすることを認めるものとします。

11. **条項および条件：**デベロッパはさらに以下の条項に同意するものとします。

(a)デベロッパはプロモーションコードを販売したり、またはプロモーションコードの配布に関連していかなる形式の支払い、現物取引、またはその他の報酬も受け取ったりしないものとし、かつ、デベロッパは第三者にかかる行為を行わせないものとします。

(b)本添付書類Cのいかなる取引に関しても、本添付書類Cのいかなる規定も当事者をパートナー、ジョイントベンチャー当事者、もしくは共同所有者とするものではなく、または、いずれの当事者も他方当事者の代理人、社員、もしくは代表者となることはできず、もしくは他方当事者に自己に代わって行為し、拘束し、もしくはその他、いかなる義務を設定もしくは負担する権限を与えることはできないものとします。ただし、本第11項(b)のいかなる規定も本契約の別紙1、2、および3に基づく当事者間の代理もしくは受託関係を含む各当事者の権利および義務のいずれにも影響を与え、これを阻害もしくは変更するものではないものとします。

(c)デベロッパは、該当の地域において法律上要求されているコンテンツの年齢制限もしくは注意事項を明示するものとし、また、プロモーションコードが当該ライセンスアプリケーションに対するApp Storeのレーティングに即した適切な年齢の個人に対してのみ配布されることを保証するものとします。

(d)デベロッパは、誠実かつ倫理的に行動するものとし、また、猥褻なもしくは違法な、または違法もしくは危険な行為を助長する、またはAppleもしくはそのビジネスの評価を低下させ、毀損し、もしくは有害となるような言及(口頭であるか書面であるかを問いません)をせず、そのような行為をせず、またはそのような活動に従事しないものとします。

(e)Appleは、デベロッパもしくはホルダーに対して、Appleが標準的もしくは通常のApp Store利用者に提供するものを超えるテクニカルサポートまたはカスタマーサポートを提供すべき責任を負わないものとします。

(f)デベロッパは付属書1として本書に添付されている追加のプロモーションコード利用規約に同意するものとします。

(g)デベロッパはプロモーションコードについて、地域別の固有のホルダー利用規約およびプロモーションコードの失効日を、ホルダーにプロモーションコードを配布するために使用される文書(例えば、証明書、カード、Eメールなど)に記載するものとします。App Store Connectツールでプロモーションコードをリクエストする際、各地域向けにローカライズされたこの情報にアクセスすることができます。

(h)デベロッパは、デベロッパによるプロモーションコードの使用(デベロッパのApp Store Connectチームのその他のメンバーによる使用を含みます)、およびこれによるデベロッパもしくはAppleに生じる一切の損失もしくは責任につき、単独で責任を負うものとします。

(i)デベロッパのライセンスアプリケーションが何らかの理由でApp Storeから削除された場合、デベロッパは、自身のプロモーションコードの配布を停止すること、およびAppleが当該プロモーションコードを無効とすることができることに同意するものとします。

(j)デベロッパは、Appleが、デベロッパが本添付書類C、本契約またはその別紙1、2、もしくは3の条項のいずれかに違反した場合、すでにホルダーに配布済みであったとしても、当該プロモーションコードを無効とする権利を留保することに同意するものとします。

(k)デベロッパは、プロモーションコードを該当地域において配布することができますが、該当地域外における使用のためにいかなるプロモーションコードも輸出しないものとし、また、かかる輸出の権利もしくは能力を有していると表明しないことに同意するものとします。プロモーションコードの喪失の危険および権原の移転は、App Store Connect内、Eメール、またはAppleが提供するその他の方法によりデベロッパに引き渡された時にデベロッパに移転し、デベロッパが負担するものとします。

12.　　Appleの商標：プロモーションコードに関するデベロッパによるAppleの商標の使用は、「iTunes」および「App Store」（以下「本商標」といいます）に限定され、以下およびAppleが随時発行する可能性があるその他のガイドラインに従うものとします。

(a)デベロッパは有効期間内に限り本商標を使用することができます。

(b)デベロッパはAppleに対して、既存のもしくは以後作成される一切のメディアにおいて、本商標を付した広告資料、マーケティングマテリアル、プロモーション資料、もしくはその他の資料を使用する前に、書面による承認を受けるためにこれを提出するものとします。Appleにより書面により明示的に承認されていない資料は、Appleにより承認されなかったとみなされるものとします。

(c)デベロッパは本商標を参照としてのみ使用することができ、いかなる資料においても、本商標を最も目立つ視覚要素として使用することはできません。デベロッパ企業名、商標、またはサービスマークは、本商標への参照と比べて、著しく大きなものにする必要があります。

(d)デベロッパは直接的もしくは間接的に、デベロッパ、デベロッパのライセンスアプリケーション、またはデベロッパがプロモーションコードを要求しているプロモーション活動について、Appleの後援、提携、もしくは推奨を示すことはできません。

(e)デベロッパは、本商標はAppleの独占的な財産であることを認め、本商標に対するいかなる権利、権原、もしくは利益も主張せず、または、いかなる時も本商標に対するAppleの権利に異議を述べず、これを争わないことに同意するものとします。デベロッパによる本商標の使用によって生じる信用は、Appleの利益のためにのみ効力を生じ、本商標に対するデベロッパの権利、権原、または利益を生じるものではないものとします。

13.　　準拠法：本添付書類Cより生ずる、またはこれに関連する事実に起因または関連する、デベロッパおよびApple間の訴訟またはその他の紛争の解決は、本契約第14.10条に準拠するものとします。

付属書1

（別紙1の添付書類Cに対する）

App Storeプロモーションコード利用規約

1. 本添付書類Cに基づき交付されたプロモーションコードは、App Storeアカウントに振り向けられたものであるか否かを問わず、すべて添付書類Cの定めに従い失効します。

2. プロモーションコードおよび未使用の残額は、デベロッパおよびホルダーのいずれも、現金と引き換えることはできず、現金の払い戻しによる返却、交換はできず、ほかの商品の購入、割引またはiTunesもしくはApp Storeギフトの提供に使用することはできません。これには未使用で失効したプロモーションコードも含まれます。

3. プロモーションコードは、有効なApple Accountを有する該当地域内の個人のみが利用することができ、Territory内のApp Storeを通じてのみ引き換えることができます。App Storeのすべての製品がすべての地域において利用できるわけではありません。インターネットへの接続（使用料がかかる場合があります）、Appleソフトウェアの最新のバージョン、およびその他の互換性のあるソフトウェアとハードウェアが必要になります。

4. App Storeへのアクセス、App Storeでのプロモーションコードの引き換え、またはApp Storeからの購入、およびApp Storeで購入した製品の使用には、引き換えもしくは購入時に提示されるそのサービス規約（https://www.apple.com/legal/internet-services/itunes/ww/）を承諾することが必要となります。

5. プロモーションコードはホルダーの該当するApple Accountに組み入れられ、譲渡することはできません。

6. ホルダーの注文がプロモーションコードで利用可能な金額を超過する場合、ホルダーはApple Accountを作成し、その差額をクレジットカードで支払う必要があります。

7. 別途規定する場合を除き、データの収集および使用はAppleのプライバシーポリシー（https://www.apple.com/legal/privacy）に従う必要があります。

8. Appleは、プロモーションコードの紛失または盗難について責任を負いません。質問がある場合、ホルダーはAppleサポート（https://support.apple.com/ja-jp/billing）にアクセスすることができます。

9. プロモーションコードがApp Storeにおいて不正に取得された、または不正に使用された場合、Appleは、ホルダーアカウントを閉鎖し、ほかの支払い方法を請求する権利を留保します。

10. Appleおよびそのライセンシー、関連会社、およびライセンサーは、プロモーションコードもしくはApp Storeに関して、明示もしくは黙示の商品性または特定目的への適合性の保証を含め（ただし、これらに限定されません）、いかなる明示もしくは黙示の保証も行いません。プロモーションコードが機能しない場合、かかるプロモーションコードの交換をもって、ホルダーもしくは会社の唯一の救済手段とし、かつAppleの唯一の責任とします。これらの制限は適用されない場合もあります。地方および地域の法律によっては、黙示の保証に対する制限または一定の損害賠償の免責もしくは制限を認めないものもあります。これらの法律が適用される場合、前記の責任放棄、除外、または制限の一部またはすべては適用されない可能性があり、デベロッパもしくはホルダーは、追加的な権利を有することがあります。

11. Appleは告知なく、本付属書1記載の条項および条件のいずれかを随時変更する権利を留保します。

12. 本条項および条件のいずれの部分も、法律により禁止もしくは制限される場合は無効となる可能性があります。

添付書類D

（別紙1に対する）

App Store追加規約

1.　　App Storeでの見つけやすさ：App Storeにおけるデベロッパのライセンスアプリケーションの見つけやすさは、複数の要素に依存しており、Appleは、App Store内で特定の方法または順序でデベロッパのライセンスアプリケーションを表示する、取り上げる、またはランク付けする義務を負いません。

(a)アプリケーションランキングおよび見つけやすさに使用される主なパラメータは、正確なタイトルの使用、関連するキーワードやメタデータの追加、ライセンスアプリケーション内での説明的なカテゴリの選択といったテキストの関連性、評価とレビューおよびアプリケーションのダウンロードの数と質に関する顧客の行動、App Store内でのローンチの日付（関連する検索のために考慮される場合があります）、ならびにAppleが公表したいずれかのルールにデベロッパが違反したことがあるかどうか、です。これらの主なパラメータにより、顧客の検索クエリに最も関連性の高い結果が返されます。

(b)App Store内で取り上げるアプリケーションを検討する場合、Appleのエディターはすべてのカテゴリから、特に新しいアプリケーションおよび大幅にアップデートされたアプリケーションに着目し、高品質のアプリケーションを探します。Appleのエディターが考慮する主なパラメータは、UIデザイン、ユーザー体験、革新性と独自性、ローカリゼーション、アクセシビリティ、App Store製品ページのスクリーンショット、アプリプレビューおよび説明です。さらにゲームの場合、ゲームプレイ、グラフィックスとパフォーマンス、オーディオ、物語とストーリーの深さ、リプレイ機能、およびゲームプレイコントロールも考慮します。これらの主なパラメータを通じて、質が高く設計に優れた革新的なアプリが示されます。

(c)デベロッパがApp Store上でのデベロッパのアプリケーションに対する有料プロモーションのためにAppleサービスを利用する場合、デベロッパのアプリケーションは、プロモーションエリアに表示され、広告コンテンツとして示されることがあります。

アプリケーションの見つけやすさに関して詳しくは、https://developer.apple.com/jp/app-store/discoverability/をご参照ください。

2.　　App Storeデータへのアクセス

デベロッパは、Appアナリティクス、「売上とトレンド」および「支払と財務報告」レポートを使用することにより、App Store Connect内でデベロッパのライセンスアプリケーションの財務パフォーマンスおよびユーザーエンゲージメントに関するデータにアクセスすることができます。具体的には、デベロッパは、個々のアプリの販売およびアプリ内課金（サブスクリプションを含む）に関するデベロッパのライセンスアプリケーションの財務結果のすべてを「売上とトレンド」レポートで取得することや、「財務報告」レポートからデータをダウンロードすることができます。また、デベロッパは個人を特定できないデータについて、Appアナリティクスを閲覧し、デベロッパのライセンスアプリケーションに顧客がどのように関心を寄せているかを把握することができます。詳しくは、https://developer.apple.com/jp/app-store/measuring-app-performance/をご参照ください。Appアナリティクスのデータは、Appleの顧客の同意がある場合にのみ提供されます。詳しくは、https://developer.apple.com/jp/app-store-connect/analytics/をご参照ください。Appleは、ほかのデベロッパによるApp Storeの使用によって提供または作成された個人データまたはその他のデータへのアクセスをデベロッパに

提供することはありません。またAppleは、デベロッパのApp Storeの使用によって提供または作成された個人データまたはその他のデータへのアクセスをほかのデベロッパに提供することもありません。そのようなデータ共有は、Appleのプライバシーポリシーおよびによる当該データの取り扱い方法に対するAppleの顧客の期待に反する可能性があります。デベロッパが顧客から直接情報を求めることができるのは、当該情報が適法な方法で収集され、かつ、デベロッパがApp Reviewガイドラインに従っている場合に限ります。

Appleは、Appleのプライバシーポリシーにおいて概説されている通りに個人情報および非個人情報を取り扱います。デベロッパおよび顧客のデータへのAppleのアクセスおよび関連するプラクティスについての情報は、https://www.apple.com/jp/legal/privacy/data/ja/app-store/の「App Storeとプライバシー」をご参照ください。Appleは、Appleと連携してApple製品およびサービスを提供する、Appleの顧客への販売を支援する、Appleに代わり広告を販売してApp StoreおよびApple Newsと「株価」において表示する戦略パートナーに非個人情報を提供する場合があります。そうしたパートナーは、当該情報を保護する義務を負い、Appleがビジネスを展開する場所であればどこでも存在する可能性があります。

3. P2BおよびDSAの規則に従った救済オプション

デジタルサービスのための単一市場に関する2022年10月19日の欧州議会・理事会規則(EU)2022/2065および指令2000/31/ECの改正(デジタルサービス法(DSA))の対象となる、欧州連合において事業を設立し、かつ欧州連合に所在する顧客に商品またはサービスを提供するデベロッパに対して用意されている、Appleがデベロッパに対して行った措置(デベロッパアカウントの停止やApp Storeからのアプリの削除など)に関連して利用可能な救済オプションに関する詳しい情報は、https://www.apple.com/legal/dsa/redress-optionsで確認できます。

「オンライン仲介サービスのビジネスユーザーにとっての公正性・透明性の促進に関する欧州議会および理事会規則」など、platform-to-business規制(以下、「P2B規則」といいます)の対象となる地域において事業を設立したデベロッパ、およびそれらの国に所在する顧客に商品またはサービスを提供するデベロッパは、そうしたP2B規則に従い、次の問題に関して、https://developer.apple.com/contact/p2b/から苦情を提出することができます。(a)デベロッパが事業を設立した地域でデベロッパに影響を及ぼす、P2B規則に定められた義務をAppleが遵守していない疑いがある、(b)デベロッパが事業を設立した地域でデベロッパに影響を及ぼす、App Store上のデベロッパのライセンスアプリケーションの配布に直接関連する技術的な問題、または(c)デベロッパが事業を設立した地域でデベロッパに影響を及ぼし、App Store上のデベロッパのライセンスアプリケーションの配布に直接関連する、Appleが講じた措置または行為。Appleは当該苦情について検討および処理し、結果をデベロッパに伝えます。

欧州連合において事業を設立し、かつ欧州連合に所在する顧客に商品またはサービスを提供するデベロッパに対して、Appleは以下の調停機関を提示します。Appleは、関連するApp Storeサービスの提供に関して生じたAppleとデベロッパとの間の紛争(Appleの苦情取り扱い制度によって解決できなかった苦情を含む)の法廷外の解決について、欧州連合において事業を設立し、かつ欧州連合に所在する顧客に商品またはサービスを提供するデベロッパと合意に達するよう試みるため、当該調停機関での手続きに参加する用意があります。

Centre for Effective Dispute Resolution
P2B Panel of Mediators
70 Fleet Street
London
EC4Y 1EU
United Kingdom
https://www.cedr.com/p2bmediation/

LYL262
2026年10月29日